

**Journal
of
Shariah Studies**

**No.6
2009**

Contents

<Thesis>

- Historical consideration for the concept of
consumption debits and credits in IslamJunya Shinohe
The authority of Hadeeth Hirofumi Oki
The political influential power of OIC and its Activities Nobuo Mori
The notion of Sin in Quran Yoshihide Kashihara

<The Islam world circumstances>

- The oppression against the Uyghur and its reflection on the Central Asian region.
Islamic insurance Takaharu Nakajima

<Reviews>

- Lecture in ,2008 “Islamic Social Insurance and The philosophy of Islam”
Report of “Tafshir(exegesis) Quran” study
1.Report of “Tafshir Quran” study : Sura4-1 ~ 21 Nobuo Mori
2.Report of “Tafshir Quran” study : Sura4-22 ~ 43 Hirofumi Oki
3.Report of “Tafshir Quran” study : Sura4-44 ~ 65 Toshio Endo
4.Report of “Tafshir Quran” study : Sura4-66 ~ 87 Kimiaki Tokumasu
5.Report of “Tafshir Quran” Sura4-88 ~ 113 Jiro Arimi
6.Report of “Tafshir Quran” Sura4-110 ~ 131 Junya Shinohe
7.Report of “Tafshir Quran” Sura4-131 ~ 152 Hideomi Muto
8.Report of “Tafshir Quran” Sura4-153 ~ 176 Yoshihide Kashihara



Shariah Research Institute
Takushoku University
Tokyo.Japan

シャリーア研究

第六号

2009



シャリーア研究

第六号
2009

拓殖大学
イスラーム研究所

慈悲あまねく慈悲深きアッラーの御名において

—目 次—

〈論考〉

イスラームにおける消費貸借概念の歴史的検討	四 戸 潤 弥	1
ハディースの権威	大 木 博 文	29
イスラーム諸国会議機構（OIC）の活動とその政治的影響力	森 伸 生	73
クルアーンにおける死生観と罪の概念	柏 原 良 英	117

〈イスラーム世界事情〉

ウイグルの弾圧事件と中央アジア地域への影響	中 島 隆 晴	133
-----------------------	---------	-----

〈記録〉

イスラーム講演会記録 イスラームの社会保険（タカーフル）とイスラームの理念	アブドッラティーフ・ マハムード・アール・マハムード博士	143
---------------------------------------	---------------------------------	-----

第1回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第1節～21節	
..... 森 伸 生	149
第2回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第22節～43節	
..... 大 木 博 文	175
第3回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第44節～65節	
..... 遠 藤 利 夫	201
第4回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第66節～87節	
..... 徳 増 公 明	217
第5回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第88節～113節	
..... 有 見 次 郎	237
第6回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第110節～131節	
..... 四 戸 潤 弥	253
第7回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第131節～152節	
..... 武 藤 英 臣	265
第8回タフスィール研究会報告クルアーン第4章婦人章 第153節～176節	
..... 柏 原 良 英	281

執筆者紹介

有見 次郎	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
遠藤 利夫	拓殖大学イスラーム研究所シャリーア専門委員
大木 博文	マラヤ大学イスラーム学アカデミー博士課程
柏原 良英	拓殖大学イスラーム研究所主任研究員
四戸 潤弥	同志社大学神学部教授
徳増 公明	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
中島 隆晴	拓殖大学海外事情研究所助教
武藤 英臣	拓殖大学イスラーム研究所客員教授
森 伸生	拓殖大学イスラーム研究所所長・教授

(五十音順)

イスラームにおける消費貸借概念の歴史的検討

四 戸 潤 弥

要旨

「イスラームは現世と来世を統合した宗教である」と言われるように、現世の社会経済生活における正しい実践は戒律の実践と同じように重要である。信者たちの日々の実践の有り様は、民法（ムアーマラート）規則と、宗教儀礼（イバーダート）規則によって指針が示される。民法は財産をめぐる他人同士の間人間関係を規定したものであるが、家族法（身分法）は血縁と義理の間人間関係における財の有り様を規定したものであるという点において、民法の一部となる。イスラーム民法は財の所有権の移転の主たる手段である取引を中心に展開され、家族法の規定は婚資（結納金）、扶養、相続、遺贈など財の一方的給付という点から、交換を基本とした取引の変則の形としての一形態となる。

本稿は、イスラーム取引法の中での消費貸借概念が商業における投資貸付を基本としたものであったことを明らかにし、同時にイスラーム到来後の投資貸付における利子禁止が中小規模の商業者にとって有利に働き、それを大規模商業者が受け入れた理由が農工業の投資利益に比較して商業における投資利益の大きさにあることを指摘した。また、カルド（消費貸借）の語から、貸主と借主相互に利益をもたらすキラード（投資貸付）の語が派生したものであることに着目し、この二つの用語が状況に応じて適宜に用いられて消費貸借が行われていたことを明らかにした。それはイスラーム金融論において利子回避手段として、イラク地方の人々の用語である共同事業（ムダラーバ）の語を借りるまでもなく、ヒジャーズ地方メッカの人々の用語に戻ることにより、イスラーム金融を統合的に理解することを促すものである。

目次

はじめに

1. 宗教における民法の重要性
2. 日本人の宗教観との齟齬
3. 商業の民を教え導いたイスラームの歴史的特殊性

問題の所在 –消費貸借概念の検討–

1. 消費貸借の定義
2. 消費貸借行為は奨励行為
3. 投資貸付と返済期日条件
4. 利子（利息）の禁止と、利子の額
5. イスラーム以前の利子の慣行の確認
6. リバー・ファドルとリバー・ナスィーヤの意味
7. リバー・ファドルとリバー・ナスィーヤについて
8. 消費貸借と利子の禁止
9. 消費貸借での利子禁止は誰に有利となったか
10. 利子禁止と取引における支払い猶予は誰に有利となったか
11. 利子の禁止の意図
12. 投資貸付としての原資の保証
13. 「カルド」と「キラード」
14. マーリキ派の投資貸付概念の検討
15. 消費貸借概念の地域的共通性 –参考として–
16. 短い結論

はじめに

1. 宗教における民法の重要性

「イスラームは現世と来世を統合した宗教である」と表現されるように、イスラームにおいては、神への信仰を前提として戒律の実践を規定した宗教儀礼法（イバーダート）に劣らず、社会経済生活における人々の関係を規定する民法（ムアーマラート）は非常に重要である。

イスラームの民法（ムアーマラート）は、一言でいえば、商業社会における財の交換の体系である。

財の交換は当事者双方の給付において所有権と用益権の移転を目的とする。それは売買を主たる契約として、その変形である消費貸借、有償、無償使用貸借などがあり、この体系を維持するための質権、留置権、抵当権、保証、代理、拾得物、賠償、瑕疵、引渡し、受取、利息などの補完規定がある。一方、これら取引の主体に関しての法的能力規定と、財産の一方的給付としての扶養、相続、贈与規定と、これらの主体に関係する婚約、婚姻、離婚、親子、親族関係と非親族関係の規定としての身分法（家族法）などがあり、それらは『クルアーン』と『ハディース（預言者言行録）』を法的根拠としている。

また取引の主たるものとしての売買契約においては取引当事者間の財の交換の意思確認、売買物と価格の確定、引き渡し方法と完了、そして当事者のいずれか一方が売買物、あるいは支払い代金の引渡し遅延、あるいは未完了態にあるときにはじめて発生するダイン（代替物引渡しの義務）としての債務、そして最後に債務が返済不能に陥った場合に、資金に余裕のある者への債務移転（日本法の債務譲渡とは異同がある）というふう取引の始まりから完了、それが遅延した場合に発生する債務の処理など体系としての法規定も前記『クルアーン』と『ハディース』を根拠としている。

イスラーム法の特徴は、日本法のように債権、債務に集中して法をみるのではなく、社会システムとしての財の移転や移動を総合的に規定していることである。取引終了後一定期間に権利の行使が認められる法定解除権や、取引にお

ける利子（利息）禁止などはイスラーム法の特異な点であるが、それもまたイスラームが目指す社会システムを補完するものである。前者は契約の成立において契約主体の同意のみでなく、満足も含めて財の安定した移転を補完する。これは日本の消費者保護法と重なる部分がある。後者は古い時代の商業社会における生産手段としての資本の投資貸付を前提とした消費貸借概念を示唆するものである。

2. 日本人の宗教観との齟齬

イスラームの聖典『クルアーン』や、神の使者であるムハンマドの言行録『ハディース』で商業や相続を含めた財の規定が多く語られる結果、イスラームを「商売人の宗教」としてその特徴が指摘されることが多々あるが、日本人の宗教観を考えると、この表現は良い印象を与えない。その多々なる指摘を行う研究者の中に、イスラーム研究の権威と評される井筒俊彦がいる¹。

「商売人の宗教」との井筒の指摘は、『クルアーン』が「俗っぽい宗教書」との揶揄を込めたものなのか、それとも「初期イスラームの布教対象が交易商業を生業とするメッカの商人たちであり、来世の幸福を得る条件として、現世の生業を通じての正義の人、義の人であることが説かれ、来世の幸福を得る状況を彼らの生業である商業が比喩として用いられた、いわば商業の民を真の教えに導いた軌跡の記録の書」とのものなのかは明らかにされていない。もちろん後者が妥当であることは言うまでもない。なぜなら道を求める人に職業の区別はないだろうし、もし初期イスラームが農業の民を布教の対象としていたなら、農業生活の中に比喩を求めながら真理を説いていたはずだからだ。それ故に『農民の宗教』と言うことができたとしても、後者の意味でしかないはずだからだ。

3. 商業の民を教え導いたイスラームの歴史的特殊性

初期イスラームのメッセージの受け手がメッカの商人たちであった事情を反映して、そしてその商人たちが究極の目的である来世の幸福を得るために神への心からの帰依と実践をすることの必要性を説くために生業である商売を比喩

としている事情を反映していることを考慮すれば、イスラームの啓典理解にはメッカ商人たちの社会システム、彼ら同士の競争と協力のビジネス関係の理解が前提となる。これまでのイスラーム啓示の理解の大半は、俗の商業に対する考慮がなされず、商人たちの心理と行動を含めてなされることもなかった。それらは否定されるべきもの、放棄されるべきものとしてしか見なされなかった。中東をはじめとするイスラーム世界の法学者たちは、昔からイスラームの現世と来世との関係を指摘する場合に、「イスラームは現世と来世を統合した宗教である」とのことばを語り継いできたが、日本の多くの研究者は、イスラームの現世と来世の統合した宗教観をそのまま理解しようとしてこなかった。そのためわが国のイスラーム研究では、来世への幸福を得る指針としての財をめぐる現世の正しい人間関係を規定したイスラーム法（シャリーア）の総合的研究がなされてこなかった。

問題の所在 ―消費貸借概念の検討―

法学的観点から言えば、財をめぐる現世の正しい人間関係の規定は時代的、あるいは産業社会構造を反映したひとつの社会システムが要請する規定であり、時代の変化に対応して法規定も変更され得るものであると言える。

イスラームの法規定を見るならば、初期イスラームの布教対象であった商業社会メッカの人々の社会的関係、商業社会構造の是非を神に問う形で啓示がなされた。そのことは『クルアーン』の表現に目を留めれば明らかである。このようにして神の法判断が集積したものがイスラーム法である。それは神が普遍の法典として人々に一括して授けたものではなく、段階的に立法されたものである。

イスラームの財産や取引に関する法規定の多くは具体的事件に対して意神の判断が下されたものである。それらは神の判断であるから正しく、人間が異を唱えることはできない。

しかし、神の判断が、その具体的事件に関してのみの判断か、あるいは一般規定となって信徒が永遠に従う普遍的法規定となるかについては法学的思考過程を経た判断が必要である。

イスラーム世界の人々は7世紀の神の判断を一時的な、その事件に関してのみ有効な判断か、あるいは普遍的な一般規定かを法学的に判断して継承してきた。それは632年に啓示が途絶え、それ以後預言者が現れないとの『クルアーン』の啓示が存在する以上、当然であり、イスラーム社会の一致した判断であった。

その普遍性を持つ法を総合的に把握するためには、法の内容理解に加えて、制定された社会システム、社会の人間関係、社会状況を考慮する必要がある。

本稿は、イスラーム金融の主体的機関の一つである無利子銀行の利子回避システムであるムダーラバ（共同事業、あるいは匿名組合）契約を検討する。

ムダーラバ契約の用語はあまりにも無造作に使われており、原義から離れているのが最近のイスラーム金融世界の現状である。例えば、銀行預金者は一定金額を銀行に預金することで出資者となり、銀行はその資金を投資事業に使い、その利益を預金者と銀行とで分配するというものであるが、事業の特定はないし、元金保証もない。こうしたことから非イスラーム世界からの批判は利子と利益を単に置き換えただけ、元金保証なしでは預金システムは成立しないなどと手厳しい。これは共同事業という概念を安易に訳語として定着させてきた結果である。一方日本法にも曖昧さがある。例えば銀行預金は消費貸借契約であるのだが、それを預金とする日本における名称もまた、曖昧さが増すだけである。

そもそも「ムダーラバ」は投資貸付を意味し、その点で消費貸借の範疇に入る。だが、この語はメッカの人々の用語ではなかった。メッカの人々をヒジャーズ地方の人々と言うが、彼らのムダーラバにほぼ相当する語は「キラード」である。「キラード」の原義は、投資貸付が貸主、借主双方の利益となるという相互作用を表す「カーラダ」の動名詞である。これに属する単語として貸付、消費貸借の「カルド」がある。

本稿の目的は、「カルド」に注目して、「キラード」へ至る道筋を探ることに

ある。メッカの人々が使った消費貸借、貸付を意味する「カルド」が投資貸付を意味する「キラード」へ移行する用法が、メッカ商業社会の商慣習としてあったことが分かっている。従ってイスラーム無利子銀行は西欧の銀行に合わせて法解釈を御都合主義的に適用したのではない。銀行預金の性格を見るならば、特定の事業を指定、あるいは限定することなく、一定の金額を投資行為するとの前提で預け、利子をとる投資貸付であり、それは消費貸借であることに現代イスラーム学者が注目し、ムダーラバの契約を預金に適用したのであったことが推定できる。イスラーム以前に行われていた投資貸付における利子の契約条件はイスラームの到来と共に禁止され、投資貸付本来の利益分配の契約条件のみが残されたのである。本稿はメッカ社会の消費貸借が本来的に投資貸付であったことを指摘し、同じ語源から投資貸付の相互利益を意味する「キラード」へ至ることを明らかにする。

1. 消費貸借の定義²

消費貸借とは「貸主が借主に与える財を、貸主に換算した代替物で返却すること」で、アラビア語で「カルド」と言う。「カルド」の原義は、「切り取ること」で、「借主が貸主の財を取るが、それは貸主の財の一部を借主が切り取ること」であることに由来する。

2. 消費貸借行為は奨励行為

消費貸借行為は奨励行為（マンドゥーブ）とされている。ところで本稿の論の進め方に関係することであるが、消費貸借が奨励行為であるとされることの解釈には立場によって捕らえ方が異なってくる。

消費貸借には、生活の維持のために借りた財を消費する場合と、事業を行うために借りた財を消費する場合とがある。次に事業には、生産のための生産財や生産手段の購入やメンテナンスなど生産過程で消費する場合と、生産財を購入し売却して差益を得る商業行為のために消費する場合とがある。まとめると、自己の生命や生活維持のための消費、生産行為のための消費、商品売買のため

の消費の3通りとなる。

初期イスラームの消費貸借は最後の製品買付けのための消費を前提としている。それがメッカの商人たちの消費貸借利用の第一であった。

ところが、イスラームが布教拡大すると、第1と第2のための消費貸借を利用することを専らとする人々が入信し、その中からイスラーム学者たちが輩出すると消費貸借に言及している『クルアーン』や『ハディース』の解釈に変更が加わる。

メッカ時代の交易における投資のための消費貸借は、利子率が2倍、3倍であっても商売が成功すれば100倍、500倍の利益も可能であったので希望が持てた。一方、消費貸借に暗いイメージを持つ社会は農業、工業社会である。農業は天候不順や、また豊作による価格暴落と製造業よりも市場の影響を受けやすいが、前者は土地という手段の生産性をから見て商業のような大幅な利益増は見込めない。一定面積当りの収益は一定しており予想ができる。製造業にしても設備投資による利益増が期待できるが、同じ生産手段を維持したままでは飛躍的な増益は期待できない。したがって消費貸借利子率も一定の歯止めがかかるようになるし、返済にも余裕がない状況が続く例が多かった。

失敗すれば消費貸借は重荷になるが、成功した場合の期待度は大きく違っているのが農業、製造業と、商業である。

エジプトのイスラーム法学者でムスリム同胞団のメンバーであり、教科書として有名なイスラーム法学書『フィクフ・スンナ』の著者アッサイイド・サービク（1915-2000 没）は、消費貸借の機能を困っている人への支援にあるとの立場を取り、消費貸借を奨励している『ハディース』を同書で取り上げ、説明している。³

アッサイイド・サービクと異なり、消費貸借を奨励する理由をビジネスチャンスとして見る立場ならば、投資事業を行いたい人と投資貸付を行いたい人のための消費貸借となり、消費貸借の社会経済的役割は大きく違ってくる。

アッサイイド・サービクは消費貸借奨励理由を、まず人助けの奨励を前提に解釈し、次の『ハディース』を取上げている。

「アブーフライラが預言者の言葉を伝えている。

『ムスリム（イスラーム教徒）の現世の憂いを軽減する者に、神は最後の審判の日での憂いを軽減させる。苦勞している者を楽にしてやる者に、神は現世と来世の苦勞を楽にしてやる。神は信徒が宗教的同胞を支援する限り、その信徒を支援する。』⁴

これを最初に引用されると同胞愛が消費貸借の理由になる。しかし同胞愛なら消費貸借ではなく、贈与や寄付、喜捨の方がより直接的である。消費貸借を支援とし、それが直接的支援になるのはビジネスの世界の投資貸付でしかない。消費貸借を相互扶助と指摘してから、アッサイド・サービクは消費貸借に言及した『ハディース』を引用する。

「ムスリムとアブー・ダーウード、そしてティルミズイーが編纂した『ハディース』には次のことが掲載されている。

『ムスリム（イスラーム教徒）がムスリムに財を2回、貸し付けた（消費貸借）なら、そのうちの一度は布施のようなものである』⁵

これは返済が義務づけられている消費貸借を2度行えば、一度は布施と同じと言っており、ビジネスでの投資貸付の意味合いが強い。なぜなら寄付か、布施のように返済不要の方でない投資貸付を奨励行為としているからである。

3. 投資貸付と返済期日条件

イスラームの投資貸付であるカルド（消費貸借）契約では、多数説として返済期日の取決めは否定されている。マリーキ派では返済期日を定めても契約は有効であるとする。⁶

筆者が思うに、消費貸借は商業行為における奨励（マンドゥーブ）規定としての枠で理解すべきである。特に、消費貸借の返済時期を設定しないことを契約条件として組み入れているイスラームの考え方は、農業や工業社会のようにある一定の時期に収穫や、製品納期を期待できる産業社会には合わないからである。商業であれば明日にでも何十倍、何百倍もの利益を期待できる場合があるし、2年後に期待できる場合もある。すべて商機を得て成功するかどうかに

かかっており、時期が確定できないからである。しがたってそれはイスラームにおける消費貸借が投資貸付を前提としていると見なすことができる根拠ともなる。

返済期日が契約内容に含まれることを是認する『クルアーン』の啓示が現れてくるのは、メディナがイスラームの布教対象地域に含まれてからである。「あなたがた信仰する者よ、あなたがたが期間を定めて貸借する時は、それを記録にとどめなさい。」『クルアーン』2-282⁷

この『クルアーン』2章282節は、返済期日を定める貸借規定である。この規定は農業生産物に対する前払いの貸付契約により適合する。なぜなら収穫時期とそれに伴う収益が予想できるからである。

メッカは商業社会であったが、預言者ムハンマドと彼の教友たちが移住したメディナはナツメヤシ栽培や遊牧を行う農業社会であった。農業社会がイスラームの布教対象に含まれるようになると、『クルアーン』の規定に農業社会の契約規定が加わるようになったと見るべきであり、それまでの投資貸付契約に馴染まない農業での前払い貸付契約が含まれるようになったのである。従って商業における投資貸付は返済期日を定めないと理解される。

4. 利子（利息）の禁止と、利子の額

『クルアーン』での利子禁止を見ると、それが商業ビジネスの中で位置づけられていることを理解するのは容易である。

「もしあなたがたがそれを（利子を放棄）しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。だがあなたがたが悔い改めるならば、あなたがたの元金は取得出来る。（人びとを）不当に扱わなければ、あなたがたも不当に扱われない」『クルアーン』2-279⁸

日本ムスリム協会の訳で、「元金」となっている部分は、アラビア語で「ルースル アムワール（資本：複数形）」のことである。元金と原資本とでは、その意味はかなり違っている。資本の貸付が消費貸借であることは、メッカが商業社会であったことを再確認し、人々相互間に資本の融通があったことを示す

ものである。

消費貸借は、投資貸付のことであった。そしてこの投資貸付において利子（利息）取得行為が行われていた。その利子（利息）の額も、貸付資本の倍、倍々であった。イスラームになってこの利子（利息）取得行為が禁じられたのである。

農業社会、あるいは工業社会では消費貸借の利子が2倍、3倍になることは稀である。それは悪徳行為である。イスラーム以後、消費貸借の利子が禁止されるが、それが可能であった社会こそ商業社会である。その理由は、農業の生産手段は土地であり、一定面積から前年度比2倍、3倍の収穫は期待できない。また工業社会の柱である製造業では同じ生産設備から前年度比2倍、3倍の生産は期待できない。商業においてはそれが可能なのである。仕入れと販売に成功すれば、利益は100倍、200倍になることも実現可能である。『クルアーン』が否定した高利の存在は、メッカが交易商業社会であったことを裏付けるものである。

5. イスラーム以前の利子の慣行の確認

イスラームの利子についての日本語での説明は、事典や研究書、一般書籍に容易に見出すことができるが、論点の整理のために本稿で再度説明する。

利子（利息）には大きく分けて二つある。ひとつはリバー・ファドルで、もうひとつはリバー・ナスイーヤである。

前者は、同種、同量の貨幣と貨幣、あるいは食物と食物との交換における増額である。具体的には、金、銀、小麦（カマフ、ヒンタ）大麦（シャイール）、ナツメヤシ、塩を交換する場合には、代替物として交換することを要請している。実際問題として同種、同量の交換は起こりえず、貸付とか、一時流用とかで、一定後返済することになる。次の『ハディース』が示唆していることは、貸付が商取引行為のひとつとして認識されていることである。

「アブー・サイードが伝えている。

神の使徒は言った。

『金と金、銀と銀、麦と麦は同じもの（同種、同量）を手から手へと。そし

てそれを増加させたり、増加して返したりした者は利子（利息）取得行為をしたものである。（利子）を取った者、与えたものはどちらも同じ（同罪）である。』⁹

「神の使者は言った。

『金と金は、それとそれ以外（同種同量）は利息となる。麦と麦、それとそれ以外（同種同量）は利息となる。大麦と大麦、それとそれ以外（同種同量）は利息となる。ナツメヤシとナツメヤシ、それとそれ（同種同量）以外は利息となる。』¹⁰

法学書では、この二つのハディースは為替の根拠として使用されるが、その目的は同種同量の交換の根拠ではなく、交換が完了していること、つまり同種、同量の交換の取引条件は同時性であること、一方のみの給付は無効条件となることを主張することにある。これら5種の品目は貨幣と主要農産物である。

同時性が失われた場合には、貸付となり、同種同量の返済となるが、貨幣の場合には金銭貸借となり、主要農産物の場合には商品貸付となる。後者が転売された場合には投資貸付となるかについては意見が分かれる。

これらは通貨の機能があるため、交換においては流通としての機能を果していること、貸付においては投資貸付としての機能を果していることに気がつかなければいけないだろう。利子取得行為がこれらの交換で行われていたのは、同時交換が成立しなかった場合であるが、その場合には受け取ったものを相手にその場で返済して取引を取り消すか、あるいはその場で返さずに、貸付として後で返済となる。利子の問題が発生するのは一方のみの給付であった場合で、後での猶予返済である。

6. リバー・ファドルとリバー・ナスィーヤの意味

リバー・ファドルは同種の不等交換を意味している。具体例は貨幣であるが、それは質の差の問題が含まれていた。商業の貨幣流通の問題である。また為替取引のその場での完了という為替変動を極小にするためであった。

リバー・ナスィーヤは貸付契約において、返済猶予を条件とした増額を意味していた。売買においては、商品価格代金の支払い猶予となり、使用貸借にお

いては返済猶予における増額となる。

7. リバー・ファドルとリバー・ナスィーヤについて

為替を含めての交換と、使用貸借、そして売買の中で利子取得行為が禁じられている場合、それぞれの契約における利子概念に共通性がなければならない。それが増額であるというのは簡単だが説明になっていない。どの契約においても増額がなぜ共通事項として認識できるかの説明が求められているからである。

筆者は、別論文¹¹において、取引における利子と使用貸借においての増額（利子）の共通性を指摘したが、ここで簡単に説明すると、為替などの取引において利子が発生するのは、一方のみの給付しか行われていない場合で、同時性の条件が満たされない結果、代替物である金銭や主要穀物の貸付になり、そこで返済猶予での増額が利子となる時である。消費貸借は一方の給付であり、後になって同種、同量を返済することになり、ここでの増額が利子である。売買においては支払いの遅延における増額が利子となる。一方の支払いの遅延における増額（利子）としての共通性がある。こうした認識によってすべての取引のなかで利子を位置づけることができる。

8. 消費貸借と利子の禁止

現世の無常を悟り、現世を捨てて出家することを説く仏教が文化となった日本では、イスラームのように現世と来世を統一的に理解する教えはなかなか理解されにくい。しかしイスラームを商業の民の教えであるという理解に留まったままでは『クルアーン』や『ハディース』は十分に理解できない。この二つはさらに踏み込んで、商業者間の正義を語っているところまで進むと理解が開けてくるのを感じる。メッカという商業社会には大中小の規模の異なる商業の民がいて、彼ら同士の関係が競争と共栄関係にあり、この競争と共栄関係を維持するために必要な社会システムをイスラームが啓示の中で語っているとの理解に到達する。

イスラーム金融の核心は利子取得行為の禁止である。これまで多くの研究はイスラーム教徒たちの研究を含めて『クルアーン』と『ハディース』の利子禁止に関する文理解釈的研究であった。そして禁止の理由の説明が方法論もなく、イスラーム諸法学派の書籍の詳細な検討もなく、研究者たちの感情によってなされてきた。

その多くは不労所得論である。不労所得論の欠点は、取引における利子の説明の弱さになる。取引は契約当事者がともに参加しており、取引を行って、支払い猶予による増加契約を利子とするものである。商業における労働とは仕入れと売買行為であり、支払い猶予による増額は働き手である売主に対する支払いの中に起こる。不労は利子を受け取らない支払い者であるから不労所得論は成り立たない。成り立つのは商業でなく農業と工業においてである。

消費貸借における利子には、投資貸付利子も含まれるが、投資貸付での利子の否定で不労所得を根拠とすることは欧米や日本ではまったく説得力がない。投資行為における所得を不労所得とは言わないからである。

消費貸借の利子禁止の理由を不労所得に求めることが非イスラーム社会においては矛盾であるのは、非イスラーム社会が投資貸付による収益分配を不労所得と考えない欧米と同じ立場であるからである。欧米は投資貸付で収益分配を行わず利子をとる点でイスラームと違っている。

こうした事情からイスラームの利子禁止の理由を文理解釈に限定して理解することは難しい。

イスラームが利子を禁じた理由はなぜかを探るために、本稿は別な視点を提示する。

- 1) 取引において利子が禁じられる理由
- 2) 消費貸借において利子が禁じられる理由
- 3) 利子禁止は誰にとって有利であり、誰にとって不利であるか
- 4) 利子禁止によってメッカの生業である交易商業社会が受けるメリットは何か、あるいは社会システムの維持は誰にとって利益なのか。

以上の4つの視点を導入して、イスラームの法学書の古典を資料として使い

ながら分析を行う。

この分析にはマリーキ派の学祖イマーム・マリーキ (Mālik ibn Anas ibn Malik ibn 'Āmr al-Asbahi (711 - 795) (93 AH - 179 AH) の『ハディース』解釈書『アルムワッタ』と、法学書『ムダッワナトルクブラー』利用した。その理由は、同学派が消費貸借である「カルド」、投資貸付である「キラード」という二つの用語を使用しているからである。

他の法学書にも言及があるが、多くの法学書は、イラク地方での用法であるムダーラバ（投資事業）をメッカ地方での用語キラード（投資貸付）と同じ意味に使用している。このため「キラード」は意味の差異がある「ムダーラバ」と同義語とされてしまった。預言者の時代のメッカにおける商業用語にできるだけ近づくためにマリーキ派の文献を利用した。

ムダーラバは無利子銀行運営合法化理論として使われ、多くの人の知るところである。共同投資事業、あるいは匿名組合として理解される「ムダーラバ」は、もともとメッカの用語ではなく、メッカでは「カルド（消費貸借）」から派生した相互作用の意味を付加するファーアラ動詞の動名詞「キラード」である語に相当するが、その意味は貸付をして双方が利益を得るというものであり投資貸付による利益分配を意味している。

これは共同事業まで至らず、お金を持っているAが、別の人Bに対して、このお金を使って商売を行えとする投資貸付である。「ムダーラバ」と「キラード」の意味の違いは、特定事業に関する両者の係わり合いが、平等なパートナーで両者が共に参画するような共同事業の意味を含まないことである。

銀行預金を共同事業とすることには無理があるが、投資貸付であれば意味が近寄ってくる。

共同事業ではなく、貸主借主が利益を享受できる投資貸付という意味の「キラード」に留めるなら、当時のイスラームの啓示の理解にも接近可能であり、法の効果への解釈も可能になる。投資貸付は同じ消費貸借であっても、投資事業に対する出資者の事業利益取得権利を保障する。利益は事業収益であり、一定の取り分を金銭的にあらかじめ設定した欧米や日本の銀行が取得する利子は

イスラームの時代になって禁じられた。つまりイスラーム到来以前のジャーヒリーヤ時代のメッカの商慣行は否定され、投資貸付においては利子取得否定、利益分配型への新しいシステムへと移行したのである。

この新しいシステムは神の啓示として伝えられ、これ以降、今日に至るまでイスラーム社会での利子取得行為は違法となってきた。なぜ利子が禁止されたかの理由を立法者である神は説明しなかった。その違法行為がどれほど罪深い行為であるかだけが語られた。利子禁止の理由が解明されなければ、これに反対する非イスラーム世界はあらゆる理由をあげるだろうし、事実あげてきた。無利子銀行が営業できるわけがない、利子なしで誰が人に金を貸すか、誰が銀行に預金を預けるかなど適用不能論での反対論が多かった。

神がその理由を語らなかった以上、私たちはその理由を知ることが永遠にできない。だが利子禁止が取引に伴うものである以上、利子禁止によって誰が有利になり誰が不利になったかを理解することで利子禁止理解を深めることができる。また利子禁止のシステムが全体として何に貢献できるかを理解することもまた可能である。さらに利子禁止が取引者双方に受け入れられ、継続できたことを理解するなら、利子禁止がそれを可能にした補完的代替である利益の分配にも目を向けることができる。特に生産手段の土地が生み出す富が倍々ゲームになることは決してない農業経済での利子と、一回のキャラバンで500倍、1000倍の利益実現可能性を含む商業経済での利子と利益の関係にも目を向けることができる。

いずれにしろ重要な視点は総体としてのイスラーム社会が商業社会であるだけに留まらずに、その社会の内部に踏み込み、新しく選択された商業社会システムと、その中で商業を生業とする商人同士の競争や相互の商業的關係へ目を向けることである。

9. 消費貸借での利子禁止は誰に有利となったか

イスラームでの消費貸借は投資貸付を基本とする。商業によって繁栄の道を見出したメッカの民はこの生業をメッカ社会のシステムとして個人的にも、社

会的にも維持していくことを重要視していた。利子取得行為はあった。それは大商人を益々豊かにしていくことになった。資本のないメッカの民にとって豊かになるチャンスは商業資本による仕入れと売却による商業活動にあった。買付資本のない者は大商人の使用人になるか、貧乏のままでいるか、あるいは資本を借りてビジネスチャンスを手に入れるかの道を選択した。

預言者ムハンマドは25歳で、裕福な未亡人ハディージャと結婚した。結婚前の人生は信頼できるメッカの商人であり、結婚後もその評判は変わらなかった¹²。ハディージャは投資事業を営む裕福な未亡人であったと記録されるが、彼女の豊かさの程度は記録されていない。預言者にシリアへの買付旅行を任せ、彼が信頼できる人物との確信を得た。その結果の結婚申し込みであった。当時叔父アブー・ターリブは預言者の後見人であった。商業社会では後見人は保証人であり、取引取引業を営む者にとって債務履行を確実にさせる機能を持つ保証人は必要不可欠の要素であった。預言者は叔父と共にシリアへ交易旅行をしたが、どちらも豊かであったとの記録はない。結婚後、経済的に余裕のできた預言者ムハンマドは、叔父アブー・ターリブの経済負担を軽減するため、豊かだった叔父アッパースと共にアブー・ターリブを助けることにし、アブー・ターリブの息子アリーを引き取り養育した。このアリーが4代カリフで預言者ムハンマドの娘ファティマの夫となるが、生業に関しては大規模商人で豊かであったとの記録はない。

資本のない若者にとって、あるいは豊かになるチャンスが商業であったメッカ社会を考えると、投資貸付の利子が禁止されることは資本の少ない商人に希望を持たせることになったとの推測は十分に可能である。

さらに投資貸付者である貸主も、資本はないが危険の伴う交易業で富を手にいれようとする者に貸付を行い、その事業での利益を取決めによって分配（半々、1：2）することを契約条件に入れた。利子を放棄することを受け入れたのは、イスラーム教徒であると同時に、交易商の利益が農業や製造業に比較して格段に大きいという事実に着目すれば理解が容易となる。

10. 利子禁止と取引における支払い猶予は誰に有利となったか

利子禁止によって、メッカの商業社会は新しいシステムに移行した。投資貸付をしたものは、利子を放棄し、利益の分配を得ることになった。

さてここで、取引における支払い猶予での利子（増額）を再確認しなければならない。イスラームにおける利子とは金銭支払いの猶予期間に対する増額である。それは取引物の給付を受けたが、支払いが行われていない状況での増額である。そこには利益の分配に預かる可能性は否定された。

これは商人間の競争の公平に役立つ。当時付け払いがあったことは利子取得行為の商慣行からも明らかである。誰もが取引において売買物と価格の支払いが同時に行われる状況にあったわけではないし、またあったとしても、取引物の引渡しや、一定の重量と危険度を伴う貨幣の引渡しには、適当な時間（営業時間）と場所（安全な引渡しと確認が可能な場所）を必要とするために、物と価格代金の引渡しにはずれが生じることは起こりうることであったろう。そうした中で禁止されたのは契約条件として、支払い猶予を盛り込むことであった。支払猶予条件を商機として利用可能なのは資本（商品か貨幣かの流動資本）に余裕のある大商人であった。規模の異なる商人間の競争で大規模商人が有利となるが、支払い猶予における利子禁止は中小規模の商人に有利となる。

11. 利子の禁止の意図

利子の禁止は神の命令であり法である。神が何を持って利子を禁止するに至ったかは『クルアーン』においても、『ハディース』においても見出すことはできない。そこにあるのは、利子取得行為がいかに罪深いことを示すことばである¹³。さらに利子を放棄して原資本返済だけにしなければ、神と神の使者から宣戦布告がなされると第2章279節には記されている。

神自身が語っていない以上、イスラーム学において人間が神の意思を確定することはできない。われわれは神の法が実現された結果、どうなったかを考えることはできるし、許されている。だがそれは確定でなく一定の環境の中での妥

当性にすぎない。

支払い猶予による利子の禁止により有利となるのは、中小規模商業者と、支払い猶予者である。神の立法意図はどうであれ新しいメッカのシステムは中小資本の商業者保護に役立ったといえる。またその立法に大規模商人が反対を貫くことがなかったのは農業や製造業と比較しての商業利益の大きさによると推測できる。

12. 投資貸付としての原資の保証

投資貸付としての消費貸借においては、商売による事業利益の配分が想定されている。現在イスラーム金融では、銀行預金などを含めて出資者と事業者との契約による共同事業という形で利子を回避している。争点となるのは元本、あるいは原資本についてである。共同事業の場合、事業者の背任行為が確定された場合のみ、原資本が保証されることになる。消費貸借の場合にはどうなるのか。

イスラームでは消費貸借が投資貸付を前提とすることを指摘したが、儲けがない場合、あるいは損害が生じた場合にはどうなるか。『ハディース』では後で紹介する第2代カリフのウマルの息子の言葉によれば、失敗した場合の賠償責任としての原資保証の言及がある。商慣行としては、清算で損益となった場合には、背任行為の有無の確認があるが、儲けが出るまで投資貸付を継続していたようである。つまり清算においては利益の清算であり、原資返済は借主の意思によるものであった。原資が返済されれば投資貸付契約はその時点で終了するからである。

13. 「カルド」と「キラード」

アラビア語で「カルド」は消費貸借であるが、同じ語源の「キラード」は投資貸付である。カルドとキラードは、借主が商売などの事業を行った場合には、「カルド」であったものは「キラード」と移行することになったと推測される『ハディース』がある。そして借主が商売などの事業を行わなかった場合には元本

返済が義務づけられる一時金銭流用の返済となる。さらに所有者の同意なしに預り金を一時流用しても返済できれば犯罪行為ではなかったと推測される『ハディース』も記録されている。預かり金で買付した商売で利益があった場合には投資貸付となるという幅の広い理解があったようである。

この場合、お金を使用していたとして使用料をとる使用貸借契約は商慣行に馴染まないと言われる。その理由は金銭が価値尺度であることと、その本質が代替物であるからだ。

14. マーリキ派の投資貸付概念の検討

イマーム・マーリキのハディース書『アルムワッタ』の投資貸付「キラード」に関する部分では次のようになっている。

「マーリキはザイド・ビン・アスラムが父から聞いた話を私に語った。

アブドッラーとウバイドッラーの二人は（カリフ）ウマル・ブヌルハッターブの息子であったが、軍に加わりイラクへと向かった。彼ら二人は旅程、当時バスラの提督であったアブー・ムーサ・アシュアリーに許へ立ち寄った。アシュアリーは二人を歓迎し、歓待した。それから彼は二人に言った。

『何かお二人のためにできることがあったなら、してあげましょう。ほら、ここに神の財があります。私はこれを、信者の長に送りたいのですが、お二人に前渡ししましょう。これでイラクの商品を買付けしてそれからメディナで売却しなさい。その後、原資本を信者の長にお渡しなさい。利益はお二人のものですよ。』

二人はそうしたいと言った。アシュアリーはそうにして、ウマル・ブヌルハッターブに手紙で『彼ら二人からお金を受け取ってください』と書いた。二人はメディナに到着すると買付けた商品を売却し利益をあげた。二人がウマルに原資本を差し出すと、ウマルは『どの軍隊も、お前たち二人に貸付けたように貸付けるのか？（国庫に入る金を商売の元手とするのかとの意味）』と言うと、二人はそんなことはないと答えた。ウマル・ブヌルハッターブは信者の長である彼の二人の息子に、『アシュアリーはお前たち二人が信者の長の息子

たちだったからそうしたのだ。原資本と利益を全部差し出せ』と命じた。

アブドッラーは黙ったままだった。ウバイドッラーは『信者の長よ、それはあなたのためにすべきことではありません。これがもし(売却利益が出ず)減っていたら、あるいは失っていたなら、それに対して私たちは損害賠償の保証をしなければならなかったのですよ。』

ウマルは、『二人とも差し出せ』と言った。アブドッラーは黙っていたが、ウバイドッラーは同じ言葉を繰り返した。

臨席していた男が、『ウマルよ、信者の長よ、キラード(投資貸付)にしてはどうですか?』と提案した。

ウマルは、『ではキラード(投資貸付)にしよう。』と言った。ウマルは原資本と、利益の半分を取り、信者の長であるウマル・ブヌルハッターブの二人の息子のアブドッラーとウバイドッラーは利益の半分を取った。¹⁴

これは現代の消費貸借概念とはあまりにも隔たりがある。しかし一方では、農業や製造業を超えて、グローバル化を目指し、投資活動への国民参加が必要な時代に入った日本にとって示唆を与えるエピソードでもある。交易や商業のみが豊かさを獲得する唯一の手段であったメッカの人々の関係を伝えるこの『ハディース』が、グローバル化で農業、製造業が不利な状況に置かれ、交易でのリーダー的日本人の存在が期待される状況にあっては、交易や商業に参入したい事業者を支援するため、消費貸借の法的整備をする方向性を示唆しているからである。

また、投資貸付の利益の受け取る雰囲気伝える『ハディース』をイマーム・マリーキが伝えている。

「マリーキはアルアラー・ビン・アブドッラフマーンが祖父から父への話として私に語っている。

『(三代カリフの) オスマーン・ビン・アッファーンは彼の祖父にお金をキラード(投資貸付)として与えて商売させたが、条件は利益を分け合うことであった。』¹⁵

解説には当時「キラード」では1年ぐらいして、貸主が借主の許に訪問し、

収益決算を行って利益を分配したことが記されている。

15. 消費貸借概念の地域的共通性 ー参考としてー

イスラーム以前の文献で、しかもイスラームと同じ一神教の文献に、寄託と消費貸借、そして共同事業の契約の垣根が曖昧な例を容易に知ることができる。キリスト教の新約聖書マタイによる福音書25章14～30節がそれである。日本の場合には、預かったお金は指一本触れないで保管する人が義人である。「天の国はまた次のようにたとえられる。ある人が旅行に出かけるとき、僕たちを呼んで、自分の財産を預けた。それぞれの力に応じて、一人には五タラント、一人には二タラント、もう一人には一タラントを預けて旅に出かけた。早速、五タラント預かった者は出て行き、それで商売をして、ほかに五タラントをもうけた。同じように、二タラント預かった者も、ほかに二タラントをもうけた。しかし、一タラント預かった者は、出て行って穴を掘り、主人の金を隠しておいた。さて、かなり日がたってから、僕たちの主人が帰って来て、彼らと清算を始めた。まず、五タラント預かった者が進み出て、ほかの五タラントを差し出して言った。『御主人様、五タラントお預けになりましたが、御覧ください。ほかに五タラントもうけました。』主人は言った。『忠実な良い僕だ。よくやった。お前は少しのものに忠実であったから、多くのものを管理させよう。主人と一緒に喜んでくれ。』次に、二タラント預かった者も進み出て言った。『御主人様、二タラントお預けになりましたが、御覧ください。ほかに二タラントもうけました。』主人は言った。『忠実な良い僕だ。よくやった。お前は少しのものに忠実であったから、多くのものを管理させよう。主人と一緒に喜んでくれ。』ところで、一タラント預かった者も進み出て言った。『御主人様、あなたは蒔かない所から刈り取り、散らさない所からかき集められる厳しい方だと知っていましたので、恐ろしくなり、出かけて行って、あなたのタラントを地の中に隠しておきました。御覧ください。これがあなたのお金です。』主人は答えた。『怠け者の悪い僕だ。わたしが蒔かない所から刈り取り、散らさない所からかき集めることを知っていたのか。』

それなら、わたしの金を銀行（注：アラビア語聖書では為替商）に入れておくべきであった。そうしておけば、帰って来たとき、利息付きで返してもらえたのに。さあ、そのタラントンをこの男から取り上げて、十タラントン持っている者に与えよ。だれでも持っている人は更に与えられて豊かになるが、持っていない人は持っているものまでも取り上げられる。この役に立たない僕を外の暗闇に追い出せ。そこで泣きわめいて歯ざしりするだろう。」¹⁶

この話から分かることは預けることは投資貸付であることで、そのことは失敗を恐れて地中にお金を埋めた召使も知っているほどの常識であったこと、つまり当時の社会慣行の一つであったことだ。これが田畑の話であったなら耕さない日本人は一人もいない。

貨幣は商業社会の生産手段なのであった。こうした世界を承継する形でイスラームが到来したのであることは興味深いことである。

メッカの商慣行はアラビア半島に限定するのではなく、地中海交易社会の一部としてのアラビア半島という位置づけも可能であることを示している。

16. 短い結論

イスラーム初期においては消費貸借、寄託、匿名組合など概念がはっきり区別されていなかったと推定される。それは最初にイスラーム布教が行われた社会が商業社会であったことと関係している。農工業社会において貸付は生産者の生活維持と生産手段の入手が困難であった場合になされるが、商業社会における貸付は、商品の買付など流動資本に対して行われるとの違いによることが原因していると言うことができよう。2倍、3倍の利益が期待できない農工業社会での担保や利子設定の必要性和、短期間に利益の飛躍的増加が期待できる交易商業社会の比較が利子の禁止と維持を可能にしたのだろう。前者において利子率が悪徳と言われる率は10%から25%の間で、さらに複利が悪徳行為を助長する。後者において100%、200%の利子の支払いが可能であったことも双方の社会の比較としては重要である。

イスラームの理解は、ある意味で農工業社会と商業社会の隔絶した特質の理

解でもあると言う事ができる。

● 注

1 『イスラーム文化』 p30 岩波文庫 2004 年 岩波書店

井筒の指摘は日本の研究者にとって、ある意味で衝撃的である。特に日本人でイスラームに理想の光を求める人や、イスラーム世界に好意的な人としては気が滅入ることも事実であろう。日本人がイスラームに距離を置き、同じ一神教である宗教であるキリスト教に親しみや畏敬を感じるのは、キリスト教に愛と許しを伝える部分があるからである。

同時に同じ一神教であるが民族宗教であるユダヤ教に対する日本人の距離も、民族宗教という理由ではなく、ユダヤ商人、ユダヤ人財閥などユダヤ人の商人的雰囲気が理由であると言える。それほど日本人は宗教を現世と距離を置くものと見なしている。現世の欲そのものであると日本人が信じてやまない商売、商業の雰囲気がふんだんにあるイスラームという宗教や、ユダヤ人商人の宗教への距離がそこにはある。

さらに、聖典『クルアーン』が神と人間との関係性を、取引当事者同士として描くに至っては、商売人の宗教であるとの井筒の指摘は私たちに鋭く迫る。

「聖典『コーラン』が商人ことば、商業専門用語の表現に満ちているという事実もこの点できわめて示唆的であります。人間がこの世で行う善なり悪なりの行為を「稼ぎ」と考えることなどその典型的な一例です。

「宗教を遊びごとか冗談ぐらいに心得て、この世にうつつをぬかしている人々には構わず放っていくがよい。己の稼ぎがもとで人間の一人が破滅することもあるということをみんなに思い知らせてやるがよい。…結局そんな人々は己の稼ぎで抜きさしならぬ破滅の道に深入りしてしまうだけのこと。己の背信行為の罰として地獄（筆者注：井筒はジャハンナムを地獄と訳しているが、イスラーム教学で、仏教の「天国と地獄」に相当するものは、「楽園と火獄：ジャンナ ワ ジャハンナム」である。この楽園と火獄は、現世の後に到来するもので、天と地にあるとの根拠はない）に投げ込まれ、ぐらぐら煮えたぎる熱湯を飲まされて、苦しい懲戒をこうむるだけのこと」（6-69）（筆者注：実際のイスラーム教徒たちが使用している『クルアーン』を定本としている日本ムスリム協会訳では6章70節で、節番号には異同がある。）見られるとおり、ここでは人の背信行為の繰り返し、不正な商売で稼ぎためる悪銭に警えられております。

「まことに神は（天上の）楽園という値段で、信徒たちから彼ら自身の身柄と財産とをそっくり買取りなされたのだ。…これこそ律法と福音とコーランに（明記された）神の御約定。約定を神よりもっと忠実に履行する者がどこ

にあらう。さればお前たち、そのような御方を相手として結んだこの商業取引を有難いと思わねばならぬ。まったくこの上もない身の幸いでないのか。」(9-111)」

井筒の指摘は1981年に行われた国際文化教育財団主催の講演会においてであった。当時、イラン革命から2年ほど経ていたが、イスラームに対する関心は益々強まる傾向にあった。イスラーム研究全体が原典を駆使するものでなかった中で、他に先んじて『クルアーン』の原典から翻訳を完了し、クルアーンの表現を独自の方法論で分析した井筒は世界的なイスラーム学者として、すでに伝説的存在となっていた。彼の講演は総合的把握を達成した学者のことばとして重いものであった。だが、彼の見解を深めて発展されることはなかった。逆に、彼のことばは、イスラームが俗物的宗教であるとのイメージを強める方に作用した。その後研究成果の中で、イスラームが独自に達成したものを評価する研究はなく、欧米のイスラーム批判研究の系譜の中に留まり、新たなイスラームの批判要素を加えていくものであった。

筆者はここで、井筒の指摘を素直に理解する方向を示したいのである。ただ井筒の『クルアーン』訳には彼独自のイスラーム理解が付加されており、けっして直訳ではなく、彼の訳の文中に出てくる括弧の中の説明的部分には、西欧の知識に基づいたイスラーム批判が含まれている。筆者は彼の訳に同意できないことが多々ある。たとえば、『クルアーン』の中で、イエスの母マリアを、ハールーンの妹よと呼ぶ箇所があるが、井筒はこれをムハンマドの思い違いと断言している。この箇所についてはアラビア語の『クルアーン』の古典的解釈書も触れているが、そこでは井筒が指摘したことの根拠としての資料的事実を伝えるだけで、判断や解釈を加えていない。ただ、アラビア語の用法を知っている者ならば、通称には歴史的人物関係が使われるので間違ではないということである。アリーという名をもつアラブ人の通称は、子供がいなくてもアブル・ハサン（ハサンの父）であり、ムハンマドという名のアラブ人はアブー・カースィム（カースィムの父）である。理由は第4代カリフのアリーにはハサンという息子がいたこと、預言者ムハンマドには幼くして亡くなったカースィムという息子がいたことにちなんでいる。

本筋に戻ると、井筒が指摘したイスラームの啓示に商業的内容が多いとの指摘は事実である。その理由を井筒は商売人の宗教としたが、これは誤解を招く。なぜならイスラームが宗教である点を見れば、仏教や他の一神教との現世と来世に対する立場での共通点が多いからである。それがなぜ、商売人の宗教と規定することが可能か。現在12億人の信徒を持つイスラームという宗教には商売人でない人も多し、イスラームの歴史をみてもそれが指摘できる。逆に世の無常を説く仏教の信徒が全て世捨て人であるとの指摘は正しくないだろう。仏教が世の無常を強く訴えている事実から世捨て人の宗教とは言えまい。商売人の仏教徒もたくさんいるだろう。

したがって、イスラームの啓示の中の商業的内容の理解は、すこぶる簡単である。つまりイスラームの啓示時期の布教対象がメッカの商業の民であり、その商業の民に来世の幸福と世の無常を教えるために、彼らの生業である商業を例にとって語ったのである。つまり商売の宗教ではなく、商売人を来世に導く方便としての表現であるとの理解である。イスラーム初期の布教対象は農民でも工業の民でもなく、遊牧民でもなく、メッカの商人たちであったのである。その商人たちが来世の幸福を得るために現世において正しい商売を行うこと、つまり正しい義人として現世を過ごすことが条件であるとの意味であった。

- 2 アッサイド・サービク「フィクフ・スンナ」p144 第3巻、ダールル・キタービル・アラビー、バイルト、1971年
السيد سابق ((فقه السنة المجلد الثالث)) ص 144 ، دار الكتاب العربي، بيروت، 1971م.
別な法学書では、「借主の債務としての財政的支援で、特定物を使用して持主に返す使用貸借とは異なる」との定義がある。

Ahmad ibn Nagib al-Misri "Reliance of the Traveller" p402 amana publication 1997, USA

- 3 前掲 p144
4 前掲 p144
5 前掲 p144
6 前掲 p403
7 『クルアーン』日本ムスリム協会訳
8 前掲
9 前掲 p146
10 『ハディース・ブハーリー』

موسوعة الحديث الشريف في موقع الإسلام، البخاري

- 11 「イスラームのリバー概念における売買と消費貸借」、「シャリーア研究第五号 2008」pp25-43、拓殖大学イスラーム研究所、2008年
12 最初の妻ハディージャは裕福な未亡人であったが、預言者への結婚申し込み理由は、信頼（アマーナ）における人であり、良い性格（フスヌ・ハラク）であった。

またカアバ神殿再建後、黒石の置く権利で部族が争っていたが、預言者が信頼の置ける人（アミーン）であったことで、彼を選んだことが記録されている。

イブン・ヒシャーム『預言者伝』

ابن هشام ((السيرة))

<http://sirah.al-islam.com/display.asp?f=hes1204.htm>

<http://sirah.al-islam.com/display.asp?f=hes1211.htm13>

- 13 『クルアーン』2章 275、276、278節、3章 130節、4章 160-161節、6章 164節、

30 章 39 節

『ハディース（預言者言行録）』には、利子（利息）が否定されているが、否定の程度は、他の否定される行為との比較で示されている。

ジャービル・ビン・アフマドによれば、神の使者は言われた。

「神は利子（利息）を食べるもの、食べさせる者、（利子（利息）契約の）証人となる者、（利子（利息）契約の）書士となる者を呪われた。」

アブドッラー・ビン・ハンザラによれば、預言者（ムハンマド）は言われた。

「ディルハム貨幣での利子（利息）は、神の御許では 36 回の姦通行為の罪よりも重い」

アブドッラー・ビン・ハンザラによれば、預言者（ムハンマド）は言われた。

「利子（利息）には 99 の章（区別）があるが、それらの一番下（軽い）のものは、あたかも男が彼の母を連れてくる（自分の母と結婚する）ようなものだ。」

アッサイード・サービク「フィクフ・スンナ」第 3 巻 pp133-134 『ハディース（預言者言行録）』には、利子（利息）が否定されているが、否定の程度は、他の否定される行為との比較で示されている。

14 イマーム・マーリキ『アルムワッタ』

<http://hadith.al-islam.com/Display/Display.asp?Doc=7&Rec=1968>

15 前掲

<http://hadith.al-islam.com/Display/Display.asp?Doc=7&Rec=1969>

16 『新約聖書』

<http://mamiyac330.blog.drecom.jp/m/archive/189>

ハディースの権威

大 木 博 文

はじめに

ハディースとは預言者ムハンマドの言行のことである。ハディースに権威を認めるか否か、あるいはどの程度までその権威を認めるのかについては、ムスリムたちの間でも宗派や学派、または支持する学説等によって意見の相違がある。本論では、伝統的なスンニー派ムスリム知識人たちが展開した議論に基づいて、まずはハディースの信用性についてムスリムたちはどのように理解しているのか、そしてハディースとクルアーンの関係について検討し、ハディースの権威を確定するファクターを導き出す。次いでそうしたファクターを検証し、どうしてムスリムたちはハディースを信じることができるのかを考えていく。また「ハディースの権威」と言った場合の「権威」（英語で authority）はアラビア語の *hujjiyah*（「明確な論証性」）のことで、ムスリムにとって法的判断を導き出すための論拠としてハディースが利用できるかという点についての議論とその結論を指している。

ハディースの権威をめぐる見解の相違

ハディース集の編纂が本格化してくるヒジュラ暦2世紀（おおむね西暦8世紀に該当する）は、同時にハディースの権威をめぐる議論の世紀でもあった。こうした議論の全容を簡潔にまとめて後世に残した最初の人物はイマーム・アッシャーフィイーで、大部のシャーフィイー派法解釈学書である『母典』と、法源解説書である『リサーラ』に、このテーマに関する彼の見解が記されている。

1. ハディースの権威を擁護する立場

伝統的なハディース擁護の立場を貫いた場合の論旨は、「クルアーンのハ

ディースに対する優越性は、クルアーンの章節の全てが、その一字一句に至るまで違えることなく暗記・読誦することによって崇拜の対象となること、またそれは人間には模倣することができないという点においてのみ認められるものであり、それぞれの法的論証性については双方に優越の差はない。」というものである。クルアーンもハディースも共に、アッラーの啓示を、一般の人々に理解できる形で表現したものである。両者の違いを強いて挙げるとするのであれば、前者はアッラーの言葉そのものであり、後者は前者に基づくムハンマドの言行や判断ということになる。

2. ハディースの権威を否定する立場

ハディースの権威を否定する立場は、次の2つのグループに分けることができる。

1) **完全否定派**：ムスリムにとって日常生活の指針ならびに法的判断の根拠はクルアーンのみで充分であり、それ以外の根拠は一切必要ないとする一派で、異端神学派のジャハミー派と狂信的ムアタズィラ派によって引き起こされた。完全否定派は、礼拝や断食など義務的な信仰儀礼の施行細則について言及しているハディース以外の一切のハディースの受け入れを拒絶する。現代イスラーム世界の多数派であるスンニー派の視点から見れば、シーア派がハディース完全否定派に属することになる。イスラーム内部の思想的対立から現代世界におけるイスラームとそれ以外とのイデオロギー対立に目を転じてみれば、オリエンタリズムに追従するムスリム学者たちによってハディースの権威が完全に否定されるようになった。

彼らがハディースの権威を完全に否定する論理とその根拠は、以下のように集約できる。まず彼らは、クルアーンが全ての物事を明らかにしていると言っている以上ハディースを保持する必要はない、と主張する。次に、ハディースの権威が認められるというのであれば、預言者ムハンマドが全てのムスリムにその筆録を義務付けていたであろうし、その後のムスリム達も、改竄や記憶違い、忘却からハディースを守るためにその収集、筆録、編集に積極的に従事していたであろう、と主張する。ハディースの筆録を禁じた預言者の言葉も伝え

られており、サハーバの中にもハディースの筆録を禁じていた者もいた。たとえ僅かではあっても疑義が持たれるというのであれば、それに法的論証性を認めることはできない。

さらに「私が語ったというハディースが広まっていくであろう。クルアーンに一致するものは確かに私がそれを語ったのであり、そうでないものについては私が語ったのではない。」という、預言者自身の言葉も伝えられている。

2) 部分否定派：ハディースの部分否定派とは、ハディースのうち、伝達に係わった人物の数が少ないアーハード伝承の權威のみを否定する者たちを指して言う。彼らの見解の要点は、次の3点である。

(1) アーハードからは、何の知識も得ることはできない。

(2) そのアーハードがサヒーフと認められる場合に限り、そのハディースを論拠として参照することができ、またそれに基づく行為が合法化される。

(3) アルブハーリーとムスリムの両「サヒーフ」集に収録されているアーハードは、法的判断の論拠となり得る。

こうした部分否定派の見解は、「預言者ムハンマドはアッラーの意図するところを語っていたのであって、自分の都合に応じて好き勝手なことを語っていたのではない。アーハードであるというだけの理由でハディースの權威を否定するということは、理性に基づく法的判断の可能性を否定する」として却下されている。

3. ハディースの機能

ハディースがクルアーンとどのような関わりを持っているのかという点を、ハディースの機能としてとらえることができる。ハディースのクルアーンとの関わりは、大きく次の4通りに区分することができる。

1) 啓示内容の追認：クルアーンにおける啓示内容を、全く同じ内容のハディースで追認する。例えばアッラーの御言『礼拝の勤めを守り、定めを施しをし』に対して、「イスラームは5つの上に立つ。(中略) 礼拝の勤めを守ること、(中略) 定めを施しをすること」というハディースは全く同じ内容を追認していることになる。

2) 啓示内容の特定化：クルアーンにおける一般的な規定を、ハディースによって様々な条件や説明を付すことで、制限したり特定化したりする。例えば夫が一方的な宣言によって離婚させた妻との復縁を望んだ場合、クルアーンでは『一方的な宣言によってその妻を遠ざけた者が、後に言ったことを撤回するときは、両人が互いにふれあう前に1人の奴隷を解放しなければならない。』となっているが、ハディースでは「イスラームの信仰を持つ奴隷を一人解放しなければならない」としている。つまりクルアーンにおいて単に奴隷といわれている者が、ハディースではイスラームの信仰を持つ奴隷というように条件を付けて特定化されているのである。

3) 啓示内容の具体化：クルアーンにおける啓示内容を具体的に解説する例としては、上記アッラーの御言『礼拝の勤めを守り』に対して、礼拝の動作や手順、礼拝における個々の動作の際に唱える言葉を説明したハディースを挙げるができる。大半のハディースの機能は、この啓示内容の具体化である。

4) 啓示内容の補足：啓示内容の補足とは、クルアーンに規定されている内容とは別の規定をハディースが加えることをいう。例えば未婚の女性が姦通を犯した場合、クルアーンでは『姦通した男と女は、それぞれ100回鞭打て』となっているが、ハディースでは100回の鞭打ちに加えて家族からの追放が規定されている。

上記4種のハディースの機能のうち、特に問題となるのは(2)の特定化の機能と(4)の補足の機能である。つまりクルアーンの中に明文による規定が認められない内容についてハディースが何らかの法的判断を示している場合、これを「明文への付加」と呼ぶが、クルアーンの明文への付加がアーハードによる場合にそのアーハードの規定に法的論証性を認めるか否かは、ハディース完全肯定派の学者たちの間でも「確認」か「廃棄」かの2つに見解が分かれる。

「確認」とは、特定化のための明文への付加と補足のための明文への付加は法的には何ら差異はない、とする立場である。この立場を支持する者は、「明文への付加はクルアーンに規定された内容を補足しているのもあって、クルアーンの規定を廃棄しているのではない。クルアーンに規定された内容とそれ

に加えられたハディースに規定された内容は共存し、一方が他方を明確に肯定したり否定したりするものではない。」と主張する。

一方の「廃棄」とは、クルアーンに規定された法判断はハディースに規定された法判断によって廃棄される、とする立場である。100回の鞭打ちはそれ自体が独立した法判断である。家族からの追放をそれに加えるということは、100回の鞭打ちだけでは刑として不十分であるために廃止され、新たに100回の鞭打ちと家族からの追放が法判断として採択されたことを意味している。同様に1人の奴隷というクルアーンが規定した法判断は、イスラームの信仰を持つ1人の奴隷というハディースが規定した法判断によって廃棄されているのである。ところがクルアーンの明文はアーハード伝承によって廃棄されることはないとする、こうしたハディースの明文への付加に法的論証性を認めることはできない。

4. クルアーンとハディースの関係

ハディースの権威を認める者たちの間でも、クルアーンと比較した場合にどちらにどの程度の優越性を認めるのか、または両者の係わりをどのように認めるかについて見解が分かれることがしばしば起こり得る。クルアーンとハディースの双方に権威を認める者たちの見解は、さらに以下のように細分される。

1) **クルアーン優先論**：第一のカテゴリーは、ハディースの法的論証性は全面的に認めるが、常にクルアーンを優先的に参照しなければならないとする人々である。彼らはイスラーム法における第一の法源としてのクルアーンの権威を絶対視し、ハディースの干渉し得る余地を極力制限しようとする。一見するとアーハード伝承の法的論証性のみを否定する部分否定派に似ているかのよう受け止められるが、ムタワートイルであるか、あるいはアーハードであるかに関わらず、ハディースの法的論証性を一応は全面的に認めているという点が部分否定派と異なる。

クルアーンのある章節とそれに対応するハディースの内容が全く同一である場合にはこの立場を採択したとしても何ら大きな問題を引き起こすことにはな

らないが、例えば両者のニュアンスが微妙に異なるといった場合には常に激しい論争を引き起こす可能性を内包していることになる。極端に結論付けてしまえば、この主張は表面的にはハディースの權威を認めているとしながらも、心の内ではハディースの權威を否定する立場の者たちと何ら変わりがないことになる。

2) ハディース優先論：上記のクルアーン優先論に対立する立場で、ハディースを絶対主、クルアーンを絶対従とみなす。クルアーンにおいては抽象的過ぎて理解が困難な内容についてハディースはより詳細・明確に解説しているということから、またはハディースの方がクルアーンに比べてより身近な問題を具体的に取り扱っているという理由から、ハディースの内容を絶対視する。先のクルアーン優先論にしてもこのハディース優先論にしても、法的裁定を下すに際してはそれぞれの立場に立った先入観に拘束されることになる。いづれにしてもクルアーンとハディースの関係を正しく理解していないために、法的裁定を下すに際しては、様々なトラブルを回避することができない。

3) 完全分離論：クルアーンとハディースのいずれの權威も同等に認めるが、それぞれをまったく別個のものとして取り扱おうとする人々の立場である。クルアーンはアッラーの御言そのものであり、ハディースはアッラーの啓示に基づいているとはいえ預言者ムハンマドの言行に他ならない。源泉は同一であっても混同することは認められないとしてクルアーンとハディースを分離した上で、法的判断の論拠としてのハディースの權威を認めるためには同時にクルアーンの權威を認めることはできないとする。

4) 融和論：正統的見解とみなされている理論で、クルアーンとハディースの間に權威の優劣を一切つけずに対等に法的論証性を認める立場である。この理論を支持する人々にとっては、クルアーンとハディースの全体に亘って等しい權威を認め、どの内容に関してもクルアーンとハディースを等しく参照するという姿勢が特徴的である。

5) 部分論：あるテーマに関してはクルアーンとハディースに法的判断の論拠としての權威を等しく認めるとはしながらも、その他のテーマに関しては

クルアーン優先論、あるいはハディース優先論を支持する人々の拠って立つ理論を称して、ここで部分論という。どのテーマについて融和論を採択するのか、あるいはどの範囲まで融和論を受入れるのかについては部分論の中でも見解が様々に分かれていて一様ではない。

5. ハディースの信憑性を確定するファクター

1) **アッラーの存在**：まずはイスラームの存立原則であるアッラーの存在を確認していなければ、ハディースに関する議論というよりも、イスラームそのものについてのあらゆる議論が、最初から全くの無駄となってしまう。アッラーの存在を認識するための前提は、クルアーンに言及された内容のすべてを信じてすることである。クルアーンの絶対不可謬性に少しでも疑義を挟むのであれば、それはイスラームの教えから逸脱した者たちの単なる冥想に過ぎず、アッラーの存在を論じること自体がまったくのナンセンスとなる。アッラーは、次のように言われている。

『東も西も、アッラーの^{もの}有であり、あなたがたがどこに向いても、アッラーの^み御前にある。本当にアッラーは広大無辺にして全知であられる。』(雌牛章 2: 115)

『本当にあなたがたの主はアッラーであられる。かれは6日で天と地を^{つく}創り、それから玉座に^ぎ座しておられる。』(高壁章 7: 54)

2) **タウヒード**：タウヒードとは、アッラーの唯一絶対性を確認するための知的分野の一つを指すアラビア語である。アッラーの唯一絶対性を確認することはイスラーム信仰の第一の原則であり、その唯一性を否定する考えはイスラームを逸脱したものとみなされる。タウヒードはハディースの信憑性を確認するための前提条件となる。アッラーは言われる：

『言え、「かれはアッラー、唯一なる^{おかた}御方であられる。アッラーは、自存され、^お御産みなさらないし、^お御産まれになられたのではない、かれに比べ得る、何ものもない。』(純正章 112: 1 - 4)

3) **啓示と預言**：啓示と預言そのものについての論証の必要がムスリム学者たちの間で認識されるようになったのは、西暦19世紀の後半、オリエンタリ

ズムの台頭によるが、クルアーンの中には、啓示の真実について言及する章節が繰り返して現れている。

預言者に対する信仰は、イスラームにおける信仰の柱の第4番目に位置する。アッラーは言われる：

『人類は（もともと）一族であった。それでアッラーは、預言者たちを吉報と警告の伝達者として遣わされた。またかれらと共に真理による啓典を下し、それで、人びとの間に異論のある種々の事に就いて裁定させられる。』（雌牛章2：213）

『使徒は、主から下されたものを信じる、信者たちもまた同じである。（かれらは）皆、アッラーと天使たち、諸啓典と使徒たちを信じる。わたしたちは、使徒たちの誰にも差別をつけない（と言う）。』（雌牛章2：285）

4）初期ムスリムの信頼性：初期ムスリム、特に預言者ムハンマドと生死を共にしたサハーバと呼ばれる者たちと、タービウンと呼ばれる彼らに続く世代のムスリム達の信頼性を無条件に認めるということは、イスラームの教えを正しく実践・継承するムスリムであることの条件ともなっている。彼らの人物評定は初期のムスリム達にとって最大の関心事の一つであった。ここではサハーバについての、次のクルアーンの指摘を示すに止めておく：

『信仰して移住した者たち、アッラーの道のために奮闘努力した者たち、またかれらに避難所を提供して援助した者たち、これらの者は等しく真の信者である。かれらに対しては、寛容と栄誉ある御恵み^{ひと}があろう。遅れて信仰に入り、移住してあなたがたと共に奮闘努力した者たちは、あなたがたの仲間である。』（戦利品章8：74－75）

5）伝承の倫理と論理：アッラーが預言者ムハンマドに下された啓示、その啓示に基づく彼の言行は、はたして正確に伝承、記録、編纂されたのであろうか。アッラーやその預言者について語る場合には虚偽の伝達を戒め、細心の注意を払って真実のみを語ること、とアッラーは信者たちに命じられた。クルアーンにおいては頻繁に善行が勧められているが、真理の伝承が最大の善行であることに疑いの余地はない。

クルアーンにも、この点に関連する御言が随所に存在する。以下はその一例である：

『いや、われは真理を虚偽に投げつけると、その頭を砕く。見なさい。虚偽は消滅する。あなたがたが（われに就いて）言うことこそ、あなたがたにとり災いである。』

（預言者章 21：18）

『信仰する者よ、アッラーを畏れなさい。（常に）実直な言葉でものを言いなさい。かれはあなたがたのためにその行いを矯正され、諸々の罪を赦される。アッラーとその使徒に従う者は、確かに偉大な幸福を成就する者である。』

（部族連合章 33：70 - 71）

『一微塵の重さでも、善を行った者はそれを見る。一微塵の重さでも、悪を行った者はそれを見る。』（地震章 99：7 - 8）

以下、これらのファクターについて、ムスリムたちの伝統的な見解を中心に検討していくが、その前にイスラーム以前のジャーヒリーヤのアラブについて、時代背景や社会・宗教事情を概観し、彼らが人の発する言葉を重視する理由や条件、情報の収集・伝達的重要性と方法等を外観し、ムハンマド時代のアラブが彼の言葉を信じることできた背景を検討しておく。

ジャーヒリーヤのアラブ

1. 時代背景

ジャーヒリーヤとはジャーヒル的な状態や主義、傾向を示すアラビア語の抽象名詞形である。「無知である」という状態を示す動詞「ジャヒラ」の能動分詞形が「ジャーヒル」で、ジャーヒリーヤを直訳すれば「無知な状態、主義」となる。通常イスラーム以前約150年間のアラビア半島の状況を指す。西暦の紀元5世紀後半から同7世紀初頭に相当する。

この時代は、世界的にみても、激動と混乱の時代であった。西アジアではササン朝ペルシアが、遊牧民族エフタルの領土侵入、マズダク教の政治介入、ビ

ザンツ帝国との戦争などに悩まされながらも、6世紀半ばには東西の中継貿易を独占してその全盛期を迎えた。ホスロー一世が573年に亡くなった後の混乱期を経て、軍事征服を繰り返して領土拡大を図った専制君主ホスロー二世に時代に移行しようとしていた。

地中海域では527年にビザンツ帝国の皇位に就いたユスティニアス帝が地中海世界の再統一に成功し、内政面でも皇帝権と官僚制を強化したが、6世紀の後半にはササン朝ペルシアとの戦いで地中海東岸の要衝アンティオキアを破壊され、北から侵入してきたランゴバルドやフランクによってイタリア半島の大半を奪われた。帝国の威勢は、6世紀末には既に形骸化していた。

2. アラビアの地勢と社会

アラビア半島は、ササン朝ペルシアとビザンツという二大帝国に挟まれていた。南アラビア地方のヒムヤル王国は古代エジプトのプトレマイオス朝との貿易の中継地として栄えたが、6世紀に入ってその重要性が薄れていた。半島北部ではキリスト教徒が生活し、紅海を挟んで南アラビアに対峙するエチオピアのアクスム王国に影響を強めようとしていた。半島周辺にはキンダ王国やヒーラ王国、ガッサーン王国等キリスト教系の諸王国があったが、ジャーヒリーヤ時代の末期にはいずれも抗争により衰退または滅亡していた。

諸王朝の抗争により東西を結ぶ交易路が衰退すると、代わってアラビア半島の紅海沿岸が新たな交易路として注目されるようになった。同地を本拠地とするクライシュ族の中で、富裕な者たちは自己の隊商を組織し交易を営み巨万の富を独占するようになった。富者の間では物質主義や現世主義が支配的となった。逆に同じクライシュ族に属する者でも貧困層に属する者たちはそうした恩恵に浴することなく、貧富の差は拡大する一方だった。同一部族内で富者が貧者を援助するという意識は、物質主義の前に廃れてきていた。

半島内部では、オアシスを中心にナツメヤシ栽培を主体とする農耕業と、羊の放牧を主体とする牧畜業が生計の柱となっていた。部族が生活単位で、運命共同体でもあった。農耕、遊牧を営む一方で、部族内の連帯意識が生存の条件であり、名誉や勢力を巡る他部族との争いに明け暮れていた。

3. 信仰事情

周辺諸王朝の少数派宗教が、ジャーヒリーヤのアラブに影響を与えていた。ササン朝ペルシアの国教はゾロアスター教であったが、領土内ではパルティア王国時代からの国王・祖先崇拜、ゾロアスター教から分かれた善悪二神論、マズダク教、マニ教、太陽崇拜のミトラ教、バビロニア由来の占星術や魔術、ギリシア起源の神話なども広く信仰の対象となっていた。また半島の北東部ではビザンツ帝国のキリスト教、南部ではヒムヤル帝国のユダヤ教が信仰されていた。

アラビア半島の紅海沿岸部に居住して通商を営み、ビザンツ帝国やヒムヤル帝国の影響力が及ぶ地域との間を行き来していたアラブは、当然のことこうした諸宗教や民間信仰を知っていたし、周辺諸地域からもアラビア半島内部に入ってきて、彼ら自身の宗教を実践していた者たちもいた。

アラビア半島内部では、原始的な自然崇拜や祖先崇拜、偶像崇拜が部族単位で行われていた。何らかの宗教的権威を信じて、それにすべてを委ねるという基本的な精神ベースは出来上がっていた。またマッカの聖殿は古来より知られ、各部族の守護神が偶像として安置されていた。半島の偶像崇拜の聖地であり、また紅海沿岸交易の中継基地でもあるマッカには、半島内外から多くの人々が絶えず来訪し門前町・宿場町として繁栄した。そうした繁栄による巨大な利益も、極一部の者たちによって独占されていた。つまり交易を独占する者たちが、聖地管理も独占していたのである。

4. 連帯意識

アラブは元来、遊牧を生業とする民族である。イスラーム以前のアラブ遊牧民は部族単位の連帯意識に特徴付けられる。彼らは遊牧と並んで、部族間の抗争に明け暮れていた。部族連帯意識によってアラブは部族単位で強固に団結し、部族構成員は遊牧という生活の糧を得ると共に、敵対部族との抗争から身を守ることができた。部族間抗争に果敢に挑む勇気も、誇りとされた。

ムハンマドが属したクライシュ族もマッカ近郊の山岳地帯で遊牧生活を営んでいたが、彼の5代前の先祖であるクサイイの時代にマッカに定住するように

なった。定住後も交易という手段でしばしば移動はしていたし、部族連帯意識も薄れてはいなかった。マッカの守護者というこの上ない地位と榮譽を維持するためには、強固な連帯意識が必要だった。

部族は血縁を重視するが、イスラームは信仰による同胞意識を重視する。また部族は各部族単位の祖先を尊重し、優れた功績を持つ祖先を誇りとする。一方でイスラームは預言者の系譜を重んじ、預言者たちによって伝えられた純粋な一神教の最後の継承者であることを誇りとする。またクライシュ族はムハンマドの11代前の祖先クライシュを共通の祖先として、他の部族と別れていた。一方でイスラームは、クライシュよりさらに祖先を遡れば、アラブはみな預言者イスマエール（イシマエル）に達し、さらに人類の祖アダム（アダム）に遡ることを明らかにした。預言者に対する信仰によって、一部族の構成員という意識は人類の構成員という意識に変わった。アラブの部族の系譜が預言者の系譜に繋がることにより、部族連帯意識が人類同胞意識に昇華した。イスラームによる連帯意識の変革は、抜本的な改革ではなく、従来の意識範囲を広げたに過ぎない。信仰による同胞意識は、部族を超えて、より強大・強固な団結を生み出した。偶像は神を身近に感じるために人間が作ったものに過ぎないということが納得できれば、アラブにはイスラームを、つまりムハンマドの言行（ハディース）を受け入れる基盤ができていたといえる。

5. 財産と富の概念

交易や商売に長けたアラブにとって、利益を得るためにはある程度の出資が必要であることは自明の理であった。多くの利益を得るためには多くの出資を必要とすることも、彼らにとっては周知の事実であった。ただ彼らの意識の中で現世と来世の間に引かれていた明確な境界線の意味を再解釈するきっかけがなかった。彼らは、現世で得た利益は現世において使わなければ意味がないと考えていた。彼らは、現世における人生がすべてであり、死ねばすべてが無になると考えていた。

現世で得た利益を来世のために費やすという教えは、現世の延長線上来世が存在するという説明によって理解される。クルアーンとハディースでは、繰

り返し現世における行いの報奨は来世で得られると明言している。現世における行いの報いを来世で受ける保証があれば、つまり死んでしまえば全てが終わりという考えを変換できれば、ムハンマドの言行も受け入れられるものとなる。

6. 新たなスンナへの待望

ところがジャーヒリーヤ時代のアラブの主流派に、イスラームの教えの全体をそのまま素直に受け入れる素地はなかった。彼らが信じて疑わなかったものは財力、知力、武力である。社会的な地位は、これら3つの力を併せ持つて頂点に立つ者に集約されると信じられていた。彼らが信仰していた祖先伝来の宗教は、その力を維持するために必要と信じられていた。

しかし、上記3つの力を維持するために必要な、あるいは利用できる教えが別にあるとすれば、彼らも祖先伝来の教えに盲従する必要はなかった。過酷な自然環境に生きる者にとって、部族であれ宗教であれ、とにかく共同体意識は必要であった。

半島内部では、紅海沿岸の隊商路上に栄えた商業都市と各地のオアシスに開けた農業地帯のみが定住地域であった。他の大半の地域は沙漠で覆われ、遊牧民が放牧をしながら部族抗争を繰り返していたが、その合間に宗教的な営みも重視されていた。ジャーヒリーヤのアラブが外来の宗教を受け入れた大きな理由は4つある。

第一は、現状に満足できず、空しさを覚え、新たな宗教的教えに精神的な癒しを求める者が少なからずいたこと。第二は、隊商や伝道師らの活動を通して、周辺諸宗教に関する情報が半島内部に流入してきたこと。第三は、言葉に対するアラブは言葉に対する反応が敏感で、言葉による情報の収集・分析能力に傑出していたこと。第四は、宗教の名の下に富と権力と名誉を独占しようとする思惑が強く作用していたことである。

ジャーヒリーヤのアラブに広まった宗教は、原始的なアニミズムが主流で、各部族はそれぞれに定めた自然物を崇拝していた。一方で一部の定住民の間ではユダヤ教やキリスト教も知られていたし、特定の宗教には属さずに唯一

神信仰を実践するハニーフと呼ばれる者たちもいた。

7. ジャーヒリーヤのスナ

ジャーヒリーヤ時代には、人々が従うべき特定の言行や慣例を權威付けてスナといった。具体的には父祖伝来の教えである。スナは絶対的な權威を持って、人々の生活を律していた。人々もスナに従うことによって、身の安全が保障されていた。クルアーンの中では、次のような表現が見られる：

『あなた以前に遣わした使徒たちに対する（わが）慣行は（皆、こう）であった。あなたは（わが）慣行に変化を見出すことは出来ない。』（夜の旅章 17：77）

スナという単語には、人々の間で周知の「前例」、「（過去の）出来事」という意味もあった。クルアーンの中で「スナ」という単語は、次のように使われている：

『昔の者たちへの先例があったのに、かれらはこの（啓示）を信じない。』（アル・ヒジュール章 15：13）

8. クルアーンとハディースの中のジャーヒリーヤ

クルアーンの中には、ジャーヒリーヤという語が4回使われている（3：154、5：50、33：33、48：26）。いずれもマディーナ時代の啓示で、イスラームの教えが確立しつつあった当時においても一部のアラブの間で根強く支持されていたジャーヒリーヤの思想や慣習を「愚か」、「間違い」、「迷い」、「無道」、「無節制」、「不道德」といった意味で否定するために使われている。これらの中で比較的古い啓示では、

『かれらが求めるのは、無明（時代）の裁判であるのか。だが信神堅固な者にとって、アッラーに優る裁判者があるうか。』（食卓章 5：50）

のように、ジャーヒリーヤとイスラームが同等の対比で示され、未だ両者の力関係が拮抗していたことを物語っている。逆に比較的新しい啓示になると、

『一部のものは自分のこと（だけ）を苦慮して、アッラーに対し間違った（多神、無神論者の）考え方をして愚かな憶測をし・・・』（イムラーン家章 3：154）

のように、ムスリムたちの間でジャーヒリーヤ＝「愚か」という公式が常識化していたことが理解できる。ジャーヒリーヤは、イスラームの啓示の始まりと同時に完全否定されて消滅したのではない。ジャーヒリーヤは多くの場合に反面教師として、イスラームの誕生と発展に少なからぬ影響を及ぼしていた。

ハデースの中では、ジャーヒリーヤという語は、次のように使われている。

「おまえはその男を母のことで罵倒したのか、お前はジャーヒリーヤの心をもつ人間だ。」(牧野訳3：29)

イスラームでは、奴隷といえども兄弟として接しなければならない。理由は何であれ主人という立場を利用して自分が所有する奴隷を見下すことは認められない。イスラームの教えに反する行為は、ジャーヒリーヤの心に起因することをこのハデースは示している。

9. 情報の非文字媒体

ジャーヒリーヤ時代のアラブは、情報の主要媒体としてのことばを重視していたが、基本的に無文字社会であった。彼らは砂漠の自然で健康的な環境の下で育てる、幼児期から乳離れと自立を促す、正則アラビア語を習得させる等の理由で、都市部で男の子が生まれると、一時期里子として砂漠の遊牧民に預けた。ムハンマドも幼少時にサアド族のハリース、ハリーマ夫妻の許に里子に出されたが、長じても読み書きはできなかった。

必要に迫られれば、人は何でも発明できる。文字が発達していないということは、文字を必要とする人や機会が少なかったとも言える。ジャーヒリーヤ時代のアラブは様々な非言語的表現を付加することによって、文字表記以上の伝達効果を彼らの言葉に含めていた。発話時の速度、音量、音声、抑揚、ストレス効果、リズム感と同時に、身振り手振りといった振り付け、話し手の表情や感情等の他、自然の物音を引用したり真似たり、またはそうした風の音や木々の振動音、動物の鳴き声や鳥のさえずり等をことばのBGMとして利用したりして、聞き手に対する発話の効果を高めていた。

特に巫女による宣託儀式や魔術師による呪縛式というような秘儀的行事の他、結婚式や葬儀といったような場合に、聞き手や聴衆にインパクトを与える

情報提供の補助的手段として、太鼓や笛といった楽器による演奏やダンス以外にも、神木や聖石、偶像といった神秘的な表象を多用して言行による情報の効果を高めていた。

1 0. 伝達内容を信じる状況

見聞したある人物の情報を信じる場合の状況は、次のように説明できる。

- 1) 現状に何らかの不満や不安を抱いている。
- 2) 自分の所有している情報に満足できていない。
- 3) 自分自身に利害関係があり、関心・興味、話題性がある。
- 4) 内容に一貫性がある。
- 5) 自分にとって斬新性または希少価値がある。
- 6) 自分の持つ情報や常識に、明確に相違しない。
- 7) より具体的な情報を知りたいと思う気持ちが強くなる。
- 8) 何らかの具体的な関連事情や行動が存在する。
- 9) 内容に品格が認められる。
- 10) 情報源に好意と権威が認められる。

マッカのような商業都市においては貧富の差が拡大し、一旦砂漠地帯に入れば部族単位で勢力争いに明け暮れる日々の繰り返しの中で、人々は生活をしてきた。情報は自らの命や社会的地位を守るために不可欠であった。少しでも多くの、自分にとって有利な情報を収集しようと人々は躍起していた。

1 1. 人物判断の基準

ジャーヒリーヤのアラブでは、人物判断は血統的判断と個人的判断に別けられていた。まず何よりも血統評価が下される。どの部族に属するのか、その中のどの支族に、そしてどの家族に属するのかによって、人の良し悪しが判断された。優秀な血統に属する者たちの中での個人的な評価の基準は、何よりも経験の豊富さ、つまり年功序列型で年配者は尊敬されるべき対象であった。また勇氣と指導力、判断力、統率力という動的側面が第一に重視されていた。それらに加えて補助的な評価基準として、特に対人関係で大切な誠実、冷静、優雅、温厚、寛大、扶助の精神、感情制御能力といった静的側面が評価された。他

部族との闘争に際しては自部族を率いて先頭に立ち自部族のために尽力すると
いった動的側面が高く評価される一方で、自部族の構成員つまり身内に対して
は静的側面の発揚が高く評価された。

またこうした性格が非常時において適切に機能できるかどうか、人物評価
を左右していた。通常は富裕で自分が富める時には寛大に振舞っていても、い
ざ飢饉や旱魃、他部族との戦闘等が起こって我が身に困窮が押し寄せてくると、
即座に我が身と自分の持ち分や財産を守るため吝嗇になるというような者は、
信頼を勝ち取ることができなかった。不遇にあって同族の支援を必要としなが
らも判断力と行動力に秀で、前向きな姿勢を維持し勇敢で誠実な者はそれなり
に評価され、人々の信頼を勝ち得ていた。

信頼される人物には、高く評価される個人的性格を過去においてどれだけ積
み重ねてきたのか、他の人物と比べてそれらの性格がどれだけ抜き出ているの
か、個人の潜在的能力と状況判断力、そして適切な顕在化能力といった点が求
められていた。また対人関係における他者理解、信頼関係の構築力、責任感、
コミュニケーション能力も他者による評価を高める要因であった。

人によっては同じ状況に際して同じような判断を下して同じような行動を
とったとしても、得られる結果は異なる場合がある。こうしたコンピテンシー
も人物評価を定める要因の一つであった。

12. 情報伝達の心理と行動

言行内容を正確に第三者に伝達する心理と行動は、次のような状況において
高まる。

- 1) 情報発生源の正しさを絶対視する。
- 2) 非日常的・非社会的で、多くの者が認識していない。
- 3) 身近で必要な話題として捉えることができる。
- 4) その話題に関して、共通の利害関係にある仲間がいる。
- 5) 集団での具体的な行動を必要とする。
- 6) 情報の変容が認められないという拘束がある。
- 7) 伝聞の際に再確認が繰り返される。

ジャーヒリーヤのアラブは、こうした心理と行動が養われる状況にあった。ハディースについて言えば、その発生源であるムハンマドの正当性については次回以降に検討するが、第2項以下は容易に想像できよう。ムハンマドに下された啓示は当時のアラブにとって非日常的とみなされるものが多かったとしても、一部の者にとっては身近で必要なものであった。そうした者たちがムハンマドの周りに集まってきてハディースを理解、暗記し、常に反復しつつ仲間に伝え広めていったのである。

13. 情報共有の心理

情報共有の基本的な条件の第一は、情報発信者の心理である。真実をありのままに伝えたい、仲間に認めてもらいたいと同時に感謝されたいという情報発信者一人一人の心理が働くことによって、情報共有の心理が強まっていく。第二に、有益な情報を得たいという受信者仲間内の気持ちの高まりである。他人が持っている情報を収集したい、自分が持っている情報を伝達したいという心理は、不安と緊張が高じる状況下において特に強く作用する。ムハンマド時代のムスリムたちの状況が、これに該当する。情報を共有することによって信仰共同体と呼ばれる仲間意識が強まり、良好な信頼関係が構築され、困難や迫害に耐える精神力が育まれることになる。

預言者ムハンマドの言行であるハディースという特定の情報は、イスラーム共同体という特定の集団を形成する個々人が相互に共有することになった。つまりハディースに対し、ムスリムたちの情報共有の心理が作用したことになる。情報共有の心理は、所属する組織の活力とその組織を構成する個人の動機付けに強く左右される。ハディースを共有しようというムスリムたちの心理は、イスラーム共同体の活力の強さと、イスラームの教えを守り伝えようとする彼らの動機付けが強く作用していたことの表れでもある。

さらに情報の真実性が増せば、それだけ共有の心理は強まる。情報の真実性は、その情報源の信憑性による。ハディースという情報を共有しようとするムスリムの数が増加したということは、それだけハディースの真実性とその出所であるムハンマドの信頼性が高かったことを示している。

1 4. 情報の維持と変更

伝聞した情報をそのままの形で次の者に伝達するのか、または伝聞した内容に改変を加えて次の者に伝達するのか、この違いは受信者にとってその情報が正しく受信できたか、正しく理解できたか、またはその内容が有益であったかによる。同じハディースを伝聞しても、それを信じることができる者もいれば、できない者もいた。信じることができた者は、ムスリムであり、ムハンマドを預言者と信じることができた者である。

また一を聞いて十を知るというように、僅かで断片的な情報を許に正しい内容を理解するためには、各個人が備えている思考力、洞察力、判断力という潜在能力を十分に活用する必要がある。ハディースは確かに細部にわたる言行ではあるが、それでも充分な情報とは言いきれない。ハディースに言及されなかった点に関しては受信者自身の能力で理解することが求められた。正しい理解は、その第一発信者に対する受信者の感情に左右される。ハディースが正しく理解されたということは、ムハンマドに好意的な感情を持つ者が多数いた、または力を持っていたということを示している。

1 5. 情報伝達の方法

ジャーヒリーヤ時代のアラブにおいては、一部族が一つの情報伝達ネットワークを形成していた。つまり日常においては部族内での情報収集・交換・伝達が高度・緊密に発達し、部族間のコミュニケーションは軽視されがちであった。部族の単位を越えて交流する機会は、一つには年間4ヶ月と定められた神聖月に各部族の守護神が安置されたマッカのカアバ神殿への巡礼参拝の時であり、もう一つはマッカの商人たちにとってシリア・イエメン間の交易通商の時だった。前者においてはアラビア半島内の情報交換・収集が、また後者においては半島外のそれが行われた。

当時のアラブでは、情報は口コミで伝えられていた。文字がなかったわけではないが、文盲率が高く、文字そのものも発達していなかったため一般に普及してはいなかった。さらに当時のアラビア文字は類似の線を連ねるだけであり、誤記や誤読も多かったため、筆記・筆録・筆伝は好まれていなかった。

同部族に属する地位の高い尊敬される者が伝える情報は、その部族にとって有益なものであれば、信用され受け入れられていた。各部族単位、または各支族単位、さらにその下部に属する各家族単位で常に寄り合いがあり、人々が集まって情報交換する機会は多かったと言える。身内の者同士が通りですれ違えば、その場で何らかの情報伝達がなされていた。有益な情報もあったが、多くはイスラームが禁じた中傷や嫉妬、陰口や自慢話し等のいわゆる無益な雑談で、時としてそうした情報が憎悪を生み出し、部族間闘争の要因ともなっていた。

口伝が主流であったことから、情報は蓄積されにくかった。取捨選択というよりも、新しい情報を得るたびに、それまでの情報は破棄されていたと見るほうが妥当かもしれない。

ハディースの伝達でも、当初は筆伝よりも口伝が重視されていた。また受け入れられる条件として正しいイスラームの信仰が挙げられ、その内容はムスリムにとって有益なものとみなされていたから、ジャーヒリーヤ時代のアラブの慣習に照らしても、ハディースを信用し伝達した最初期ムスリムたちの行動心理を推測することは可能であろう。

16. 信仰対象としての情報

情報内容を信じるという行為と、情報内容を信仰の対象にするという行為の間には基本的に明確な相違が存在する。しかしながらジャーヒリーヤ時代のアラブでは、木石と同様に、ことばによる情報が信仰の対象となった例は数多い。ある人物の言行が信仰の対象になるかならないかは、それが一時性のものか不変性のものか、情報源が安定確実と誰もが認めることのできるものかどうかによる。ジャーヒリーヤ時代のアラブの間では詩や宣託、魔術や占いを信じるのが、宗教に結び付くことはなかった。それはそうした言行が、それらが発表、発話、発言された場所と時点で即完結というものであり、時空的に特異なものであったことが原因である。一方でハディースの内容は恒常的、普遍的だった。誰でも、いつでも、どこでも認め、信じることのできるものであった。こうしたハディースの時空的普遍性が、信仰の対象としてとらえられることになった要因として指摘することができる。

啓示と理性

ムハンマドはアッラーの啓示を受けた預言者として、イスラームの教えを人々に説いた。ハディースすなわちムハンマドの言行はアッラーの啓示に基づいており、つまりアッラーの啓示を信じるのが、ハディースを信じる前提にある。そして啓示の意味を理解するための人間の理性が正しく作用すれば、啓示の介在者である預言者の言行を信じることも可能となる。ここではムスリムが啓示を信じる要因を検討し、啓示を信じるのがハディースを信じることにつながる精神的な構図に焦点を当てて検討していく。

1. 啓示とは何か

啓示とはセム系一神教に特徴的な宗教現象である。日本の新興宗教でも、開祖を称する人物が「神のお告げを聞いた。」とか、「神の啓示を受けた。」とか言うが、本論ではそうした話は扱わない。ここで言う啓示とは「天使ジブリール（ガブリエル）と介在して選ばれた人物（預言者）に下されたアッラーの御言葉」を指す。イスラームでは、啓示とクルアーンが相補う類義語として用いられる。

預言者ムハンマドの言行は、アッラーの啓示に基づいているものであるとムスリムたちは信じている。アッラーの啓示は真実であると信じるのが、ハディースを信じる前提となるが、啓示の信頼性は、まず啓示を下す主体であるアッラーの存在を信じるのがその前提となる。さらにその神が唯一でなければ、啓示の信頼性を確定することはできない。また啓示は人々の理性によって理解される。さらにムハンマドにアッラーの啓示が下ったということは理解できたとしても、啓示を理解する際の預言者と人々の理性のあり方とそれについての判断や解釈によって、啓示内容が正しく人々の間に伝わるかどうかが決まる。

さらには理性と関連して、認識が信仰に結び付くプロセスも検証しなければならない。クルアーンがアッラーの言葉であるということを認めたとしても、そのことが直接信仰に結びつくということはない。ムスリムにとって、特に預言者ムハンマドの時代のアラブにとって、知と信は、どのように結び付いてい

たのか。彼らは何を基準にして、人の言動を信じるか否かを決めていたのか。人は期待があつて初めて何かを信じるものである。それではムハンマドの時代のアラブは何を期待していたのであろうか。

2. アッラーの存在

啓示の発信源はアッラーである。啓示を信じる基本は、アッラーの存在を信じることである。ハディースを信じるためには、その発信源である預言者としてのムハンマドを信じなければならないが、預言者としてのムハンマドを信じるためには、彼を預言者として選定したアッラーの存在を信じなければならない。

アッラーは、次のように言われている。

『東も西も、アッラーの^{もの}有であり、あなたがたがどこに向いても、アッラーの御前^みにある。本当にアッラーは広大無辺にして全知であられる。』(雌牛章 2: 115)

『本当にあなたがたの主はアッラーであられる。かれは6日で天と地を^{つく}り、それから玉座に^ぎ座しておられる。』(高壁章 7: 54)

以前からムハンマドと密接な親交のあつた者たちが自然の成り行きとして彼の言行を信じ、その結果として彼らは啓示を信じることになったという解釈もある。しかし天上に在り常人の視覚ではその姿を捉える事のできない唯一絶対の神に対する信仰は、古来よりセム系民族に特有のものであつた。アラブをはじめセム系に属する人々にとって、一神教信仰は古来より潜在的意識の深奥に存在していた。それを強く認識し実践するか否かは、各人の置かれた環境に左右されることになる。ムハンマドの預言者としての言行は、長い間眠っていた彼らの一神教信仰を呼び起こしたに過ぎない。

3. タウヒード (アッラーの唯一性)

タウヒードとは「一つとみなす」、「一化する」という意味のアラビア語動詞「ワッハダ」の動名詞形で、ここではアッラーの唯一絶対性を確認するための知的分野の一つを指して用いられているものである。発信源が複数あつて、それぞれがばらばらなことを伝えていたのでは、誰も信じることができない。啓

示を信じるためには、その発信源が唯一絶対であり、その内容に一切ブレのないことが必要となる。アッラーが唯一絶対・不可謬の存在であるという認識が、ハデースの信憑性確認の前提条件となる。アッラーの唯一性については、クルアーンの随所に指摘されている。以下は、その一例に過ぎない：

『言え、「かれはアッラー、唯一なる^お御方^{かた}であられる。アッラーは、自存され、^お御産みなさらないし、^お御産まれになられたのではない、かれに比べ得る、何もものない。』』（純正章 112：1－4）

4. 啓示理解のための理性

啓示を理解するのは、人間である。人間が、自らの理性をいかに行使するかによって、啓示に対する解釈が異なってくる。人間の理性も、アッラーの創造物である。従って理性の正しい行使は、人間の義務でもある。

同じセム系一神教の啓示宗教でも、イスラームとキリスト教では人間の理性に対する考えが対照的である。キリスト教では「ただ信じなさい」と言うように、信者が自らの理性を用いて聖書の意図するところを理解することに否定的である。これは第一に、人は本質的に過ちを犯すものであり、その理性を用いて神の啓示を理解しようとしても、誤った理解しか得られないためと言われている。第二に、聖書は長い時代にわたって多くの人物の手によって著わされた著作の集大成であり、たとえ彼らが神の靈感を受けて記したとしても細部に相矛盾する内容を含む。人が理性を用いてその内容を理解しようすると、そうした矛盾が暴露される虞があるため、理性の行使を忌避したとも言われている。

アッラーの啓示そのものであるクルアーンは、啓示の全てを余すところなく示したと言っても、その全てを明文にて明示しているわけではない。そのためイスラームは、啓示を正しく理解した上でそれを実践に移すために、アッラーが人々に与えた理性を最大限に活用するよう繰り返し人々に求めている。

アッラーが預言者に下す啓示は全ての者に有効であるが、理性を駆使してその意図を理解しようと努力する者のみが、その真意を理解することができる。クルアーンには、以下のような言及が随所に見られる：

『かれらは幸運にあえば、「これはアッラーの御許からだ。」と言い、また災難

にあえば、「これはあなた（ムハンマド）からだ。」と言う。言ってやるがいい。「一切はアッラーの御許からである。」一体この人たちはどうしたのであるか。（どんな）言葉もほとんど理解しないのか。』（婦人章4：78）

この一節の最後の部分で、「言葉」と訳されているアラビア語が「ハディース」であることに注意する必要がある。アッラーの御許からもたらされた全てを理解するためには、ハディースの理解が必須であることが、クルアーンに明記されているのである。

理性を用いて啓示を理解しようと試みる者には、全てが明らかとなる。イスラームにおいて理性を用いるということは、正しいハディースを参照することなのである。

クルアーンには、次のような言及が見られる：

『あなたがたは、人びとに善行を勧めながら、自分では（その実行を）忘れてしまったのか。あなたがたは啓典を読誦しながら、それでも尚理解しないのか。』（雌牛章2：44）

イスラームは、信じたことを正しく実践に移すために、納得して信じることと、信じたことについて理性を用いて納得することを命じている。信仰に基づく知識と信仰を確信するための知識の修得は、ムスリムの義務である。イスラームではアッラーの道のために用いるのであれば、知識も名誉も財産も必要なものである。

5. 啓示とその他の超人的言語現象

ジャーヒリーヤのアラブについて検討した際に、詩人や憑霊師等、言葉を操る者の社会的地位が高く、そうした者たちが人々の心を捉えていたことに触れた。ここでは彼らの言葉と啓示の違いを明確にしておく。

啓示は、通常の理性に基づき話し手と聞き手の間における意志の伝達・相互確認を目的とする人間の言語行動とは異なる。啓示の特異性は、話し手から一方的に聞き手に伝達する言語現象という点にある。話者からの一方的な意思伝達によって聴衆の心理を捉えるという特異性に焦点を絞るのであれば、そうした超人的な言語現象は、詩人や占い師、憑霊師といった所謂言葉を操る専門家、

あるいは狂人の例に見ることができる。ところがイスラームでは啓示と、そうした異常な言語現象との間に明確な差異があることを断言している：

『また詩人たちのことだが、(悪魔に) 唆かされた者たち(だけ)が、かれらに従う。』

(詩人たち章26：224)

『さあ、かれらに訓戒しなさい。主の恩恵によって、あなたは占い師でも間違いでもない。』(山章52：29)

超人的とは言ってもそうした世俗的な言語現象と、預言者に下されるアッラーの啓示との間の根本的な差異は、以下のように説明される。

詩人や占い師は、自らの知識に基づいて明瞭な意味を伴う魅惑的な言葉を操る。また人々や社会の直接的な要請に基づいて詩人は詩作をし、占い師は占いをする。詩作にしても占いにしても、するかしないかは詩人や占い師自身の主體的な判断による。憑霊師は人々の要請に応じて霊を呼び寄せるが、憑霊中は自意識がなく、憑霊中に自らの口から発せられた言葉を離霊後に記憶していることはない。狂人は人々や社会の要請に関わりなく意味不明な発話をし、発話後に自らが語った内容を記憶していない。

一方でアッラーの啓示は、人々や社会の要請に基づいて下されるが、要請がある時には必ず下されるというものでもない。啓示が下された場合に、その啓示を主體的に拒む権利を預言者は持たない。要請があっても啓示が下されない場合には、ハデースが啓示の代用とみなされることになる。神の啓示が預言者に下される方法は3通りある。預言者が理解できる言葉によって神が直接預言者に語り掛ける方法、幕の裏側から聞こえる何かしかの囁きや鼓膜を突き破るような大音響等、非言語的現象によって神が預言者に啓示を知らせる方法、そして天使を介して神が預言者に啓示を伝える方法である。いずれにせよ啓示を受けている時の預言者は、通常の間人間における会話や対話にみられる意識を持っていないが、啓示を受け終わった時には、その内容を明確に記憶している。

6. 理解から信仰へ

下された啓示の正しさを認識、理解したとしても、それだけで十分というわけではない。イスラームでは、ムスリムが最大限に理性を駆使して啓示を理解し、信じた上で現実社会に適用させる努力をすることが求められる。クルアーンに明記されていない事柄については、アッラーの啓示を直接受けたムハンマドの言行を参照するのが、当然の選択となる。イスラームの教える正しい信仰を実践し、イスラームの教えに従った知識の修得を志す者にとっての基本的な指針はクルアーンであり、それに次ぐものがハディースとなる。クルアーンとハディースを基にして、敬虔なムスリムたちがその上にその他の様々な知識を積み重ね、あるいはその周辺に様々な知識を作り上げて、イスラームは発展していった。

理解から信仰への転換は、迷いから確信への、孤立から共存への、精神的な拘束から解放への、一時的な不満解消から普遍的な満足感の体得への、また人間中心から神中心への思考転換である。時空的解離性に関わりなく、社会不安が増し、危機的状況が身近に迫れば人間の宗教心は高まると言われている。普段は宗教など信じないと豪語する者でも、危機的状況に追い詰められれば神頼みをする。宗教心がないと認識している者でも、何かにつけて天国と地獄を口にする。状況に応じて信念を右往左往させ、常に心に何らかの不安を抱くぐらいならば、最初から絶対的な、あるいは絶対的とみなすことができそうな存在にすべてを委ねてしまおうという決断が、理解だけで終るか、あるいは信仰にまで至るのかの別れ道となる。この決断に際しても、啓示を正しく理解するために、人間の理性が正しく用いられることが前提となっている。正しい理性を持つ者のみが、啓示を正しく理解することができるのである。

預言と預言者

ある人物の言行を信じることができるかどうかは、その人物を信じることができるかどうかに関わる。ここでは、預言という現象と預言者という人物、そして預言者性の判断基準等について概観しながら、イスラーム最初期のムスリ

ムたちが預言者という存在を信じることができた背景を検討する。

1. 預言とは何か

預言とは、唯一絶対の神アッラーの御言葉のすべてを預かって人々に話す、代弁するという意味を持つ。キリスト教では現世の支配者や全世界に対して主を証しするための聖霊の賜物という意味で、すべての信者が受けることのできる能力を指すが、イスラームではアッラーによって選ばれた特定の人物のみが有する能力のことである。アッラーの御言葉は通常の人間には認知し得ない。ただし預言者が受けたアッラーの啓示は、預言者を介してすべての人にとって知ることができるものである。

預言の内容は多岐にわたり、未来についての予告・予知、命令、禁止、指示、警告、裁決、癒し、奇跡、励まし・慰め、道徳、倫理、人として取るべき態度・行動等がある。

預言には、人間が自らの過ちに気付き、罪を悔い改めてアッラーを信仰し、個人や他者の徳を高め、もって社会の正義と平等を実現するという効果がある。

2. 預言の目的

預言はセム族に特徴の宗教現象である。古来よりユダヤ人たちの心の支えとして、預言は信じられてきた。過酷な自然環境、社会的境遇の中で、ユダヤ人としての誇りと生きる希望を持続させるため、彼らは神の力にすがり続けたのである。クルアーンの中でもアッラーがどうしてユダヤ教徒を選んで、その中から預言者を立て、彼らを助け、正しい道に導こうとしたのかについて詳しく言及している箇所がいくつかある。その内容を要約すれば次のようになる：

- 1) 人の能力や努力を超越する存在を、人が認めるため。
- 2) 人が犯した罪を、自ら認めて悔い改めるため。
- 3) 人間に対するアッラーの御心を明確にするため。
- 4) アッラーの御心を知るために何をすべきかを人に教えるため。
- 5) 信仰する者を不義から解放するため。
- 6) どんな苦難に際しても希望を棄てないため。
- 7) どんな問題にも、解決の道があることを知らせるため。

3. 信憑性の判断基準

預言内容の信憑性については、いくつかの判断基準がある。主なものは、次の通りである。

- 1) 預言にメッセージ性があるか。預言には必ず人に訴える内容が含まれている。また中立な立場で冷静に考えて、人を正しい道に導く内容のものであること。
- 2) 主旨が一貫しているか。その場しのぎの発言で、前後に矛盾が生じるのであれば預言とは言えない。
- 3) 預言を語る者の自己顕示はないか。預言者は自己満足のために好き勝手なことを語る者ではない。多くの場合、預言者は困難と試練に直面する。預言の信憑性は、預言者の自己犠牲の度合いによっても計ることができる。
- 4) 精神的な平安と解放をもたらすものか。真実の預言であれば、それを信じて実践することにより、人は心の安らぎを得ることになる。
- 5) 人が努力するだけでは成し得ないものであること。人の発想によって創り出すことのできるような話の内容であれば、預言とはみなされない。人知を超越した情報源のあることが、確認できて初めて預言の信憑性が確定される。
- 6) アッラーの存在を確認できるか。預言の発信源はアッラーである。アッラーの存在を明確にしていない内容であれば、預言とはみなされない。
- 7) 内容は聖的なものか。品性があるか。預言には奇を衒った卑俗な内要は一切含まれない。

4. 預言者とは何者か

預言を授かった人物を預言者という。人々がある人物を真の預言者とみなすためには、幾つかの条件をクリアしている必要がある。信仰上のバイアスを極力排除して、一般論として預言者と呼ばれている人物の預言者性を検証するため、科学研究に基づき史実として明らかにされている彼らの人格ならびに性格を分析してみると、次のような特徴が認められる。

- 1) 啓示の許容範囲内における信者個人の自由と権利を守る。

- 2) 言行の一致。
- 3) 細則については、アドバイスはするが強制はせず、信者各自の判断に委ねる。
- 4) 暴力、虐待を認めない。
- 5) 状況に応じて適切な判断をすることが認められる。
- 6) 問題は信者全員で解決する。特定の個人やグループに責任を押し付けない。
- 7) 信仰の原則以外は、預言者であっても信者の意見を聞くことがある。
- 8) 社会に開けた組織を作る。
- 9) 表裏一体。

5. 預言者の特性

預言者と呼ばれる者たちには、預言者として認められる前から見られる性格の共通点がある。以下に示すこうした共通点は、他の人物と比べて卓越していることから、預言者の特性とみなされる。

1) 崇高性

預言者は尊貴な性格の持ち主である。預言者として認めない立場の者であっても、その崇高性を否定できない。

2) 勇敢・忍耐・冷静

預言者たる者は不信仰者たちによる攻撃や中傷、危害に対し勇敢に立ち向かい、また逆境にあってもよく忍耐する。常に冷静を保ち、最も適切な状況判断を下す。

3) 誠実

誰でも信頼性について否定することのできない人物が、アッラーによって預言者に選ばれる。預言者を信じないという者も、その人物が預言者となる以前はその人物が自分たちの中で信頼できる者だと認めていた。

4) 敬神の念

預言者は人一倍敬神の念が強い。常にアッラーの存在を意識し、アッラーに感謝し、アッラーに助けを求める。

5) 優しく情け深い

信者が犯した過ちを赦し、困難に直面している信者に救いの手を差し伸べる。そうした行為が、自分を信じてもらいたいためではなく、アッラーを信じてもらいたいために自然と現われてくる。

6) 奇跡

預言者は自らがアッラーから授かった預言の真実性を人々に示すための手段として、誰もが認める奇跡を体得している。預言者はその時、その場所に居て、人々が預言を信じるために最も効果的な奇跡を体得している。

6. 預言者の必要性

アッラーの言葉は、普通の人には聞き取れない。アッラーがその御言葉を人に理解させようと望むと、御意に叶った人物を預言者として選定される。彼はその人物の許に天使を遣わせて自身の言葉を語らせる。あるいはアッラーが直接預言者に語りかけることもある。いずれにしてもアッラーの意思が人々に伝わるためには、預言者の存在が不可欠である。

セム系一神教に特徴的な教えの一つに、人類創造神話がある。アッラーは最初の人間であるアダムを、地上における自身の代理人とするため泥土から創造され、あらゆる知識を彼に授けた。地上にはさまざまな問題が存在し、また次々に新たな問題が起きる。そうした問題に対し、アッラーの代理人として地上に立つアダムは、自らの責任でそうした諸問題に対処するための判断を下し、自らの子孫であるその他の人々を導いていかなければならない。人は誘惑に弱い存在である。正しい道に導かれるため、人は絶対的な存在である創造主を必要とする。人には創造主に対する信仰と、その信仰に基づく秩序ある生活が必要となる。そうした信仰と生活の秩序が失われた場合にはそれらを回復し維持していくために、預言者の存在が必要となる。

より具体的に、次のような場合に預言者が必要とされるようになる。

- 1) 専制的支配者の下で、臣民が困窮を極めた時。
- 2) 貧富の差が拡大し、さらに富める者が貧しい者を搾取し続ける時。
- 3) 社会の不安や混乱が拡大、蔓延化した時。

- 4) 人々が現世の快樂を追求する時。
- 5) 多くの人々が現世に失望と絶望を感じた時。
- 6) 人々が精神的なゆとりを感じられなくなった時。
- 7) 多くの人々が傲慢になって利己主義に走るようになった時。

7. 預言者の地位

預言者と呼ばれる人物には、2つの相対する地位が認められる。第1はアッラーの僕としての地位である。この場合、預言者といえども1人の人間に過ぎず、特別な存在ではない。他の人と同じ衣服をまとい、パンを食べ、市場を歩き、喜怒哀樂を表現し、家族を愛し、友と親しく交わり、夜に寝て、朝に目覚める人間である。

第2はアッラーによって選ばれた人物としての地位である。この場合、預言者は信仰共同体の指導者であり、志を1つにする者にとっては追従が義務付けられる存在である。置かれた状況が厳しくなればなるほど、人の心理は運命を共にする仲間の中に強力な指導者を求める。人々をアッラーの道、つまり永遠不変・絶対真理の道に導くことのできる人物が預言者なのである。

8. 預言者と使徒

預言者がアッラーの御言葉を預かる者であるのに対し、使徒と言った場合にはアッラーの御言葉を守るよう人々に呼びかける者を指す。従ってすべての使徒は預言者とみなされるが、すべての預言者が使徒とみなされるわけではない。歴史に名を残している預言者もいるが、多くの預言者は知られていない。それだけ人類は預言者という存在を蔑ろにしてきたということになる。

9. アラブの預言者

ムハンマドがアッラーの啓示を受ける以前の長い間、預言者はユダヤ人の中からしか出ないものと信じられていた。その歴史は遠く、イブラーヒーム（アブラハム）の時代にまで遡る。イブラーヒームの息子たちのうち、イスハーク（イサク）の後裔がユダヤとなり、イスマーイール（イシマエル）の後裔がアラブとなった。イスラ－イール（イスラエル）という綽名を得た預言者ヤクーブ（ヤコブ）は、イスハークの息子である。爾来、多くの預言者はイスハークの系譜

から輩出された。イスマールイールの後裔からも預言者は出てはいたが、その数は少なく知名度も高くなく、影響力も大きくはなかった。こうした状況が、ユダヤ人たちをさらに傲慢にさせていた。

ユダヤ人たちの選民意識を打ち砕いた事件が、預言者としてのムハンマドの登場であった。数多くの預言者が出ていたとしても、当時のアラビアに住むユダヤ人たちの多くは、決してアッラーの道に導かれてはいなかった。一方でユダヤ教徒でもキリスト教徒でもないが、唯一絶対の神に対する信仰を持つハニーフと呼ばれる人たちもいた。アラブに預言者が現れたという事実は、当時のユダヤ教徒の自意識を正す意味でも強烈なインパクトがあった。アッラーは世界中の各民族に、それぞれ一人以上の預言者を遣わしたとあり、アラビア地方に住むユダヤ教徒以外の者にとっては、アラブから預言者が輩出されたとしても驚くに当らない出来事であった。要は預言者と言われる人物が、預言者としての資質を備えているかである。ここまでにいくつかの角度から検討してきた預言者であることの基準に合致しているかどうかは瞬時に判断され、預言者を信じる者と信じない者が大別されることになる。

10. 預言者判断の分かれ目

預言の信憑性が確認でき、ある人物が預言者であるということに疑義を挟む余地がない場合でも、その人物を預言者として受け入れるかどうかは人によって異なる。その時と場所における力関係と心理状態が、ある人物を預言者と信じるか信じないかの分かれ目となる。ここでいう力には、社会的地位、人間関係、祖先から受け継がれてきた伝統、自分の意思を思いのままに実現することのできる行動力等が含まれる。また心理状態については、自己満足度、現状に対する満足度、現状や将来に対する考え、預言者といわれる人物との個人的な関係、預言者に感じる魅力や安心感等が挙げられる。イスラームを拒み続けてきたアラブの大半が最終的にムハンマドを預言者として受け入れ、イスラームに改宗した直接的な要因は、彼らに対し圧倒的なムスリムたちの数と力に抵抗する術も気力も失くしたためと説明される。しかしユダヤ教徒やキリスト教徒の中には、当時のアラビアに住みながらイスラームへの回収を拒み、自分たち

の宗教に止まるものも多くいた。彼らは祖先から受け継がれてきた自らの宗教に満足し、それに止まる道を選んだのである。

アッラーの言葉の中には、信じない者は業火に永住する、というような脅迫的な要素も多々あるが、その教えの本質は強制ではなく導きである。預言者の言葉に何がしか強制めいたものを見出す者は受け入れを拒むことになる。一方で全く同じ言葉に何がしか導きのようなものを見出す者はそれを預言と認め、その言葉を発した者を預言者と判断することになる。

1 1. ムハンマドの預言者性

預言と預言者についての以上の検討をもとに、次はイスラームの預言者ムハンマドの預言者性について検討する。

1) 生い立ちと成長の特異性：預言者には様々な超人的エピソードがつきものであるが、ムハンマドにはそうした類のものが極めて少ない。逆に彼に関する非尋常的な話には、強い関心と共に疑義も持たれることになる。全体的に、彼は極ありふれた庶民的な、あるいは標準以下の困難な前半生を過ごしたと言える。その中で預言者としてふさわしいいくつかの点を挙げれば、以下のようになろう。

(1) ムハンマドはアラブの名門部族クライシュ族に生まれた。名門出身という血統は、信頼を勝ち取る上で有利に作用するため、預言者の条件に適っているといわれる。確かに移住先のヤスリブ（マディーナ）では熱烈な歓迎を受けたが、故郷のマッカでは同族の者たちに迫害された。クライシュ族は名門といっても同族内での上下関係が存在する。有力家系はマッカの中心部カアバ神殿の周辺に居住し、「谷間のクライシュ」と呼ばれた。一方ムハンマドが生まれたハーシム家は非有力家系でマッカの周辺部に居住して「外縁のクライシュ」と呼ばれ、クライシュ族の中では特権的地位を享受する立場にはなかった。彼らは「谷間のクライシュ」に対抗するため有徳者同盟なるものを結成し、相互の協力関係を強化していた。

(2) ムハンマドは恵まれない幼少期を過ごしたことにより、他者、特に恵まれない環境に置かれた人々に対する慈しみの心が人一倍強く育まれた。また子

供の頃から叔父に従って隊商に従事して見識を広めたり、マッカ近郊の遊牧部族同士の戦いにも参加した。クライシュ族の中でも特に権力のある特権階層がマッカの富を独占するようになると、ムハンマドが属するハーシム家を始め、立場の弱い者たちはイエメンとの交易を重視して、これに対抗し社会正義を訴えていった。彼ら是有徳者同盟のメンバーであった。こうした経験から、ムハンマドは戦闘や商取引、対人関係における身の振り方を体得していった。

(3) 若い頃より誠実・公正な人物として評判が高かった。さらに冷静沈着で先見の明があり、判断力と統率力に秀でていたことは、誰もが認めていた。また彼の発言や主張は一時的・気まぐれの的なものではなく、常に強い確信や根拠によっていたため、説得力が強く、内容にブレが生じることは一度もなかった。

2) 奇跡の存在：奇跡は、預言者の特徴の一つである。ムハンマドに関しても奇跡談が伝えられているが、そのほとんどは後世の作り話とみなされている。以下は、その内のよく知られたものである。

1) ムハンマド誕生時に、ヤスリブのユダヤ教徒は天空に一つの星、または巨大な光が現れたのを見た。

2) ゴロアスター教司祭の一人は、1000年燃え続けていた聖火がムハンマド誕生の時刻に消えるのを見た。

3) ムハンマドの乳母となったハリーマは元々乳の出が悪かったが、ムハンマドがその乳首をくわえると途端に溢れんばかりの乳が出るようになった。また彼女の家族は全員が健康になり、生活も豊かになった。

4) 幼年時代(5歳の頃)、里親の許にいたムハンマドの前に天使が現れ、その胸を切り開き心臓を取り出して、ザムザムの水を湛えた黄金の盥の中で洗浄した後、元通りに戻して胸部を縫合し、立ち去っていった。

5) 少年時代(12歳の頃)、叔父で養父のアブー・ターリブについて赴いたシリアの地のブスラーという町に住むバヒーラ(キリスト教修道士)が、ムハンマドの頭上を雲や木陰が覆っているのを見て預言者であることを見抜いた。

最後の奇跡については様々な言い伝えが残されている。ブスラーで会った

バヒーラが預言者であることを伝えたことについては一致しているが、その印としては当のバヒーラが長年夢に見ていた少年とムハンマドの容姿がそっくりだったため、またはムハンマドの全身が光り輝いていたため、または強い予感がしてムハンマドを呼び寄せ確認したところ彼の肩にこぶし大の印を見出したため等々言われている。

預言者としての活動を始める以前のムハンマドの前半生において奇跡と呼べるような明確な史実は、厳しい環境の中に生きた孤児としては例外的に誠実、真面目、謙虚、他人に対する思いやりといった性格を備えていたこと、誕生時より様々な人生経験を積んだこと、そして富裕な未亡人ハディージャのプロポーズを受けたことくらいであろう。玉の輿に乗ったような結婚によっても驕ることなく、彼の性格は独身時と変わらなかった。

預言者としてのムハンマドが示した最大の奇跡は、その口から発せられるアッラーの言葉であった。誰にも真似のできない洗練された言葉は、言葉の力を信じ優れた言葉の創出を競うアラビアの人々にとっても人間業とはみなされず、アッラーの言葉を預かった預言者とみなされるに十分な証拠となった。

3) 啓示降臨の経緯：30代の後半あたりから、ムハンマドはしばしば世俗の喧騒や人との交わりを避けてマッカ郊外のヌール山山頂付近にあるヒラー洞窟に籠ってうたた寝をし、あるいは瞑想に耽るようになった。子供たちも成長して、養育にさほど手がかからなくなり、仕事も順調にこなしていた。特に何を期待していたというわけでもなかったが、当時のアラブとしては人生の最盛期を終え、後半生に入った頃である。広く言われているように将来に対する一抹の不安を抱いたとか、現世における人間関係に悩み、世俗を嫌って、禁欲・遁世を好むようになったということもあろうが、一人で波乱の前半生を思い起こし、今までの人生を振り返り、余生の過ごし方を模索する機会を少しでも多く作ろうとしていた。

突然の啓示降臨は、いつものようにヒラー洞窟内でうたた寝をしているムハンマドの寝込みを襲った。突然の緊張と金縛り、耳許に「誦め。」とのお告げ。一体何が起きたのか全く理解できず、うろたえて、ただ「私には読めません。」

とだけ答えるのが精一杯。その場から逃げようとするムハンマドの全身が、さらに強く圧迫される。そんなことが三度繰り返され、最後にクルアーン凝血章最初の5節が下された。

啓示は状況に応じて、必要なものが断片的に下さる。それは理解と暗記を容易にさせるためと説明されるが、人を信じさせ、人の行動を促すためには、現状で人が直接必要とするものを提示する必要があったためと説明した方がよからう。

啓示がムハンマドに下される場合、独特な対話空間に彼が引き込まれる。啓示降臨中は極度の緊張状態にあつて、その時のことは全く記憶に残らない、つまり無我状態または放心状態に陥る。啓示内容はムハンマドの口を通してアラビア語となって、その場に居合わせた者に伝わるが、ムハンマドはその間のことを全く記憶していない。ただし啓示が去ると、その内容はムハンマドの脳裏に鮮明に記憶されているという。

現代であれば、啓示降臨時に脳波や心電図、体温や皮膚に現れる変化、発汗量、声の抑揚や音量、表情、目や手足の動き、その他の体の部位微動等を科学的に測定することによって、こうした啓示体験はある程度客観的に理解することも可能である。またムハンマドの前半生における体験や経験を始め、啓示受信後の体験から、啓示の経緯と内容を推測することもある程度は可能である。しかしそれだけでは衆人環視の許で、あれほどまでに完璧の域を極めたアラビア語が、文盲のムハンマドの口から発せられたという事実は説明できない。確かに前半生において豊富な人生経験をしていたとしても、それだけで詩人や憑霊師等言葉を操る専門家たちですら真似のできないアラビア語の珠玉作であるクルアーンが彼の思いつきだけで出来上がったなどと断言することは不可能である。クルアーンには人知を越えた力が作用していることを、誰も否定できない。

4) ムハンマドの言行：次に、ムハンマドの預言者性を検討する基盤を整理するため、彼の言行をチェックする必要がある。個人として、家族の一員（家長）として、社会（信仰共同体）の指導者として、軍事家として、政治家として、

裁判官（調停者）としてのムハンマドの考え方、振舞い方、問題解決法に通常の人間と違う点があるか、預言者性が見出せるかが主たるチェック項目となる。

ムハンマドは、感情の抑制力、自己犠牲の精神、社会正義の実現への思い、信知言行の一致、行動力、判断力、勇敢さと忍耐、誠実さ、公正さ、敬神の念、人やものに対する思いやり・優しさ・愛情のいずれの程度も並外れて顕著であるという点で常人とは大きく異なる。いかなる状況においても的確な判断を下し、困難に際してはアッラーに援けを求め、安易に際してはアッラーに感謝を捧げ、アッラーの意思を地上において完全な形で実現するために更なる労苦を求める。その行動は人を導くためであるが、人に誇示するためではない。アッラーが望まれることを自らに科し、アッラーの御心に従って行動し、人々にもそうするように勧める。特定の人々に対する閉鎖的な教えではなく、どんな人にも受け入れられる教えを示す。新興宗教やカルト集団、秘密結社の指導者、開祖、教祖たちに特有な自己顕示欲や秘教・密教的要素はない。マッカ時代初期3年間はダワ準備期間として、彼の教えは心を赦し合える極身近な親族や知人の間に浸透していった。やがて公然的な布教活動に移行し、彼の教えは広く人々に開示されていった。

ムハンマドの言行は、要点を的確にとらえたもので全く無駄がない。無駄なものは残されていないということもできようが、それでもハディースに見られる問答は、異様なほどに単純明快である。

5) 預言者性の検証：預言者としての活動を開始する以前の人柄に問題点がないこと、そして我が身の置かれた現状を素直に直視し、天佑を求めつつ最善の解決策を探って、信じ従う者たちを正しい道に導くことができるかどうか、預言者性を検証するポイントになる。啓示を受けたということは、本人にしか自覚し得ない。その者の告白によって、他の者が初めて知り得ることになる。啓示が下っている時に預言者は一種の憑依状態に陥るが、それも芝居だと言ってしまうとそれで終わりである。物憑きによるその場しのぎの戯れ言か、それとも預言者による永遠不変の真理かは、信仰心のない者が啓示降臨時に即断できるものではない。後の歴史を見て、結果論として論じ得るに過ぎない。

啓示を受けて、ムハンマドの人格が一変したというわけではない。アッラーは、預言者としても人々の支持を得られるだけの人格と素質を備えた人物として、彼を預言者に選ばれたのである。従ってごく普通の人であった青少年時代のムハンマドも、預言者となるに適した性格と素質、経験を備えていたと言える。

サハーバとタービウーン

初期のムスリムたちがハディースを信じることができた要因に一つに、サハーバとタービウーンの信頼性を確認できたという点を挙げることができる。

1. サハーバとは

生前の預言者ムハンマドに出会うか、または彼を一目でも目撃し、ムスリムとして生涯を全うした者を「サハービー」という。「サハーバ」は、その複数形である。アラビア語では、定冠詞をつけて「アッ＝サハーバ」とする。

語義的には元来、「仲間である」という意味を持つアラビア語の状態動詞「サヒバ」の動名詞形で、仲間関係を表す。また動詞「サヒバ」の能動分詞形「サーヒブ」の複数形「アスハーブ」も似た意味を持つが、「アスハーブ」は「アッラーの使徒のアスハーブ」という使い方で「アッ＝サハーバ」と同義となる。

サハーバは大きくムハージル（複数形はムハージルーン）とアンサールに分けられる。初期イスラーム史上最大の出来事に、預言者ムハンマドのマッカからマディーナへの移住（西暦622年）が挙げられる。この時預言者に従って共にマディーナへ移住したムスリムをムハージル（移住者）といい、ムハージルを支援したマディーナのムスリムをアンサール（支援者）という。ムハージルもアンサールも共にサハーバである。彼らについての言及はクルアーンの中に見出すことができる：

『本当に信仰して移住した者たち、財産と生命を捧げて、アッラーの道のため奮闘努力（ジハード）した者たち、またかれらに避難所を提供して援助した者たち、これらの者は互いに友である。』（8：72）

2. サハーバの世代

ハディースの信憑性を判断する材料の一つが、ハディース本文と共に伝えられた伝承経路である。伝承経路の連続性を判断するために、ハディース伝達の早い時期から、伝承者の世代による分類が行われた。ハディース集の編纂者に近付くにつれて、伝承者の世代分類も大きな差異は見られなくなるが、伝承経路の遡源に近付くにつれて、世代分類も学者によってまちまちとなってくる。サハーバの世代をどのように分類するかについて、統一された見解はない。生没年を始めとして、イスラームに入信した時期、預言者ムハンマドのマディーナへの移住に従った者、マッカの不信仰者たちとのマディーナへの移住後最初の戦いであるバドルの戦いに従軍した者等のイスラームへの貢献度、年功序列を基準としてサハーバの世代区分を行う傾向がある。

ハディースの伝承者やサハーバの世代区分について重要な著作を著した学者は数多いが、その中で『世代大集』のイブン・サードはサハーバの世代を5つに分け、『ハディース学』のアル＝ハーキム・アン＝ナイサーブリーはそれを12に分けている。

イスラームに入信した時期についても当然のこと、サハーバの中でまちまちである。イスラームに入信した最初の女性は、預言者ムハンマドの妻ハディースジャである。自由人の成人男性では無二の親友アブーバクル、未成年者では従兄弟のアリー・イブン・アビーターリブ、解放奴隷では彼自身の解放奴隷であるザイド・イブン・ハリスが最初のイスラーム帰依者とみなされている。このことから解る通り、イスラームへの呼びかけは、信頼できる極身近な近親者や友人の間から始まった。奴隷ではアブーバクルに買い取られ、後に「預言者のムアッズィン（礼拝への呼びかけをする者）」と呼ばれたビラールが最初のイスラーム帰依者とみなされている。

最後のサハーバであるアブットゥフファイル・アーミル・イブン・ワーリサ・アッライシーはヒジュラ歴100年にマッカで没したが、サハーバの時代と言った場合、通常はいわゆる正統四大カリフの時代を指す。

3. アバーディラ

アブドッラーの複数形がアバーディラである。アブドッラーという名のサハーバは約300人に達するが、特に秀でた4人のアブドッラーという名のサハーバを総称して「アバーディラ」と呼ぶ。彼らは正統第二代カリフ・ウマルの息子、預言者ムハンマドの伯父アッバースの息子、アブドッラー・イブヌッ＝ズバイル、アブドッラー・イブン・アムル・イブニル＝アースの4人である。彼らは知識と功德において優れているのみならず、いずれも長生したゆえにその法的解釈が多くのムスリムに多大な影響を及ぼしたことで、イスラームに対するその貢献度が高く評価されている。

4. タービウンと彼らの世代

生前のサハーバに出会うか、または彼らのうちの一人を一目でも目撃し、ムスリムとして生涯を全うした者を「タービウ」または「タービイー」という。「タービウン」は、その複数形である。

またイスラーム以前のジャーヒリーヤ時代と預言者ムハンマドの時代に亘って生存していたムスリムであって、生前の預言者を直接目撃することがなかった者をムハドゥラム（複数形はムハドゥラムーン）というが、彼らはタービウンとみなされる。20人ほどのムハドゥラムたちが、ハディースの伝達者として知られている。

タービウンという語は語義的には元来、「後に従う」という意味のアラビア語動詞「タビア」の能動分詞「タービウ」または「タービイー」の複数形で、「追従者たち」という意味を持つ。

アル＝ブハーリーは著名なサハーバの一人であるアブドッラー・イブン・マスウッドが伝えた「人々のうちで最も良いのはわたしの世代で、次はそれに続く人達、そして次はまたそれに続く人達である。その後で、誓う前に証言し、また証言する前に誓う人達が現れるであろう。」（中：262、263）というハディースを収録している。このハディースから、預言者ムハンマドに従う者、そしてその者にさらに従う者たち、つまりタービウンと、彼らに続く世代のムスリム達の功德を理解することができる。

タービウーンの世代区分についても、学者たちの間で見解はまちまちである。前出のイブン・サアドはタービウーンの世代を4つに分けているが、アル＝ハーキムは15に分けている。

タービウーンが時代の中心として活躍した時期は、ウマイヤ朝時代の全体にあたる。一方、ハディース編纂史では、ハディースの公式編纂が始まったウマイヤ朝第8代カリフ・ウマル（在位717～720年）の治世までをタービウーンの時代とみなす傾向がある。

5. 七大法解釈学者

タービウーンには、イスラーム教義の法的解釈で有名な者が多い。中でも特に優れた法解釈学者の7人を総称して「アル＝フカハーウ・アッ＝サブア（7人の解釈学者たち）」と呼んでいる。彼らは、サイド・イブヌル・ムサイェブ、アル＝カースィム・イブン・ムハンマド、ウルワ・イブヌツ・ズバイル、ハリジャ・イブン・ザイド、アブーサルマ・イブン・アブドッラハマーン、ウバイドッラー・イブン・アブドッラー・イブン・ウトゥバ、スライマーン・イブン・ヤサルである。適切な法的解釈を下すためには、ハディースの知識は不可欠である。彼らは法解釈学者であると同時に、ハディース解釈学者、ハディース伝承者としても高い評価を得ている。

6. 傑出したタービウーン

タービウーンの中で誰が最も優れた人物かについて、見解の一致は見られない。タービウーンの時代になると、多くのムスリムたちがアラビア半島から周辺地域に移り住むようになっていた。そしてそれぞれの地域において知徳ともに優れた年長のタービウーンが最も優れた者とみなされるようになっていった。例えばバスラの住民は、アル＝ハサン・アル＝バスリーが最も優れたタービイーだと主張したのである。

郷土自慢は横において公正な目で判断した場合に多くの者が認める傑出したタービウーンとなると、上出の者たちを除く男性ではアブーアブドッラー・ムハンマド・イブン・ハフィーフ・アッ＝シーラーズィーやクーファに住んだウワイス・アル＝カルニー、女性ではハフサ・ビント・スィーリーン、アムラ・

ビント・アブドッラハマーン、ウンムッ・ダルダーウ等の名前が挙げられる。

7. 彼らを認知する意義と基準

サハーバとタービウンを正しく認知することは、伝承経路の連続性と遡及性を確認するために必要とされる。ダイーフとみなされ、信憑性に疑義が持たれるハディースの多くはムルサルである。ムルサルとは、ハディースの伝承経路において、そのハディースの伝達に関わっているはずのサハーバ、またはタービウンが明記されていないものをいう。その多くは初期ハディース編纂の歴史において、受け入れられるか否かの判断が難しいといわれてきた。どのサハーバ、またはタービウンが、どのハディースの伝達に関わったのかを詳細に検討することによって、受け入れられるハディースと破棄されるハディースの区分が可能となる。

サハーバであるかどうかを判断する基準として、次の5点が挙げられる。またこれらの順番に従って、ハディースの伝達者としてのサハーバの序列も決まってくる。

- 1) アブーバクルやウマル・イブヌル・ハッターブ、その他「天国入りを約束された10人」のように、同世代の誰もが認める周知のサハーバ。
- 2) 上記1のレベルには達していないが、ムスリムが一致してサハーバと認める者たち。
- 3) 他のサハーバによって、サハーバの仲間であることが伝えられている者たち。
- 4) 信頼できるタービイーによって、サハーバの仲間であることが伝えられている者たち。
- 5) 本人がサハーバの一人であると言っている場合、その者が信頼できる公正な人物で、常識に照らしてその主張に信憑性が認められれば、その者はサハーバの一人とみなされる。

8. サハーバと彼らのハディース伝達数

サハーバとみなされる人々が何人になるのかについて、正確な統計は伝えられていないが、10万人は下らないというのが大方の学者の見解である。これ

はいわゆる別れの巡礼に参加したムスリムの数が、およそ10万人であったことを根拠としている。ハディース伝承者達の履歴を研究し、伝承者に関する著作を著した学者たちの中には、「預言者ムハンマドは11万4000人のサハーバを残して亡くなられた。」という言葉を伝えている者もいる。

生前の預言者ムハンマドと行動を共にした時間が多いサハーバほど、伝達したハディースの数が多い。5374のハディースを伝えたアブーフライラが、サハーバの中で最も多くのハディースを後世に伝えた者として知られている。以下、正統第2代カリフ・ウマルの息子であるアブドッラー・イブン・ウマルが2630、預言者ムハンマドの解放奴隷アナス・イブン・マーリクが2286、預言者ムハンマドの最愛の妻アーイシャが2210、そして預言者ムハンマドの従兄弟アブドッラー・イブン・アッバースが1660のハディースを伝えている。

9. 彼らの時代

サハーバは「至高なるアッラーは、スンナを遵守する僕を樂園にお入れになる」、「私は二つのものを、あなたがたに残しました。それを遵守すれば、迷うことはありません。その二つとは、アッラーの書とその預言者のスンナです」というムハンマドの言葉を信じ、ハディースの保持に尽力した。ムハンマドの没後、信仰心の薄い者たちの中で、啓示の終焉と共にイスラームの教えも終ったと主張して背教する者や、礼拝はするがそれ以外の義務は遂行しないと主張する者が続出した。正統初代カリフ・アブーバクルはこうした背反者たちとの戦いに多大な時間と労力を費やし、従軍した多くのサハーバも戦死してしまったが、戦地に赴かずに留守を預かる者たちにクルアーンやハディースを教えるサハーバも多くいた。アブーバクルの後を継いだウマルの時代になると、イスラームは急速にその版図を拡大し、多くのサハーバがアラビア半島から周辺地域に移住するようになった。彼らは移住先の新天地で直面する諸問題に対し、現地の事情を考慮しつつもイスラームの教えを可能な形で実践・普及していった。しかしそうした周辺地域で新たにイスラームに入信した者の中にはイスラームの信仰が心に植え付かず、クルアーンやハディースを安易に解釈するよ

うな者もいた。

こうしたサハーバの地道な努力はタービウーンに引き継がれていったが、長らく日の目を見ることがなかった。イスラーム世界に表面化した問題は、ムハンマドの没後直後から、カリフ位の正当性をめぐる主張の対立と、カリフの政治に対する不満の表れであった。カリフの正当性を巡って対立したり、下野したりしただけでは、信仰を破棄したとはみなされない。しかしこうした不穏な動きは、分派の誕生などイスラームの内部分裂を生むと同時に、アラビア半島とその周辺に居住しイスラームの支配に不満を抱くユダヤ教徒やキリスト教徒たちにも利用されることになった。またイスラームが克服したはずの部族主義や民族主義を復活させる契機にもなった。

歴代のカリフが自身のカリフ位の正当性を裏付けるために、クルアーンとハディースの権威を必要としていたことに疑いの余地はない。時代が下るに従ってムハンマドの言行以外でも、ムハンマドの言行に基づいたサハーバの言行や、それらに基づくタービウーンの法的判断にも権威が認められるようになっていった。

イスラーム諸国会議機構（OIC） の活動とその政治的影響力

森 伸 生

はじめに

イスラーム諸国会議機構（Organization of the Islamic Conference）はイスラーム諸国間の相互支援協力を目的にサウジアラビアの指導の下、1969年に設立され、現在は加盟国 57 カ国（PLO を含む）となり、さらに 20 を越える下部組織を抱えるイスラーム世界を代表する国際的組織となっている。本機構の活動としては、定期的な外相会議および首脳会議において世界各地のイスラーム教徒の諸問題に関して討議を行い、採択した決議にそって政治的調停や要求、支援協力などを行っている。本稿では、おもに 20 世紀後半の OIC の活動を概観するとともに、OIC 首脳会議で発表された 21 世紀の行動計画を検証し、その中からイスラーム世界における OIC の政治的役割及び影響力を明らかにしたい。

1 OIC 設立の経緯

オスマン帝国のカリフ制度の廃止（1924 年）後、イスラーム世界の政治的指導者と宗教的指導者はイスラーム世界の統一を求めるべく、世界イスラーム会議を度々開催したが、目立った成果をあげることはなかった。第二次世界大戦後も、独立したイスラーム諸国の中からイスラームの団結が叫ばれたが、その主導的役割を果たしたのがサウジアラビアのファイサル国王であった。

1950 年から 60 年代にかけて、アラブ世界ではエジプトのナセルや、シリア、イラクのバアス党などがアラブ社会主義による共和体制の確立を目指していた。1964 年に王位を継承したファイサル国王はこのアラブ社会主義国家体制に対抗する過程で、湾岸の王制諸国を糾合し、イスラームをアイデンティティー

とする共同体意識によるイスラーム諸国の団結を訴えた。一方、1967年の第3次中東戦争でのアラブの大敗を機に、アラブ社会主義は次第に壊滅し、イスラーム世界には徐々にイスラームによる団結の気運が盛り上がっていた。

1969年8月21日のエルサレムのアルアクサー・モスク炎上事件を契機に、2日後ファイサル国王はイスラーム諸国にエルサレム解放を訴えた。1969年9月22日～25日にラバトにて最初のイスラーム諸国首脳会議が開催され、24カ国が参加し、イスラーム諸国会議機構（OIC）が創設された。同会議ではアルアクサー・モスク炎上事件に関して討議が集中したが、エルサレム及びパレスチナの解放、イスラーム諸国間の相互支援などの決議を採択した。1970年3月23～25日にジェッダで第1回外相会議が開催された。同外相会議では、事務所をジェッダに置くことを定め、外相会議を毎年開催することを決定し、エルサレム解放を掲げ、イスラーム的連帯を目指してOIC活動の組織化を行った。以後、本機構の活動としては、定期的な外相会議および首脳会議において世界各地のイスラーム教徒の諸問題に関して討議を行い、採択した決議にそって政治的調停や要求、支援協力などを行っている。

2 OIC 憲章

第2回外相会議が1970年12月26日～28日カラチで開催され、OIC憲章のドラフトが作成され、1972年2月29日～3月4日ジェッダで開催された第3回外相会議でOIC憲章が採択された。OIC憲章の構成は序文と14カ条からなっている。国際機関の憲章としては非常に短い憲章といえる。序文にてOICの理念が述べられ、第1条でOICの設置を宣言し、第2条で目的および原則を明言し、第3条以下はOICの機構の説明となっている。

イスラーム共同体という国家間を越えた結束を訴えてのOIC創設であったが、現行の国家間の枠組みを前提としてイスラーム諸国間の相互協力を目指し、世界平和・人類平和を強調し、国連憲章を容認する姿勢を示している。

憲章本文に掲げてあるOICの目的は、エルサレムの解放・パレスチナの独立はもとより、イスラーム諸国の独立と連帯が掲げられ、実際活動として経済、

社会、文化、科学等の分野での加盟国間の協力強化があげられている。1974年の第2回首脳会議から OIC のシステム形成が着実に行われていき、年ごとに新たな下部組織ができ上がり、現在は 20 をこえる関連組織を有している。これらの下部組織の活動により、OIC の目的実現を目指している。OIC は、加盟国からの拠出金によって運営されているが、産油国が中心となって拠出している状態であり、サウジアラビアの拠出分は現在でも 10%と加盟国中最大である。

このようなイスラーム諸国間の支援活動や社会・文化活動は、イスラーム諸国の結束を促進するばかりではなく、現体制国家が国内外にイスラーム的雰囲気を持っていることをアピールすることになり、国家のイスラーム的正統性の主張にも繋がっている。

憲章の中では、イスラームの憲法ともいうべきクルアーンや預言者言行録の言葉を用いず、イスラーム法の実施などについては言明をさせている様子が伺える。イスラーム共同体の基本は諸国間の統一、協議、連帯、イスラーム法実施などがあげられるが、OIC は現代におけるイスラーム法実施の困難な状況を鑑み、イスラーム法実施を掲げることなくイスラーム諸国の団結を図ろうとしている。

要するに、OIC は、極端なイスラーム法的政治色を抑えながらも、イスラーム諸国の現政権がイスラーム的正統性を相互に認識する場とし、西側諸国をも含めた国際社会にも受け入れられる国際機関を目指したと言える。それにより、現体制派は正統イスラームを自負し、イスラーム法厳守のイスラーム社会復興を主張するイスラーム主義者に対抗することになる。

設立から 38 年を経て、OIC 加盟国も原加盟国 25 カ国から、現在は 57 カ国となり、国際状況も変化した現状を踏まえて、2008 年 3 月 13、14 日にダカルにて開催された OIC 首脳会議にて新憲章が採択された。新憲章は条項が大幅に追加され、18 章 39 カ条から成っている。新憲章における OIC の性格は先の憲章と変わるところはないが、38 年の間に OIC が体験したテロや加盟国間の紛争などによって、追加条項中で、特に第 1 条では「テロ対策」に関する条

項、第2条では「内政の在り方」に関する条項、第14条では国際イスラーム裁判所の項目、第27条、28条においては「紛争の平和的解決」に関する条項などをあげることができる。（資料1参照）

3 20世紀後半の政治的活動の検証

OICは設立当時から政治的あるいは経済的要因により、加盟国は常に統一見解で団結するということでもなかった。イスラーム世界の大義よりも加盟国の利益が先行し、OICの政治的団結が完全に乱れるときがあった。例えば、エジプトのイスラエルとの単独和平実行であり、エジプトは1979年にOICから加盟停止処分を受けた。しかし、5年後、OICはエジプトの政治的役割の重要性により復帰を認めている。また、冷戦構造の中での対立がOIC加盟国間にも大きく影響したことがある。例えば、1979年12月のソ連のアフガン侵攻でのソ連寄りの加盟国の対応などがあげられる。1980年1月、OICはイスラマバードで臨時外相会議を開催し、決議でアフガニスタン民衆の支持を表明し、ソ連軍の無条件即時撤退を要求した。しかし、アフガニスタン民衆への支持を表明したOIC決議は、決して全OICメンバーの同意を取り付けたわけではなかった。ソ連から経済的、軍事的援助を受けていたOICメンバーは、ソ連との関係を保つ上でも明確な態度表明を避けていた。さらに、OIC自らの力不足により不協和的状态をより増幅する結果にもなった。イスラーム世界の調停役を演ずるOICは中立的な立場をとるべきであるが、スポンサー（拠出金の多い加盟国）の意向に傾きがちであり、1980年9月勃発のイラン・イラク戦争では湾岸諸国に肩入れするイラク寄りのOICの態度が目立った。1990年8月に勃発した湾岸戦争においては、イスラーム世界分裂の危機に直面したOICはその役割を回避して、活動を停止してしまった。湾岸戦争後、OICが失墜した信頼を取り戻すべく開催した第6回首脳会議では、親イラク諸国と反イラク諸国間の軋轢が表面化し、OICは分裂状態の様相を呈した。

しかし、ソ連崩壊後、中央アジアのイスラーム系共和国が相次いでOICに加盟してきたこともあり、OICは政治的活動の復活をめざし、ボスニア紛争で

は力及ばずながらも、積極的な対応をしている。1993年7月、イスラマバードの臨時外相会議にて、OICは国連の平和維持軍派遣に併せてOIC諸国から1万7,000人の平和維持軍を派遣することを表明したが、国連はOICの申し入れを受け入れることはなく、OICからの派兵は実現しなかった。最終的にOICは武器供与、派兵の代わりに、資金援助を行うことになった。

一方、パレスチナ問題に関しては、1997年3月23日、OICはイスラマバードで臨時総会を開き、東エルサレムの入植地問題でイスラエルの強硬な態度により崩壊寸前の危機に直面している中東和平の状況を受けて、イスラエルに対してパレスチナ解放機構（PLO）との和平合意遵守を強く要求することなどを盛り込んだ宣言を採択した。エルサレム解放・パレスチナ解放闘争支持は、OICの主要な存在理由であり、国家間の政治的対立を超えた崇高な使命なのであるゆえに、常に議題のトップに取り上げられている。それはイスラーム教徒を多く抱える諸国家の政権の正統性をイスラームの観点から確立させるための重要な案件である。しかし、OICはイスラエル政府の和平合意を無視した強硬な態度に上記の様な非難声明を出す、それ以上の積極的な声明や行動を示す力を有していない。

その事実はOICも認めているところであり、1997年1月19日付世界イスラーム連盟発行週刊紙にて、当時の事務総長ララキ氏は中東和平の行きづまりに対するOICの役割について尋ねられ、国連でさえてこずっていることにOICに何ができようかと消極的な発言をしている。

4 21世紀のOICの活動

1. 21世紀のイスラーム共同体（ウンマ）の問題に対する10年行動計画

21世紀に入り、イスラーム世界は政治的問題をはじめ、社会的、経済的、文化的、科学的な諸問題に直面しており、OICはそれに対応するため、2005年12月7～8日に第三回特別首脳会議をマッカで開催した。

同会議開催に先立って、11月9日～11日マッカに、イスラーム諸国のウラマー、知識人が召集され、イスラーム世界が思想的分野、文化、政治、情報、

経済、発展など直面する諸問題に関する協議が行われ、「21 世紀のイスラーム共同体（ウンマ）の問題に対する 10 年行動計画」（資料 2 参照）と題された提言書が作成され、特別首脳会議に提出された。提言には思想的、政治的な分野、経済的、科学的な分野、教育や文化に関する分野についてそれぞれ提言が行われている。その要旨は以下の通りである。

（１）思想的、政治的分野においては、中庸的、調和的、寛大さ、過激主義・暴力拒否、テロとの闘いなど、共通の価値観の強化が重要なテーマである。イスラームフォビア現象への対応、イスラーム諸国の連帯意識や協力の実現、イスラーム法学間の対話、諸国間の紛争予防、パレスチナ問題、イスラーム社会や組織の権利、一方的な制裁の拒否、これらすべてはその改善を目指して、新たに組み込まなければならない問題としてあげられている。

（２）経済的、科学的な分野において、イスラーム共同体の発展と繁栄において高度なレベルで実現をめざすことである。イスラーム世界は膨大な経済的資源を持っているゆえに、OIC 加盟国間で経済的協力強化、二カ国間貿易の強化、貧困率の低下を優先に行うことができる。特に紛争地域への支援などである。そして、グローバル化、経済の自由化、環境、科学、技術などに関する問題の改善のために、支援を行うことが可能であることなどが取り上げられている。

（３）教育や文化に関する分野では、緊急を要する課題があり、それは低い識字率状況や低い教育レベルの改善である。また、思想的な混乱の修正である。社会的分野では、女性、子供、家族の権利に関する課題が取り上げられている。

この「10 年行動計画」で問われていることは、OIC の諸決議の実行であり、OIC の諸機関と加盟国の責任ある行動である。そこで、OIC は臨時総会にて、イスラーム世界の目的や理念を遂行するために、中心的な役割を果たすべきであり、21 世紀に向けて、共同体の願望にこたえることができるように、諸問題の改善に努めるべく OIC 加盟国に訴えた。

2. 第36回 OIC 外相会議に見る政治的成果

2009年5月23～25日に第36回 OIC 外相会議が55カ国（欠席2カ国）の加盟国の外相や代表、また5カ国の非イスラーム国のオブザーバーの参加をえて、シリアの首都ダマスカスにて開催された。

主催国シリアのアサド大統領は外相会議の開会挨拶にて、イスラーム世界が直面する諸問題の中で、イスラームとテロを結びつけ、占領に対する抵抗運動さえもテロとみなす言説が流布している状況が最も危険な現象であると主張した。その対応には、イスラームの教義、文化などをもとに政治的、経済的団結をもって対応すべきであり、イスラーム世界はそれができる資源と人材を擁していると、イスラーム世界の力に期待を示した。

そして、イスラエルの60年に及ぶ占領に対する非難、および17年前のマドリード和平交渉の頓挫状態の原因はイスラエルの占領政策にあることを強調した。

抵抗運動と区別されるべきテロは思想問題による政治的現象であるゆえに、思想的逸脱から若者を救うために正しいイスラームによる教育政策を行うことが必要であると、過激派に対するイスラーム的基本姿勢を示した。

次いで、エクマルッディーン・イフサーンオール OIC 事務総長が開会式にて OIC の活動報告を行った。その要旨は以下の通りである。

（1）イスラーム世界の最大問題はイスラエルによる占領である。OIC は最近のガザ攻撃による戦犯行為に関して、国際裁判所に訴えた。パレスチナ問題において、パレスチナ内部分裂の修復やパレスチナ諸派の統一に大きな貢献をしたエジプト政府を称賛する。

（2）イラクに関して、イラク状況は好転して、主権の完全復活が行われた。OIC はイラクとの交流を継続し続け、イラクに大使を任命した最初の国際機関である。さらに、宗派抗争の停止に大きな貢献をしてきた。またイラクに様々な支援を行うために、復興事業計画調査のためイスラーム開発銀行の調査使節団などを派遣した。

（3）ソマリア問題に関して、内紛が続いたソマリアは2008年になり、暫定

連邦政府とソマリア再解放連盟の穏健派グループとの間で、和平の機運が高まり、同年8月、両者は、「ジブチ合意」により、武力行使の停止等に合意した。その合意には、OICは監視メンバーとして参加した。しかし、2009年に入り、合意は破棄され、内紛が再発し、戦闘停止のために国内外の介入が必要となっている。

（4）スーダンのダールフル紛争は現在も進行中であり、紛争解決のために国際的努力が継続されている。2009年6月初旬に事務総長はスーダンを訪問し、バシル大統領ら要人と会談し、国際刑事裁判所によるバシル大統領に対する逮捕状（過去5年にわたりダールフル地域において行われた集団殺害、人道に対する罪、及び戦争犯罪について）に関してOICは拒否する態度を伝えた。一方で、ダールフルでの犯罪行為について公正な裁判が行われることを求めた。また、ダールフルの状況改善のためにスーダン政府のさらなる努力を要請した。OICは、ダールフル全域に120のモデル的村落を建設する計画を提供した。その予算は4億8500万ドルである。

（5）アフガニстанは平和と安全と安定の課題に直面し、決定的な岐路に立っている。OICはモスクワで開催されたアフガニстан特別会議、さらにハーグで開催されたアフガニстан国際会議に出席した。世界が継続的に注視することにより、アフガニстанにおける開発や復興の問題は決して見失われることはない。

（6）ジャンムとカシミールの問題について、国連安保理決議が実行されないままで、緊張した状態が続いている。OICの特使はジャンムとカシミールの事態の進展を議論するために、ムザファラバードとイスラマバードを訪問した。

（7）イスラームおよびムスリムに対する嫌悪現象（イスラームフォビア現象）が現在もなお広がっている。OICは国際的な会議やセミナーを継続してこの現象に対応している。例えば、国連60周年記念集会に参加し、人権問題に関する特別会議を開催した。また、国連総会からの提言書にイスラームとテロの関係を否定する内容を盛り込んだ。

同様の分野における、イスラーム教育科学文化機関 (ISESCO)、イスラーム歴史芸術文化研究センター (IRCICA) の活動を称賛する。

10 年行動計画と新憲章に記されている内容を実践するために、OIC は人権のための独立機構の設立を目指している。

（８）OIC 加盟国以外の地域におけるムスリム少数派や社会における、ムスリム人口は５億人である。OIC はフィリピン、ミャンマー、タイ、西トラキア、コーカサス地域やその他の地域における問題を解決するため多くの提案を出して取り組んでいる。そのため、ここ数年、ムスリムの様々な状況を認識するために少数地域の国々へ使節団を派遣している。その一つとして、フィリピンにて OIC の努力が成功して、ムスリム反政府組織・モロ民族解放戦線（MNLF）とフィリピン政府との和平合意が 1996 年に締結され、実施された。

（９）今後の展望として、

イスラーム世界地域は重要な経済資源、特にエネルギー、農業、鉱物資源、人的資源が豊富である。これによって、国際社会に対して効果的な戦略を立てることができる立場にある。食糧問題で苦しんでいる加盟国の数を減らすためにも、飢えと貧困と闘うための戦略の開発を目指してハルツームで開催される、農業と食料安全保障に関する閣僚会議の成功を望む。同様に、事務局の人道問題局は加盟国に対し救援の分野で多くの努力を行っている。その代表的な国は、シエラレオネ、アフガニスタン、インドネシア、スーダン、ソマリア、コモロ等をあげることができる。現在の世界的な金融危機は、すべての加盟における組織や機関における大きな不安の源泉となっている。事務局は商業経済協力常任委員会（COMCEC）の協力によって、国際フォーラムを組織する予定である。加盟国は国内的、国際的政策を見直すべきである。世界的金融危機による新しい状況に対応するために経済的組織を強化するために経済的、社会的協力を確立する必要がある。また、加盟国間の二国間貿易額は、2005 年には 14.5%であったが、2008 年には 17%に上昇した。この分野において、COMCEC、イスラーム開発銀行、イスラーム開発貿易センター、イスラーム商工会議所が加盟国の開発と発展に取り組んだ活動を称賛する。その一方で、

OIC の綿産業育成プログラムはトルコ共和国の指導のもと、実施段階に入ることができた。また、事務局はイスラーム開発銀行との協力によって、ダカール・ポートスーダン間の鉄道計画委員会の第1回会議を開催した。OIC は50年目に入り、その存在も国際的に重要になってきており、影響力のある国際会議にてもその発言が求められている。OIC によってイスラーム的共同行動を統一することができるかと確信している。これこそが現在の国際的変動の中で、イスラーム世界が国際社会で名誉ある地位を保つための効果的な武器である。この会議がこの目的を実現するための一歩となることを期待したい。

以上の外相会議における事務総長の報告を見る限り、OIC には地域紛争解決に積極的に介入をしたくても、介入出来るだけの能力を有していないことが理解される。パレスチナ問題、イラク問題、ソマリア問題などすべてが傍観者の域を出ていないのが実情である。10年行動計画にてイスラーム諸国が直面する諸問題を理解していながらも、それを解決する方策を見だせないままに4年間の経過している状況と言える。その結果は第36回 OIC 外相会議の政治問題に関する決議事項にも表れており、問題提議ばかりである。（資料3参照）その原因はどこにあるのか。OIC はイスラームの名の下での国際組織であり、イスラーム的団結を謳っているが、現実には加盟国がそれぞれの国益だけを考えて動いており、イスラーム諸国間の問題解決にも消極的であり、イスラーム世界の統一など程遠い状況である。そのような加盟国のイスラーム的意識の低さが原因であろうと考えられる。枠組みだけは巨大化したが、政治的に機能するような組織ではないということである。2008年末から2009年初頭に起こったガザ問題においても、エジプトの働きに対して一応の評価を表しているが、ファタハとハマースのパレスチナ内部対立を解決できないでいる。つまり、OIC には安全保障評議会が存在せず、さらに1987年に国際イスラーム司法裁判所を設置することを決定しているが、実際にはまだ設置されず、ペーパープロジェクトのままである。さらに、国際機関と同様の働きをするためにもイスラーム平和維持軍創設が求められているが、経費や軍の指揮権など多くの難問を抱えており、実現には程遠い状況である。

さいごに

OIC は事務総長の報告にあるように、経済活動を活発に展開する計画を持っている。そこには、イスラーム諸国の問題を解決するためには、各国が経済的に発展することが基本であり、近代的な世界に対応していくために、イスラーム諸国間の経済協力体制を整えていくべきことが先決であるとの考えがうかがえる。

OIC の政治的活動は設立以来あまり目だった成果をあげることはなく、21 世紀になって行動計画を打ち建てても、やはりその効果はあまりなかった。このように政治的成果は経済・文化分野に比べてかなり弱い面が見られるが、そのような状況の中でも、政治的役割として以下の 2 点を上げることができる。

第一に、OIC はイスラーム世界におけるフォーラム的性格を有し加盟国間の意見交換の場と機会を与えており、イスラーム世界の総意として、首脳会議や外相会議の決議事項を世界にアピールするイスラーム世界の政治広報的な役割を果たしていると言える。さらに、OIC のフォーラム的性格は各会議参加者により過激に、よりイスラーム的な発言の雰囲気を与えることもあり、一国もしくは、一組織ではなかなか表明しないことでも、OIC の場をかりて表明することが可能となりうる。だが、国際機関としての OIC はイスラーム諸国間の意見の調整を行う場でもあり、いかに過激な意見や答弁が出てきても、それを抑え込むことになる。そこには、あまり極端なイスラーム色を出すことなく、既存諸国家の現政権のイスラーム的正統性の確立を望みつつ、イスラーム世界全体の利益擁護を目指している設立当時の姿勢は現在でも変わりなく続いていることがうかがわれる。

第二に、定期的な外相会議や首脳会議は、OIC 諸国間の関係改善の契機を与えることにもなる。これも OIC の重要な政治的役割と言える。その代表的な例が、イスラマバード・OIC 臨時総会で行われたサウジアラビアとイランとの関係修復である。サウジアラビアはイラン革命以後、シーア派のイスラーム原理主義波及を恐れ、反イラン政策を取ってきていた。OIC 内でのサウジアラビアの政治的影響力は、同国が OIC の財政の最大の負担者でもあることから強

いものがあり、サウジアラビアはイランとの関係改善により、その後、イスラーム諸国によびかけ、スンナ派とシーア派の対話を実現することになった。

OIC はイスラーム共和国、君主国家、社会主義共和国、軍事政権国家など様々な政治形態の集合体であり、経済的にも、1人当たり GNP 最下位の国から上位を占める国まで多様である。OIC はその多様性がイスラームの名のもとで団結することにより、共同体の強さとなると希望的観測を持っている。しかし、現実問題として非イスラーム圏の紛争ばかりではなく加盟国の対立や国内紛争をも解決できずにいる状況を見るにつけ、まずはこのような OIC の内部矛盾を解決してしかるべきであろう。そのためにも、ペーパープロジェクトとみられている国際イスラーム裁判所の実質的な開設を行うことが必要とされている。

このような現実を抱えながらも、民族、国境を超えたイスラーム共同体を理想とする連帯意識が常に躍動しているイスラーム社会の中で、OIC は国家レベルでのイスラーム連帯意識の確認の場として機能していることで、十分な政治的役割を果たしているとも言える。国際社会は OIC のその役割を認識して、穏健派または中道派なイスラーム社会形成を目指す OIC の活動を支持、支援していくことが重要である。

資料 1 [新 OIC 憲章]

イスラーム諸国会議機構憲章

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

われわれイスラーム諸国会議機構加盟国は、以下のとおり決定した。

ヒジュラ暦 1389 年ラジャブ月 9 ～ 12 日 (西暦 1969 年 9 月 22 ～ 25 日) にラバトで開催した、加盟国の国王、元首、政府による会議、ならびにヒジュラ暦 1392 年ムハッラム月 14 ～ 18 日 (西暦 1972 年 2 月 29 日 ～ 3 月 4 日) にジェッダで開催した外相会議を承認する。

団結と友愛という高貴なるイスラームの価値を尊重すると共に、加盟国共通の

利益を国際社会において守るべく加盟国の団結と連帯を促進強化することの重要性を確認する。

国連憲章、本憲章、国際法の原則に対する加盟国の義務を遵守する。

平和、慈悲、寛容、平等、正義、人間の尊厳という崇高なイスラームの価値を保持し促進する。

イスラームの先駆者的役割を全世界で再生するために努力すると共に、加盟国国民のために持続可能な発展、進歩、繁栄を実現する。

イスラーム教徒および加盟国の団結と連帯の絆を深め強化する。

すべての加盟国について、国家主権、独立、領土の保全を尊重、保護、防衛する。

国際的な平和と安全保障ならびに異なる文明・文化・宗教間での理解と対話に貢献し、友好的な関係と良好な隣国関係、相互の尊重、協力を広め促進する。

加盟国における人権と基本的自由、良き統治、法の支配、民主主義、説明責任を、各加盟国の憲法および法律制度に従って促進する。

加盟国と他諸国との信頼関係を広め、友好的関係、相互尊重、協力を促進する。穏健、寛容、多様性の尊重という高貴なるイスラームの価値を尊重し、イスラームの象徴と共通遺産を保存し、イスラームの普遍性を擁護する。

知的卓越性を実現するため、高貴なるイスラームの理想に一致した知識の吸収と普及を促進する。

持続的な社会経済的發展を実現し、世界経済との効果的な一体化を果たすため、加盟国間の協力を協調と平等という原則に従って促進する。

現代および将来の世代のため、あらゆる分野で環境保護を促進する。

各加盟国の国内問題に関する自決権と不干渉を尊重し、それぞれの主権、独立、領土の保全を尊重する。

現在他国の占領下にあるパレスチナ人民の苦闘を支援し、彼らが自決権を含む不可侵の権利を獲得し、エルサレムを首都とする主権国家を樹立することに協力すると共に、エルサレムが歴史とイスラームにとって持つ意味ならびに同地に所在する聖地を守る。

女性の権利と生活のあらゆる領域への女性参加を、加盟国の法律規制に従って

保護促進する。

イスラームの青少年を健全に養育し得る環境を作り出し、青少年に文化、社会、道徳、倫理に関する高い理想を持たせるため、教育を通じてイスラームの価値を伝える。

非加盟国における少数派イスラーム教徒とその地域社会を支援し、その尊厳と文化的宗教的アイデンティティを守る。

本憲章、国連憲章、国際法、人道に関する国際法の目的と原則を支持すると共に、本質的に各国の国内裁判権に服すべき問題については不干渉の原則を厳格に遵守する。

諸国間の平等と相互尊重ならびに国内裁判権に服すべき問題についての不干渉という原則に基づき、国際レベルにおける良き統治と国際関係の民主化の実現に努める。

以上の目標を達成するために協力することを決議し、修正を加えた本憲章に同意する。

第1章 目的と原則

第1条

イスラーム諸国会議機構の目的は以下のとおりとする。

1. 加盟国間の友愛と連帯という絆を深め強化する。
2. 個別的にはイスラーム社会が、全般的には国際社会が直面している課題に対する視点において、加盟国の共通利益を保護し、その正当な主義主張を支持し、加盟国の努力を協調させ統一する。
3. 各加盟国の国内問題に関する自決権と不干渉を尊重し、それぞれの主権、独立、領土の保全を尊重する。
4. 侵略の結果、占領下に置かれた加盟国の完全な主権と領土の保全の回復を、国際法と関係する国際的地域的機関と協力に基づいて支援する。
5. 加盟国の共通利益を守るため、世界の政治、経済、社会に関する意思決定プロセスにおいて加盟国の積極的参加を保障する。

6. 世界平和、安全保障、協調を実現するため、正義、相互尊重、良好な隣国関係に基づく国家間の関係を促進する。
7. 国連憲章および国際法に定められた人権の支持を再確認する。
8. パレスチナ人民が自決権を行使し、エルサレムを首都とする主権国家を樹立することに支援・協力すると共に、エルサレムが歴史とイスラームにとって持つ意味ならびに同地に所在する聖地を守る。
9. イスラーム共通市場の樹立に向けた経済統合を実現するため、イスラーム圏内における経済と通商の協力関係を強化する。
10. 加盟国において持続可能で総合的な人間の育成と経済的安寧を実現するために努力する。
11. イスラームの教えと価値を、穏健と寛容に基づいて普及、促進、保存し、イスラーム文化を広め、イスラームの遺産を守る。
12. イスラームの真のイメージを保護・擁護し、イスラームに対する中傷に対しては戦い、異なる文明・宗教間での対話を推進する。
13. 科学技術を強化発達させ、科学技術分野での加盟国間の協力と研究を推進する。
14. 人権と基本的自由を、女性、子供、若者、高齢者、障害者などの権利を含めて保護促進すると共に、イスラームの家族に関する価値を保護する。
15. 社会における生来的で根本的な単位としての家族の役割を強調、保護、促進する。
16. 非加盟国におけるイスラーム教徒の地域社会と少数派の権利、尊厳、宗教的文化的アイデンティティを守る。
17. 共通利益に関わる問題については国際社会で統一的な立場の形成を促進し、その立場を擁護する。
18. あらゆる形式・形態のテロリズム、組織犯罪、違法薬物の不正取引、汚職、マネーロンダリング、人身売買に対し協力して戦う。
19. 自然災害などの人道的緊急時には協力協調する。
20. 社会、文化、情報の分野で加盟国間の協力を促進する。

第2条

加盟国は第1条の目的を実現するため、高貴なるイスラームの教義と価値に従い、以下の原則に基づき行動するものとする。

1. すべての加盟国は国連憲章の目的と原則に従うことを約束する。
2. 加盟国はそれぞれが主権を持ち、独立し、権利と義務について平等である。
3. すべての加盟国は紛争を平和的手段で解決し、国家間の関係における武力の行使または行使の威嚇を行わないものとする。
4. すべての加盟国は他の加盟国の国家主権、独立、領土の保全を尊重し、他国の国内問題に対して干渉しないものとする。
5. すべての加盟国は、本憲章、国連憲章、国際法、人道に関する国際法の規定に従い、国際的な平和と安全保障の維持に貢献し、他加盟国の国内問題に対して干渉しないものとする。
6. 国連憲章が定めているとおり、本憲章のいかなる規定も、イスラーム諸国会議機構またはその組織が、本質的に他国の国内裁判権に服すべき問題、あるいはそれに関係する問題に対して干渉する権限を与えるものではない。
7. 加盟国は国内レベルおよび国際レベルにおいて、良き統治、民主主義、人権、基本的自由、法の支配を支持し促進するものとする。
8. 加盟国は環境の保護保全に努めるものとする。

第2章 加盟資格

第3条

1. イスラーム諸国会議機構は、機構に加盟した57ヶ国と、第3条2項に基づき本憲章に同意したその他の国によって構成される。
2. 国連加盟国であり、イスラーム教徒が多数派を成し、本憲章を遵守する国であれば、加盟申請を行い、本機構の外相会議のみの全会一致として加盟が承認されれば、本機構に加盟できるものとし、その際の基準は、外相会議が合意の上で採択した基準であるものとする。
3. 本憲章のいかなる規定も、加盟資格またはその他の事項に関する現加盟国

の権利または特権を損なうものではないものとする。

第4条

1. いずれかの国連加盟国に対しオブザーバーの資格を与える決定は、本機構の外相会議が合意の上で採択した基準に基づき、同外相会議がそのコンセンサスのみに従って下すものとする。
2. 国際機関に対しオブザーバーの資格を与える決定は、本機構の外相会議が合意の上で採択した基準に基づき、同外相会議がその全会一致のみに従って下すものとする。

第3章 組織

第5条

イスラーム諸国会議機構の組織は以下によって構成されるものとする。

1. イスラーム首脳会議
2. 外相会議
3. 常設委員会
4. 常任委員会
5. 国際イスラーム裁判所
6. 人権独立常設委員会
7. 代表者常任委員会
8. 事務総局
9. 下部組織
10. 専門機関
11. 付属機関

第4章 イスラーム首脳会議

第6条

イスラーム首脳会議は加盟国の王族、元首、政府によって構成されるものであ

り、イスラーム諸国会議機構の最高機関である。

第7条

イスラーム首脳会議は、本憲章が定める目的の実現に関係するすべての事項について慎重に方針を決定し、指針を示し、加盟並びに、ウンマ（イスラーム共同体）に関する諸問題を考慮するものとする。

第8条

1. イスラーム首脳会議は、3年ごとにいずれかの加盟国において開催するものとする。
2. 議事日程の作成ならびに首脳会議開催に必要なあらゆる取り決めは、外相会議が事務総局の援助を得て行うものとする。

第9条

ウンマ（イスラーム共同体）の利益にとって必要な場合には特別会議を開催し、ウンマにとって特に重要な事項を討議し、それに応じて本機構の方針について協調を図るものとする。特別会議は、外相会議の勧告に基づいて、あるいはいずれかの加盟国または事務総局の発議によって開催できるものとするが、その発議は加盟国の過半数の支持を得なければならない。

第5章 外相会議

第10条

1. 外相会議は1年に1回、いずれかの加盟国において開催するものとする。
2. 外相会議の特別会議は、いずれかの加盟国または事務総局が発議を行い、その発議が加盟国の過半数によって承認されれば開催できるものとする。
3. 外相会議はウンマに関する個別の問題に対応するため、他部門の大臣級会議の開催を勧告できるものとする。それによって開催された会議は、報告書をイスラーム首脳会議および外相会議に提出するものとする。

4. 外相会議は、本機構の全般的方針を実行するための手段を、以下を通じて討議するものとする。

- a. 共通利益に関する事項について、本機構の目的および全般的方針を実行するための決定および決議を採択する。
- b. 以前の首脳会議および外相会議で採択した決定および決議の実行の進行状況を検討する。
- c. 事務総局および下部組織のプログラム、予算、その他の財政的運営的報告書を検討し承認する。
- d. 加盟している 1 ヶ国または複数国に影響を及ぼす問題が発生し、影響を受ける加盟国からその問題に対し適切な措置を講じることを検討するよう要請があった場合、その問題を検討する。
- e. 新しい組織または委員会の設置を勧告する。
- f. 事務総長の選出と事務総長補佐の指名を、それぞれ本憲章の第 16 条と第 18 条に基づいて行う。
- g. 取り上げることが妥当と判断したその他の問題を検討する。

第 6 章 常設委員会

第 11 条

1. 本機構および加盟国にとってきわめて重要な問題に対処するため、本機構は以下の常設委員会を設立している。

- i . エルサレム委員会
- ii . 情報文化問題に関する常設委員会 (COMIAC)
- iii . 経済商業協力に関する常設委員会 (COMCEC)
- iv . 科学技術協力に関する常設委員会 (COMSTECH)

2. 常設委員会の委員長は王族、元首、政府が務めるものとし、常設委員会の設立および加盟資格の決定は、首脳会議の決定または外相会議の勧告に基づいて行うものとする。

第7章 常任委員会

第12条

常任委員会は、イスラーム首脳会議および外相会議の現任、前任、後任の議長、事務総局本部の所在国、職権上の委員としての事務総長によって構成する。常任委員会の会議は、常任委員会手続き規則に従って開催する。

第8章 代表者常任委員会

第13条

代表者常任委員会の特権および運営方法は外相会議が定めるものとする。

第9章 国際イスラーム裁判所

第14条

1987年にクウェートで設立された国際イスラーム裁判所は、その基本的な法令の発効を条件として、本機構の主要な司法機関であるものとする。

第10章 人権独立常設委員会

第15条

人権独立常設委員会は、本機構の約款と宣言ならびに世界的に合意された人権に関する文書に明記されている市民、政治、社会、経済についての権利を、イスラームの価値に従って促進するものとする。

第11章 事務総局

第16条

事務総局は、本機構が必要と認めたスタッフと事務総長1名とで構成されるものとし、事務総長を本機構の首席行政責任者とする。事務総長は外相会議が選出するものとし、任期は5年で再選は1回だけ可能とする。事務総長は、すべての加盟国の公平な地理的分布、ローテーション、均等機会といった原則に基づき、本人の能力、誠実さ、経験を十分に考慮した上で加盟国の国民の中から

選出するものとする。

第 17 条

事務総長は以下の責任を負うものとする。

- a. 本機構の目的に貢献すると自らが判断した事項、あるいは本機構の目的を侵害すると自らが判断した事項に対し、本機構の管轄組織に注意を促す。
- b. イスラーム首脳会議、外相会議、その他の大臣級会議における決定、決議、勧告の実行状況を追跡調査する。
- c. イスラーム首脳会議または外相会議の決定、決議、勧告の実行に関する調査報告書および覚書を加盟国に提供する。
- d. 本機構の関連組織の作業を協調調和させる。
- e. 事務総局のプログラムと予算を策定する。
- f. 加盟国間のコミュニケーションを促進し、協議や意見交換、加盟国にとって重要と思われる情報の伝達などを支援する。
- g. イスラーム首脳会議または外相会議が事務局に委託したその他の職務を遂行する。
- h. 本機構の業務に関する年次報告書を外相会議に提出する。

第 18 条

1. 事務総長は事務総長補佐を外相会議に対して推薦するものとする。事務総長補佐の任期は5年であり、任命に際しては、公平な地理的分布という原則に従うと共に、本人の能力、誠実さ、本憲章の目的に対する献身を十分に考慮するものとする。事務総長補佐のうち1名は、エルサレムおよびパレスチナの大義に関する問題の専任とし、この専任者の候補はパレスチナ国 (State of Palestine) が指名するものとする。
2. イスラーム首脳会議または外相会議の決議と決定を実行するため、事務総長は特別代表者を指名することができるものとする。この指名と特別代表者への命令は、外相会議の承認を得た上で行うものとする。

3. 事務総長は事務総局のスタッフを、公平な地理的分布という原則に従うと共に、人員の能力、資格、誠実さ、性別を十分に考慮した上で、加盟国の国民の中から任命するものとする。事務総長は一時的に専門家またはコンサルタントを任命できるものとする。

第 19 条

事務総長、事務総長補佐、事務総局スタッフはそれぞれの職務遂行に際し、本機構を除くいかなる政府または機関に対しても指示を求めてはならず、またそうした指示を受け入れてはならないものとする。事務総長、事務総長補佐、事務総局スタッフは、本機構のみに責任を負う国際的職員として、その立場にとって有害なるいかなる行為も行ってはならないものとする。加盟国は、事務総長、事務総長補佐、事務総局スタッフのこうした純粋に国際的な性質を尊重し、その職務遂行に対し何らかの形で影響力を及ぼそうとしてはならないものとする。

第 20 条

事務局はイスラーム首脳会議または外相会議に際しては、運営または組織に関する事項については、開催国と密接に協力してその準備を行うものとする。

第 21 条

事務総局の本部は、エルサレムが解放されるまではジェッダに置くものとし、エルサレムの解放後はエルサレムを本機構の永久的な本部とするものとする。

第 12 章

第 22 条

本機構は下部組織または専門機関を設置し、外相会議の承認を得た上で、本機構の関係機関であるという資格を本憲章に基づき与えることができるものとする。

下部組織

第 23 条

本機構の枠組み内に、イスラーム首脳会議または外相会議が下した決定に基づいて下部組織を設置することができるものとし、その予算は外相会議が承認するものとする。

第 13 章 専門機関

第 24 条

本機構の枠組み内に、イスラーム首脳会議または外相会議が下した決定に基づいて専門機関を設置することができるものとする。専門機関については、本機構の加盟国が自由意志により制限なく加盟参加できるものとする。その予算は独立的なものであり、独立機関の法令に定められた各立法機関が承認する。

付属機関

第 25 条

付属機関とは、その目的が本憲章の目的に一致しており、外相会議によって付属機関と認められた団体または組織を意味する。付属機関については、加盟国の組織または機関が自由意志により制限なく加盟参加できるものとする。その予算は、事務総局の予算からも、事務総局の下部組織や専門機関の予算からも独立している。付属機関に対しては、外相会議の決議によってオブザーバーの資格を与えることができるものとする。付属機関は、下部組織または専門機関から、あるいは加盟国から、自発的な援助を受けることができるものとする。

第 14 章 イスラームまたはその他の組織との協力

第 26 条

本機構は、本憲章が示す目的を遂行するため、イスラームまたはその他の組織との協力関係を強化するものとする。

第 15 章 紛争の平和的解決

第 27 条

紛争の当事者となった加盟国は、当該紛争の継続がウンマの利益にとって有害となり得る場合、あるいは国際的な平和と安全保障の維持を危うくする可能性がある場合、自らが選択した斡旋、協議、照会、調停、和解、仲裁、司法に基づく示談、その他の平和的手段によって解決に努めるものとする。この場合の斡旋には、常任委員会または事務総長との協議が含まれるものとする。

第 28 条

本機構は、国際的な平和と安全保障の維持、あるいは平和的手段による紛争の解決を目的として、他の国際的地域的機関と協力することができるものとする。

第 16 章 予算と財務

第 29 条

1. 事務総局および下部組織の予算は、加盟国がそれぞれの国民所得に比例する割合で負担するものとする。
2. 本機構は、イスラーム首脳会議または外相会議の承認を得た上で、加盟国、個人、団体による任意の寄付を基盤とする特別ファンドまたは基金（アウカーフ）を設立することができるものとする。こうしたファンドまたは基金は、本機構の財務システムの管轄下に置かれ、財務管理機関の監査を毎年受けるものとする。

第 30 条

事務総局および下部組織はそれぞれの財務を、外相会議が承認した財務手続き規則に基づいて管理するものとする。

第 31 条

1. 外相会議は、信任を受けた加盟国代表者を集めて常任財務委員会を設立するものとし、この常任財務委員会は本機構の本部で会議を開催し、事務総局および下部組織のプログラムと予算に対する資金供給を、外相会議が承認した規則に従って行うものとする。
2. 常任財務委員会は年次報告書を外相会議に提出するものとし、外相会議がプログラムおよび予算を検討の上で承認するものとする。
3. 加盟国の財務または監査の専門家で構成する財務管理機関は、事務総局および下部組織の監査を、その内部規則および規制に従って行うものとする。

第 17 章 手続き規則と投票

第 32 条

1. 外相会議は固有の手続き規則を採択するものとする。
2. 外相会議はイスラーム首脳会議の手続き規則を勧告するものとする。
3. 各常設委員会はそれぞれに固有の手続き規則を定めるものとする。

第 33 条

1. イスラーム諸国会議機構の会議においては、加盟国の 3 分の 2 を定足数とする。
2. 決定は全会一致によって下すものとする。全会一致を得ることができない場合、出席し投票を行う加盟国の 3 分の 2 による多数をもって決定を下すものとするが、本憲章に別段の規定がある場合はその限りではないものとする。

第 18 章 最終規定

特権と免責

第 34 条

1. 本機構は、その職務の遂行またはその目的の達成に必要な限りにおいて、加盟国における免責および特権を享受するものとする。

2. 加盟国の代表者および本機構の職員は、「1976 年の特権と免責に関する合意」に定められた特権および免責を享受するものとする。
3. 事務総局のスタッフ、下部組織、専門機関は、その職務遂行に必要な特権および免責を、本機構とホスト国とが合意した限りにおいて享受するものとする。
4. 本機構に対する財務負担金の支払いを滞納している加盟国は、滞納額がそれに先じる満 2 ヶ年について当該国が支払うべき負担金の金額に等しいかそれを上回っている場合、外相会議における議決権を失うものとする。ただし外相会議は、支払いの滞納が当該国の制御し得ない事象に起因するものであると認めた場合には、当該国に対し議決権を与えることができるものとする。

脱退

第 35 条

1. いずれの加盟国も、1 年前に事務総長に通告することにより本機構から脱退することができるものとする。この通告はすべての加盟国に伝達されるものとする。
2. 脱退を申請した加盟国は、脱退申請を行っている当該年度が終了するまではその義務に拘束されるものとする。脱退を申請した当該加盟国は、本機構に支払うべきその他の財政負担金を清算するものとする。

修正

第 36 条

本憲章の修正は、以下の手続きに従って行うものとする。

- a. いずれの加盟国も本憲章の修正を外相会議に提案することができるものとする。
- b. 外相会議の 3 分の 2 の多数による承認を得、加盟国の 3 分の 2 の多数による批准を得れば、当該の修正は発効するものとする。

解釈

第 37 条

1. 本憲章の条項の解釈、適用、実行に関して何らかの相違が生じた場合、いかなる場合も協議、交渉、和解、仲裁により誠意をもって紛争の解決に当たるものとする。
2. 本憲章の規定は、加盟国がそれぞれの憲法上の要件に従って実行するものとする。

言語

第 38 条

本機構の言語はアラビア語、英語、フランス語とする。

暫定的取り決め

批准と発効

第 39 条

1. 本憲章は外相会議が3分の2の多数をもって採択するものとし、加盟国は各国の憲法上の手続きに従って本憲章に署名し批准するものとする。
2. 批准文書は本機構の事務総長に預託するものとする。
3. 本憲章は、国連憲章第 102 条に従って 1974 年 2 月 1 日に登録したイスラーム諸国会議機構憲章を代替するものである。

ヒジュラ暦 1429 年ラビーアル・アウワル月 7 日 (西暦 2008 年 3 月 14 日)、ダカール (セネガル共和国) において採択

資料 2 [20 世紀のイスラーム共同体 (ウンマ) の問題に対する 10 年行動計画]

思想的、政治的課題：

- (1) 政治的理念

1) 期待された見解を現実化させるために絶対的な政治的決意を持つこと。事務総長は現実的な提案を加盟国に提出するために対策をとり、それから、外相会議に提出すること。

2) OIC 加盟国は OIC 憲章にある規定と機構の決定を完全に遂行することに努めること。

(2) 共通のイスラーム的行動と連帯意識

1) OIC の諸決議事項の効果的实施を行う際に共通のイスラーム的行動における信頼性を確認する。共同体がその目的を達成するために実施できる決議を採用すること。事務総長は諸決議の実施にむけて完全に役割を遂行する。

2) イスラーム共同体が直面している諸問題、課題に対して OIC 加盟国間のイスラーム連帯意識を確認する。事務総長はこの点について、諸加盟国の役割を決めるために各国との協議を行い全体的な枠組みを作る。

3) イスラーム共同体の全体的な利益の強化と保護のために、国際的、地域的なフォーラムすべてに積極的に調整の上参加する。そのことによって、国連の改革、安保理の拡大を推進し、OIC 加盟国が推薦する国際的組織や地域的な組織の候補者を支持する。

4) エルサレム問題を常に同組織とイスラーム共同体の中心的な問題とする。

5) 同機構が、ムスリム住民に係る諸問題（ジャンム・カシミール、キプロス、ナゴルノ・カラバフ、ソマリア）に関して、以前に出した諸決議を再確認する。

(3) イスラームと中庸性

1) 過激性と閉鎖性に対してムスリムを護り精神的に強くする目的のために、イスラームの正しい考え、例えば中庸性、調和、寛大などを普及し、そして基本的理念と信条とイスラームの基本を護る活動を行う。

2) いかなる状況にあっても過激主義を非難する。なぜなら、それはイスラームの価値観や人間性に一致することがないからである。また、それに関して政治的、経済的、社会的、文化的な根幹を改善する。

3) 相互の尊敬と理解と平等に基づいて行う文明間対話に参加すること、そ

れは世界的平和、治安、調和、共存のために必要なことである。

4) 宗教間対話を奨励し、共通の価値観や認識を明らかにする。

5) OIC やその機関は文明間対話や宗教間対話に出席し、提言など積極的な取り組みを行う。

6) イスラーム共同体の問題解決に尽力するため、またイスラームの正しい基本理念の普及のため、そしてイスラームの誤解を是正するために、諸報道機関を利用する。

7) 学問、文化、文明、法学、文学などの教育を奨励する。協調、人権、開放性、諸宗教や文明の理解などを強化するような、バランスのとれた教育プログラム開発のために協力を諸国に呼びかける。そして、過激主義や極端主義を拒否し、イスラームのアイデンティティを誇りとする意識を強化する。

(4) 諸イスラーム法学

1) イスラーム諸法学間での対話の強化が必要である。なぜなら、人々がイスラーム諸法学に従い、不信者確定の考えを拒否し、人々の生命と名誉と財産を不可侵と理解するためである。彼らがアッラー、預言者、他の信仰箇条を信じるならば、イスラームの柱を守り、イスラームの教えを否定することはないはずである。

2) ファトワーを出す資格のない者が出したファトワーへの強い非難。それはイスラームの基本、諸学派の定める教えから逸脱している。これは諸学派が定める、ファトワーの条件を遵守する必要がある。それは2005年7月にアンマンで開催された首脳会議で出された決議に明らかにされている。同時に2005年9月9日～11日にマッカで開催された、ウラマー、知識人の会議にても出された決議に明らかである。

(5) イスラーム法学アカデミー

1) 同機構の事務総長は以下の目的を達成するために、イスラーム法学アカデミーのメンバーやそれ以外のウラマーを召集し、イスラーム法学アカデミーの活動発展のために詳細な調査を行い、外相会議にその調査を提出する。

①イスラーム世界で出ているファトワーの権威の調整を行う。

②宗教的過激派や学派的執着性への対抗、イスラーム諸学派の不信者確定の否定、諸学派間対話の重視、調和と中庸性と寛容性の強化。

③ムスリムをイスラームの基本的理念や諸学派が定めた事項から離脱させるようなファトワーに対する反論。

（6）テロとの闘い

1）あらゆる形態のテロを非難、テロのいかなる正当性も否定することを強調する。テロはいかなる宗教、国籍、肌の色、国とも無関係な国際的な現象であり、テロと占領に対する抵抗とは区別しなければならない。

2）すべてのテロ行為、テロ支援行為のいかなる形態、テロへの資金援助およびテロを煽る行為を犯罪とするために、諸国家の法律や規則を総合的に変化せしめる。

3）テロとの戦いのために同機構の条約を遵守する。そしてテロとの闘いにおいて国際的な努力に積極的に参加する。2005年2月にリヤドで開催されたテロ対策国際会議で採決された提案を実行する。その折に、テロ対策国際センターが設立されている。同様に、2002年4月にクアラルンプールにて開催された外相会議にてテロ対策の提案が出されている。

4）テロとの闘いに向けた国際行動規範を設けるために尽力する。同様に、この危険な現象に対決するために包括的な戦略を確立するに当たって国際的なコンセンサスを確認するために、国際会議や国連の特別会議を開催する。

（7）イスラームフォビア現象との闘い

1）すべての宗教を尊重するために、また宗教への名誉棄損と闘うために、すべての政府を含む国際社会の責任を強調する。

2）OIC事務局はこの現象を継続的に観察する機関を設立し、年間報告を提出し、政府機関と非政府機関の協力によって、イスラームフォビアに対抗する必要がある。

3）イスラームフォビアに関して、国連から国際的決議を提出させる。さらに、抑止的な制裁を含む、それに対する法律を制定するようにすべての国家に呼びかける。

4) イスラーム諸国が過激主義とテロに対する闘いに参加していることを示すために、同時にイスラームの基本理念を明らかにする目的で定期的な対話を実施する。

（8）人権と良き統治

1) OIC 諸国において、市民の政治参加の範囲拡大、平等と市民的自由と社会的正義の保証を実現し、腐敗を排除するために、その説明責任と透明性を強化することに緊急の尽力を必要とする。

2) 首脳会議はイスラームの人権に関するカイロ宣言に基づき、OIC 諸国に人権強化のために独立組織設立の可能性を検討することを外相会議に呼びかける。人権のイスラーム憲章を制定すること、そして、OIC 諸国で人権尊重の保障のために法律や規則を改正することを呼びかける。

3) OIC 事務局は加盟国以外の諸国でイスラーム社会のマイノリティーの権利を保障するために、そしてイスラーム社会が存在する諸国の政府と強い協力関係を築くために、他の国際機関や地域機関と協力する。

（9）パレスチナと被占領アラブ領土

1) 1967 年以來、パレスチナ領土に対するイスラエルの占領を終結させるために全力を傾注する。そこには、エルサレムとシリアのゴラン高原が含まれ、さらに安保理決議第 425 号に基づきレバノンの被占領地からイスラエルの完全撤退を含んでいる。パレスチナ民衆の自決権、エルサレムを首都とする独立国家建設のために積極的な支援を提供する。

2) 国連決議と OIC 決議に基づき、パレスチナ問題に関して包括的な解決という統一的な立場を維持する。それは、安保理決議 242 号、338 号、1515 号、および国連総会決議 194 号である。そして、アラブの和平案とロードマップは国連と四カ国会議と当事者による協議と調整によるものである。和平案の中では、イスラエルの完全な撤退がイスラエルとの関係正常化の条件となっている。OIC は和平実現のために最大の役割を担うべきである。

3) イスラーム共同体にとってエルサレム問題は中心的課題であり、そこでのパレスチナ人の権利を確立することが重要な課題であることを確認する。エ

エルサレムの遺産の保護とアラブ・イスラームのアイデンティティーを保護すること、そこは寛大さと諸啓示宗教の会合場所の象徴である。エルサレムとその周辺を破壊から守ることが重要であり、イスラームやキリスト教の神聖な場所を守ることが必要である。エルサレムのユダヤ化政策に反対する。モロッコ王国第六代ムハンマド国王指導のエルサレム委員会の活動を支援する。エルサレム基金を支援し、アクサー基金を支援すること、エルサレム市民の安定とエルサレムの諸組織とエルサレムにアクサー大学建設を支援する。

4) パレスチナ民衆の権利確保のために交渉を続けるパレスチナ自治政府に対する完全な支援を提供する。パレスチナ領土全土の管理、ガザ空港再開、そしてパレスチナ人の自由な移動を保障するガザと西岸との接続のため、必要な支援を提供する。

5) 入植政策停止、パレスチナ内および被占領地ゴラン高原における入植地の解体、そしてパレスチナ領土内に建設されている分離壁の撤去をイスラエルに国際社会とともに強く要請する。とくに、エルサレムとその周辺についてである。国連決議と国際司法裁判所の決議に基づいて、行うことである。

(10) 紛争予防、紛争解決と紛争後の平和構築

1) イスラーム社会が紛争の当事者となることが増えている状況を鑑み、OIC 加盟国における紛争予防、信頼醸成、平和維持、紛争解決、紛争終結後の復興などにおける OIC の役割を強化する。

2) 紛争予防、紛争解決と紛争後の平和構築の分野において OIC 諸国の利益と権利を保障する目的で、OIC 加盟国間の協力強化、および国際機関や地域機関との協力関係を強化する。

(11) OIC の改革

1) 組織再編を通して OIC の改革を行う。名称の変更、憲章と活動の見直し、OIC の役割の向上に応じた質の高い労働力の獲得、OIC の諸組織の活性化、NGO との関係強化などを行う。事務総長は必要な権限と十分な柔軟性をもって、任務を遂行するための財源を使用し、義務を遂行する。すべての OIC 機関を定められた任務どおりに活動させ、事務局との調整を強化させる。事務局

はこれらの機関の活動を検証し、活動のない機関については解散を提言する。

2) 諸決議をフォローアップする仕組みを確立する。加盟国については、関係ある会議に出席が求められることになる。

3) 事務総長はイスラーム連帯基金の役割強化と発展のために調査準備を行い、外相会議にその調査結果を提出する。

4) 事務局予算と諸機関の活動における分担金拠出を関連決議に基づいて、加盟国に促す。その予算は諸機関が提供するサービスや設備にも利用される。

資料3 [第36回 OIC 外相会議：政治問題に関する決議事項] (35項目の中から5項目を抜粋)

ダマスカス 2009年5月23日～25日

1 パレスチナ問題に関する決議

1. イスラーム共同体全体に関するエルサレム問題であることを確認する。東エルサレムはアラブ・イスラームのアイデンティティーである。イスラームおよびキリスト教の諸遺跡を保護する。

イスラエルの占領軍に対する非難、エルサレムに於けるイスラームおよびキリスト教の諸聖地への破壊行為に対する非難、エルサレムに於けるパレスチナ市民住居の破壊に対する非難、阿克サーモスクやエルサレム聖地の地下での不法なトンネル作業に対する非難、分離壁建設に対する非難を行う。

2. イスラエルのガザ攻撃に対する非難を行う。イスラエルの犯罪の検証することを国連や関係機関に要請する。

3. イスラエルの攻撃と周囲封鎖による社会的、経済的状況の破壊を鑑み、封鎖解除するようにイスラエルに圧力をかけるように国際社会に要請する。

4. ガザ復興のために国際社会にシャルム・エルシェイク会議での決議事項を実行することを要請する。同会議は OIC 加盟国とイスラーム開発銀行に対してパレスチナ民衆への早急な支援を再度要請する。

5. 不法な入植活動を継続するイスラエルに対する非難を再確認する。分離壁建設に対する非難を行う。イスラエルは2004年7月9日の国際司法裁判所の

決議および 2004 年 7 月 20 日総会決議 ES10/15 による決議を無視して建設を継続している。

6. イスラエルの入植活動と分離壁建設はパレスチナの領土を分割し、パレスチナ国家建設を損なう。イスラエルの占領は 1967 年以來、東エルサレムを含む西岸とガザである。イスラエルに対して即座に不法な入植活動と分離壁建設の停止を要求する。

7. パレスチナ問題に関して国連安保理が決議した決議事項をイスラエルが実行するように、最大限の努力をするように、再度、四カ国と国際社会に要請する。

8. サウジアラビアがパレスチナ復興とパレスチナの統一に大きな役割を演じている。同国はパレスチナ民衆支援に二つの基金を設立することを提案した。一つはエルサレム・インティファダ基金、二つ目はアクサー基金である。二つの基金は一億ドル以上の基金である。サウジアラビアは 4 分の 1 以上を請け負った。これはクウェートの経済会議でサウジアラビアが提示した金額に追加したものである。ガザ復興に対しては 1000 万ドルを提示した。

9. パレスチナ民衆の利益とパレスチナ統一のためのエジプトの行動を支持する。マフムード・アッバース大統領を代表とする政治体制を支持し、パレスチナ民衆の権利と安全を確保するためにパレスチナの統一をはかることを支持する。

10. パレスチナ問題について問題を解決するまで国連の責任を確認する。1967 年以後のイスラエルによる領土侵略に対する 242 号、338 号、1397 号、1515 号などの国連決議に基づき解決するように継続的に国連に要求する。同様に、1948 年 12 月 11 日の決議 194 号に基づき難民問題などの公正な解決を要求する。

11. 難民問題の解決について確認する。

12. 2004 年 6 月 6 日の国連総会決議 292/85 号を再確認する。東エルサレムを含む占領地域に関する決議である。国連の定めるイスラエル領土は 1967 年以來占領している土地を含んでいない。

13. 1981 年の決議 487 号の遵守、核拡散防止条約への参加をイスラエルに義

務付けるように国際社会および安全保障理事会に要請する。イスラエルによる核兵器の放棄宣言、および核兵器の保有状況を安全保障理事会、国際原子力機関に報告することを強調する。中東に大量破壊兵器、特に核兵器のない地域を設立するためである。それが中東における包括的な平和を構築する基本的な事項である。

14. 事務総長はこの決定を実行に移し、第 37 回次期外相会議にその結果を報告することを要請する。

2 イラク情勢に関する決議

1. イラクの主権、国土統一、政治的独立、国家統一の尊重を再確認する。マリーキ首相の計画に即した政治的行動における展開を歓迎する。

2. 憲法に即して 2009 年 1 月 30 日に行われた地方選挙の結果を歓迎する。

3. イラクの治安、安定、繁栄実現のためにイラク政府への支援を行う。いかなる条件下でも内政干渉を拒否する。

4. 2008 年 11 月 17 日のイラクからの米軍撤退に関する米・イラクの合意を歓迎する。同様に、安保理決議 2008/1859 号を歓迎する。

5. イラクでのテロ活動を非難する。テロ活動はイラク内外の犯罪者集団とテロ集団によるものである。それはイラクと周辺諸国の国民とインフラ設備と治安と安定を標的としている。すべてのテロ活動は宗派的抗争を作り出すことを目的としている。国際社会、とくに中東諸国とイラク政府はイラクでの対テロで協力することを呼びかける。

6. イラクの治安が比較的改善されて、国内の生活水準が向上していることを歓迎する。国内で避難者や移住者が帰還できる状況を作るために支援する。イラク難民を受け入れている国家や機関に、難民の帰還が容易に行えるように取り計らうことを呼びかける。国際社会に、イラク難民を受けいれている国家への支援をすることを呼びかけている。

7. 各国がイラクへの外交使節再開を決定したことを歓迎する。外交的代表がない諸国にイラクとの外国関係樹立を呼びかける。

8. イラクの復興への支援を新たに行う。イラク経済の再興に関するイラク政

府の努力を歓迎する。自然資源に対するイラク国民の権利を確認する。イラクの復興と国民の生活向上のために選出された政府による行政を確認する。国際諸国や国際機関全体にイラクの必要なものに対してすべての支援を提供することを呼びかける。

9. 2006 年 12 月 20 日のイラクに関するマッカ宣言に対する OIC の支持を再認識する。同様に今後もこの宣言の実施を重視する。

10. OIC は、ファトワの抑制をすべての国家に呼びかける。ムスリムの統一を乱すことを目的とするタクフィール（不信者確定）の主張や宗派間抗争の火種を防ぐために効果的な行動を呼びかける。

11. 2008 年 3 月 11 日イラク、アルビールで開催されたアラブ連盟会議の決議 13/6 号を承認する。

12. パリ会議における、イラクへの借款の大幅な削減実行の決議を歓迎する。他の諸国も同様の行動を取ることを呼びかけた。

13. イラクへの借款を取り消したアラブ首長国連邦の立場を称賛する。他の同盟国にもイラクへの借款を見直すことを求めた。

14. イラクの文化遺産の不正取引や密輸と闘うために協力を全加盟国に呼びかける。そして、それらをイラクの博物館へ返還することを呼びかける。

15. 安保理決議 1830 号による、国連イラク支援ミッション（UNAMI）の権限延長を歓迎する。

16. OIC はイラク周辺諸国会議にて協力を表明する。2008 年 4 月 22 日のクウェートで開催された外相会議の結果を歓迎する。

17. 2006 年バークで開催された第 32 回外相会議にて決議された POL/33/1 号の実行のためにバグダードに OIC 事務所を開設した。

18. 2009 年 2 月 23 ～ 25 日に OIC 事務総長がバグダードを訪問し、イラクと OIC との間で共同声明を出した。

19. 人権を侵す行動やイラク人、クウェート人、第三国の国民を殺害する行動を非難する。すべての犯罪を裁判にて裁くことを要請する。

20. 事務総長はこの決定を実行に移し、第 37 回次期外相会議にその結果を報

告することを要請する。

3 スーダンとの連帯に関する決議

1. 領土の統一と完全性、主権と安定の保護、ダールフルの平和を確立するために努力し支援する。

2. スーダン問題に関して他国の介入を拒否する。特に2009年3月8日に出されたバシール大統領に対する国際刑事裁判所（ICC）の逮捕状拒否を宣言する。2009年3月27日にニューヨークで開催された外相会議実行委員会にて出された決議を確認する。そこでは、バシール大統領に対するICCの決定を拒否する立場を再確認した。

3. 2009年3月14日、事務総長はスーダンを訪問し、指導部と会談した。ICCの決定に対して国際的及び地域的組織とともに活動することを訴えた。

4. 総合的な平和的解決のためにダールフルで平和的交渉を推進するために国連とアフリカ統一連盟の仲介を調整することで、アラブ・アフリカ外相会議にて果たしたカタールの努力を支持する。ダールフル紛争解決のための友好国の提案を歓迎する。そこで、2009年2月17日ドーハでの、スーダン政府と「正義と平等の運動」との間での合意を歓迎する。同様に、ドーハでの2009年5月3日のスーダンとチャドの合意も歓迎する。

5. アブジャアで和平協定に参加しなかった武装勢力に武装解除を呼びかけ、ダールフルでの平和的解決のために交渉に速やかな参加することを呼びかけた。とくに、アフリカ連盟とアラブ連盟のもとでの和平協定に参加しない反政府勢力に対して厳格な手続きを取ることを、全加盟国に呼びかけた。そのような勢力にいかなる設備も提供することを禁じる。

6. 2008年5月10日に「正義と平等の運動」（JEM）が国外からの支援によってハルツームで行った破壊的なテロ行為を激しく非難する。それは市民と公的施設、私的施設を標的として、物質的、精神的に莫大な被害を出している。

7. スーダンで戦争被害を受けた地域に対する、特にダールフルへの救援と復興に貢献した加盟諸国に感謝の意を表明する。OIC事務局にダールフルにおける人道的支援活動計画を立てることを要請する。

8. ダールフルの復興と開発の国際会議開催のために、スーダン政府、OIC 事務局、イスラーム開発銀行による継続的な努力を歓迎する。

9. ダールフルの復興と開発の国際会議開催のためにサウジアラビア国王の尽力を称賛する。OIC 事務局とともに国際会議の早期開催のために協力することを OIC 加盟諸国に呼びかける。

10. OIC 加盟諸国、OIC 内外の金融機関、経済機関、その他の機関にダールフルの復興と開発のための会議参加を呼びかける。

11. 事務総長はこの決定を実行に移し、第 37 回次期外相会議にその結果を報告することを要請する。

4 アフガニスタン情勢に関する決議

1. アフガニスタンの平和、安全保障と人々の経済成長のために戦っているアフガニスタン・イスラーム共和国への完全な支援を表明する。

2. アフガニスタンと周辺地域の恒常的な安定と平和を構築するために、2007 年 8 月 12 日カブールにて開催されたパキスタン・アフガニスタン合同平和プロセス会議の重要な役割を歓迎する。

3. テロ対策のためにアフガニスタン政府への継続的な支援と支持を OIC 加盟国と国際社会に要請した。

4. 国連の建設的な協力を称賛する。たとえば、アフガニスタン各地に展開している ISAF である。これはボン合意と、アフガニスタンの安定と治安のために国民を支援するために出された安保理決議 1510 号による。

5. ロンドン会議にて採択されたアフガニスタン国家開発計画の草案となる「アフガニスタン・コンパクト」の実行のために国際社会に支援を呼びかける。

6. ハーグで開催されたアフガニスタンに関する国際会議の結果を完全に支援する。参加者は、アフガニスタンの良い統治の強化、経済成長と開発、治安の強化、テロと麻薬への効果的な対策への国際的な協力関係拡大、及びアフガニスタン支援を改めて強調した。

7. 上海協力機構（SCO）の主催で開催したアフガニスタンの特別会議を評価する。会議ではアフガニスタンにおける安定と平和、繁栄と民主主義の実現

のために国際的かつ地域的な取り組みを達成することの重要性が強調された。このような支援はアフガニスタンの指導のもと、国連が中心となって、国際支援を調整し、包括的に行われることが必要であると強調した。

8. 財政上の義務の迅速な履行およびアフガン難民の緊急のニーズを保障するために支援の増加を国際社会に要請する。それは2002年1月に東京で開催された国際会議、2004年3月にベルリンで開催された国際会議、2006年1月30日から2月1日までロンドンで開催された国際会議などによってアフガニスタン復興について表明されていることである。

9. 2008年6月12日に開催されたパリ会議の結果を支持する。2002年からの支援国家間の調整を検討するためである。

10. アフガニスタン国民のために OIC 基金に寄付した諸国に謝意を表する。すなわちカタール、アラブ首長国連邦、オマーン、イランイスラーム共和国、マレーシア、ブルネイダルサラーム国とサウジアラビア王国である。

11. パキスタンとイランの二カ国に深い謝意を表する。両国はアフガニスタンの難民を多く受け入れている。とくにこの点で多くの負担をかけている。

12. アフガン難民と国内の避難民が安全に容易に帰還できるように、そして、彼らがアフガニスタンで安定して生活できるように、国際社会と国連機関に要請する。

13. 麻薬撲滅対策として、代替作物やアフガニスタンでのプログラムを強化をするために、アフガニスタン政府に対する支援の増加を国際社会と OIC 加盟国に要請する。

14. タリバーンやアルカーイダやその他の過激派組織による犯罪やテロ活動を徹底的に非難する。アフガニスタンの人々に対する自爆攻撃などの悪魔的な行為と対決しているアフガニスタン政府に対する支援を国際社会と OIC 加盟国に要請する。

15. アフガニスタンに対し政治的、経済的、社会的分野で尽力した OIC 事務総長に謝意を表する。

16. 事務総長はこの決定を実行に移し、第 37 回次期外相会議にその結果を報

告することを要請する。

5 国際テロとの戦いに関する決議

1. テロの現象はイスラームのすべての教えと矛盾することを強調する。イスラームの教えは寛容と慈悲と非暴力を呼びかけ、いかなる侵略をも禁じる。特に、肌の色、宗教、人種にかかわらず、人間の殺害を禁じる。

2. テロと人種、宗教、文化を結びつけるいかなる試みをも非難する。政治的にイスラームやイスラーム国家とテロとを不当に関連付けようとするいかなる試みも拒否する。

3. テロの定義を明確にして、植民地支配や他国の占領に対して行う民衆の合法的な抵抗とテロの区別を明確にするために国連主催の国際会議開催を要請する。

4. 2005年2月にリヤドで開催されたテロ対策国際会議の決議を支持する。そこでは、情報交換を目的とした国連管理のもとでのテロ対策国際センター設立、および対テロへの努力強化に関して加盟国間の協力や調整が提言されている。

5. 2007年11月15日～17日にチュニジアで開催されたテロ対策国際会議の最終決議で、チュニジア共和国大統領ザイン・アル＝アービディーンの提案を支持する。それはテロ対策国際戦略を立てるために国連主催のテロ対策国際会議を主催することである。

6. 外国の占領下にある人民の闘争は祖国解放と自決権の確立のためである。それはテロ活動及び状況を作るものではない。

7. 国際テロ対策 OIC 条約に調印していない加盟国は即座に行うことを要請する。

8. 国際テロ対策で国連の下で行っている国際社会の努力を支持するために他諸国とも行動をとることを OIC 加盟国に要請する。安保理や国連総会の決議の実行すること、とくに 1373 号である。それは国際テロ対策で行ってきた報告の準備を各国に要請している。

9. テロ対策のグローバル戦略に関する国連総会に注目する。

10. 2002 年クアラルンプール会議で結成された 13 の委員会に要請する。国際テロ対策に関する提案を準備するため、またイスラームの教えや理念を明らかにするため、さらに OIC と他の国際組織との関係を調整するために、会議を開催することを要請する。
11. 国際テロに関する包括的な合意や協定を加盟国の中で得るためにすべての努力を行う。そして、テロの法的な定義や行動に関する問題の解決、テロに対処するための効果的な方法、手段を探る。
12. テロ対策を口実にしてイスラーム国家の権利に対して武力行使及び武力で威嚇することを非難する。
13. イスラームの名で活動していると主張する凶悪なテロ犯罪を非難する。それは、民間航空機ハイジャックや違法行為などである。
14. 各国にテロリストの亡命を許可しないよう要請する。彼らを司法へ引き渡し、最も厳しい処罰を与えるために諸手続きをとること、または関係国に引き渡すことを要請する。
15. 加盟国は国際テロ対策のために国連監視下のもとで国際社会の活動を支持し諸国と協力することを要請する。
16. 一般会期の活動スケジュールにこの項目を含めることを決定する。
17. 事務総長はこの決定を実行に移し、第 37 回次期外相会議にその結果を報告することを要請する。

資料 4 【 主要 OIC 機関 】

[下部組織]	設立年度	本部所在地
1 イスラーム諸国統計・経済・社会研究訓練センター	(1977年)	(アンカラ)
2 イスラーム歴史・芸術・文化研究センター	(1976年)	(イスタンブール)
3 イスラーム工科大学	(1978年)	(ダッカ)
4 貿易振興イスラームセンター	(1980年)	(カサブランカ)
5 イスラーム法アカデミー	(1981年)	(ジェッダ)
6 イスラーム協力基金・ワクフ	(1977年)	(ジェッダ)

7 ニジェール・イスラーム大学 (1974年)

[専門機関]

1 イスラーム開発銀行 (1975年) (ジェッダ)

2 イスラーム教育・科学・文化機関 (1980年) (ラバト)

3 イスラーム国際ニュース・エージェンシー (1972年) (ジェッダ)

4 イスラーム諸国放送機関 (1975年) (ジェッダ)

[関連機関]

1 イスラーム商工会議所 (1978年) (カラチ)

2 イスラーム諸都市・首都機関 (1980年) (マッカ)

3 イスラーム連帯スポーツ連盟 (1981年) (リヤド)

4 国際新月イスラーム委員会 (1977年) (ベンガジ)

5 イスラーム船主協会 (1981年) (ジェッダ)

6 国際アラブ・イスラーム学校連盟 (1976年) (エジプト)

7 対話・協力のイスラーム会議ユースフォーラム (2005年) (イスタンブール)

8 ムスリム・スカウト世界連盟 (1994年) (ジェッダ)

9 世界イスラーム科学アカデミー (1984年) (アンマン)

10 イスラーム諸国アドバイザー連盟 (1986年) (イスタンブール)

11 OICコンピューター緊急対応チーム (2009年) (クアラルンプール)

資料5 【OICの主な委員会】

	設立年度	委員国
1 エルサレム委員会	1975 年	16 カ国
2 情報・文化問題常任委員会	1981 年	全加盟国
3 経済・貿易協力常任委員会	1981 年	全加盟国
4 科学・技術協力常任委員会	1976 年	全加盟国
5 経済・文化・社会問題イスラーム委員会	1977 年	全加盟国
6 財政常任委員会	1972 年	全加盟国

資料6 【OIC 加盟国 2009 年 7 月現在（加盟年）】

1. アフガニスタン（1969 年）、2. アルジェリア（1969 年）、3. イエメン（1969 年）、4. イラン（1969 年）、5. インドネシア（1969 年）、6. エジプト（1969 年）、7. ギニア（1969 年）、8. クウェート（1969 年）、9. サウジアラビア（1969 年）、10. スーダン（1969 年）、11. セネガル（1969 年）、12. ソマリア（1969 年）、13. トルコ（1969 年）、14. チャド（1969 年）、15. チュニジア（1969 年）、16. ニジェール（1969 年）、17. パキスタン（1969 年）、18. パレスチナ（1969 年）、19. マリ（1969 年）、20. マレーシア（1969 年）、21. モーリタニア（1969 年）、22. モロッコ（1969 年）、23. ヨルダン（1969 年）、24. リビア（1969 年）、25. レバノン（1969 年）、26. UAE（1972 年）、27. オマーン（1972 年）、28. カタール（1972 年）、29. ウガンダ（1974 年）、30. ガボン（1974 年）、31. カメルーン（1974 年）、32. イラク（1975 年）、33. ガンビア（1974 年）、34. ギニアビサウ（1974 年）、35. シエラレオネ（1972 年）、36. シリア（1972 年）、37. バーレーン（1972 年）、38. コモロ（1976 年）、39. ジブチ（1978 年）、40. バングラデシュ（1974 年）、41. ブルキナファソ（1974 年）、42. モルディブ（1976 年）、43. ベナン（1983 年）、44. ブルネイ（1984 年）、45. ナイジェリア（1986 年）、46. アゼルバイジャン（1992 年）、47. アルバニア（1992 年）、48. タジキスタン（1992 年）、49. トルクメニスタン（1992 年）、50. キルギス（1992 年）、51. モザンビーク（1994 年）、52. カザフスタン（1995 年）、53. ウズベキスタン（1996 年）、54. スリナム（1996 年）、55. トーゴ（1997 年）、56. ガイアナ（1998 年）、57. コートジボワール（2001 年）

（OIC ホームページ 2009 年 7 月 29 日付）

資料7 【OIC オブザーバー】

国家：

1. ボスニア・ヘルツェゴビナ（1994 年）
2. 中央アフリカ（1997 年）

3. タイ（1998 年）
4. ロシア（2005 年）
5. 北キプロス・トルコ共和国（1979 年）

ムスリム組織：

1. モロ民族解放戦線（1977 年）

外部組織：

1. 国際連合（UN） 1976 年
2. 非同盟運動（NAM） 1977 年
3. アラブ連盟（LAS） 1975 年

参考資料

1. 森伸生「イスラーム諸国会議機構（OIC）と地域紛争－イスラーム世界における OIC の政治的役割－」『イスラーム世界の相互依存と対立・対抗に関する研究』総合研究開発機構、平成 10 年 3 月
2. OIC 公式サイト <http://www.oic-oci.org/oicnew/> (20090801)

クルアーンにおける死生観と罪の概念

柏原良英

はじめに

クルアーンを読むとしばしば、「罪を犯す者」や「不義を犯す」など一般的な犯罪ではないケースで使われている言葉が出てくる。元のアラビア語では同じ言葉でもある時は「不義を行う」であったり、「罪を犯す」であったりして分かりづらいところもあって、クルアーンで使われている罪の概念はどのようなものを元のアラビア語から整理してみる必要性を常々感じていた。そこで分かってきたことはすべての罪の基礎にあることは来世での罰に結び付けられていることである。そこでまずイスラームにおける死と生についてイスラームの考えを理解した上で、それにつながる罪の概念を考えてみるのがよりそれを明白にするものである考える。

I．イスラームにおける死と生

(1) イスラーム以前のマッカの人々の死生観：

イスラームにおける死を考える上で、預言者ムハンマドが生まれ育ったマッカの人々のイスラーム以前の一般的な死に対する考え方を見ていくと、当時の商業都市マッカの人々がいかに拝金趣味で現世に執着し、死はすべての終わりでこの世界でいかに儲け、権力につながる物質的な豊かさを得られるかが一番の関心事であったことがクルアーンの節からうかがわれる。

「かれらは言う。『有るものは、わたしたちには現世の生活だけです。わたしたちは生まれたり死んだりしますが、わたしたちを滅ぼすのは、時の流れだけです』」(45章24節)

来世を否定する者の行い：

当時の死によって全てが無になるという考え方からは、現実の生活での自己中心主義を生み弱者に対しては不当な行いをしても反省しない土壌を生み出

す。そこに現れ来世の存在を認識させることで自己中心的な行動に警告を発したのがイスラームである。

「わたしたちには、現世の生活の外はないのです。わたしたちは死んでまた生きかえるでしょうか。わたしたちは、決して甦らされることはないのです。」(23章 37 節)

「あなたは、審判を嘘であるとする者を見たか。かれは、孤児に手荒くする者であり、また貧者に食物を与えることを勧めない者である。」(107 章 1 ～ 3 節)
「災いなるかな、凡ての悪口を言って中傷する者。財を集めて計算する（のに余念のない）者。本当にその財が、かれを永久に生かすと考えている。断じてそうではない。かれは必ず業火の中に、投げ込まれる。」(104 章 1 ～ 4 節)

(2) イスラームの死生観

タウヒード(神の唯一性)についての認識:存在の本源としてのアッラー

当時のアラブ社会を変革するためにイスラームが先ず訴えなければならなかったことは、絶対的な神・権力者への服従であった。その当時マッカのカアバ神殿はアラブの各部族の神々が祭られる偶像崇拜の中心地であり、各部族はそれぞれ自分達の集団に忠誠を誓うことが何よりも優先された。そこへ唯一の神アッラーだけに忠誠を求めるイスラームが乗り込んできたことは当時の人々の価値観の180度転換を迫るものであった。イスラームの一番重要な言葉「アッラー以外に神は無い」は、アラビア語では先ず世間で言われている神々の存在を全て否定する言葉「ラー・イラーハ」で始まる。その後で唯一の残るものとしてアッラーだけあると言う言葉「イッラッラー」が続く。アッラーは何かから生み出されたものでも無く自らの子を持つものでもない、何の原因も無く唯一存在できるものである。そのことを端的に語っているクルアーンが112章純正章であると言われている。

「言え、「かれはアッラー、唯一なる御方であられる。アッラーは、自存され、御産みなさらないし、御産れになられたのではない、かれに比べ得る、何ものもない。」(112 章 1 ～ 4 節)

それではアッラーの存在を知るにはどうすれば良いのか。クルアーンはラクダと天と自分と大地の他に存在しない場所つまり砂漠に立って考えることを求める。自分が存在できる最低なものの中に身を置いたとき感じる存在の不思議とそれを成り立たせているものの存在が直接的に感じられるという。

「かれらは駱駝について、如何に創られたかを考えてみないのか。また天に就いて、如何に高く掲げられたか、また山々に就いて、如何に据え付けられているか、また大地に就いて、如何に広げられているかを。」(88 章 17 節)

アッラーの創造：

アッラーの存在を受け入れた時、それはこの世界に存在するものは全てがアッラーによって創られたものであることを受け入れることになる。

「かれこそは玉座が水の上にあった時、6 日の間に天と地を創造された御方。」(11 章 7 節)

「幽玄界の鍵はかれの御許にあり、かれの外には誰もこれを知らない。かれは陸と海にある凡てのものを知っておられる。一枚の木の葉でも、かれがそれを知らずに落ちることはなく、また大地の暗闇の中の一粒の穀物でも、生気があるのか、または枯れているのか、明瞭な天の書の中にないものはないのである。」(6 章 59 節)

その創造は人間も例外ではない。クルアーンには人が誕生し亡くなるまでの過程を詳しく段階的に記す記述が多い。それは人間の生と死がアッラーによって作り出されていることを人々に確認させる。

「人びとよ、あなたがたは復活に就いて疑うのか。われがあなたがたを創るさいには先ず土から始め、次いで精液の一滴、次いで血の固まりとし、更に形をなした。また形をなさない肉塊から（あなたがたを創った）。あなたがたに（わが偉力を）明示するためである。われは欲する者を、定めた時期まで胎内に置き、それから赤ん坊としてあなたがたを出生させ、それから成年に到達させる。あなたがたの中或る者は（若くして）死なせる者もあり、また或る者は何がしかを知った後、凡て忘れ去る程に弱まる老齢に返される者もある。またあなたは大地が枯れて荒れ果てるのを見よう。だがわれが一度それに雨を降らせる

と、(生気が)躍動し膨らんで、凡ての植物が雌雄で美しく萌え出る。」(22章5節)

アッラーの生と死の創造の意義：

人間の生と死がアッラーの手に握られていることを受け入れた時、その意味は今の生が次の世界への移動のための期間としてそれぞれの人間に与えられていることを知ることになる。それはアッラーによって創造されたものはすべて定められた期限を持っていつか無くなってしまうことであり、人間について言えば、その後にもう一度永遠の生が与えられることである。

「かれらの知るのは、現世の生活の表面だけである。かれらは(事物の)結末に就いては注意しない。かれらは反省しないのか。アッラーが天と地、そしてその間にある凡てのものを創造なされたのは、唯真理のため、また定めの時のためであることを。だが人びとの多くは、主との会見を否認する。」(39章7節～8節)

「アッラーこそは、あなたがたを創り、扶養され、次いで死なせ、更に甦らせられる方である。」(30章40節)

その与えられた生の意味は生きている期間にどういう生き方をするかが試されるのである。

「(かれは)死と生を創られた方である。それは、あなたがたの中誰の行いが優れているのかを試みられるためで、かれは偉力ならびなく寛容であられる。」(67章2節)

信者への吉報：

それではアッラーは信者に何を約束するのであろうか。それは永遠の安楽である。

「信仰して善行に勤しむ者には喜びの楽園があり」(31章8節)

現世での生き方の基本：

イスラーム教徒にアッラーが約束した来世での安楽を得るために信者が求められる生き方とはどのようなものであろうか。それ極端を嫌うことでイスラームは、何事においても極端に走ることを戒める。

中庸の徳：

「アーダムの子孫よ、何処のマスジドでも清潔な衣服を体につけなさい。そして食べたり飲んだりしなさい。だが度を越してはならない。本当にかれは浪費する者を御好みにならない。」(7章31節)

「このようにわれは、あなたがたを中正の共同体〔ウンマ〕とする。」(2章143節)

現世の生活への執着の否定：

イスラーム教徒にとって現世での生活はいつかは無くなってしまふものである以上、これに執着することは意味がないばかりか、来世での生活を否定することになり、それは罪となる。そこで求められることは、来世での真の生を得るための今の生であることの自覚であり、現世に対する執着の否定である。

「現世の生活は、遊びか戯れに過ぎない。だが主を畏れる者には、来世の住まいこそ最も優れている。」(6章32節)

「現世の生活は、遊びや戯れに過ぎない。だが来世こそは、真実の生活である。」(29章64節)

「あなたがたの現世の生活は遊び戯れに過ぎず、また虚飾と、たがいの間の誇示であり、財産と子女の張り合いに過ぎないことを知れ。(現世の生活を)例えれば慈雨のようなもので、(作物は)生長して不信心者(農夫)を喜ばせる。やがてそれは枯れて黄色に変わり、次いで粉々になり果てるのをあなたがたは見るとであろう。」(57章20節)

「この世の生活を、譬話でかれらに説きなさい。それはわれが天から降らす雨のようなもので、大地の草木はそれを受けて茂るが、(そのうち)風に吹き散らされて乾いた株の根となる。アッラーは凡ての事に力を持っておられる。富と子女はこの世の生活の装飾である。だが永遠に残る善行こそは、主の御許では報奨において最も優れ、また希望(の基礎)としても最も優れたものである。」(18章45～46節)

善を勧め悪を禁じる：

イスラームは個人個人の信仰ばかりでなく共同体としての正しいありかたが求められる。

「あなたがたは、人類に遣された最良の共同体である。あなたがたは正しいことを命じ、邪悪なことを禁じ、アッラーを信奉する。」(3章 110 節)

その基本は善を勧め悪を禁じるということである。クルアーンの中で賢者ルクマーンが息子に正しい生き方を教える一節がある。

「『息子よ、礼拝の務めを守り、善を（人に）勧め悪を禁じ、あなたに降りかかることを耐え忍べ。本当にそれはアッラーが人に定められたこと。』」(31章 17 節)

また預言者ムハンマドが、善と悪について尋ねられて答えている。

ハディース:「預言者は善（ビッル）と悪（イスマ）について尋ねられ答えて言った。『ビッルとは親切で思いやりのある性向のことで、イスマはあなたの胸を疑惑と罪の意識による恐怖でかき乱すものです。他人にはどうしても知られまいとするものです』」

それぞれの権利を与える：

その他にもイスラームは他人の権利を護ることを要求する。それが貧者であつても生きる権利は護られなければならないのである。

「それで近親の者に、しかるべきものを与えよ。また貧者と旅人にも。」(30章 38 節)

ムスリムは互いに兄弟：

信者は信仰によって結ばれた兄弟であり、そこには人種や年齢や性別などを超えた繋がりが見られる。

「信者たちは兄弟である。だからあなたがたは兄弟の間の融和を図り、アッラーを畏れなさい。」(49章 10 節)

ハディース:「互いに憎みあったり、嫉妬しあったり、敵対しあったりしてはいけない。アッラーの下僕達よ。あなた方は互いに兄弟になりなさい。そしてムスリムは彼の兄弟と 3 日以上疎遠になつてはならない。」

アッラーへの信頼（タワククル）：

信者の信仰の究極の姿は、全てをアッラーに委ねることである。しかし、これは自分の努力を放棄することではない。最善を尽くした後の信者の態度がこ

のタワツクルと言われるものである。

「いったん決ったならば、アッラーを信頼しなさい。本当にアッラーは信頼する者を愛でられる。」(3章 159 節)

アッラーの定め：

アッラーによってあらゆることが創られ定められている以上、人の一生も既に定められていることになる。しかし人間にはアッラーの定めを前もって知ることはできない。人間は結果でしかアッラーの定めを知りえないのである。そこではアッラーの求めるものに従って全力を尽くすしか来世での成功の道は無いのである。

ハディース：「いずれにせよあなたにとって(来世で)有益なものを一生懸命やりなさい。そしてアッラーに助けを求めなさい。決して諦めてはいけません。そしてもしあなたに何か災難がふりかかって来ても「もしあの時こうしていたらこうこうこうだったのになあ。と言ってはいけません。むしろこう言いなさい。「これはアッラーの定め。彼が望んだことを行っただの。」なぜならばこの種の「もし」という言葉は悪魔の仕業に道を開けるからです。」

(3) 人の死：

人の寿命はアッラーによって決められている：

人の死は次のステップに移る通過点に過ぎない。そしてそれは生まれる以前から定められている。それを知るのはアッラー以外にはいない。

「アッラー、本当にかれ(だけ)が、(審判の)時を知っておられる。かれは雨を降らせられる。また胎内にあるものをも知っておられる。だが(人間は)誰も明日自分が何を稼ぐかを知らず、誰も何処で死ぬかを知らない。」(31章 34 節)

死は肉体から魂が取り出されることで起こる。それはアッラーの命を受けた天使によって行われる。

「荒々しく(罪深い者の魂を)引き離すものにおいて(誓う)、優しく(信仰深い者の魂を)引き出すものにおいて、」(79 章 1～2 節)

殉教者の死：

人の死に様は様々であるが、クルアーンや預言者ムハンマドの言行録（ハディース）では、普通人の魂は復活のときまで待機することになるが、それを待たずに天国にいる鳥の体内に入って天国での生活を愉しむことの出来る人がいる。それはイスラームを護る為に戦って亡くなった殉教者（シャヒード）と呼ばれる人たちである。

「アッラーの道のために殺害された者を、死んだと思ってはならない。いや、かれらは主の御許で扶養されて、生きている。」（3章 169節）

ハディース：「殉教者達の魂は主の玉座に懸けられたシャンデリアの中に巣をいとなむ緑の鳥達の体内に住む。彼等は天国の中の、彼等の好む場所で食べてそのシャンデリアに戻って休む。」

（4）終末：現世から来世へ

終末は現世に存在するあらゆるものが破壊され消滅し、新たな世界が出現する為の前段階にあたる。それは恐ろしい光景でイスラーム初期の啓示に顕著に見られる。当時のアラブ人に強い警告を与えるために具体的な光景として描き出されている。

「太陽が包み隠される時、諸星が落ちる時、山々が散る時、孕んで10ヶ月の雌駱駝が等閑にされる時、様々な野獣が（恐怖の余り）群をなし集まる時、大洋が沸きたち、溢れる時、それぞれの魂が（肉体と）組み合わせられる時、生き埋められていた（女兒が）どんな罪で殺されたかと問われる時、（天の）帳簿が開かれる時、天が剥ぎ取られる時、獄火が炎を上げさせられる時、樂園が近づく時、」（81章 1～13節）

「大地が激しく揺れ、大地がその重荷を投げ出し、「かれ（大地）に何事が起ったのか。」と人が言う時。その日（大地は）凡ての消息を語ろう、あなたの主が啓示されたことを。」（99章 1～5節）

復活と審判（清算）：

終末が来世に移る前段階とするなら、次に起こるのは復活とアッラーによる

審判である。人は自分達の墓から一斉に生き返らされ、アッラーの前に審判を受ける為に天使たちに引き連れられていく。審判は現世での行いが書かれた帳簿を渡され右手に渡された者は天国に入ることを知り、喜ぶ。しかし左手にわたされた者はその顔は悲嘆にくれる。

「(それは) 人間が飛散する蛾のようになる日。また山々が、梳かれた羊毛のようになる (日である)。それで、かれの秤が (善行で) 重い者は、幸福で満ち足りて暮らすであろう。だが秤の軽い者は、奈落が、かれの里であろう。」(101 章 4～9 節)

「その時右手にその書冊を渡される者に就いては、かれの計算は直ぐ容易に精算され、かれらは喜んで、自分の人々の許に帰るであろう。だが背後に書冊を渡される者に就いては、直に死を求めて叫ぶのだが、燃える炎で焼かれよう。」(84 章 7～11 節)

「一人ひとりに、われはその運命を首に結び付けた。そして復活の日には、(行いの) 記録された一巻が突き付けられ、かれは開いて見る。(かれは仰せられよう。)『あなたがたの記録を読みなさい。今日こそは、あなた自身が自分の清算者である』」(17 章 13～14 節)

アッラーの審判は正確無比でどんなに小さな善もどんなに小さな悪も見逃されず秤に掛けられる。

「その日、人びとは分別された集団となって (地中から) 進み出て、かれらの行ったことが示されるであろう。一微塵の重さでも、善を行った者はそれを見る。一微塵の重さでも、悪を行った者はそれを見る。」(99 章 6～8 節)

(5) 永遠の住処・来世：

審判を受けた人間は永遠の住まいとしての天国か地獄に分けられる。クルアーンの天国と地獄の描写は当時のアラブ人が思い描くことの出来る、理想の楽園としての天国であり、最も苦しさが理解できる地獄の描写で満ちている。

天国の描写：

天国 (ジャンナート) という言葉は常に複数形で表現され、現世では同じ言

葉が果樹園を意味する。そしてその言葉の次に続くのが下を川が流れる天国という描写である。水と果物が豊かになっている緑の楽園が基本にある。そしてその泉水は様々な酒であったりミルクであったり蜂蜜であったりする。その住人達は絹の服を着て金の装飾を身につける。これらは生きていたときは男子に禁じられていたものである。そこでは望むものが手を伸ばすだけで求められる。

「主を畏れる者に約束されている楽園を描いてみよう。そこには腐ることのない水を湛える川、味の変ることのない乳の川、飲む者に快い（美）酒の川、純良な蜜の川がある。またそこでは、凡ての種類の果実と、主からの御赦しを賜わる。」（47章15節）

「（かれらは錦の織物を）敷いた寝床の上に、向い合ってそれに寄り掛かる。永遠の（若さを保つ）少年たちがかれらの間を巡り、（手に手に）高坏や（輝く）水差し、汲立の飲物盃（を捧げる）。かれらは、それで後のさわりを残さず、泥酔することもない。また果実は、かれらの選ぶに任せ、種々の鳥の肉は、かれらの好みのまま。大きい輝くまなざしの、美しい乙女は、丁度秘蔵の真珠のよう。（これらは）かれらの行いに対する報奨である。そこでは、無益な言葉や、罪作りの話も聞くことはない。只「平安あれ、平安あれ。」と言う（のを耳にする）だけである。右手の仲間、右手の仲間とは何であろう。（かれらは）刺のないスィドラの木、累々と実るタルフ木（の中に住み）、長く伸びる木陰の、絶え間なく流れる水の間で、豊かな果物が絶えることなく、禁じられることもなく（取り放題）。」（56章15～32節）

地獄の描写：

一方、地獄の描写は激烈である。そこにあるものは天国とまるで反対の火であり、熱湯であり、腹の足しにもならないとげとの悪魔の頭のようなザクームの実である。体は鎖で巻かれ首には枷がかけられ、足は鎖でつながれ動くこともままならない。そこでは死にたくても死ねない永遠の苦しみが待っている。

「業火が、何であるかをあなたに理解させるものは何か。（それは）ぼうぼうと燃えているアッラーの火、心臓を焼き尽し、かれらの頭上に完全に覆い被さり、（逃れることの出来ない）列柱の中に。」（104 章 5 ～ 9 節）

「（このような者たちと）業火の中に永遠に住み、煮えたぎる湯を飲まされて、腸が寸断する者と同じであろうか。」（47 章 15 節）

「左手の仲間、かれらは何であろう。（かれらは）焼け焦がすような風と、煮え立つ湯の中、黒煙の影に、涼しくもなく、爽やかでもない（中にいる）。必ずあなたがたはザクームの木（の実）を食べ、それで腹は一杯。その上煮え立つ湯を飲む、喉が乾いたラクダが飲むように。」（56 章 41 ～ 55 節）

「それ（ザクーム）は地獄の底に生える木で、その実は、悪魔の頭のようである。」（37 章 64 ～ 65 節）

Ⅱ．クルアーンにおける罪として使われる言葉

（1）イスマ：

イスマは一般的に犯罪や違反を犯したときに使われることばである。

①遺言の改ざんは罪：

「それを聞いた後、（その遺言を勝手に）変更する者があれば、罪はそれを変更した者の上にある。」（2 章 181 節）

②不正によって他人の財産を食べる：

「他人の財産の一部を、不当であると知りながら貪ってはならない。」（2 章 188 節）

③飲酒と賭は大きな罪：

「それらは大きな罪であるが、人間のために（多少の）益もある。だがその罪は、益よりも大である。」（2 章 219 節）

④邪推は罪：

「信仰する者よ、邪推の多くを祓え。本当に邪推は、時には罪である。」（49 章 12 節）

⑤結納金を取り戻す罪：

「あなたがたは、ありもしない中傷という明白な罪を犯して、これ（結納金）を取り戻そうとするのか。」（4章20節）

このようにイスマで表される罪は、一般的に認められる罪を具体的に記述する際に使われる言葉として認められる。酒と賭けはハラーム（禁止）されていることは良く知られるが、それがイスマ（罪）であると言明される。また人の勝手な憶測も罪とされ具体的な行為を伴わない場合でも罪になることが理解される。これについてはクルアーンの「公然の罪も内密の罪も避けなさい。」（6章120節）でも言及されている。

⑥多神の罪：

「アッラーに（何ものかを）配する者は、まさに大罪を犯す者である。」（4章48節）

このイスマで表される罪の一番重大な罪はアッラーに他の神を並べるシルクと呼ばれる罪である。これは罪の中でも赦されることがない罪として大罪と言われる。クルアーンで罪の概念として使われる言葉の基調にはこのシルクが見られる。

（2）イジュラーム：

①クルアーン改竄の罪：

「もしわたしがそれを作り出したならば、罪はわたしにある。だがわたしは、あなたがたが犯した罪にはかかわりがない。」（11章35節）

②信者を嘲る罪：

「本当に罪ある者たちは、信仰する者を嘲笑っていた。」（83章29節）

このクルアーンの改竄の罪については様々な言葉でも言われている。また信者を嘲笑する者たちが罪を犯す人々と表現されるのは罪の基本にイスラームの一神教を否定し、当時の偶像崇拜に代表される多神教の罪を犯すことを表現することからきている。この表現は少ないことからイスラーム初期に不信者をさして使われていたと考えられる。

(3) ズルム：

ズルムはもともと「闇」を表す言葉であるが、そこから信仰（一神教）を光に例え不信仰（多神教）を闇に例えることから日本語の訳では「不義」という言葉で表される。このズルムは数が多く、その使われ方も多神の罪ばかりでなく、不法や不正による罪などにも使われる。

①不義（多神）：

「信仰して、自分の信心に不義を混じえない者、これらの者は安全であり、（正しく）導かれる者である。」（6章82節）

②不当に孤児の財産を奪う罪：

「不当に孤児の財産を食い減らす者は、本当に腹の中に火を食らう者。」（4章10節）

③偶像崇拜の罪：

「その時ムーサーはその民に告げて言った。「わたしの民よ、本当にあなたがたは、仔牛を選んで、自らを罪に陥れた。」（2章54節）

④法を超える罪：

「あなたがたが妻を離婚して定められた期限が満了したならば、公平な待遇で同居させるか、または親切にして別れなさい。かの女を困らすために引きとめて、法を越えてはならない。そんなことをする者は、自分の魂を損う者である。」（2章231節）

⑤アッラーの下した啓示によって裁かない罪：

「われはかれらのために律法の中で定めた。「生命には生命、目には目、鼻には鼻、耳には耳、歯には歯、凡ての傷害にも、（同様の）報復を。」しかしその報復を控えて許すならば、それは自分の罪の償いとなる。アッラーが下されるものによって裁判しない者は、不義を行う者である。」（5章45節）

⑥アッラーの印（奇跡）に歯向かう罪：

「それからかれらの後に、われはムーサーを、わが印を携えて、フィルアウンとその長老たちに遣わした、だがかれらはそれを拒否した。それで不義を行う者の最後が、どんなものであるかを見なさい。」（7章103節）

ここでは預言者ムーサー（モーゼ）がエジプトの王フィルアウン（ファラオ）に彼の正しさを示す奇跡（杖が蛇になるなど）を見せたがそれを認めることを拒んだ（ズルムを犯すという動詞で表される）。その結果ファラオは不義を行う者（ここではムフスイドという腐敗させる者と言う言葉が使われている）になった。

⑦クルアーンを捏造する罪：

「アッラーに就いて虚偽を作り上げ、またはその印を拒否するより、甚だしい不義があろうか。本当に不義を行う者は決して成功しないであろう。」（6章21節）同様に（6章93節、144節）、（7章37節）（10章17節）など。

この「甚だしい不義と」とあるのはズルムの最上級の表現でそれよりも不義になる者は誰がいるであろうか、いや誰もいないと言う強い否定を表す。

⑧信仰を拒む罪：

「アッラーは信仰を拒否して不義を行う者たちを決して赦されず、また（正しい）道に導かれることもない。」（4章168節）

⑨不正を働く者の罪：

「かれ（アレキサンダー大王）は言った。「誰でも不義を行う者には、わたしたちは刑罰を加える。」（18章87節）

⑩自分自身を害する罪：

「かれらが、この世の生活で費すものを例えれば、（霜を運ぶ）寒風が邪悪の者たちの田畑を襲い、その作物を滅ぼすようなもの。アッラーはかれらを損われない。だがかれらは自ら自分を損っている。」（3章117節）

「また醜悪な行いをしたり、過失を犯した（自身に害を与えた）時、」（3章135節）

「われが使徒を遣わしたのは、唯アッラーの御許しの許に服従、帰依させるためである。もしかれらが間違った時（自分自身に害を与えた時）あなたの許に来て、アッラーの御容赦を願い、」（40章64節）

「自分自身を損っているところを天使に召された人々に（天使は）言う。『あなたがたはどうしていたのか。』かれらは（答えて）言う。『わたしたちは地上で弱く、痛めつけられていました。』（4章97節）

「悪事を行い、また自分の魂を損っても、直ぐにアッラーの御赦しを請うならば、アッラーが寛容で慈悲深くあられることが分るであろう。」(4章110節)。

この自分自身を損う罪と言う表現は多く、自分自身と言う言葉は時に自分の魂を損うと言う訳でも出てくる。これは自分自身というアラビア語がナフスと言って、時には魂をあらわすこともあり、心や人の本質を表すこともある広い意味を待った言葉であるからである。ここで言う自身は来世における人間の表現としても使われる(例えば、4章17節「その日、各人(ナフス)は行ったことによって報いられる。不正のない日である。」など)から来世における自分が罰を受ける立場に迫りやる行いを「自分自身を損う」と表現していると見られる。

⑪不義を行う者の罪：

「悪行の徒の授かり分(罰)は、かれらの仲間(不信者)の授かり分(罰)と同じであろう。だからそう(われを)急ぎ立てなくてもいい。」(51章59節)

「不義を行った各人は、地上の一切のものを所有しているとすれば、必ずそれを挙げて罪を贖おうとするであろう。」(10章54節)

「かれらは互いに顔を合わせることが出来ない程恐れる。罪ある者はその日、自分の罪を贖うために自分の子供たちを差し出そうと願うであろう。」(70章11節)

ズルムを行う者の罪の大きさは、それはなにを持ってしても償えないほど重大であることが言われる。

⑫悪と罪：

「悪(サイイア)に対する報いは、それと同様の悪である。だが寛容して和解する者に対して、アッラーは報酬を下さる。本当にかれは悪い行いの者(ザーリミーン)を御好みになられない。不当(ズルム)なことをされた者が、自ら守って(報復して)も、これらの者に対して罪(サビール)はない。その罪(サビール)は他人に悪を行い(ヤズリムー)、また度を越した復讐を企て地上を騒がす者たちにある、かれらに対する(アッラーの)罰は痛ましい懲罰があるだけである。」(42章40～42節)

ここでは悪を行うものをザーリムといってザーリミーンはその複数形である。不当（ズルム）を受けた者にはそれに復讐する権利を認めるが、その悪に対して寛容に許すことも勧めている。それは悪を働く者たちへのアッラーからの復讐（懲罰）が約束されているからである。他人に対する不当な罪はズルムであるが、正当な権利を伴う行為は罪にならない時の罪はズルムとは表現されない。

あとがき

クルアーンにおける罪は、一般的に使われている犯罪だけでなくその基礎には唯一の神アッラーを受け入れることを拒否するか、アッラーに他の神を並べる多神の罪を犯すことがある。それはイスラームの死と生に対する考えと深く結びついている。来世における生こそ永遠であり、そこでの天国と地獄の圧倒的な違いを前に、信者は今の生活に気を配らざるを得ない。現世での罪は全て来世に反映されるのである。その意味で限定された罪に使われる言葉より、もっと一般的な広い意味としての罪を表す言葉はズルムである。その罪は自分自身に還って来ることになる。アッラーは人にズルムを行うことはなく、人はズルムを行うことで自分自身の罪を増やしていることをクルアーンでは何回も繰り返し警告する。クルアーンでは我々が考える以上に罪の範囲を広く捉え、それを避けることが真の幸せに繋がっていると信者に伝えている。

●参考文献

1. 「日亜対訳・注解聖クルアーン」
(宗) 日本ムスリム協会 平成 16 年 3 月 1 日
2. 「日訳サヒーフ ムスリム（預言者正伝集）」
(宗) 日本ムスリム協会 2001 年
3. 「Al-Tafsir Al-Munir」 Whabah Al-Zuheiri Dar Al-Fikur 2007
4. 「Al-Jamiu Li-Afukam」 Abu-Abdullah-Muhanmad-bin-Ahamad-Al-Qrutobi
Dar Al-Arabi 1967

ウイグルの弾圧事件と 中央アジア地域への影響

中 島 隆 晴

7月5日、中国の新疆ウイグル自治区で発生した中国政府のウイグル人への弾圧事件は隣接する中央アジア各国にも大きな衝撃を与えた。中央アジア各国は政治・経済の両面から近年中国と密接な関係にあり中国政府への非難を控えたが、このことは中央アジア各国および地域の安定を脅かす要因となりかねない。

ウイグル自治区

ウイグルは中国の一部を成す自治区の一つで中央アジアのカザフスタン・キルギス・タジキスタンと国境を接している。人口およそ2000万人、人口構成ではウイグル人が45%、漢民族40%、その他をカザフ族7%、回族5%などが占めている。ウイグル人はトルコ人・中央アジアのトルコ系民族と極めて近い関係にあり、民族的・言語的なルーツを共有している。

またウイグルは天然資源にも恵まれており、ウイグル自治区内に存在する石油・天然ガスはそれぞれ中国の埋蔵量の30%近くを占めていると言われる。ウイグル人はかつて1930年代と1940年代の2度にわたって「東トルキスタン共和国」を建設したが、国共内戦を制した中国共産党によって1949年中国に併合された。その後中国共産党はウイグル自治区への漢民族の移住を積極的に進めたばかりでなく、ウイグル人への政治的な弾圧や固有の文化の破壊政策を推し進めた。さらにウイグルでは過去46回もの核実験が行われ、近年ウイグル人と漢民族との経済的格差も大きくなっていった。

ウイグルにおける弾圧事件

このように近年ウイグル人の中国共産党への不満は高まっていたが、今回の弾圧事件のあらましをもう少し詳細に見てみたい。

7月5日の弾圧事件の遠因は6月25日から26日にかけて中国の広東省の玩具工場で発生したウイグル人と漢民族間の衝突事件であった。この工場で「漢民族の女性がウイグル人から暴行を受けた」という噂が流れ、両民族の衝突によってウイグル人2名が死亡、さらにウイグル人79名を含む死者118名が発生した。しかしこの事件の事実関係は全く把握されておらず、むしろ漢民族側が流した一方的なデマであった可能性が強い。

この事件の公正な調査と解決を求めるウイグル人達は7月5日にウルムチ市内で3000人規模のデモを行ったが、これに対して中国の治安部隊が発砲、中国政府の公式発表によると約200名の死者、さらに約1800名の死傷者が発生したという。

トルコ系民族の反応

一方、今回の弾圧事件は中央アジア各国の国民に大きな衝撃を与えることとなった。ウイグル人はタジキスタンを除く中央アジア四カ国の主要民族であるウズベク人、カザフ人、キルギス人、トルクメン人と祖先を同じくするトルコ系民族であったためである。

ウイグル自治区に居住するウイグル人の数は約1000万人だが、国境を接する中央アジア各国にも約30万人のウイグル人が居住している。またウイグル自治区から中央アジア各国に出稼ぎ労働に来ているウイグル人の数も相当数に上り、今回の弾圧事件を逃れて中央アジアに難民として流入したウイグル人も多数発生した。

こうした背景から事件後中央アジア各国では在留ウイグル人を中心に中国政府に対する抗議の声が高まった。7月19日、カザフスタンのアルマトイでは5000人規模の抗議デモが発生し、ウイグル人以外にもカザフ人も多数デモに加わった。さらに中国と国境を接するキルギスにおいてもデモが発生し、中

中央アジアのトルコ系住民は一樣に中国政府に対する怒りを強めた。

最も強い怒りの声を上げたのはトルコであった。トルコのエルドアン首相は「まるでジェノサイドだ」と最大級の非難を行い、中国製品の不買運動を国民に呼びかけた。このように世界中のトルコ系民族は今回の中国政府による弾圧を「トルコ系民族に対する虐殺」と認識し強く抗議することとなった。

冷ややかな中央アジア各国

しかし国民の抗議の高まりとは対照的に中央アジア各国政府は中国への批判をほとんど行わなかった。その理由は近年中央アジア各国と中国は政治・経済面で密接な協力関係にあり、中国との関係を悪化させるわけにはいかなかったためである。

トルクメニスタンを除く中央アジア四カ国は中国・ロシアが主導する地域機構「上海協力機構」の加盟国でもある。上海協力機構は地域における「民族主義」、「分離主義」、「テロリズム」に対処するために設立された組織である。

中央アジア各国は独立以来これらの脅威に悩まされ続けてきたが、「分離主義」は中央アジア各国にとって特に大きな脅威の一つである。中央アジア各国は単一民族国家ではなく、国内に多様な民族を内包する多民族国家である。中央アジア各国では依然国内の少数民族による分離主義運動への警戒感が強い。このため中央アジア各国は「ウイグルにおける民族主義運動と意識の高まりが国境を隣接する自国内の分離主義運動を刺激するものとなりかねない」と認識し、弾圧事件と中国への非難のトーンを落とさざるをえなかった。特に2005年に大規模な反政府運動が発生したウズベキスタンに至っては、今回のウイグルでの事件に関し徹底した報道管制を行ったほどであった。

一方経済面でも一部の中央アジア各国にとって中国は欠かせないパートナーとなっている。例えばキルギスでは中国との貿易がすでに総輸出入量の70%を超え、中国との経済関係なくして国家の運営は成り立たない状況となっている。また中央アジアの資源大国であるカザフスタンにとって主要産品である石油の輸出面で中国は極めて重要である。カザフスタンは2006年10月に中

国との間に石油輸出パイプラインを開設した。カザフスタンから中国向けの輸出は年々拡大しており、将来の需要拡大もほぼ確実とみられる。現在中国とロシア以外に国外への天然資源輸出ルートを持たないカザフスタンにとって中国は経済面で欠かせない重要なパートナーとなっているのである。

イスラーム過激派組織によるテロの拡大

このような政治的・経済的な要因から中央アジア各国政府は中国への批判や抗議を行わなかった。むしろ一部の中央アジア各国では市内の主要な場所に中国と共同で情報員を配置し、新ウイグル派の摘発を行ったほどである。しかしこうした中央アジア各国政府の露骨な「中国支持」の動きは国民の不満を高めるだけでなく、域内のイスラーム勢力の新たな反政府テロを引き起こしかねない。

今回の事件の後、国際テロ組織アル・カーイダの分派とみられる組織は「ウイグルのムスリム同胞を弾圧した中国人への報復を行う」と発表し、実際に中国人の被害者が発生した。中国にはイスラーム過激派組織 ETIM（東トルキスタン・イスラーム運動）が存在している。すでに8月9日には中国南方航空の旅客機がハイジャックされる事件が発生しており、実行犯は国内外のイスラーム過激派による犯行の可能性が高いとみられている。今後もアル・カーイダは ETIM らと共同で中国国内へのテロを行う可能性が強い。

中央アジアにおいてもイスラーム過激派組織の活動が再び活発化する兆候が見えてきている。5月26日ウズベキスタン東部、フェルガナ盆地のアンディジャンでイスラーム過激派によると思われる大規模な自爆テロ事件が再び発生した。

近年中央アジアのイスラーム過激派組織は中央アジア各国政府の弾圧を受けパキスタンに脱出していたと思われていたが、この事件は中央アジアのイスラーム過激派が再び中央アジアに帰還している可能性を示唆するものとなった。ウズベキスタン政府の発表によると、26日にアンディジャン市のフィトラト通りで発生した自爆テロによって少なくとも警官1名が死亡、多数の通行

人が負傷したという。

一方、今回のテロ事件はアンディジャン市に留まらず、ウズベキスタンとキルギスの国境に近いハナバードにおいても発生した。25日深夜、少数の武装グループがハナバード郊外の警官待機所を襲撃し、警官・襲撃者の双方が負傷する事態となった。またこれとは別に同日25名程度で構成された一団がハナバード市中央にある内務省・国家保安局のビルを襲撃するという大規模なテロ事件を発生させた。

今回の事態を受けてウズベキスタン検察局は「テロリストはキルギスからウズベキスタンに侵入した公算が高い」として新たな脅威に対する早急な対策が必要と述べるとともに、5月26日以降フェルガナ盆地への交通路の一部を閉鎖、あるいは検問を強化した。また今回のテロ事件で最も甚大な被害を受けたハナバードにおける警備体制を強化することを決定した。26日になって治安はほぼ回復され、その後ウズベキスタン・キルギス両国間国境は平静を取り戻している。またウズベキスタンからキルギスへの難民の流入といった状況も現在のところ発生していない模様だ。

イスラーム過激派組織の狙い

複数の専門家は今回の事件がパキスタンにおける反テロ作戦と関係があると見ている。中央アジアのイスラーム過激主義組織はその活動拠点をウズベキスタン、キルギス、タジキスタンと移したが、近年中央アジア各国の取締りが強化されるにつれ「安全圏」としてパキスタンへその活動拠点を移した。しかし近年パキスタンも彼らにとって安全ではなくなってきている。

すでにパキスタン政府はこれまでタリバン残党が支配権を確立し、中央アジアのイスラーム過激派組織を保護していたスワット渓谷に対する攻勢を強めており、近くワジリスタン全土に対する大規模攻勢を企図していると言われる。こうした背景からパキスタンに拠点を置いていた中央アジアのイスラーム過激派組織は再び祖国に帰還しなければならない状況に迫られている。

中央アジア各国の国民は政府による圧制を快くは思っていないものの、イス

ラーム過激主義者が権力の座に着くことはやはり支持はしておらず、彼らが政権を奪取するチャンスはそう多くないと見られている。しかし、今回のウイグルにおける弾圧事件が「ムスリムへの弾圧である」と受け止められ、国民の中国政府の行動を黙認した中央アジア各国政府への不満が高まれば彼らの行動を正当であるとみなす動きも出てくるだろう。

注目しなければならないのは、今回のテロ事件がいずれも「反テロ作戦」に関わりがある場所で行われたという点である。

アンディジャンでは2005年5月下旬にイスラーム過激派組織が主導したとされる大規模な反政府暴動が発生した都市である。この際反政府運動に参加した人々は5万人を超え、ウズベキスタン政府の弾圧作戦強行により多数の死傷者を発生させた。さらにハナバードにはかつてアフガニスタン軍事作戦に協力するウズベキスタン政府が米軍に基地を設置した都市である。ハナバード基地はすでに閉鎖されているが近年米軍が再び軍事基地を設置するのではないかという噂もある。

イスラーム過激派組織の目的は「反テロ」の論理でムスリム弾圧を強める中央アジア各国政府とその同盟国に対しテロを行うことでイスラーム世界に彼らの行動を「聖戦」とであると認識させることにある。彼らは全世界規模でムスリムをこの構図の中に取り込み、現在の苦境の巻き返しを図っているのだ。そのためにも中央アジアのイスラーム過激派はタリバン・アル・カーイダ、さらにはETIMらと連携を強め、中央アジア各国並びに中国へのテロ活動を強化していくことになろう。ムスリムであるウイグル人を弾圧した中国は当然報復の対象になるだろうし、それに協力した中央アジア各国政府も「イスラームの敵」と見なされるだろう。中央アジア各国が政治的・経済的な利益の追求からさらに中国への接近を強めれば、今後テロはますます拡大可能性は極めて高い。中国のウイグル人への弾圧事件を機に中央アジアでは新たな火種が生まれようとしているのである。

中国へ与える影響

中国政府は今回の弾圧事件が国内のイスラーム問題を再燃させる危険性を十分理解していたものと思われる。にもかかわらず弾圧を実行せざるをえなかった点に大きなジレンマを抱えている。

ここ数年中国は「上海協力機構」の枠組みの中でイスラーム過激派組織のテロを念頭に置いた軍事組織の強化・訓練を活発に行ってきた。しかしこれまでイスラーム過激派組織と本格的な戦闘を行った経験は無く、今後国内におけるテロが拡大した場合どの程度の対応能力を有しているかは不明である。イスラーム過激派のテロに対しては同じく上海協力機構の加盟国であるロシア・中央アジア各国の経験が参考になるかもしれない。しかし、経験豊富なロシア・中央アジア各国共に1990年代から2000年代初頭にかけてイスラーム過激派組織のテロには非常な苦戦を強いられてきた背景がある。ロシア・中央アジア各国共に地域におけるイスラーム過激主義の拡大を防止する点で中国とは利害が一致しており、今後協力体制を整えるだろうがイスラーム過激派によるテロ対策に十分な成果を上げられるか未知数である。

一方、ロシア・中央アジアは上海協力機構の加盟国であるが中国とは近年微妙な関係にある。それは昨今中国の経済的、政治的な影響力が拡大し、中央アジア地域に急速に拡大しているためである。

先に中央アジア各国が中国への経済的な依存度を強めている点に触れたが、ロシア国内では中国のこれ以上の中央アジアにおける影響力の拡大を阻止すべきであるとする意見が強まってきている。周知のようにロシアでは中央アジアを「自国の影響圏内である」と見なし、いかなる国も影響力を拡大することを看過しない立場を取る人々が多い。ロシアは近年の国際金融危機の影響を強く受け、中央アジアへの経済支援もかつてのように行うことが難しくなっている。一方中国は依然として多額の外貨準備高を背景に、中央アジア各国への投資、経済支援を活発に行っている。中にはロシアが資金不足として撤退を余儀なくされたプロジェクトを中国政府が代わって行うケースも増加してきている。

こうした中国に対し、ロシアにおける「中国脅威論」はますます強まりつつあり、最近ロシアは上海協力機構加盟国を中心に反テロ軍事組織 CSTO（集団安全保障条約機構）を設立したものの中国を加盟国に加えなかった。中国の急速な影響力の拡大を懸念しているのは中央アジア各国も同様である。中国は確かに経済的に必要なパートナーではあるが、今まで以上に中国の影響力が拡大することを望んでいるわけではない。

ロシアはこれまで米国と中央アジアにおける熾烈な覇権争いを繰り広げてきた。近年米国の影響力は以前よりかなり低下したものの、それに代わって中国が台頭してくることはロシアにとってより大きな脅威であることは疑いもない。中国国内にイスラーム過激派組織の動きを限定できるのならば、それをあえて見過ごすという選択も十分考えられる。

中国にとって今回の弾圧事件は国内により大きな問題を誘発させるかもしれない。それは国内の少数民族の問題である。周知のように中国は多くの民族からなる多民族国家である。しかし中国政府が「少数民族」とする人々が居住している地域は実に中国の60%以上であり、漢民族の居住地域をはるかに凌いでいる。北京オリンピック以前から少数民族弾圧の中心地であると目されていたチベットをはじめ、今回のウイグルにおける弾圧事件が国内の分離独立派に与える影響は少なくないだろう。

最も警戒しなければならないのは国内のムスリムの動きである。中国国内のムスリム人口は少なく見積もって数千万人を下ることはなく、その人口も年々増加する傾向にある。今後ウイグルにおいて再び同様の事件が発生し、さらなる弾圧を加えた場合国内のムスリムにも不満が高まり、ついには中国各地でムスリムが立ちあがる可能性すら否定できない。またその場合ムスリムだけでなく、中国政府から弾圧を受けている国内の少数民族も自治権の回復を狙って連携した動きを活発化させる可能性がある。このように中国のウイグル弾圧は宗教的・民族的に国内の分離運動を引き起こしかねず、中国政府にとって極めて慎重な判断を要する問題なのである。

結論

今回のウイグルにおける弾圧事件はどのように中国のみならず、中央アジア・ロシアといった周辺国も含めた複雑な政治問題となっている。確かな事は今回の事件がけっして中国国内だけの問題でなく、地域に極めて大きな影響を与える事件であったということである。また中国や中央アジア、そしてロシアといった各国政府が対応を誤れば、事態は一層深刻なものとなりかねない。特に中国政府はウイグル人をはじめ、国内の少数民族に対する扱いを全面的に見直す必要があるだろう。混乱を引き起こすことを目指す勢力は常に社会的な不満の高まりを突破口とする。その「蟻の一穴」をむざむざ広げることは避けるべきだろう。

イスラーム講演会記録

イスラームの社会保険（タカーフル）と イスラームの理念

バハレーン王国イスラム問題委員会委員
アブドッラティーフ・マハムード・アール・マハムード博士

日 時 平成 20 年 11 月 9 日

会 場 拓殖大学文京キャンパス F 館

はじめに

この記録はアブドッラティーフ・アール・マハムード博士の「イスラームの社会保険（タカーフル）」の講演をその論旨に沿ってまとめたものである。

1. 預言者時代（マディーナ時代）に見られたタカーフルの原型

預言者ムハンマドのマディーナへの移住（ヒジュラ）ののち、様々なアラブ部族のイスラーム教徒たちはマディーナに集まり、預言者から教えを受けて、彼らによって最初のイスラーム社会が築かれました。当然ながら各部族にはそれぞれ固有の社会的伝統と習慣がありました。それは父祖から受け継いだ文化遺産です。そうした伝統は生活の中で得た経験の結果であり、それが他の部族とは異なるそれぞれ独自の慣習や道徳の一部を作り上げました。とはいえ、寛容、勇気、勇敢さなどはいずれの部族にも共通する徳と伝統でした。

その中で、アル・アシュアリー部族は、旅行中に食料が不足した場合や日常生活の困窮時に関する独自の慣習で有名でした。

この部族ではそのような時には、各人が備蓄しておいた食料品すべてを部族長のもとに集め、それを部族員の間で平等に分配することを習慣としていたのです。

預言者ムハンマドはこの習慣について、人々の協力というものを具現化した良き方法であると考え、すべてのイスラーム教徒の前で次のように公言しました。「アル・アシュアリー部族の人々は聖戦のさなかに食料が不足したり、マディーナにいる家族の食料が不足すると、残っている食料すべてを1ヶ所に集め、それを碗で計って全員に平等に分配する。彼らは私の仲間であり、私は彼らの仲間である。」

これは人々が真似るために全てのイスラーム教徒の前で公言するにふさわしい良き習慣であり、寛容な伝統です。そしてアル・アシュアリー部族は、「彼らは私の仲間であり、私は彼らの仲間である」という預言者ムハンマドの言葉を聞き、彼らと彼らを真似るものしか得られない榮譽を得たのです。なぜならこのムハンマドの言葉「彼らは私の仲間であり」は、部族の習慣がイスラームの教えに適ったものであることを示しており、「私は彼らの仲間である」は、預言者ムハンマドが人々に向かって、この良き習慣を受け入れ、真似るように奨励しているからです。

他部族と異なるアル・アシュアリー部族のこうした互助習慣を何と呼べばいいでしょう？ 何と名付ければ良いのでしょうか？ 私たちはこれこそ「社会保険（タカーフル）」と名付けます。

タカーフルとは、グループの中で個人が他の人々の必要時に援助したり、複数の人が個人の必要時に彼を援助したりする相互扶助行為です。タカーフルのシステムでは、グループのメンバー全員が所有物の一部を寄付として提供し、それを備蓄しておき、必要が生じればそれを使って、備蓄に参加したメンバーの利益を守ります。ただし、メンバーとしてタカーフルの備蓄に参加していない者は、このシステムから恩恵を受けることはできません。

預言者ムハンマドが賞讃したアル・アシュアリー部族のシステムは、タクシー運転手や医師、技術者、労働組合など共通の利益を持つグループには適用可能なシステムです。

「タカーフル」は、社会の中で暮らす個人や集団や階層間でタカーフルに参加したメンバーで必要が生じた者への補填や相互援助や共有利益の確保と維持

のための「相互責任」として定義できます。そして「タカーフル」と他の種類の金融取引との違いを説明するには、イスラームの相互扶助の理念について、「持てる者が持たざる者への支援＝同胞精神による社会保障」と「国家の社会保障」について話す必要があります。

2. イスラームの基本理念としての相互扶助

（1）持てる者が持たざる者への支援＝同胞精神による社会保障

1,400 年ほど前、預言者ムハンマドはイスラーム教徒らと共に昼の礼拝を行おうとしていました。そこにエジプトからの裸足の男たちの一団がモスクに入ってきました。男たちはマディーナの人間ではなく、かろうじて衣服はまとっているものの、その身体はほとんどむきだしでした。男たちは一言も言葉を発しませんでした、その身なりから困窮は明らかでした。すると預言者ムハンマドの顔は一変し、悲しみがそこに表れました。彼は直ぐに家に入って彼らを助けるためのものを捜しましたが何もありませんでした。

その時、預言者ムハンマドは、男たちが困って、彼をイスラーム共同体の長であるとして彼に援助を求めて来たのであり、他のムスリムたちにも「信者はみな兄弟である」とクルアーンに書かれているように、宗教の同胞としてやって来たことは分かっていました。

預言者ムハンマドは信徒に礼拝を行うように命じました。そしていつもどおりに礼拝を行った後、ムハンマドは説教を行い、信徒に向かってこの貧しい人々のために食料や衣服を寄付するように呼びかけました。

預言者ムハンマドは説教を終えると、貧しい男たちの一団と共にモスクに腰を下ろしました。モスクにいたマディーナの人々は家に戻りましたが、そのほとんどが衣服と食料を持ってふたたびモスクを訪れ、ムハンマドの前に2つの山を築きました。1つは食料、1つは衣服の山です。ムハンマドは喜び、食料と衣服を困窮した貧しい男たちに配りました。

困窮した仲間に対するイスラーム教徒のこうした支援をなんと呼べばいいのでしょうか。貧しいイスラーム教徒は、受け取る品物に対して何らかの代価を支

払ったでしょうか？ いいえ、彼らは何の代価も支払いませんでした。むしろ他のイスラーム教徒たちは、困窮した人々を助けることを自らの義務と考えていたのであり、それを導いたのが預言者ムハンマドでした。「隣人が腹を空かしているのに自分は腹いっぱい食べるような者は信仰者ではない」と伝えています。

このことを、持てる者が持たざる者への支援＝同法精神による社会保障と呼んでいます。

この呼び方はクルアーンの中に見出せるものです。アッラーは次のように言っています。

「だが主を畏れ（敬虔であつ）た者は、樂園と泉に（住み）、主がかれらに授けられる物を授かる。本当にかれらは、以前善行に動しんでいた。かれらは、夜間でも少しだけ眠り、また黎明には、御赦しを祈っていた。またかれらの財産には、乞う者や、乞うこともできない困窮者たちの権利があると認識していた。」（クルアーン 51 章 15 ～ 19 節）

また預言者がアッラーから伝えるハディースにも次のようにあります。

「アダムの息子（人間）よ。私はそなたに食べ物を求めましたが、そなたはそれを与えませんでした。すると彼は「主よ、どうして私があなたに食糧を与えることが出来ましようか？ あなたはこの万物世界の主であらせられるというのに」と答えると、アッラーはこう言います。「私の下僕である誰かがそなたに食べ物を求めたというのに、そなたは彼に（何も）与えなかったことを知らないとでも言うのですか？ そしてそなたがもし彼に食べ物を与えていればそれと同じ物を私のもとで見付けたであろうということを知らないのですか？」

これが持てる者が社会的義務を果たす行いの一例です。

それでは次に「社会保障」に関する国家の責任を考えてみましょう。ここでいう社会保障とは、貧者の困窮を救うために持てる者または国家が助力することです。

（２）国家による社会保障

預言者ムハンマドはイスラーム教徒の指導者たちや国務を預かる責任者たちに対し、国内に住む市民と外国人を庇護し、彼らの社会的困窮を決して見過ごしてはならないと教えました。

ここに第二代カリフ・ウマルの時代のある実話があります。ウマルは盲目で年老いたユダヤ教徒の乞食を見かけ、なぜ物乞いをしているのかと問いました。そのユダヤ教徒は、自分が貧乏であり、課せられている税が支払えないことを訴えました。ユダヤ人の言葉に嘘がないことを確信したウマルは、国庫の管理人に命じ、その貧しいユダヤ人や同じ苦境にある他の人々に対して貧苦の解消に十分な金を与えさせました。さらにウマルは、彼らに課せられていた税も免除しました。

この行為は、単なる人道的、道義的なものだけにとらわれません。何故ならそれはイスラームの原則の１つであり、シャリーアの様々な立法の基礎に現れる規則の一つだからです。

預言者ムハンマドは言いました。「指導者は、追従者に対して責任を負う。」またこうも言っています。「誰かが財産を残せば、それは相続人のもの。また誰かが収入のない家族を残したならば、私たちがその責任を負う（別な伝承では「アッラーと使徒が責任を負う」とある。）」

イスラーム教徒がイラクを征服した時、カリフ・ウマルは、協議の末、イラクを征服者たちの間で分割しないことを決め、こう言いました。

「イラクの土地とシリアの地を分割すれば、国境付近を防護することもできなく、またその土地やそれ以外に住む寡婦や子供を養うためのものが何もなくになってしまう。私は神に誓って、私が生きている限り、イラクにいる寡婦が統治者に何かを乞うような真似は決してさせない。」

第四代カリフ・アリーはエジプトの支配者になったアル・アシュタル・アンヌハイイーへこう書き送っています。「アッラーへ向いなさい。アッラーは困窮者や貧困に苦しむ人々などの底辺の階層の人びとのなかにいます。その中には僅かなもので満足する物乞いもいれば、物乞いはしなくても困窮している者もいます。

彼らの権利を守ることアッラーの教えを守りなさい。彼らに国庫やイスラームの土地から得られるものの一部を彼らに与えなさい。彼らに不正を働いて彼らから遠ざからないようにしなさい。あなたはその治世で一匹のラクダがいなくなったとしても、その言い訳は出来ないのです。高慢にも卑屈にもなってはなりません。あなたに届かない者たちのことも見逃さないようにしなさい。」

3. イスラームにおける「タカーフル」の必要性

(1) 「社会保険・タカーフル」は、人々が拠出金を寄付して出し合うことで、多額の費用を要する苦境、事故、災害に直面し、十分な資金がないためにそうした事態を打開できない人々を助けることができます。

(2) タカーフルは、クルアーンの「善を行い、神を畏れて、互いに助け合いなさい」(5章2節)という一節の考え方に適うものです。善行とは、あらゆる種類の良き性質をあらゆる幅広い言葉です。クルアーンのこの一節は、一般的にすべての人に対しましてイスラーム教徒に特に、貧しい人々や事故、苦境、災害に遭った人々を助けるという良き行いを協力して行うことを求めたものです。

(3) タカーフルは、また預言者の教えに適うものです。「イスラーム教徒はみな兄弟である。したがって他のイスラーム教徒を苦しめてはならないし、迫害者の手に渡してはならない。誰であれ兄弟の必要を満たす者は、アラーがその者の必要を満たすであろう。誰であれ兄弟を困窮から救い出すものは、アラーがその者を“審判の日”に困窮から救い出すであろう。誰であれイスラーム教徒の欠点を隠す者は、アラーが“審判の日”にその者の欠点を隠すであろう」(ハディース)

(4) 前述したように預言者ムハンマドは、アル・アシュアリー部族の良き習慣(持ち物や食料をプールしておき、食料が不足するなどの苦境にはそれをみなで分け合う)を「彼らは私の仲間であり、私は彼らの仲間である」といって賞賛しました。

第1回タフスィール研究会報告

クルアーン第4章婦人章 第1節～21節

森 伸 生

日 時 平成20年5月24日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

章の説明：

本章は婦人に関する啓示が多いので、婦人章と名付けられる。啓示の年代は3章に続き、その大部分は、ウフドの戦役後、74名に及ぶ戦死者によって生じた寡婦の結婚、離婚、遺産相続ならびに孤児の保護など、主としてこれら当面の問題に関する啓示である。戦後の收拾のために下った啓示が、後年に至るまでムスリムの日常を律するものとなった。なおウフド苦戦の一因となった、いわゆるにせ信者に関する問題、さらにイスラーム社会の中で、公然と反抗を続けるユダヤ人の問題が扱われ、イスラーム社会の秩序に関し教えられる。

内容の概説：

第1－14節、人間はすべて平等であるというイスラームの見解から、婦人や孤児への敬愛ならびに家族関係上の諸係累者の権利遺産の分配、家庭生活の連帯責任が説かれる。

第15－42節、家庭生活の大切さが強調される以上、婦人の名誉を重んじ、婚姻・財産およびその相続上の諸権利が尊重される。この女性の権利を保護する原則はすべての状況に適用される。

第43－70節、マディーナ時代の初期、イスラームはまだマディーナ全体に浸透せず、アッラーの道をはばむ者の勢力が多かった。そこで人びとは、信仰に忠実に使徒の權威に服し、かれに従うよう強く要求され、そこに、自然に輝か

しい同胞愛が生れる。

第71－91節、無我の同胞愛の下に喜びと悲しみを共にし、敵の悪計に対しては自衛の機構を固め、アッラーの外には何ものをも恐れず、努力奮戦して歩もゆずらず、偽善と背信から正義を守る。ただし自制して秩序に服する者に対しては、無情の追求はない。

第92－104節、ムスリムは、平時でも、非常時でも注意深く用心するよう教えられる。また安全な地に移住することを勧め、またイスラームの教えは戦時でもおろそかにすることは許されない。

第105－126節、およそ正義は、善行をなすことにより保障される。また邪悪は、無知、誤った指導、欺瞞〈ぎまん〉、アッラーの秩序の無視による二心あるものに対し、すべての邪悪を回避してアッラーへの信仰を深め、言行を強く正しくするよう教えられる。

第127－152節、婦人と孤児を公正に待遇すべきである。実に信仰は、公正、謙虚、穏やかな言葉となって現われる。また使徒たちの伝える真理の教えの間には軽重はない。アッラーの真理は一つである。

第153－176節、啓典の民ユダヤ人は律法を破り、マルヤム(マリヤ)やイーサー(イエス)を中傷し、高利貸や不正をあえてした。またキリスト教徒は、使徒イーサーをアッラーと同位に配した。クルアーンは、理解ある者に明証と光明をもたらす。

1 節：テーマ 人間の祖、夫婦の一体性、家族の団結性

「人びとよ、あなたがたの主を畏れなさい。かれはひとつの魂からあなたがたを創り、またその魂から配偶者を創り、兩人から、無数の男と女を増やし広められた方であられる。あなたがたはアッラーを畏れなさい。かれの御名においてお互いに頼みごとをする御方であられる。また近親の絆を（尊重しなさい）。本当にアッラーはあなたがたを絶えず見守られる。」（4章1節）

内容と解釈：

1. イムラーン家章（3章）の最後の節はムスリムにタクワー（畏敬の念）を命じた。続いて、婦人章でも人々にタクワーを命じることから始まっている。

畏敬は命令を遂行し禁止事項を斥けることである。最初は「ラップ」（主）という言葉で希望をもって表現している。それから、「アッラー」という言葉で畏れや威厳を示している。それは次の一節にも現れているが、そこには人の祈る姿のあり方を示している。「かれらは互いに競って善行に勤しみ、また希望と畏れをもって、われに祈っていた。」（21章90節）

また、ここにはタウヒード論の考え方からも「ラップ」と「アッラー」の使い分けを理解することができる。イスラーム神学におけるタウヒード論には三種類の表現がある。タウヒードとはアッラーの唯一性と訳されている。

（1）神性的タウヒード（ウルーヒーヤ）

「言ってやるがいい。彼はアッラー、唯一なる御方であられる。アッラーは自存され、生むこともなく、生まれることもない、彼に比べえる何ものもない。」（112章）

（2）主性的タウヒード（ラッバーニーヤ）

「地上の凡ての生きもので、その御恵みをアッラーからいただいていない者はない。かれはそれらの居住所と寄留所を知っておられる。凡てはつきりと書物に（記されて）ある。」（11章6節）

「アッラーは、凡てのものの創造者であり、また凡てのものの管理者である。天と地の鍵はアッラーの有である。かれの印を拒否した者こそ失敗者である。」（39章62、63節）

（3）属性的タウヒード（スィファート　ワ　アスマーウ）

「かれこそは、アッラーであられる。かれの外に神はないのである。かれは幽玄界と現象界を知っておられ、慈悲あまねく慈愛深き御方であられる。かれこそは、アッラーであられる。かれの外に神はないのである。至高の王者、神聖にして平安の源であり、信仰を管理し、安全を守護なされ、偉力ならびなく全能で、限りなく尊い方であられる。アッラーに

讃えあれ。(かれは)人が配するものの上に(高くおられる)。かれこそは、アッラーであられる。造物の主、造化の主、形態を受ける(主であり)、最も美しい御名はかれの有である。天地の凡てのものは、かれを讃える。

本当にかれは偉力ならびなく英明であられる。」(59章22、23、24節)

ここで表しているタウヒード論とはいかにアッラーを認識するかということである。一番目は「アッラーは唯一である」ことを認識することであるが、そこには、いかなる解釈も受け付けられない厳格さを感じさせる。つぎのタウヒード論はアッラーが「創造主」であり、すべてのものに恵みを与え、人間を見守っていることを認識させ、アッラーが「ラッブ」(主)であることによって、人間に安堵感を与えている。最後のタウヒードはアッラーの99の美名によって、アッラーの属性を表すことになるが、それによって人間はアッラーに近い存在として感じることができる。このようなタウヒード論を踏まえて、この節では、まず「ラッブ」の言葉によって、人間に安堵と希望を与え、そして、そのためにもアッラーの唯一性をしっかりと心に刻まなければならないことを論している。

2. 人間は「一つの魂」(ナフス・ワーヒダ)つまり、一つの祖から出ているのである。ナフスはここでは身体と魂を意味している。身体には物質的な四肢があり、魂には精神的・内面的な部分があり、知性、記憶、学習などの感性的な部分もある。そして、人間の祖の単一性は家族を相互に慈悲、愛情をかけ、協力を行う存在とさせることを意味する。「ナフス・ワーヒダ」(一つの魂)はアードムであるが、ここで、ナフスという言葉を使っているのは、男女に関係なく、人間の祖は一つであることを示すためであると解釈される。

3. 女性が男性から創造され、その後、男性でも女性でも女性から生まれてくるとしたのは、双方共に親しみをもち、愛着を感じ、やさしくする存在となるためであり、また人生において男女が常に協力し合う存在とするためである。

4. アッラーにかけて行う要求について。イブン・ウマルは預言者の言葉を次のように伝えている。「アッラーにかけて要求した者がいれば、その者に与えよ」。これは、アッラーにかけてと言う者は同じ信仰を持った者であり、同じ

共同体の一員としてその者を助けるようにとの意味からである。

5. 家族、親類との関係の強化が求められ、その関係を断絶することが禁止されている。そこで、その重要さを示すためにアッラーの名前の次に近親の絆をあげている。そして、彼らとの関係の断絶を警告した。「あなたがたが、もし御命令に背き去ったりして、地上に退廃をもたらし、また血縁の断絶となるようなことを期待するのか。」(47章22節)。ここでは血縁の断絶を地上での退廃と結び付けている。

ハディース：アブーバクルの娘アスマーが「母親との絆を大切にすべきですか？」と預言者に尋ねたとき、預言者は「そのとおりです。あなたの母親との絆を大切にしてください。」と言った。そのとき、彼女の母親は多神教徒であった。

6. この節の「本当にアッラーはあなたがたを絶えず見守られる。」はアッラーがいかなる状況でも守っていることを示している。同時に、それは共同体での統治者としての姿勢を教えており、それは民衆の生活を守るようにとの命令であり導きである。それゆえに、人間は祖を一つにしていることから、お互いに助け合うべきと繰り返している。

2 節：テーマ 孤児たちの財産の返還とその財産の消費の禁止

「孤児たちの財産を返還しなさい。(自分の) 悪いものを、(かれらの) 良いものと替えてはならない。またかれらの財産をわがものにしてはならない。誠にそれは大罪である。」(4章2節)

啓示の背景：

ムカーティル (H150 年 = 767 年没タフスィール学者)、アルカルビー (H146 年 = 763 年没) は次のように伝えている。

この啓示はガトファーン部族の男性に関して下った。その男性には孤児となった甥がいて、その男性が甥の財産を管理していた。その甥が成長して叔父に財産を求めたが、叔父はそれを拒んだ。そこで二人は預言者のもとに行き、仔細を話したとき、この一節が下った。叔父はこの節を聞いて、即座に「私た

ちはアッラーに従います。預言者に従います。私たちは大罪からの加護をアッラーに求めます。」と言った。そして、叔父は甥に財産を渡した。預言者は次のように言った。「アッラーを畏れた者は心を開き、このように反省する。彼には天国が許されることであろう。」青年は財産を手にして、アッラーの道のために費やした。

内容と解説：

1. アッラーは孤児の財産は彼が成人したときに彼に返還することを命じた。
2. 孤児の財産のよいものと自分の財産の悪いものをかえることを禁じ、また孤児の財産を消費することや自分の財産にしてしまうことを禁じた。それは孤児の財産を管理している者への忠告である。

畏怖の念の説明の続きであるが、まずは親類の関係の大切さを強調して、それから弱者である孤児の財産の保護を説明している。

3. イスラム以前のアラブでは自分たちの生活費も孤児の生活費も一緒にしていたからである。
4. 孤児の財産を理由無く使用することはハラームであり、大罪の一つである。

3～4節：テーマ 4人までの妻帯の許可とマハル（婚資）の義務

「あなたがたがもし孤児に対し、公正にしてやれそうにもないならば、あなたがたがよいと思う2人、3人または4人の女を娶れ。だが公平にしてやれそうにもないならば、只1人だけ（娶るか）、またはあなたがたの右手が所有する者（奴隷の女）で我慢しておきなさい。このことは不公正を避けるため、もっとも公正である。」（4章3節）

「そして（結婚にさいしては）女にマハルを贈り物として与えなさい。だがかの女らが自らその一部を戻すことを願うならば、喜んでこれを納めなさい。」（4章4節）

3節の啓示背景：

ウルワ・ビン・アズバイルがアイシャに「あなたがたがもし孤児に対し、公正にしてやれそうにもないならば、・・」というアッラーの言葉について尋ねたとき、彼女は次のように答えた。この孤児は後見人の庇護の下にあり、彼と財産を共有していました。ところが彼は彼女の財産と美貌に惹かれ、彼女に規定のものを公正に支払わず、また他の人があたえるようなものを彼女に与えずに娶ろうとしました。そこで後見人は、公正に支払い、しきたりとなっている最高の額を与えるのでなければ孤児を娶ることを禁じられ、彼女たち以外の女で好きなものを娶るように命じられました、と。(牧野信也訳『ハディース〈4〉』中央公論社 341 頁)

4節の啓示背景：

イブン・アビー・ハーティム（タフスィール学者 H329 = 941 年没）は教友アブー・サーレフ（アブー・ターリブの娘ウンム・ハーニウの解放奴隷）の次の言葉を伝えている。「ある男が娘を結婚させたときに、彼は贈与を娘に渡さずに自分のものにしたので、アッラーはそのことを禁じて、この節を下した。」

内容と解説：

1. すべてにおいて公正に行うこと。例えば、孤児の財産、孤児との結婚、孤児以外の女性との多妻婚においても同様である。
2. 公正に対応するならば、孤児の後見人が孤児との結婚を許されることになる。それは、父親、祖父以外に、少女の結婚に許可を与えることができることを示している。学者の中には、少女は父親が祖父以外には結婚の許可を与えることができないとしている。
3. ハナフィー学派はこの節によって未成年の孤児の結婚について許可を示した。他の学派は成人するまで許されなかった。「かれらは女のことで、あなたに訓示を求める。」(4章 117 節) について、女とは成人女性のことでであると解釈した。
4. この節は4人までの妻帯の許可を示している。ジャーヒリーヤ時代では無制限に妻帯できたが、それに制限をかけた。

5. 不公正な行動をとりそうであったならば、一人の妻にすべきである。

6. 妻はマハルの全額または一部を夫に与えることは許される。しかし、それはあくまでも妻の自由な意思によるものであり、強制されたものではない。

多妻婚制度の叡智：

イスラームは必要性に応じて多妻を、条件をつけて許している。それは生活力、妻たちの間で公正さ、良識的な接し方などである。例えば、必要性が考えられる状況は以下のようなことがある。

1. 妻の不妊：妻が不妊の状態であった場合に、子供を欲するために離婚するより、前妻に敬意を払いながら、次の女性と結婚する方が前妻にも被害が少ない。

2. 男女の人口差：女性の人口の方が男性よりも多い。戦争などにより、男性の人口がより減少することがあり、そこで、多妻婚により社会の安定を守ることが出来、戦争によって生じた寡婦と孤児に家庭を与えることができる。

3. 性欲状況：女性の性的欲望が減少したときなど、男性は欲望を抑えることが出来なく、事件を起こすことがあるので、それを抑えるためにも多妻の必要を認める。

5節～6節：テーマ 知的障害者、未成年者の庇護と彼らへの財産譲渡の禁止

「アッラーから保管を委託された財産を、知的障害者に渡してはならない。そして、かれらに衣食を与え、懇切に言葉優しく話しかけなさい。」(4章5節)

「結婚年齢に達するまでは、孤児を試しなさい。もし、立派な分別があると認められたならば、その財産をかれらに渡しなさい。かれら(孤児)が成年になるまで、浪費したり、急いで消費してはならない。(後見者が)金持ならば抑制してこれに手を触れてはならない。また貧乏ならば、(後見のために)適切に使いなさい。孤児に返還するさいは、かれらのために証人を立てなさい。アッラーは清算者として万全であられる。」(4章6節)

6 節の啓示背景：

教友サービト・ビン・リファーアと彼の叔父に関して下った。リファーアが死亡し、幼い彼の息子サービトに財産を残した。そこで、彼の叔父が預言者に尋ねた。「おいは孤児であり、私の庇護下にあります。彼の財産で私に何が許されますか。そして、いつ彼に財産を返還しますか？」そこで、この節が下った。

内容と解釈：

1. 「アッラーから保管を委託された財産を、知的障害者に渡してはならない。」

(1) 財産の浪費の禁止、正しい財産管理。

(2) 知的障害者を庇護する義務

1) 彼らの財産の保管。

2) 彼らの生活のために必要なことで彼らの財産を使用することは許されている。

(3) 知的障害者：代表的な表現であり、庇護を必要とする者すべてのことである。

2. 「そして、かれらに衣食を与え、懇切に言葉優しく話しかけなさい。」

(1) 親は子供の扶養、夫は妻の扶養が義務である。

(2) 保護者は善導の姿勢が必要である。優しい言葉、正しい教え、親切な忠告など。

3. 「結婚年齢に達するまでは、孤児を試しなさい。」

(1) 孤児に財産を返還する前に、財産の使用について試し、善導すべきである。

試しとは、孤児の性格に期待をして、目的を尋ね、そして彼の精神的強さ、公益の考え方、使い方を確認して、彼の財産を返還する。しかし、結果的に悪い判断が下されたならば、返還を行わない。

(2) 成人年齢：シャーフイー学派、ハンバル学派：成人的な身体的兆候が見られない者は15歳が成人年齢である。根拠：預言者はイブン・ウマルにハンダクの闘いでジハードを許した。そのとき、彼は15歳であった。ウフドの闘いでは、彼は14歳であったので、許可しなかった。

マーリク学派とハナフィー学派：17歳であるとした。その年齢でイ

スラーム法的規定が課されるとした。

- (3) 管理能力:ハサン・バスリー (H110 年 = 729 年没禁欲家)、カターダ (H117 = 735 年タフスィール学者) 他、管理能力とは知性と宗教的判断能力である。イブン・アッバース (H68 年 = 688 年没) は、知性と財産の管理であるとした。

管理能力は成人後に備わるとし、成人後に管理能力が無い者は庇護される。

- (4) 財産を返還するときには、孤児に2条件が必要である。それは管理能力の確認と成人であることである。そのうちの一つが欠けた場合は財産を返還しない。

しかし、管理能力は公にまたは後見人よって試した後に確定しなければならない。管理能力が確定し、財産が戻された後に、精神薄弱に戻り、浪費や管理不可能になったならば、庇護状態に戻ることになる。

- (5) 後見人に対して、許された義務的な事以外には、孤児の財産の使用が禁じられた。浪費や無駄使いは許されない。後見人は孤児の財産から、彼の父親が行うべきものを行うことができる。
- (6) 裕福な後見人は孤児の財産を使用することを戒められた。後見人には常識的な範囲として孤児の財産から使用することが許されている。常識的な範囲とは、ハサン・バスリーは、空腹を補うため、アウラ (恥部) を隠すため、とした。贅沢な食事や衣服ではない。
- (7) 後見人は財産を返還するときに、孤児に対して財産の管理と浪費をしない宣言をさせる。この宣言は推奨行為である。
- (8) 後見人は孤児の財産の保管が義務となる。
- (9) アッラーは人々の行動を監視し、それを評価する。これは弱者の権利を否定する者すべてにとっての警告である。

7節～10節：テーマ 遺産の相続人、及び貧者、孤児、遠い親族の権利

「男は両親および近親の遺産の一部を得、女もまた両親及び近親の遺産の一部を得る。そのさい遺産の多少を問わず定められたように配分しなさい。」(4章7節)

「遺産の分配にさいし、もし遠い親族や孤児や貧者が、その場に居合わせた時は、それ（遺産）からかれらにも与え、懇切に言葉優しく話しかけなさい。」(4章8節)

「自分のあとにひ弱い子女を残し、それらの身を案じる者はよく心配して置け。だからアッラーを畏れ、誠意ある言葉で語りなさい。」(4章9節)

「不当に孤児の財産を食い減らす者は、本当に腹の中に火を食らう者。かれらはやがて烈火に焼かれるであろう。」(4章10節)

7節の啓示背景：

イブン・アッバースは次のように伝えている。

ジャーヒリーヤ時代の人々は女性や少年には財産を分与していなかった。アンサルルの一人、アウス・ビン・サービトが死んだとき、彼には二人の娘と幼い息子一人がいた。そこへ彼のおじの息子二人ハーリドとアルファタが来た。二人は男系親族であった。二人は遺産すべてを受け取った。そこで彼の妻ウム・カフラが預言者のもとを訪れ、そのことを述べた。そこへこの節が下った。

10節の啓示背景：

教友ムカーティル・ビン・ハイヤーンは次のように伝えている。

この節はムルスィド・ビン・ザイドというガトファーン族の者に下った。彼は孤児である甥の財産を管理していたが、甥の財産を使ってしまった。そこで、アッラーはこの節を下した。

内容と解釈：

7節が示していること：

1. 相続は近親、遠縁、親族全体を対象としている。

2. 定められた分配の概略を示し、遺産の節（11節、12節）への導入となっている。

3. 男性だけが遺産相続するというジャーヒリーや時代の慣習の否定し、男性、女性すべてに遺産相続の権利が確定された。

4. 遺産相続の権利は遺産の多少に関わりなく、すべての相続人の権利であり、一部の者に特別なものを限定することはない。

8節が示していること：

1. 遺産相続の権利がない者も財産分割の場所に出席が可能であり、もし、財産がふんだんにあれば、相続の権利がない貧者や孤児に慈悲をかけ分配することは勧められることであり、禁じられることはない。分配が少額であったとしてもそこには大きな報奨がある。しかし、断る理由として、財産が不動産であったり、分配しても受け入れないほどの少額であった場合がある。

別の見解で、イブン・アッバースは「4章11節がこの節の効力を消している。」と伝えている。しかし、クルトビー（1272年没）は「分配の考えを支持する。なぜなら、相続人の権利が明確にされており、権利のない者も分配に参加することは好ましいからである。」と伝えている。

2. 相続者が年少であったならば、後見人が、出席者に告げる。「この財産は私のものではない、孤児のものである。彼が成人したときにあなた方の権利を彼に伝える。」と述べるのが、適切な言葉である。

9節が示していること：

1. 後見人は自分の子供と接するように優しい行動をとることが強調されている。イブン・アッバースが「孤児に対して自分の子供のように接しなさい」と述べている。

2. 誠意ある言葉：それは公正なことばである。それが孤児の教育で求められていることである。

10節が示していること：

1. 孤児の財産が不正に消費することは禁止されている。クルアーンとスンナは孤児の財産の不正消費は大罪の一つであるとしている。

2. 孤児の財産を不正消費する罪は地獄行きである。

3. この節は警告の節の一つである。不忠行為を行った罪によって不信者になることの証明ではない。スンナ派の信条では、不忠行為を行った者は一時的に地獄の火で焼かれ苦しみをうけた後に、天国へと引き上げられる。

孤児は弱い存在であり、彼らの権利を守るために多くの保護が必要である。ゆえに、クルアーンでは孤児の保護に関して、4章の1節から9節まで続いている。他にも、17章34節、4章127節、93章9節、2章220節などに同様のことが告げられている。

11 節～12 節：テーマ 遺産相続の内容

「アッラーはあなたがたの子女に就いてこう命じられる。男児には、女児の2人分と同額。もし女児のみ2人以上のときは遺産の3分の2を受ける。もし女児一人の時は、2分の1を受ける。またその両親は、かれに遺児のある場合、それぞれ遺産の6分の1を受ける。もし遺児がなく、両親がその相続者である場合は、母親はその3分の1を受ける。またもしかれに兄弟がある場合は、母親は6分の1を受ける。(いずれの場合も) その遺言したものと、債務を清算した残り(の分配)である。あなたがたは自分の父母と自分の子女との、どちらがあなたがたにとって、より益があるかを知らない。(これは)アッラーの掟である。本当にアッラーは全知にして英明であられる。」(4章11節)

「妻が遺したものは、かの女らに子がない場合、半分をあなたがたが受ける。もし子がある場合は、かの女らの遺言と債務を果たした後、あなたはかの女の残したものの、4分の1を受ける。またあなたがたが遺すものは、あなたがたに子がない場合は妻はあなたの遺産の4分の1を受ける。もしあなたがたに子がある場合は、遺言と債務を果たした後、かの女たちはあなたが残したものの8分の1を受ける。もし遺産を遺す男または女に、父母も子女もなく、兄弟または姉妹一人だけある場合は、その者が遺産の6分の1を受ける。兄弟姉妹が多い場合、かれらは全員で3分の1の分け前を得る。これは、遺言と債務を果たした後のことで、(誰にも) 損害を及ぼすことはない。(これは) アッ

ラーからの定めである。アッラーは全知にして大度量であられる。」(4章12節)

11 節の啓示背景：

アハマド（855 年没）、テルミズイー（892 年没） 他がジャービル・ビン・アブドッラーの言葉を伝えている。

教友サアド・ラビーウの妻がアッラーの使徒のもとに来て言った。「アッラーの使徒。この二人はサアド・ビン・ラビーウの娘二人です。二人の父はウフドの闘いで戦死しました。二人の叔父が二人の財産を取りました。二人には何も財産が残っていません。二人は結婚もしていません。二人にはお金が必要です。」彼は言った。「アッラーがそのことで裁くであろう」そこで、遺産相続の啓示（11 節）が下り、アッラーの使徒は二人の叔父に、言った。「サアドの二人の娘に 3 分の 2 を渡しなさい。二人の母には 8 分の 1 を渡しなさい。その他に残ったものが貴方のものです。」彼らは言った。「これはイスラームで最初に分配された財産である。」

前節との関連：

前節では親類の遺産相続について全体的に伝えた。それから、この節で相続人、子供の権利と両親の権利、夫婦の権利、母の兄弟の権利について詳細に説明した。しかし、父の兄弟の権利については他の節にて明らかにされている。

ジャーヒリーヤ時代の相続：

1. 血縁関係でも男性のみ、女性子供には相続は行われない。
2. 養子に対して実子と同じように相続が行われた。
3. 誓約によって相続が行われた。例えば、男性が他の男性に対して「私の血はあなたの血である。私の破壊はあなたの破壊である。あなたは私に遺産を残し、私は貴方に残す。あなたは私に求め、私はあなたに求める」と誓約することによって相続が行われた。

イスラームでは養子縁組みは「またかれはあなたがたの養子を、あなたがたの実子ともなされない。」(33 章 4 節) で否定された。血縁関係、誓約による相続は「各人のために、われはその父母と近親が残すものの相続者を決めた。

なおあなたがたの右手が約束した者にも、その分け前を与えなさい。本当にアッラーは凡てのことの立証者であられる。」(4章33節)によって定められている。

内容と解説：

遺産相続の主な特徴：

遺産相続の原則は、より多くの遺産継承者に被相続者の富を分与することにより、財産を社会的に出来る限り広範囲に分配しようとするものである。

1. 被相続者の債務の弁済と遺言における財産分配ののち、残余は相続人によって相続される。相続人の間の不要な争いを回避するため、遺贈には法定相続人を含むことを認めない。
2. 遺贈による財産の相続は、財産全体の3分の1を限度とする。
3. 息子はすべて同等の相続権を有し、息子間の優劣を認めない。
4. 娘もすべて同等の相続権を有する。
5. 子供は、親の遺産の相続権を常に有する。夫がなくなり、妻が残り、妊娠しているのが明らかになった場合には、財産は出産するまで、分配を停止する。
6. 男性は女性以上に財政上の責任を持つために、息子は娘の取り分の二倍を相続する。
7. 両親には特別な扱いをすべきであり、したがって子供の遺産の相続権を常に有する。
8. 妻は、夫の遺産の相続権を常に有する。
9. 夫は、妻の遺産の相続権を常に有する。
10. 兄弟、姉妹、おじ、おばは、一部の場合に限り相続権を有する。
11. 財産分与の不正は大罪である。ハディース「遺言における害は大罪のひとつである」、「男、または女が60歳までアッラーに服従して仕事をしてきた。それから、二人に死が訪れたが、二人は遺言で害をなした。そこで二人は地獄に行くことになる」

遺産分配の内容：

相続人は、権利の順から述べると、(1) 法定相続人 (ザウール=ファラーイド)、(2) 男系親族 (アサバート)、(3) 女系親族 (ザウール=アハラーム)

に大別される。さらに契約による相続人指定等の例外的事項もある。

遺産はまず「クルアーン」中に明記されている法定相続人に譲渡される。その残りが男系親族に分けられるが、両者が存在しない場合にはザウル＝アハラームの間で分割される。相続人が見あたらない際には、遺産は国家の所有に帰す。このような相続法は、これまで相続の恩恵に預からなかった法的相続人にまずその恵みを与え、額としては大きな残余の部分をも男系親族に分けてバランスを取るように工夫されている。

(1) の法定相続人は、アスハーブ＝ル＝ファラーイドと呼ばれ、「クルアーン」の規定により遺産から一定の相続分を受け取る資格を持つ者である。イスラーム法では「クルアーン」が規定している以外の、息子の娘、祖父母をも法定相続人に加えている。その結果、以下の者たちがこの範疇にはいることになる。娘、息子の娘（以上卑属）。父、母、祖父、祖母（尊属）、全血姉妹、父方の半血姉妹、母方の半血姉妹ならびに半血兄弟（傍系）、夫、妻（配偶者）。以下に彼らの取得分について略述する。

1) 娘：娘はすべての場合に相続に預かるが、条件によって法定相続人、あるいはアサバート（単数アサバ）の一人として異なった範疇の下で相続することになる。例えば息子が存在せず、娘だけが相続する際には、彼女は法的相続人の範疇に入る。娘が一人の場合は2分の1、二人以上の場合は合わせて3分の2を相続する権利がある。

二人の娘と父母がいる場合、娘甲3分の1、娘乙3分の1、父6分の1、母6分の1となる。

娘一人と姉の場合、娘がまず2分の1をとり、残りの2分の1をアサバの姉がとる。娘二人と姉二人の場合は、まず権利の強い娘が規定分をとり、その残りが二人の姉に分けられる。その結果娘甲3分の1、娘乙3分の1、姉甲6分の1、姉乙6分の1となる。

娘一人と父の場合、娘は2分の1であるが、父は法定相続人として6分の1、アサバとして3分の1というように二つの資格で結局残りの2分の1を取得できる。

以上は娘が法定相続人として相続した場合の諸例であるが、息子とともに相続する際にはアサバートの範疇にはいる。そのさい息子と娘の遺産の相続比は二対一である。

例えば息子一人、娘二人で相続する場合には、息子2分の1、娘甲4分の1、娘乙4分の1となる。

また息子二人、娘三人で相続する場合には、息子は各自7分の2、娘は各自7分の1である。

娘は父の場合のように法定相続人としてと同時にアサバとして相続することはできない。

2) 息子の娘：娘がいない場合にのみ相続権をもつ。

3) 父：父はいつでも法定相続人として6分の1を相続する権利を持っている。つまり被相続人に子供があれば6分の1を受け取り、残りが子供たちの間で分配される。子供がいない場合には、アサバとして相続する。それゆえ父と母のみの場合は、母が3分の1、残りの3分の2を父が取る。父の場合には法定相続人とアサバの二つを兼ねうる。

4) 母：母はいつでも遺産の3分の1、もしくは6分の1を相続する権利をもつ。つまり被相続人に子供がいる場合には6分の1、いない場合には3分の1を相続する。

5) 祖父：父方の祖父は、被相続人に父がいない時にのみ6分の1を相続する権利をもつ。そして父、卑属がともにいない場合アサバとして相続する。

6) 祖母：母あるいはより近い実祖母がいない場合にのみ、6分の1の遺産相続の権利をもつ。

7) 全血姉妹：被相続人に卑、尊属がいない場合に初めて一人で2分の1の相続権をもつ。二人以上あれば合わせて3分の2をとる。しかし、娘、もしくは息子の娘があれば、アサバ マア＝ル＝ガイリといった特別の範疇に入り、父方の祖父とともに相続するとアサバ ビ＝ル＝ガイリの範疇に入る。

8) 夫：実子であるか否かを問わず、妻が子供を残して他界した場合、遺産の4分の1を、子供がいない場合2分の1を相続する。

9)妻:夫に子供がある場合8分の1、子供がいない場合は4分の1を相続する。

(2) 男系親族(アサバート)は法定相続人が取得した残りを相続する者である。相続の率は法定相続人のいかんによるが、これが存在しない場合には全額がアサバート間で分配される。アサバートには三つの種類がある。

1) 自分自身によるアサバート

これはその存在そのものがアサバートであるような者である。これは男系親族に限られるが、中でも以下の順で優劣がある。①息子、息子の息子(卑属の男系男子)、②父、父がいない場合は祖父(存続の男系男子)、③全血兄弟、父方の半血兄弟、全血兄弟の息子、父方の半血兄弟の息子(父の卑属の男系男子)、④父方の叔伯父、その息子たち(祖父の卑属の男系男子)。また同じ範疇内でも、被相続人により近い者の権利が優先される。

2) 他者によるアサバート

これに属するのは女性のみである。例えば娘は息子がいない場合に法定相続人になる。しかし、息子がいると、その存在ゆえにアサバートの一員となる。このような例は息子の息子がいた場合の息子の娘、兄弟がいた場合の全血姉妹、父がいる場合の半血姉妹、兄弟がいる場合の半血姉妹の例にみられる。

3) 他者と共に存在するアサバート

これに属するのは上の例同様、女性のみであるが、これは他の女性と共に相続する場合である。被相続人の娘、あるいは息子の娘と共に相続する場合、父方の全血、半血姉妹も法定相続人の取り分の残りに対して権利を持つ。

(3) ザウ＝ル＝アルハームは、以上のいずれにも属さない親族をさす。これは四種に大別され法定相続人、アサバートがいない場合に相続する権利をもつ。①娘の娘、娘の息子(卑属)、②母の父、母の父の母(尊属)、③母の兄弟の息子、全血兄弟の娘、全血姉妹の息子(両親の卑属)、④母方の叔伯母、父方の伯叔母(祖父の卑属)等である。

この場合右に列記した順に優先権があり、優先権がある者が他を排除する。ただし優先権がない場合には、男と女の比が二対一の割合で配分される。

以上が相続人と相続分の概略であるが、これはあくまでも基本であり、他に

細則、修正が付加される。(黒田壽郎編『イスラーム辞典』東京堂出版 202～206 頁参照)

13 節～14 節：テーマ アッラーの定め

「これらは、アッラーの定められた決まりである。アッラーとその使徒に服従する者は、川が下を流れる楽園に入り、永遠にその中に住むであろう。それは至上の幸福の成就である。」(4 章 13 節)

「だがアッラーとその使徒に従わず、かれの定めにくる者は、業火に入り、永遠にその中に住む。かれは恥ずべき懲罰を受けるであろう。」(4 章 14 節)

内容と解釈：

1. 「アッラーの定められた決まり」(フドード アッラー)：アッラーが人間に行うように命じ、それを超えることのないように定めたアッラーの規範である。ときに、フドードとはアッラーが禁じた禁止行為をさすことがあり、それによって刑罰をフドードとよぶ。ここでのフドードとは、孤児の財産の規定、結婚の規定、遺産相続の規定であり、アッラーが定めた家族に関する規定である。これらの規定はムスリムは踏み越えることは許されない。

2. アッラーの定めは預言者に下った教えである。つまり、預言者に従うことがアッラーに従うことである。4 章 80 節「使徒に従う者は、まさにアッラーに従う者である。誰でも背き去る者のために、われはあなたを見張り人として遣わしたのではない。」に示している通りである。

3. アッラーと使徒に従う者とそれに背く者との行く末の違いは明白である。

アッラーの慈悲によって、信徒のためにハラールとハラームが明らかにされ、規範と規則が示されている。そして、それを守るように奨励し、ときに警告を示している。つまり、アッラーと使徒の命令に従い、不忠行為や禁止行為を避ける者には、天国での永遠の生活が与えられる。そして、アッラーと使徒に逆らい、その不忠が不信へとなった者は地獄に永遠に住むことになる。

4. 不忠者については、かれらはその罪に応じて地獄の責めにあうことになる。

それから天国へと出て行く。「いや悪い行いを重ね、自分の罪で身動きが出来なくなるような者は皆、業火の住人である。その中に永遠に住むのである。」(2章 81 節)

しかし、罪を犯しても反省し悔悛する者は、「また醜惡な行いをしたり、過失を犯した時、アッラーを念じてその罪過の御赦しを請い、『アッラーの外に、誰が罪を赦すことが出来ましょう。』(と祈る者)、またその犯したことを、故意に繰り返さない者。」(3章 135 節)であり、天国が待っている。

15 節～ 16 節：テーマ イスラーム法における不貞行為の罰

「あなたがたの女たちの中、不貞を働いた者には、あなたがたの中から、かの女らに対し 4 名の証人を立てなさい。かれらがもしこれを証言したならば、かの女らを家の中に監禁しなさい。死がかの女らを連れ去るか、アッラーがかの女らのため、(別の) 道を決められるまで。」(4章 15 節)

「あなたがたの中 2 人で罪を犯した者は (2 人とも) 処罰しなさい。だが、その罪を悔いて身を修めるならば、そのままに放って置け。本当にアッラーは、度々御赦しなされる方、慈悲深い方であられる。」(4章 16 節)

前節からの関連：

前節では結婚、遺産相続に関する男性、女性の規定が明らかにされた。そして、アッラーの規定を超える者に警告が行われた。それから、ここでは不貞を働いた女性に関するフドードの規定が明らかにされた。

女性不義者に対しての懲罰：

1. 初期の規定は 15 節にある通りであり、女性が姦通を行い、それが 4 人の公正な証人によって確定したならば、家に監禁していた。死ぬまでそこから出ることはできない。男性の懲罰は非難と叱責、サンダル打ちである。この規定はアッラーが未婚者に対して鞭打ちの刑と既婚者に対しては石打ちの刑によって消去するまで続いた。

2. 「姦通した女と男は、それぞれ 100 回鞭打て。もしあなたがたが、アッラーと末日を信じるならば。アッラーの定めに基づき、兩人に対し情に負けてはならない。そして一団の信者に、かれらの処刑に立会わせなさい。」(24 章 2 節) が下されて先の 15 節は消去された。既婚者の姦通者に対しては石投げの刑である。これはアッラーが示した別の二つの道である。

ハディース「未婚者と未婚者の姦通には 100 回の鞭打ち、一年の所払いである。既婚者と既婚者の姦通は 100 回の鞭打ちと石投げの刑である。」しかし、預言者は石投げの刑の前に 100 回の鞭打ちを行わなかったと伝えられているところから、既婚者の 100 回の鞭打ちは消去されたと考えている。

姦通罪の規定：「姦通罪に対する固定刑の章：

既婚者が姦通罪を犯したならば、石打ちの死刑に処せられる。既婚者とは合法的な婚姻によりイスラーム教徒女性または庇護民の女性と性的交渉を持つ者を言い、その二人が正常な成人で自由人である事が条件である。もし、一方にこの打ちの一つでも条件が欠けたならば、二人に結婚事実は認められない。

未婚の自由人が姦通罪を犯したならば、百回の鞭打ちと一年間の追放刑である。たとえ、女性でも同様である。

奴隷の場合は五十回の鞭打ちだけであり、追放刑はない。男性同性愛者は姦通者と同様に固定刑が科せられる。姦通罪の固定刑は以下の三条件をみたして初めて科せられる。

(1) 生命ある人間と、疑う余地のない禁じられた完全な性的交渉が行われること。

(2) 不確実性の除去。例えば成人が彼または彼の子供の共有である奴隷女性と性的交渉を行っても固定刑に処せられない。妻あるいは自分の奴隷女性だと思って別の女性と性的交渉を持った場合、または合法的な婚姻であると信じて無効な婚姻の下で性的交渉を持った場合などは固定刑は科せられない。また、女性が姦通を強要された場合も当然固定刑は科せられない。

(3) 姦通罪の確定。

姦通罪は次の二方法のいずれかにより、確定される。

- 1) 一箇所または数カ所の裁判所にて本人が四回自白することにより姦通罪が確定する。彼は正確に直接的に表現しなければならない。また、固定刑が彼に実施されるまで、彼は自白を撤回しないこと。
- 2) 四人の誠実な男性が一法的で一姦通について克明に証言した場合、姦通罪は確定する。その四人は証言が受け入れられる人物でなくてはならない。たとえ、彼らが裁判官のもとへ全員一緒に来ても別々に来ても差し支えない。夫または主人(奴隸の場合)のいない女性が妊娠したとしても、そのことだけで固定刑は科せられない。」(「ザード・ル・ムスタクニウ」アル＝マクディスィー〔1560年没〕著より)

17 節～ 18 節：テーマ 悔悟の受け入れ

「アッラーが悔悟を御赦しなされるのは、知らずに悪事を犯したが、直ぐ後で、悔い改める者だけである。アッラーは、これらの者を御赦しになられる。アッラーは全知にして英明な御方であられる。」(4章17節)

「だが、死に臨むまで悪行を続け、その時になって「今悔い改めます。」と言う者、また不信心のまま死ぬ者の悔悟は御赦しになられない。かれらのために、われは痛苦の懲罰を準備してある。」(4章18節)

前節との関連：

前節では不貞行為を行った二人の悔悟について語られており、ここでは悔悟の受け入れ条件と時期について示している。

内容と解説：

1. 悔悟はムスリムに義務である。「あなたがた信者よ、皆一緒に悔悟してアッラーに返れ。必ずあなたがたは成功するであろう。」(24章31節)
2. 悔悟の受け入れと赦しはアッラーの慈悲によって実現する。
3. アッラーはクルアーンの中で不忠者の悔悟を受け入れることを示している。

「かれこそは、しもべたちの悔悟を受け入れ、様々な罪を許し、あなたがた

の行うことを知っておられる。」(42章25節)

「アッラーが、しもべたちの悔悟を赦し、また施しを受け入れられることをかれらは知らないのか。またアッラーこそは、度々悔悟を赦される御方、情け深い方であられることを(知らないのか)。」(9章104節)

「だが悔悟して信仰し、善行に動しみ、その後(正しく)導かれる者には、われは度々寛容を示す。」(20章82節)

4. 受け入れる悔悟の条件は(1)「知らずに悪事を犯した」とあるように無知で行った不忠行為であり、(2)「直ぐ後で、悔い改める」ことである。

(1) 不忠行為は無知ゆえに生じることである。アッラーに対する不忠者はもし来世の報奨と責めについて知識をもっていたならば、不忠行為を行うことはないはずである。彼は来世の警告の真実性について無知ゆえに不忠行為を行ってしまうとの見方である。つまり、悔悟とは来世の出来事を思い起こすことであり、確信することである。

(2) 悔悟する「時」について。ハディース「アッラーは、人間の喉が鳴る前まで、その悔悟を受け入れる。」つまり、それは魂が喉に達する前であり、死が訪れるまでに悔悟をすれば、それは受け入れられることである。

6. 受け入れない悔悟：

(1) 死が訪れるまで、不忠行為を続けている者の悔悟。「しかしわれの懲罰を見てからの信仰(の告白)は、かれらの役には立たない。(これは)アッラーのしもべに対してなされたかれの慣行であった。そして、不信者たちは滅び去った」(40章85節)、「われは、イスラエルの子孫に海を波らせ、フィルアウンとその軍勢は、暴虐と敵意に満ちてかれらを追跡した。溺れ死にそうになった時、かれ(フィルアウン)は言った。『わたしは信仰いたします。イスラエルの子孫が信仰するかれの外に、神はありません。わたしは服従、帰依する者です。』(するとかれに仰せられよう。『何と、今(信仰するのか)。ちょっと前まであなたは反抗していた。結局あなたは犯罪者の仲間であった。』」(10章90、91節)

「だが死が訪れると、かれらは言う。『主よ、わたしを(生に)送り帰して下さい。

わたしが残してきたものに就いて善い行いをします。』決してそうではない。それはかれの口上に過ぎない。甦りの日まで、かれらの後ろには戻れない障壁がある。」(23章99、100節)

- (2) 不信者のままに死んだ者の悔悟、1) 臨終の時の信仰告白は受け付けない。
2) 不信者が不信のままに死んだ場合には来世での彼の悔悟は受け付けない。

19節～21節：テーマ イスラームにおける女性への対応

「あなたがた信仰する者よ、当人の意志に反して、女を相続してはならない。あなたがたが、かの女らに与えたマハルの一部を取り戻すために、かの女らを手荒に扱ってはならない。明らかに不貞の事実があれば別である。出来るだけ仲良く、かの女らと暮しなさい。あなたがたが、かの女らを嫌っても（忍耐しなさい）。そのうち（嫌っている点）にアッラーからよいことを授かるであろう。」(4章19節)

「あなたがたが一人の妻の代りに、他と替えようとする時は、仮令かの女に（如何に）巨額を与えていても、その中から何も取り戻してはならない。あなたがたは、ありもしない中傷という明白な罪を犯して、これを取り戻そうとするのか。」(4章20節)

「あなたがたは、どうしてそれを取り戻すことが出来ようか。既に互いに深い関係もあり、かの女らは堅い誓約をあなたがたから得ているのである。」(4章21節)

19節の啓示背景：

イブン・アビーハーティムは教友アブーアマーマ・サハル・ビン・ハニーフが次のように語ったことを伝えた。アブー・カイス・ビン・アスラトが死んだとき、彼の息子は父の妻と結婚することを望んだ。ジャーヒリーヤ時代においてはそのようなことが行われていた。そこで、「あなたがた信仰する者よ、当人の意志に反して、女を相続してはならない。」が下った。

内容と解説：

ジャーヒリーヤ時代またはイスラーム初期時代、男が死んで、妻が残ったとき、母親違いの彼の息子、または彼の男系親類がやって来て、その妻に布をかけ、そこで、彼は彼女に対して彼女自身よりも権利を有するようになる。そして、彼が彼女と結婚を望めば、彼は贈り物なしに彼女と結婚をした。または彼が他の者に結婚のさせたときに、彼女の贈り物は彼が受けとり、彼女には渡さなかった。また彼は望めば、彼女を困らせて、最後には彼女に離婚金を払わせることを行なった。

このようにジャーヒリーヤ時代では女性の権利が認められていなかった。そこで、アッラーは結婚について彼女たちの権利を定め、その権利を侵すことを禁じた。

1. 女性自身の相続禁止：「あなたがた信仰する者よ、当人の意志に反して、女を相続してはならない。」女性は相続される品物ではない。故人の妻が相続されることはない。ジャーヒリーヤ時代の悪習をムスリムが踏襲することは許されない。女性を相続し、彼が望めばその女性の意志に関わりなく結婚していた。

2. 女性への乱暴な言動の禁止：「かの女らに与えたマハルの一部を取り戻すために、かの女らを手荒に扱ってはならない。」彼女を相続することを禁止し、彼女が受け取った遺産や贈り物を男に離婚金として差し出させるために行っている嫌がらせを禁じている。

3. 良識な対応をうける権利：「出来るだけ仲良く、かの女らと暮しなさい。」「女は、公平な状態の下に、かれらに対して対等の権利をもつ。」(2章228節)、ハディース「あなた方の中で最も良き者は家族に良くする者である。私は家族に最も良くする者である」、預言者は家族の者に常に親切であり、家計を常に助け、妻たちを笑わせていたことが伝えられている。「本当にアッラーの使徒は、アッラーと終末の日を熱望する者、アッラーを多く唱念する者にとって、立派な模範であった。」(33章21節)、別れの説教にて女性について次のように述べた。「女性には親切をつくさねばならない。なぜならば彼女たちはお前

たちの助力者だが、一人ですべてを処理できないのだから。彼女らに関してはアッラーを畏れよ。」

4. 完全なマハル取得権利：20 節、20 節の主張

男から女への悪行の中には、男が離婚を望んだとき、払ったマハルを取り戻そうとすることがある。そして、色々な策略をめぐらす、その中でも、特に不貞の疑いをかけることが最も醜い行為である。

(1) 最悪な罪：マハルを取り返すために不貞の疑いをかけることは「ありもしない中傷という明白な罪」

(2) マハルは女性の権利：「既に互いに深い関係もあり」妻との生活での信頼関係を無効にすることは出来ない。

(3) 男性の責任：「かの女らは堅い誓約をあなたがたから得ている」、その誓約によって女性は大切な対応を受ける権利がある。「堅い誓約」とは、アッラーが女性のために男性に課した義務である。「離婚（の申し渡し）」は、2度まで許される。その後は公平な待遇で同居（復縁）させるか、あるいは親切にして別れなさい。あなたがたはかの女に与えた、何ものも取り戻すことは出来ない。」(2章 229 節)、またこのマハルを取り返す行為はアッラーが定めた愛情と慈悲の関係を絶つものである。30章 21 節「またかれがあなたがた自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得よう（取り計らわれ）、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。」

第2回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第22節～43節

大 木 博 文

日 時 平成20年6月21日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

22節～24節：テーマ 男性にとって結婚が禁じられている女性

22. 「あなたがたの父が結婚したことのある女と、結婚してはならない。過ぎ去った昔のことは問わないが。それは、恥ずべき憎むべきこと。忌まわしい道である。」

23. 「あなたがたに禁じられている（結婚）は、あなたがたの母、女兒、姉妹、父方のおば、母方のおば、兄弟の女兒、姉妹の女兒、授乳した乳母、同乳の姉妹、妻の母、あなたがたが関係している妻の生んだ養育中の養女、あなたがたがその妻と、未だ関係していないならばその連れ子を妻としても罪はない。およびあなたがたの生んだ息子の妻、また同時に二人の姉妹を娶ること（も禁じられる）。過ぎ去った昔のことは問わないが。アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。」

背景

第22節：実父の配偶者と結婚した以下の4人について、この啓示が下された：

（1）クバイシャ・ Bint・マアンと結婚したヒスン・ビン・アビーカイス、（2）アル＝アスワド・ビン・ハラフ、（3）ファーヒタ・ Bint・アル＝アスワドと結婚したサフワーン・ビンウマイヤ・ビン・ハラフ、（4）ムライカ・ Bint・ハーリジャと結婚したマンスール・ビン・マーザン。

敬虔なアンサールの一人であったアブーカイスが亡くなり、その息子カイスが実父の妻で未亡人となった女性と結婚しようとした。その時彼女は「私はあなたの子どもを産みましょう。しかしそのことについて、アッラーの御使いに尋ねてみます。」とカイスに言った。彼女がアッラーの御使いの許に行って、このことについて話をすると、この一節が下された。

イブン・アッバースに遡ってアッ＝タバリーが伝えるところによると、ジャーヒリーヤ時代には近親婚は禁じられていたが、実父の配偶者と結婚することと姉妹を同時に娶ることは認められていた。そこで22節の前半部分（「あなたがたの父が結婚したことのある女と、結婚してはならない。過ぎ去った昔のことは問わないが。」）と、23節の最後の部分（「また同時に二人の姉妹を娶ること（も禁じられる）。過ぎ去った昔のことは問わないが。」）が下された。

また別の記録によると、ハージャブ・ビン・ズラーラという名のマジ教徒のアラブ人が、自分の娘と結婚した。そこでアッラーは父祖たちが行っていたそうした行為を、信者たちに対して禁じられた。

前節までとの関連

前節までで、孤児が結婚する際の規定について、また男女間での相続の割合について示された。また結婚の際に男性側から女性側に支払われる婚資金の取り扱いについて、それらを不法に搾取してはならないことが示された。それに続いて本節では、血縁その他の理由により、男性にとって結婚することが禁じられている女性について示されている。

解釈と説明

この節は、実父の妻との結婚の禁止、血縁関係その他の関係によって結婚が禁じられる場合を扱う。

1) 最も醜悪で忌避すべき結婚

アッラーは、実父の配偶者であった女性との結婚を禁じられた。理由は、その女性が実母ではないとしても実母に相当する人物とみなされるためである。これは正しい理性を持つ者にとって、忌み嫌われる行為である。

本節における「結婚」という単語は、「結婚契約」の意味で使われている。アッ＝タバリーとアル＝バイハキーは、イブン・アッバースに遡って次のように伝えている：

「あなたの父親が結婚した相手の女性は、両者間の交渉の有無を問わず、あなたにとっては禁じられた存在である。」

またここで言われている「父親」とは、父祖の全てを含む。

本節が啓示される以前に成立した結婚については、本節は効力を持たない（「過ぎ去った昔のことは問わないが。」。ジャーヒリーや時代の悪習に従った方法で結婚してはならないということ。

2) 血縁その他の理由により近親とみなされる女性との結婚

血縁等の関係が近接しているために結婚が禁じられているものは、次の6つのものである：

(1) 尊属女性との結婚

母親や祖母との結婚は禁じられる。アッラーの御言葉：「あなたがたの母」は祖母も含む。

(2) 卑属女性との結婚

自分の娘や、自分の息子や娘の娘との結婚は禁じられる。アッラーの御言葉：「女兒」は血縁がある卑属女性の全てを含む。

(3) 姉妹関係の女性、または兄弟姉妹から派生する女性との結婚

実の姉妹、または実の両親の実姉妹との結婚は、アッラーの御言葉：「姉妹」によって禁じられる。またアッラーの御言葉：「父方のおば、母方のおば」によって、両親の兄弟の配偶者との結婚が禁じられる。また祖父母（またはそれよりも上の尊属）の子供や孫たちについても、この禁止が適用される。

「兄弟の女兒、姉妹の女兒」というアッラーの御言葉によって、自分の兄弟姉妹の娘（めい）との結婚が禁じられる。

以上3種の禁止は、近親という理由によって結婚が禁じられているものである。

(4) 授乳関係を持つ女性との結婚

乳母は実母に相当するとみなされる。従って乳兄弟は実の兄弟と同様にみなされ、乳母と同様、同じ女性の母乳で育った女性との結婚も禁じられるというのが、アッラーの御言葉：「授乳した乳母、授乳の姉妹」の意味するところである。乳母の娘は、姉妹とみなされる。また乳母の夫は父親とみなされる。このことから乳母の近親者についても、実の近親者と同様の判断が下される。

イブン・アッパースに遡ってアル＝ブハーリーとムスリムが伝えるところによると、アッラーの御使いは自分のおじであるハムザの娘との結婚を勧められた際に、「彼女との結婚は、私にとって認められたものではない。彼女は授乳関係において、私の兄弟の娘なのです。血縁関係によって禁じられていることは、授乳関係によっても禁じられているのです。」と言った。

授乳の回数や授乳量が授乳関係の成立に関係するののかについて、学者たちの意見は分かれる。回数や量の多少に関係なく授乳関係が成立するという意見（ハナフィー派とマーリキー派）と、同じ乳母の授乳が3回以上あれば授乳関係が成立する（多数派）という意見がある。

また授乳回数についての少数意見としては、5回未満であれば授乳関係は成立しないという者もいれば、授乳関係が強制力を持つ期間は幼少時のみである

という者もいる。

一人の男性が、二人の女性と結婚した。一方の女性がある男児の乳母となり、他方の女性がある女児の乳母となった。この場合、この男児と女児が成人してから結婚することは禁じられる。それは、授乳関係によって一人の父親の息子と娘という関係になったためである。

(5) 血縁に準ずる関係にある女性との結婚

血縁に準ずる関係にある女性として、アッラーが男性に対して結婚を禁じた場合は次の3通りである：

① 妻の母親。アッラーの御言葉：「妻の母」により、男性が夫婦関係を持った女性、結婚契約が成立した女性の母親との結婚は禁じられる。この場合でも、祖母は母親と同様にみなされる。多数派の見解では、結婚契約の成立によってこの禁止が有効となる。

② 妻の娘で、自分が父親でない者。妻の連れ子である女性との結婚は禁じられる。この禁止は、母親の結婚によって娘は男性の娘となったためである。また前夫との間に生まれた妻の子どもの子供たちとの結婚も禁じられる。この場合、夫婦間交渉の前であれば、妻の連れ子との結婚は禁じられない。

③ 息子の妻。アッラーの御言葉：「あなたがたの生んだ息子の妻」によって、結婚が禁じられる。授乳関係によって息子となった者の妻との結婚も禁じられる。

(6) 同時婚に関して禁じられる女性。

姉妹、おばとめい、自分の二人のめいを同時に配偶者とすることはできない。その一方と離婚したとしても、待婚期間が満了するまでこうした関係にある者と結婚することはできない。

アブーフライラに遡って伝えられたハディースによると、ファイルーズ・アッダイラミーがイスラームに入信した時、彼は二人の姉妹を同時に妻としていたが、アッラーの御使いは彼に一方と離れるように言った。

こうした結婚は、当事者間の憎悪や嫉妬を引き起こす要因となるために禁じられた。

まとめ

1. イスラーム以前のジャーヒリーヤ時代に行なわれていた結婚について、過ぎたことは問わないが、それらは悪しき慣習で避けなければならない。
2. 離婚や死別等によって自分の実父と別れた女性との結婚は、最も醜惡な結婚とみなされる。
3. 血縁その他の理由により結婚が禁じられる女性は明文規定の通りである。
4. 私通によって生まれた者の結婚規定については、見解が異なる。
5. 養子の妻との結婚は、養子との離婚が正式に成立すれば合法となる。アッラーの御使いが自身の養子ザイドの妻であったザイナブと結婚した事例による。
6. 離婚が完全に成立した後であれば、こうした禁止事項は考慮されない。

24. またあなたがたに（禁じられている者は）、夫のある女である。ただしあなたがたの右手の所有する者（奴隷の女）は別である。これはあなたがたに對するアッラーの掟である。これら以外は、すべてあなたがたに合法であるから、あなたがたの財産をもって、（良縁を）探し求め、面目を恥かしめず、私通（のよう）でなく（結婚しなさい）。それでかの女らと、交わった者は、定められたマハルを与えなさい。だがマハルが定められた後、相互の合意の上なら、（変更しても）あなたがたに罪はない。本当にアッラーは全知にして英明な御方であられる。

啓示の背景

フナインの戦いの際に捕虜となった啓典の民の女性たちの中に既婚者がいた。こうした女性たちと結婚することは認められるのかどうかをアッラーの預言者に尋ねると、本節の冒頭部分が下された。

ハドラマウト出身のある男性が「男性は婚資金（マハル）を払っていますが、これが10分の1にならないでしょうか。」と言ったところ、「だがマハルが定

められた後、相互の合意の上なら、（変更しても）あなたがたに罪はない。」の部分の下された。

前節との関係

前節では血縁その他の関係に基づいて男性にとって結婚が禁じられる女性について示された。本節では男性にとって結婚が禁じられていない女性について、マハルを支払い、愛情に基づいた結婚をすることが示される。

本節に含まれる教え

1. 既婚女性との結婚は禁止。配偶者が存在する女性は勿論のこと、配偶者との離別後の待婚期間を経過していない女性との結婚も禁じられる。待婚期間を過ぎれば、結婚は合法となる。

2. イスラームの教えを守るための異教徒との戦いで捕虜となった奴隷身分の異教徒の女性、または売買によって奴隷身分となった異教徒の女性との結婚は容認される。その理由は、彼女たちの配偶者は不信仰者であるため。この場合、ハナフィー派は女性がその配偶者と生き別れて捕虜となることを条件としている。配偶者と共に捕虜となった異教徒の女性との結婚は認められない。

この場合でも、女性が妊娠中であれば出産するまで、または出血中であればその期間が終了するまで結婚は認められない。出血中については既婚未婚を問わない。

3. 近親関係にない外国人女性との結婚は認められる。この場合でも女性とそのおばを同時に娶ることはできない。異母姉妹と同時に結婚することも禁じられる。

4. マハルを含む結婚契約によって結婚が成立する。マハルの支払いは義務である。マハルは合法的なものであること。

結婚の契約という表現に関連して、イスラームにおいて2つの大きな見解の相違がある：

(解釈の相違)

本節に関して2通りの解釈がなされている：

1) 交渉を持つことによって正式な結婚成立とみなされ、マハルの支払いが義務となる。女性の後見人がいないために正式な結婚として成立しない場合には、比喩的なマハルの支払いが義務となる。

本節は一時婚を意味してはいない（「だから女性の家族の承諾を得て、彼女らと結婚しなさい」第25節）。女性の家族の承諾を得るということは、後見人と証人を立てた合法的な結婚を指す。一時婚では、こうしたことはない。

2) シーア派の見解：一時婚を指す。イスラームの最初期に姦淫の拡大を恐れて、ジハードに際して一時婚が認められていた。一時婚が禁じられるようになったのは、マッカ征服後のこと（「自分の陰部を守る者。ただし配偶と、かれらの右手に所有する者（奴隷）は、別である。」信者たち章、第23章5、6節）。

5. アッラーの御言葉：「定められたマハルを与えなさい。」は現金その他の有益なものを指す。アブー・ハニーフアを除く学者たちの見解は一致して、有益なマハルを支払っての結婚は容認される。クルアーンの一節でも、有益なマハルとみなされる。

6. マハルの追加や削減は可能。

25 節：テーマ 奴隷女性との結婚の条件

25. あなたがたの中、信者の自由な女を娶る資力のない者は、右手の所有する信仰ある女を娶れ。アッラーはあなたがたの信仰を熟知される。あなたがたは、（皆）一人の者から次々に（生まれた者で）ある。だから女性の家族の承諾を得て、かの女らと結婚しなさい。そして妥当な婚資を、かの女らに贈れ。かの女らが慎ましく、淫らでなく、また隠した友もないならば。かの女らが妻となった後に、破廉恥な行いがあれば、懲罰は自由な女に科せられる半分である。これはあなたがたの中、罪を犯すことの恐れる者への定めである。だが欲を押えるならば、あなたがたにとり更によい。本当にアッラーは寛容にして慈

悲深くあられる。

前節との関係

前節では、ジハードの捕虜となった外国人・異教徒の女性との結婚について示された。本節では奴隸身分の女性と結婚する場合の法的な判断と、彼女たちが罪を犯した場合の罰則について示される。

解釈

資金的に余裕がなく自由な身分の女性との結婚ができない者にとっては、奴隸身分の女性と結婚することができる。

「奴隸とは人のアッラーに対する関係であり、自由人が奴隸身分の者を「私の奴隸（アブディー、アマティー）」と呼んだり、奴隸身分の者がその主人を「私の主（ラッビー）」等と呼んだりしてはならない。奴隸の所有者は自分の奴隸を「私の少年（ファターヤ）、私の少女（ファターティー）」と呼び、奴隸は自分の主人を「私のサイド」と呼びなさい。」

男性が奴隸身分の女性と結婚するためには、3つの条件を満たす必要がある：

1. 自由人と結婚するに足る資金を持たない。
2. 不純行為、つまり姦淫に走る恐れがある。
3. 奴隸身分の女性が不信仰者でないこと。

奴隸身分の女性を解放して自由の身とするに必要な資金は、男性個人の能力や、置かれている状況、時代や場所によって異なる。こうした全てを考慮して金額が決められる。

マハルの額について、ハナフィー派は4分の1ディーナール（3ディルハム）、ある者は10ディルハムとしているが、特定の法的根拠はない。先述のように、クルアーンの一節を持って結婚したサハーバの例もある。

生まれてくる子供に対する影響も考え、奴隸身分の女性との結婚は控えた方がよい。

アブー・ハニーファは、自由人の相手を見出さない男性に関しては、奴隸身

分の女性との結婚を容認する立場をとる。この場合、自由人との結婚に必要なマハルを見出すことができるか否か、不純行為を犯すおそれがあるか否か、奴隷女性がイスラームを信仰しているか否かは問わない。根拠として、以下のようクルアーンの諸節が挙げられる：

『あなたがたがよいと思う女を娶れ。』（婦人章第3節）

『あなたがたの中独身の者、またあなたがたの奴隷の男と女で廉正な者は、結婚させなさい。』（御光章、第23章第32節）

『これら以外は、すべてあなたがたに合法であるから、』（婦人章第24節）

『また信者の貞節な女、あなたがた以前に、啓典を授けられた民の中の貞節な女も。』（食卓章、第5章第5節）

以上のクルアーンの諸節は、奴隷女性と啓典の民の女性を同時に示している。

実生活への適用

1. 経済的に余裕のない男性にとって、奴隷女性との結婚は認められる。
2. 結婚相手である奴隷女性のイスラーム信仰が求められる。「右手の所有する信仰ある女を娶れ。」
3. 奴隷女性の結婚を例にして、アッラーの広大な知識が示される。「アッラーはあなたがたの信仰を熟知される。」
4. 奴隷身分の男女の結婚には、所有主の許可が必要となる。
5. マハルの必要。
6. 社会善を勧めること。
7. 私通を犯した奴隷女性は、自由人の成人女性の半分に該当する50回のむち打ちが刑罰として定められる。
8. 奴隷女性と結婚するよりは、独身を通す方がいい。

26節～30節：テーマ 前述の判断の根拠

26. アッラーはあなたがたに（掟を）解明して、あなたがた以前の者の慣行に導こうとなされ、あなたがたの悔悟を許すよう望まれる。アッラーは全知に

して英明であられる。

27. アッラーは、あなたに対し悔悟を赦そうと望まれる。だが自分の欲望に従う者たちには、片寄った上にも、大きく片寄り去るよう望まれる。

28. (また) アッラーは、あなたがた (の負担) を軽くするよう望まれる。人間は (生れ付き) 弱いものに創られている。

解釈

これらの節は、イスラーム法的な判断を下して、信者たちに対して合法な行為と非合法的な行為を、また善き行いと悪しき行いを、明確に区別して示す。公益に資する行為とは何かを信者たちに示し、高德な先人たちが歩んだ道へと彼らを導く。

またこれらのクルアーンの節を通して、アッラーは信者たちに悔悟を促す。人は誰でも過ちを犯すものであり、過ちを避ける方向へ彼らを導く。

次いでアッラーは信者たちの悔悟を受け入れ、彼らの過ちを赦し、彼らの心を清めてくれることが示される。そして悔悟する者と、悔悟せずに欲望を追及する者たちの違いを明示する。

最後にアッラーは信者たちに課す義務の軽減を約束される。必要があれば奴隷女性との結婚が容認される。例として、クルアーンの他の箇所には次のような表現が見出される：

『またかれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。』(高壁章、第7章第157節)

『アッラーはあなたがたに易きを求め、困難を求めない。』(雌牛章、第2章第185節)

『この教えは、あなたがたに苦業を押し付けない。』(巡礼章、第22章第78節)

実生活への適用

イブン・アッバースが伝えるところによると、婦人章の中の8つの節は、イ

スラーム信仰共同体にとって、日の出入りよりもよいものである。8つのうちの3つは、ここに示された第26節、第27節、第28節である。その他の5節は、以下の通りである：

『だがあなたがたが、禁じられた大罪を避けるならば、われはあなたがたの罪過を消滅させ、』（第31節）

『誠にアッラーは、微塵の重さ程も間違えられない。』（第40節）

『悪事を行い、また自分の魂を損っても、直ぐにアッラーの御赦しを請うならば、アッラーが寛容で慈悲深くあられることが分るであろう。』（第110節）

『本当にアッラーは、（何ものかを）かれに配することを赦されない。それ以外のことに就いては、御心に適う者を赦される。』（第48節）

『だがアッラーとその使徒たちを信じ、かれらの間の誰にも差別をしない者には、われはやがて報奨を与えよう。』（第152節）

第26節から第28節までの3節では、以下の諸点が示されている：

1. アッラーの無限の功德と寛大さ。アッラーは人々に対して、信じるべき教えの内容と、現世において為すべき善行について明示された。
2. 過去、現在、未来のつながり。物事の善悪や人が生きている間になすべき行為は不変である。真理は過去においても、現在においても、そして未来においても真理である。虚偽は過去においても、現在においても、そして未来においても虚偽である。アッラーは信者たちに対し、過去の真理の民と虚偽の民が歩んだ道を示された。
3. 過ちを犯した場合には度を越すことなく悔悟すること。
4. すべての法的判断には軽減がある。
5. 人は弱く、欲望や快楽に傾倒しやすい。また感情に左右されやすく、感情の制御が難しい。

29. 信仰する者よ、あなたがたの財産を、不正にあなたがたの間で浪費してはならない。だがお互いの善意による、商売上の場合とは別である。またあなたがた自身を、殺し（たり害し）てはならない。誠にアッラーはあなたがたに慈

悲深くあられる。

30. もし敵意や悪意でこれをする者あれば、やがてわれは、かれらを業火に投げ込むであろう。それはアッラーにとって、非常に易しいことである。

前節との関係

孤児の財産分配や女性に対するマハルの支払い等、財産に関してここまで言及された内容を受けて、本節では財産の一般的な取り扱いについて示されている。

財産への不正な干渉は、敵対的な感情と行為を生み、罪を助長させる。このためアッラーは当事者相互の同意による財産の分配を義務付けられた。

解釈

信仰する者は誰でも、他人の財産と自分自身の財産を不正に浪費することが禁じられる。自分自身の財産を不正に浪費するということは、犯罪行為に自分の財産を費やすこと。他人の財産を不正に浪費するということは、不正手段を用いて他人の財産を搾取すること、価値のないものに出費させること、非合法的な出費を強いることを意味する。

合法的な出費とは、合法とみなされる範囲内での当事者間の合意に基づく出費のことである。

ムアーズ・ビン・ジャバルによると、アッラーの御使いは言われた：「最善の稼ぎは、話をして嘘をつかず、約束をして破らず、信頼させて裏切らず、買って文句を言わず、売って褒めず、貸し金の返済を催促せず、借金の返済を遅らせない商人たちの稼ぎです。」

有害な取引、身の破滅をもたらす売買は禁じられる。

実生活への適用

1. 財産を不当に浪費することは禁じられる。
2. 合法的な範囲内での当事者間の合意の基づくあらゆる種類の商売は認められ

る。

3. 商売は推奨される。
4. 同意は売買契約の基礎である。
5. 自身を破滅させたり、他人を破滅させたりしてはならない。
6. 破滅行為と財産の不当な浪費には、永遠の懲罰がある。

31 節：テーマ 大罪回避に対する報奨

31. **だがあなたがたが、禁じられた大罪を避けるならば、われはあなたがたの罪過を消滅させ、榮譽ある門に入らせるであろう。**

前節との関連

前節で財産の不当な浪費と、正当な理由なく人の命を脅かすことに対する禁止が明示され、そうした行為に対しては地獄の業火が約束された。次いで本節ではそうした罪行を包括的に示し、それを避けることによって天国が約束されることが示される。

解釈

禁じられた大罪を避けることによって、アッラーは信者たちの小さな罪を赦し、彼らを天国へと入れてくださる。

大罪と小罪について：大罪とは、犯せば激しい叱責を受け刑罰が義務付けられる行為のこと。

大罪の種類：アッラーに同等のものを配すること、正当な権利なくアッラーが禁じられた殺害を為すこと、魔術を用いること、高利を貪ること、孤児の財産を貪ること、信仰する女性の貞節を中傷すること、両親に対する反抗、虚偽の証言等。

小罪とは、犯しても刑罰の対象とならない行為。意図的に追求したり繰り返したりすることによって、大罪となる。

32 節～ 33 節：テーマ 嫉妬の禁止

32. アッラーがあなたがたのある者に、他よりも多く与えたものを、羨んで
はならない。男たちは、その稼ぎに応じて分け前があり、女たちにも、その稼
ぎに応じて分け前がある。アッラーの御恵みを顧え。誠にアッラーは凡てのこ
とをよく知っておられる。

背景

ウンム・サルマが「男たちは戦いに参加しますが、女たちはしません。それ
に女たちの財産の分け前は半分です。」と言った時にこの節が下された。

イブン・アッバースによると、ある女性がアッラーの御使いの許にやって来
て「男には女二人分の分け前があります。また女二人の証言が、男一人分に相
当します。私たちの行いは、そうしたものののでしょうか。女が善い行いをし
たとしても、それは善行の半分に過ぎないということなののでしょうか。」と尋
ねたところ、この一節が下された。

前節との関係

前節まで外面に現れる行為で禁じられるものが扱われた。本節ではアッラー
が男女のそれぞれに授けられた特権に関して心の内に現れて表面化しない嫉妬
という禁止事項が示される。

解釈

アッラーは信者たちに対して、互いに相手に対して嫉妬することを禁じられ
た。ある者が他の者に比べて資産が多かったり、名声が高かったりするの
は、アッラーがそのようにある者を他の者に比べて優越させたためである。人
は各人に割り当てられたものが自分にとって適切なものであるということを知
り、それに満足しなければならない。分不相応の割り当ては、腐敗を招くこと
になる。

『かれらは主の慈悲を割り当てるのか。われは、現世の暮しに必要な物を、あなたがたに配分し、また或る者を外の者より上に地位を上げ、或る者を外に服させる。あなたの主の慈悲は、かれらが蓄積したものより、はるかに尊いのである。』（金の装飾章、第43章第32節）

嫉妬は禁じられるが、願望は認められる。ある者が自分より多くのものを所有しているのを見て、「彼が持っているようなものが、私にもあったらなあ。」と言ってはいけない。「アッラーよ、彼が持っているようなものを、私にもお与え下さい。」と言うべきである。

「アッラー、彼のような家を私に与えてください。彼の子どものような子を私に与えてください。」と言ってはいけない。「私にとって信仰を守る上で、現世において、生活する上で有益となる正しいものを与えてください。」と言うべきである。

「兄弟の財産に手をつけてはならない。『アッラー、私に糧を与えてください。彼が持っているようなものを私に授けてください。』と言いなさい。」

次いで、アッラーは信者たちに対して食物や善行など、望む者は何でもアッラーに求めるように語り掛ける。

実生活への適用

1. 他人の所有物を妬むことの禁止。他者のような状態になりたいと望むことは認められる。
2. 行為に対する見返りに関して、男女差はない。
3. アッラーに求める義務。

33. 各人のために、われはその父母と近親が残すものの相続者を決めた。なおあなたがたの右手が約束した者にも、その分け前を与えなさい。本当にアッラーは凡てのことの立証者であられる。

背景

ダーウッド・アル＝フサイニーがアブーバクルの部屋でウンム・サアドに読み聞かせていた時、彼は「あなたがたの右手が互いに約束に加わった者」と読んだ。すると彼女は「いいえ、そうではなく『あなたがたの右手が約束した者』です。それはアブーバクルについて、息子がイスラームを拒んだ時に下されたものです。アブーバクルは彼に遺産を相続させないように誓いましたが、彼がイスラームを受け入れた時に彼の分け前を与えるよう命じられたのです。」と言った。

実子ではなく養子に遺産を与えていた人たちについて、適切な分け前を与えるようにこの啓示が下された。

前節との関連

前節までと同様、本節も財産に関する規定が示されている。

解釈

すべての男女は相続人を持つ。相続人とは両親や近親者が亡くなった際に、その遺産の分配に預かる人たちのことである。

イスラーム以前には「私を相続してください。私はあなたを相続します。」という約束によって遺産相続が行われていた。イスラームの初期にもこうした慣習が残っていたが、アッラーの御言葉：『また血縁関係による近親者は、アッラーの定めにより、互いに一段と近いのである。』（戦利品章、第8章第75節）によって、こうした慣習は廃棄された。

『各人のために、われはその父母と近親が残すものの相続者を決めた。』の解釈について：

1. 遺産の分配を受ける各人のために、その遺産を遺すものが定められた。
2. 各人とは養子を指し、これが上述の戦利品章の一節によって廃棄された。

3. 契りによる兄弟関係の者を指す。
4. 配偶者を指す。
5. 同盟関係にある者を指す。
6. 遺言を得る対象者を指す。遺産の相続とは関係ない。

34 節～ 35 節：テーマ 家庭における男女関係と夫婦関係のあり方

34. 男は女の擁護者（家長）である。それはアッラーが、一方を他よりも強くなされ、かれらが自分の財産から（扶養するため）、経費を出すためである。それで貞節な女は従順に、アッラーの守護の下に（夫の）不在中を守る。あなたがたが、不忠実、不行跡の心配のある女たちには諭し、それでもだめならこれを臥所に置き去りにし、それでも効きめがなければこれを打て。それで言うことを聞くようならばかの女に対して（それ以上の）ことをしてはならない。

35. もしあなたがたが、両人の破局を恐れるならば、男の一族から一人の調停者を、また女の一族からも一人の調停者をあげなさい。両人がもし和解を望むならば、アッラーは両人の間を融和されよう。本当にアッラーは、全知にして何ごとにも通曉しておられる。

背景

アル＝ハサン・アル＝バスリーによると、ある女性がアッラーの御使いの許にやって来て、夫に平手で叩かれたと言うと、彼は「同じようにしてやりなさい。」と言った。その時にこの一節が下された。そこでその女性は夫の許に戻り、夫を平手で叩き返しななかった。

前節との関連

相続やその他の件について男女差があり、アッラーがそれぞれに特権を与えられた。それらの特権の互いが妬んではならないことは前述された。ここでは女性に対し男性が優越する一例が示される。

解釈

夫は家長として妻を擁護し、知識を授け、生活に必要な糧を得る責任を負う。

夫が擁護者となる理由として、体力の強さと配偶者や近親に対する必要経費の捻出が挙げられる。マハルは女性に対する敬意の表れとして義務付けられている。それ以外では、男女の権利と義務は完全に平等である。

女性に求められる特性

1. 品行方正であること。
2. 夫に対して従順であること。不従順となる恐れのある妻に対しては：
3. 教え諭し、正しい道に導くこと。
4. 臥所を隔離すること。
5. 手で肩を3度叩く等、軽微な方法で叩くこと。
6. 互いの身内から一人ずつの裁定者を出して、裁決を求めること。

実生活への適用

家庭内では男性（夫）が家長となる。経費を賄えない場合、男性の家長としての資格は失効する。夫は妻をしつけるために、外出を禁じることができる。夫が財産管理をする。妻の生活費は夫が支払う。夫婦間の問題は解決しなければならない。不義の禁止。夫の敬虔さ。

36 節～ 39 節：テーマ クルアーンの倫理

36. アッラーに仕えなさい。何ものをもかれに併置してはならない。父母に懇切を尽くし、また近親や孤児、貧者や血縁のある隣人、血縁のない隣人、道づれの仲間や旅行者、およびあなたがたの右手が所有する者（に親切であれ）。アッラーは高慢な者、うぬぼれる者を御好みになられない。

37. かれらは吝嗇な者たちで、人びとも吝嗇を勧め、アッラーがかれらに与えられた恩恵を隠すためにわが信仰を拒む者のためには、恥ずべき懲罰を準

備しておいた。

38. かれらは人々に見せびらかすために、その財産を施し、アッラーも、最後の（審判の）日をも信じない。誰にしる悪魔を仲間とする者はは、何と忌まわしい仲間をもったことよ。

39. かれらが仮令アッラーと最後の日を信じて、アッラーがかれらに与えたものから施しても、かれらにとり何の負担になろうか。アッラーはかれらをよく知っておられる。

背景

第37節：サイド・ビン・ジュバイルによると、ユダヤ教徒の学者たちは自分達の知識を出し惜しみしていた。そのため「かれらは吝嗇な者たちで、人びとにも吝嗇を勧め、」の部分が下された。

イブン・アッバースによるとユダヤ教徒たちの一団がアッラーの御使いの仲間たち（サハーバ）の許にやって来て、信仰のために財産を費やすことを控えさせ、貧困になると恐れさせようとした。彼らが「どうなるか分かっているのか。」と言った時、この部分が下された。

前節までとの関連

ここまで家族のあり方について述べられてきた。ここではさらに一般的に親類や隣人とのあり方、財産の費やし方について示される。アッラーに対する崇拜の実践例として、アッラーの御心に適った財産の使い方が求められる。

解釈

これらの節では、すべての人びとに求められる善き性格、善行のいくつかを示される。

1. アッラーのみを崇拜すること。
2. 何ものもアッラーと同等に配さないこと。
3. 両親に孝行すること。

4. 近親に善くすること。
5. 孤児に善くすること。
6. 貧困者に善くすること。
7. 血縁のある隣人に善くすること。
8. 血縁のない隣人に善くすること。
9. 道連れの仲間に善くすること。学校や旅行、職場、その他の集いの場等における限られた時間内のみの付き合いで善くすること。
10. 旅人に善くすること。
11. 自らの右手が所有する者に善くすること。
12. 態度が高慢でないこと。自然に備わった気品は、高慢な態度とはみなされない。
13. 言葉が高慢でないこと。

40 節～43 節：テーマ 善を求め、罪を避けること

40. 誠にアッラーは、微塵の重さ程も間違えられない。もし一善があれば、かれはこれを倍加なされ、またかれの御許から偉大な報奨を与えられよう。

41. われが、それぞれのウマから一人の証人を連れてくる時、またあなた（ムハンマド）を、かれらの悪に対する証人とする時は、どんな（有様）であろうか。

42. その日、信仰を拒否して使徒に従わなかった者たちは、大地がかれらと共に、平らになって消されるよう願うことであろう。かれらは、何一つアッラーに隠しおせないであろう。

前節までとの関連

ここまで述べられてきた禁止事項を警戒して回避し、これらの節で述べられている命令事項を遵守することが求められる。

参考：『一微塵の重さでも、善を行った者はそれを見る。一微塵の重さでも、悪を行った者はそれを見る。』（地震章、第99章第7、8節）

解釈

ここで言う微塵とは実際の砂粒ではなく、芥子のことを指している。芥子一粒ほどの善行であっても為した者に対し、アッラーは最後の審判の日に不当に扱われない。

参考：『われは審判の日のために、公正な秤を設ける。1人として仮令芥子一粒の重さであっても不当に扱われることはない。われはそれを（計算に）持ち出す。われは清算者として万全である。』（預言者章、第21章第47節）

参考：『息子よ、仮令芥子粒程の重さでも、それが岩の中、または天の上、または地の下に（潜んで）いても、アッラーはそれを探し出される。本当にアッラーは深奥の神秘を知っておられ、（それらに）通曉なされる方であられる。』（ルクマーン章、第31章第16節）

イスラームを信仰する者たちの共同体は最善のものであり、啓示を受けた諸民族の完結の姿であり、先行する諸民族の行いを証言するものである。

実生活への適用

1. アッラーの完全さを知る。人が為したどんな些細な行いも見逃しはしない。
2. 善行に対する報奨は倍加される。
3. 最後の審判の日に、アッラーは不信仰者たちの行いに驚愕を持って報われるということを知る。
4. 不信仰者たちは、その日、土となって大地に溶け込むことを願うということを知る。

43. 信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解出来るようになるまで、礼拝に近付いてはならない。また大汚の時も、旅路にある者を除き、全身を沐浴した後でなければならない。またもしあなたがたが病にかかるか旅行中であり、または誰か厠から出るか、あるいはあなたがたが女と交わって、水を見つけれない場合は、清い土に触れ、あなたがたの顔と両手をなでなさい。本当にアッラーは、罪障を消滅なされる御方、度々御許しをなさ

れる御方である。

背景

アリーによると、「アブドッラハマーン・ビン・アウフが食事を用意し、私たちを呼んで酒を盛った。私が酒を飲むと、礼拝の時間になった。彼らは私をイマームとして礼拝をし、私が『言ってやるがいい。「おお不信者たちよ、わたしは、あなたがたが崇めるものを崇めない。わたしたちは、あなたがたが崇めるものを崇める。』と誦むと、アッラーは「信仰する者よ、あなたがたが酔った時は、自分の言うことが理解出来るようになるまで、礼拝に近付いてはならない。」という一節を下された。

別の経路で伝えられたハディースによると、この時イマームになってクルアーンを誦ンを誦んでいた人物はアブドッラハマーンであり、マグリブの礼拝をしていた時のことだった。それは酒が禁じられる前の出来事だった。

アリーによると、「(清い土に) 触れ、」という一節は、旅行中の者についての特例事項として下され、そうした者は清い土に触れて清めてから礼拝をする。

アル＝アスラウ・ビン・シャリークによると、「私がアッラーの御使いのラクダを連れて旅程にあった時、寒い夜になった。冷たい水をとって体を洗うと死んだり病気になったりするのではないかとためらい、アッラーの御使いに伝えと、『あなたがたが酔った時は、』からの一節が最後まで下された。

アーイシャによると、「私たちはアッラーの御使いと共に旅に出て、危険な砂漠の中を歩いたり隊列の中を進んでいました。そんな時、私の首飾りが切れてしまい、アッラーの御使いがそれを見つけるために立ち止まり、皆も一緒にその場に止まりました。その場には水がなく、彼らも水を持っていませんでした。するとアッラーは清い土で身を清めることについての一節を下され、彼らは清い土を用いて身を清めました。」

前節までとの関連

前節でアッラーは不信仰を禁じ、命じられたことを行い、禁じられたことを避けるよう求められた。次いで本節では酔っている場合と大汚の際に礼拝を避けることが命じられる。

解釈

酔っていて、自分が何を言っているのか理解できない時には、礼拝をしないこと。これは飲酒が禁じられる以前に下された啓示である。彼らは夜の礼拝が終るまで飲酒を控え、夜の礼拝が終ると飲んでいた。そこでウマルが「アッラー、酒について私たちに十分な説明をしてください。」と言うと、『誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。』（食卓章、第5章第90節）が下された。

清い土による洗浄は、病気の時、旅路にある時、大汚の時、女性に触れた時に求められる。

実生活への適用

1. 飲酒が禁じられる以前、飲酒等により酔った場合には礼拝が禁じられた。
2. 酔った状態で礼拝することが禁じられた理由は、礼拝中に読誦するクルアーンやドゥアアーの意味を理解しないため。
3. 夫婦間交渉後等の大汚な状態で礼拝することは禁じられる。
4. 大汚の場合、グスルをしてからでなければ礼拝に近づくことは適切でない。
5. 大汚の場合、グスルをしてからでなければ礼拝できない。
6. 水がない場合、病気または旅行中の場合、清い土による洗浄が認められる。
7. 在宅の場合でも清い土による洗浄は可能か。
8. 女性に触れた場合とは、夫婦間交渉のたとえである。
9. 清い水を求めること。
10. 水がない場合は、清い土を用いること。
11. 地上の清い土を用いて身を清める。

12. 清い土を用いた洗淨方法は決まっている。

第3回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第44節～65節

遠 藤 利 夫

日 時 平成20年7月26日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

44節～46節：テーマ ユダヤ人の行動と振舞い

本文：(44) あなたは見ないか、啓典の一部を与えられた者が、自分に迷誤を購い、あなたがたをも道から迷わせようとするのを。(45) アッラーはあなたがたの敵を、知り尽くされる。アッラーはぬかりなく愛護され援助なされる。(46) ユダヤ人のある者は（啓典の）字句の位置を変えて、「わたしたちは聞いた、だが従わない。」と言い、また「あなたがたは、聞かされないことを聞け。」またはその舌をゆがめて〔ラーイナー〕と言い、また宗教を中傷する。だがかれらがもし、「わたしたちは聞きます、そして従います。」、「謹聴せよ。」、また〔ウンズルナー〕と言うならば、かれらのために最もよく、また最も正しい。だがアッラーはかれらが不信心なために、見はなされた。それでも僅かな者しか信仰しない。

啓示理由：本節はマディーナのユダヤ人について述べている。イブン・イスハークはこう伝えている。—ユダヤ人の有力者リファア・ビン・ザイド・ブン・アッターブートはアッラーの使徒が話されると、自分の舌をゆがめ「われわれを看てくれ、ムハンマドよ、お前のことが分かるまで聞く。」と言いながらイスラームを中傷し非難した。そこでアッラーから「あなたは見ないか、啓典の一部を与えられた者が、」と啓示が下された。

また、他の注釈者は次のように伝えている。ユダヤ人の宗教学者の一人であるカアブ・ブン・アルアシュラフはある戦い（パドルの戦い）の後、預言者と

の協定を破り、預言者を裏切るためユダヤの騎手70名とマッカへ行きアブー・スフヤーンの所を訪れた。そこでアブー・スフヤーンはカアブに言った。「あなたは書を読み、知識がある。我らは無学で無知である。我々のどちらが正しい道に導き、真理に近づけるか。我々かムハンマドか。」カアブは言った。「あなた方の宗教を私に開示してください。」アブー・スフヤーンは言った。「我らは巡礼者のために大きなこぶのある雌ラクダを屠畜し、水を与えている。客人を手厚くもてなし、捕虜を解放している。親族とのつながりを保ち、我らの主の家を建て周囲を回巡している。我らは聖地の住人である。ムハンマドは祖先の宗教から離れ、親族との縁を切り、聖なる地を離れた。我らの宗教は古きものであり、ムハンマドの宗教は新興である。」するとカアブは言った。「神に誓って、あなたがたは導かれるでしょう。」それでカアブと彼の仲間に関して本啓示が降りた。

解釈:「迷誤を購い」とは、トーラー（律法）の一部を与えられたユダヤ人がアッラーとそのみ使いに反対し、自分たちに課せられていた法を破り、人々に害をなしたり利子を取ったり、使徒ムハンマドに備わっている以前の預言者たちの知識を捨て世俗の利益を追いつめている、の意。「道から迷わせる」については本章の89節に「かれらは自分が無信仰なように、あなたがたも無信仰になり、(かれらの)同類になることを望む。」とあるように、ユダヤ人は信仰者をも不信の道(迷いの道)にさそう敵となる。誰が敵になるかについてアッラーは十分に知っており信仰者をしっかりと守ってくださるから大丈夫である。

字句「ラーイナー」と「ウンズルナー」の使い分けについて。

両単語ともアラビア語では見守る、見てくださいという意味であるが、「ラーイナー」という語はユダヤ人の言葉では思慮に欠けた者、馬鹿者という意味を持つ。それでユダヤ人たちはヘブライ語と同音であるが意味が違うことを悪用して預言者を罵倒中傷するためにこの言葉を使用していた。それでアッラーはイスラーム教徒に対しラーイナーではなく「ウンズルナー」という言葉を使うように指示した。この言葉については2章104節に出ている。(**「あなたがた信仰する者よ、ラーイナーと言ってはならない、ウンズルナーと言いなさい。」**)

また、ユダヤ人の中にはイスラーム教徒の挨拶言葉「アッサラーム（平安を）・アライクム（あなたの方の上に）」をからかって最初の言葉を歪曲した語に置き換え「アッサーム（死を）・アライクム（あなたの方の上に）」と言う者がいた。これに対し預言者は「ワ・アレイカ（あなたの上にも）」と返すように言われた。この意味するところはあなたも、われわれも人は皆死ぬ定めであり、それにおいては平等であることを表している。

本各節はマディーナに住むユダヤ人に対する驚き、非難、戒めを表しており、彼らの振る舞い、企みなど醜い行為のため彼らの態度は禁じられた行為、咎められる行為で凝り固まっていると見なされた。彼らは導きの代わりに迷妄を選び取り、ムスリムたちが真理の道や正しい道から外れ迷うことを望み、イスラームやムスリムに対し敵意を示している。それゆえ彼らを友とすることは出来ない。

47 節：テーマ クルアーンによる信仰を持つことを啓典の民に命じる。アッラーからの呪いによる警告

本文：(47) 啓典を授けられた者たちよ、あなたがたが持っているもの（ムーサーの律法）を確証するために、（いま）われが下したもの（クルアーン）を信じなさい。われがあなたがたの顔を塗りつぶして、それを後ろの方にねじ回わされない前に（信じなさい）。また且って安息日を破った者たちが、見限られたように見はなされない前に（信じなさい）。アッラーの命令は、必ず成し遂げられるのである。

啓示理由：イブン・イスハークによるとイブン・アッパースはこう伝えている。アッラーの使徒がユダヤ人宗教学者のリーダーであるアブドッラー・ビン・スウリヤとカアブ・ビン・アサドに、「ユダヤの仲間よ。アッラーを畏れイスラームを受け入れなさい。アッラーにかけて、あなた方は真理が来たことを知っているではないか。」しかし彼らは「ムハンマドよ、われわれはそんなことは知らない。」と言って彼らが知っていることを拒否し不信の態度に固執した。それでアッラーが本節を啓示された。「啓典を授けられた者たちよ、あなたがたが持っているもの（ムーサーの律法）を確証するために、（いま）われが下

したもの（クルアーン）を信じなさい。」

解釈：本節は先の4章41節に続きユダヤ教徒に啓典の民と呼びかけ、啓典の教えを守ることの重要性を繰り返し述べている。啓典の一部であるトーラー（律法）の教えでは彼らの信仰を確証する者が現れることを示している。ムハンマドがもたらしたクルアーンによる信仰がその確証のしるしであることをユダヤ教徒とキリスト教徒は啓典の民として理解しなさいと述べている。なぜならクルアーンは啓示宗教の教えである唯一神信仰（タウヒード）の維持と多神崇拜（シルク）の排除、また良き性格を保ち、下品なことや禁じられたことから離れることを説いている。またクルアーンでは預言者ダーウード（ダビデ）、スライマーン（ソロモン）、ムーサー（モーゼ）、イーサー（イエス）、イブラーヒーム（アブラハム）、ヌーフ（ノア）その他の預言者を認めている。またイブラーヒームの宗教である唯一神の信仰と一致している。それでもなお信じない者にはアッラーから滅びの呪いがかけられる。ここでは顔を塗りつぶされると訳されているが、同じ語（トゥミス）で他の訳「彼らの富（財産）を減ぼされ（消し去り）」（10章88節）、「彼らの両目を盲目にすることが出来る」（36章66節）一などもあるので、ここでは目も鼻もつぶされ見ることも聞くことも出来なくなるような状態を指すと考えられる。また他の呪いとしては安息日（ユダヤ教徒に課せられているもので、金曜日の日没から土曜日の日没までの間、日中は家事を含め一切の労働を行わない。）の戒律を破った者のように猿や豚に変身させられることなどがある。

48 節：テーマ アッラーが許されること、許されないこと

本文：（48）本当にアッラーは、（何ものを）かれに配することを赦されない。それ以外のことに就いては、御心に適う者を赦される。アッラーに（何ものかを）配する者は、まさに大罪を犯す者である。

解釈：アッラーが絶対に許されない大罪とは他の偶像と一緒に並び立てること（シルク）である。本節は先の31節（あなたがた禁じられた大罪を避けるならば、われはあなたがたの罪過を消滅させ、榮譽ある門に入らせるであろう。）を再

強調している

アブー・ミジュラズの伝えるところによると、預言者が説教壇（ミンバル）に立ち人々に次のクルアーンの節を唱えられた。「自分の魂に背いて過ちを犯したわがしもべたちに言え、『それでもアッラーの慈悲に対して絶望してはならない』アッラーは、本当に凡ての罪を赦される。かれは寛容にして慈悲深くあられる。」(39章53節)すると一人の男が立ち預言者に「アッラーに他のものを並び立てて（シルク）もですか。」と言った。預言者は沈黙された。それで男は立って「アッラーの使徒よ。至高なるアッラーに他のものを並び立てて（シルク）もですか。」といったが、2度又は3度沈黙された後、本節が啓示された。また、伝承学者ティルミズィーによると、第4代カリフのアリー・ビン・アブー・ターリブは「クルアーンの中で私の一番好きな節はこの節（本当にアッラーは、（何ものをも）かれに配することを赦されない。それ以外のことに就いては、御心に適う者を赦される。）である。」と述べたという。クルアーンの他の章にもこの大罪という言葉が出てくる。「また大罪は破廉恥な行為を避ける者、怒ってもゆるす者」(42章37節)、「小さい誤ちは別として、大罪や破廉恥な行為を避ける者には、主の容赦は本当に広大である。」(53章32節)

シルク（アッラーの他に他のものかを同列に置くこと。多神崇拜、偶像崇拜など。）には2種類ある。

- ①シルク・ウルーヒーヤ。至高なるアッラーの他に、何ものかを同列において崇め、宇宙を支配する力や権威と権力を保持しているとする事。
- ②シルク・ルブービーヤ。アッラー以外の人間や啓示以外のものに対し、許されたものと禁じられたものについて判断する立法行為や声明を出す権限を与えること。たとえば次のようなクルアーンの節で述べられていることなどである。「かれらは、アッラーをおいて律法学者や修道士を自分の主となし、またマルヤムの子マスィーフを（主としている）。」(9章31節)

イスラームの信仰箇条になっている「アッラー以外に神はない。」について次のようなハディースがある。アブー・ザッルはこう伝えている。預言者は言われた。「アッラー以外に神はなしとの信仰を堅持するしもべで、その信仰の

まま死ぬ者は、必ず天国に入ることが出来る。」この時、私は「もし姦通や盗みの罪を犯した者でもですか」と尋ねた。預言者はこれに対し「その通りです。たとえ姦通や盗みの罪を犯したとしても」とお答えになった。私は再び同じ質問を繰り返したが預言者は同じ答えを三度口にされ、四度目に「たとえアブー・ザッルは納得しないとしても」と言われた。なお、アブール・アスワドは、アブー・ザッルはその場所から出て行きながら、「たとえアブー・ザッルは納得しないとしても」というアッラーのみ使いの言葉を繰り返し唱していたと伝えている。また、他のハディースによると預言者は七つの大罪を避けなさいと言われた。

①アッラーに同位者を置くこと。(多神崇拝をすること。)

②魔術を信ずること。

③正当な理由もなくアッラーの禁ずる殺人を行うこと。

④孤児の財産を横領すること。

⑤利息をとること。

⑥進軍に参加しないこと(進軍の日に逃げ帰ること)。

⑦貞淑な女性信者を軽率に中傷すること。

また「善行は、悪行を消滅させる」(11章114節)とあるように他神崇拝を除き、人間は悪行・過ちなどの罪を犯しても悔い改めたり、善行により罪を消すことができるのである。

49節～55節：テーマ 啓典の民の行為の事例と彼らへの応報

本文：(49) あなたは、あの自ら清浄だとする者を知らないのか。いや、アッラーは御心に適う者を清め、かれは少しも不当に扱われない。(50) 見なさい。かれらがアッラーに就いて、如何に偽りを創出しているかを。このこと自体、十分に明白な罪である。(51) あなたはかの啓典の一部を授かった者を思わないのか、かれらはジブトとターグートを信じ、不信心な者を指して、「これらの者は、信者たちよりも正しい道に導かれている。」と言う。(52) (啓典の一部を与えられていながら不屈なことをする) これらの者は、アッラーの怒りを被むる者である。アッラーが見はなした者を誰一人援助しはしないであろう。(53)

かれらは、大権の一端をあずかるとでも思っているのか。仮令そうであっても、かれらは少しも人びとに与えることをしないであろう。(54) それともかれらは、アッラーが恩恵を施されたために、その人びと（アラビア人）を妬むのか。まさにわれはイブラーヒームの子孫に啓典と英知とを授け、且つ偉大な王国を（スレイマーン）に与えた。(55) だがかれらのある者はこれを信じたが、ある者はそれから背き去った。地獄は燃え盛る火として十分であろう。

啓示理由：(49 節) イブン・アッパースはこう伝えている。かつてユダヤ教徒たちは少年らを連れて一緒に礼拝していた。そして彼らの供物を捧げていた。彼らは少年たちが無垢で誤りもなく罪もないと主張していた。それで啓示「あなたは、あの自ら清浄だとする者を知らないのか。」が降りた。

またアルハサン・アルバスリーとカタードはこう伝えている。この節はユダヤ教徒やキリスト教徒が次ぎのように言っていたので啓示された。「わたしたちはアッラーの子であり、かれに愛でられる。」(5 章 18 節) また、彼らは次のようにも言っていた。「ユダヤ人とキリスト教徒の外、誰も樂園に入れないだろう。」(2 章 111 節)

(51 節) イブン・アッパースはこう伝えている。カアブ・ビン・アルアシュラフがマッカに着いた時、クライシュ族の者が言った「われわれは巡礼者の管理者であり、カーバ神殿の管理者であり給水権を持つ者である。」それでカアブはクライシュ族に言った「あなた方はよく管理している。」それで、啓示が降りた。

(54 節) イブン・アッパースはこう伝えている。啓典の人々（ユダヤ教徒、キリスト教徒）は次のように言っていた。「ムハンマドは謙遜さを与えられていると主張しているが、彼には9人もの女がいる。彼は結婚のことしか関心がないのだ。どこの王がこれより多く持っているというのか。」それで啓示「その人々を妬むのか。」が降りた。

解釈：(49 節) の「少し」の元の表現は「ナツメヤシの種の薄皮ほど」となっている。これはアッラーはすべてを細部まで漏らさず見ておられることを強調する表現。(51 節) のジブトとターグートとはクライシュ族の偶像の名。ジブト

は占い師、魔術師のようなものとされていた。ターグートは偶像に宿るシャイターン。このシャイターンはクルアーンの最終章（114章）でも述べられているもので、人間に悪をささやきかけるものとされている。

ユダヤ人たちは自ら優越感に浸り、自分たちは神の子であり、選ばれた民（民族的選民意識）で地獄に落ちることはなく、ユダヤ教徒とキリスト教徒だけが天国に入ると考えていた。また、自分たちの祖父がアッラーに取り成し、穢れや罪を清めると考えていた。それで自分たちの手で清めが出来るとした。クルアーンの他の節にこうある。「・・・あなた方は自分で清浄ぶつてはならない。かれは主を畏れるものを最もよく知っておられる。」（31章32節）

本節の教え

1、人は自らの力で清められると考えてはならない。アッラーのみが人間を清らかにすることができる。それに関するハディースにつぎのようなものがある。ムハンマド・ビン・アムル・ブン・アターウは伝えている。－私は自分の娘にバッラ（敬虔な、潔白な意）という名を付けた。するとアブー・サラマの娘ザイナブが私に「アッラーのみ使いはこの名前を禁じられました。実は私も最初はバッラと名づけられたのです。するとアッラーのみ使いは「あなた方はあなた方自らを（勝手に）敬虔な者であるなどとしてはならぬ。アッラーはあなた方の中の敬虔な人々について誰よりも良くご存知である」と申されました。その時彼ら（教友たち）は「われわれは彼女に何と命名致しましょう」と言った。するとそのお方は「彼女をザイナブと名付けよ」と申された。

2、過度のほめ言葉を注意。アブー・バクラはこう伝えている。ある男が他の男を預言者の前でほめそやした。その時、預言者は「気を付けなさい。あなたは友人の首の骨を折ることになりますよ。」と何回も言われ、「もしも友人をどうしてもほめねばならない時は、次のように言いなさい。『私は彼はこうだと思います。アッラーがよくご存知であります。私にはしかじかに見えますが、アッラー以上に純粹に人を判断することは出来ません。』」（注：このハディースは人を過度にほめてはならないことを述べている。）また、アブー・フライラはこう伝えている。過度に他人をほめたたえる者の顔に土くれを投げつけよ。

また預言者はこう言われた。「私をマリヤムの子、キリスト教のイーサーのように褒め称えてはならない。アッラーのしもべ、またはアッラーの使徒と言いなさい。」この意味は、人は他人の賞賛する力によって清純になることはできないこと、またキリスト教のイーサーをアッラー（神）の子にするなど不信仰の道に陥ってはならないことを表している。

3、ユダヤ教徒の教義混淆。ユダヤ教は本来アッラーを信仰し啓典も授かっているにも関わらず、多神教の偶像であるジブトとターグートに拝礼し、クライシュ族の不信仰者に対してはムハンマドよりも導かれようと述べた。これによりクルアーンの啓示「邪神に頼ろうと望んでいる。」（4章60節）が下りた。

4、ユダヤ人の王、統治の終焉。ユダヤ人たちの貪欲さやねたみなどの性分により、アッラーはかつてユダヤ人たちに与えたような王権や統治者など権力を与えることを拒否された。

56 節～ 57 節：テーマ 不信仰者への罰と信仰者への報償

本文：(56) 本当にわが印を信じない者は、やがて火獄に投げ込まれよう。かれらの皮膚が焼け尽きる度に、われは他の皮膚でこれに替え、かれらに（飽くまで）懲罰を味わわせるであろう。誠にアッラーは偉力ならびなく英明であられる。(57) だが信仰して善い行いに励む者には、われは川が下を流れる楽園に入らせ、永遠にその中に住まわせよう。そこでかれらは、純潔な配偶を持ち、われは涼しい影にかれらを入らせるであろう。

解釈：本節は二つの節即ち、不信仰者のための地獄と信仰者のための天国が描写されている。わが印とは、アッラーが送った預言者たちや啓典の教えで、これまで示された啓示と諸預言者を信じた者が信仰者で、これら真理のを信じなかった者は不信仰者となる。不信仰者には懲罰として火獄が用意されて、その場面が描写されている。火獄では火が人間の皮膚を焼き尽くすこと毎日7回または70回とも言われている。またアルハサン・アルバスリーによると1日7万回体を焼かれ、焼かれる度に最初の状態の皮膚に戻れと言われ、元の状態に戻されてはまた焼かれるという。「そして（火勢が）衰えるたびに烈火を加

える。」(17章97節) すさまじい責め苦にあう。

これに対し信仰する者、即ち啓示の完成された形となった啓典クルアーンを信ずる者で善行を实践した者には、川が流れ日陰があり涼しげで快適な楽園(天国)に清らかな配偶者と共に永遠に住むことが約束されている。

58節～59節：テーマ 信託(アマーナ)の履行、アッラーと使徒と権能を持つ者への従順

本文：(58) 誠にアッラーは、あなたがたが信託されたものを、元の所有者に返還することを命じられる。またあなたがたが人の間を裁く時は、公正に裁くことを命じられる。アッラーがあなたがたに訓戒されることは、何と善美なことよ。誠にアッラーは全てを聴き凡てのことに通曉なされる。(59) あなたがた信仰する者よ、アッラーに従いなさい、また使徒とあなたがたの中の権能をもつ者に従え。あなたがたは何事に就いても異論があれば、アッラーと終末の日を信じるのなら、これをアッラーと使徒に委ねなさい。それは最も良い、最も妥当な決定である。

啓示理由：(58節) アッラーの使徒がマッカを開放した時、(カアバの門番であった) ウスマーン・ブン・タルハが呼ばれた。鍵を見せるよう言われたため鍵を差し出したとき、アル・アッバースが鍵を取り上げた。そしてウスマーンに門番の権利と給水権を自分に任せると言ったので、ウスマーンは手で防ごうとした。アッラーの使徒は「ウスマーンよ、鍵を渡してください」といった。彼は「これはアッラーからの委託物です」と言ってカアバを開けた。み使いは中から出られるとカーバの周りを回られた。すると天使ジブリールが来て鍵を返すと言った。それでウスマーン・ビン・タルハが呼ばれ彼に鍵を渡された。そして本啓示が下された。

(59節) イブン・アッバースはこう伝えている。本節は、預言者がアブドッラー・ブン・フザーファ・ブン・カイスを遠征軍の長として遣わしたときに下された。

解釈：58節の始めに信託(アマーナ)について説明されている。信託には三種類ある。

①アッラーの大権に属する信託。その遵守が求められている。即ちアッラーの命令への服従であり、禁じられたものを回避することの意。イブン・マスウードの伝えるところによると、預言者はこう言われた。「アッラーの道のために殺された者は彼の犯した罪の全てが許される。」または「信託（アマーナ）を除いて全て。」この場合の信託の意味はウズー（礼拝前の洗浄）、礼拝、喜捨、断食等儀礼行為の遵守を意味する。

②自分自身に対する信託。人は魂を清めるためにこの世に送られ、再びアッラーのもとへと帰るのであるから、社会的生活を通して宗教や現世や来世のために益になることを行わなければならない。自分の来世や現世に害をなすことはしてはならない。また、五体を与えられた者として体の各部分に対してもいたわらなければならない。即ち故意に体を傷つけたりしてはならない。苦行と称して自分の体を無理に痛みつけてはいけない。また日常においては規則正しい生活に心がけ、暴飲暴食などして病気を引き起こすようなことは避け、健康を維持するのが体への信託となる。自分の体の各部分も権利を持っているのである。イブン・ウマルの伝えるところによると預言者はこう言われた。「全ての者は保護者である。全ての者は自分が保護するものに対する責任者である。」

③他人に対する信託。借りた物、預かり物を返却すること。他人を欺かないこと。秘密にしていることを人々に明かしたり、他人の欠点を公にしてはならない。以上のことはクルアーンの他の章でも言われている。「あなたがた信仰する者よ、アッラーとその使徒を裏切ってはならない。また故意に、あなたがたへの信頼を裏切ってはならない。」（8章27節）

信託に関するハディース：

アナスはこう伝えている。「信頼されない者には信仰はなく、約束を守らない者には宗教はない。」、アブー・フライラはこう伝えている。「偽善者の印は三つある。話をすれば嘘をつき、約束をすれば破り、信頼されれば裏切る。」

信託の次は公正について述べられている。公正はクルアーンの他の章でもたびたび言及されている重要なテーマである。公正は統治の基本であり、文化文明の進歩に欠かせない必須項目である。イスラームにおいては判決の基本となる。

社会的弱者が権利を保持するためのものであり、強者の欲するままにはしない。公正により社会は安定し平和と秩序が保たれる。

59節では信託に続いて権能について説明されている。権能を持つ者とは権威、責任、裁定を託された者をいう。イスラーム統治の三原則は、立法者アッラーに従うこと、使徒（ムハンマド）に従うこと、統治者に従うことである。預言者は行為判断の基準を示された。次のような伝承がある。ムアーズ・ブン・ジャバルを裁判官としてイエメンへ派遣した時に言われた。「どのようにして裁決を下すのか。」ムアーズは「アッラーの書により裁きます。」と答えた。「もし、アッラーの書に記載されていない時は。」ムアーズは「アッラーの預言者のお言葉と慣行（スンナ）により裁きます。」と答えた。「もし、アッラーの書にも、アッラーの使徒の慣行（スンナ）にもない時は。」ムアーズは「もし、なければ自分の意見を導き出します。」と答えた。

60 節～ 63 節：テーマ 不信仰者の主張と態度

本文：(60) あなたは、かのあなたに下されたもの、およびあなた以前に下されたものを信じると、ただ口走っている者たちを見なかったのか。かれらは邪神を拒むよう、命じられているにも拘らず、その（争議の）裁定のため、互いに邪神（ターゲート）に頼ろうと望んでいる。また悪魔（シャイターン）は、かれらが（正道から）遠く迷い去るように導こうと望んでいる。(61) かれらに向かって「アッラーが下されたもの、また使徒のもとに來なさい。」と告げられた時、にせ信者たちは、嫌って、きっとあなたから背き去るのを見るであろう。(62) ところがかれらが自ら手を下したことのために、災難にあった時はどうであろう。その時かれらはあなたの許に来て、アッラーに誓（か）けて、「わたしたちは、只好意と調停とを望んだだけだ。」と誓って言うであろう。(63) これらの者の心の中に抱くことを、アッラーは知っておられる。だからこれを意にとめず、かれらに訓戒し、魂に徹する言葉で呼びかけなさい。

啓示理由：イブン・アッバースはこう伝えている。－偽信者とユダヤ人が争い、

ユダヤ人はムハンマドの所へ行こうと言ったが、偽信者はいやカアブ・ビン・アルアシュラフ（アッラーがターゲット《邪神》と名付けた男）の所へ行こうと言った。ユダヤ人はアッラーの使徒の裁定以外を拒否したので、偽信者は同意し二人してアッラーの使徒の所へ行った。アッラーの使徒はユダヤ人に有利な裁定を下した。偽信者は納得しなかったので使徒の所から出ると、ウマル・ビン・ハッターブの所へ行こうと言った。二人はウマルの所に行き、ユダヤ人は言った。「我々は論争となり私と彼がムハンマドに委ねました。裁定が下されましたが彼は裁定に同意しようとしません。彼はあなたと議論すると言い張るので一緒に来ました。」それでウマルは偽信者に「そうなのか？」と言った。彼は「その通り。」と言ったので、ウマルは二人に猶予をくれと言ってその場を離れた。ウマルは家の中に入り剣を身に付けると二人の前に戻った。そしてウマルは偽信者に斬りかかり殺すと「これがアッラーの裁定とアッラーの使徒の裁定に同意しない者への私の判定である。」と言った。ユダヤ人はその場から逃げ去った。それでこの啓示が降りた。（天使）ガブリエルは、ウマルは真実と虚偽を分けた（ファラカ）と言って彼を識別者（アル・ファールーク）と名付けた。

解釈：クルアーンにおいては、アッラーの命令と使徒の命令を拒否する者は偽信者となりイスラームから離れた者とされる。従い、ムスリムはクルアーンと預言者の慣行（スンナ）に従うことが義務となる。そしてアッラーや使徒に裁定を仰がず邪神（ターゲット）に判断を求める行為は否定される。ターゲットについてはクルアーンの他の章にも出ている。「本当にわれは、各々の民に一人の使徒を遣わして『アッラーに仕え、邪神（ターゲット）を避けなさい。』と言った」（16章36節）「邪神（ターゲット）を退けてアッラーを信仰する者は、決して壊れることのない、堅固な取っ手を握った者である。」（2章256節）

本節からの教え：

①アッラーの命令と使徒（ムハンマド）の命令を拒否する者は不信仰者であり、イスラームから外れたことになる。②クルアーンと預言者の慣行（スンナ）の規定を実行することはムスリムの義務となる。③アッラーの裁決またはアッ

ラーの使徒の裁決に反抗する者は偽信者であり、イスラームの絆から離れたことになる。④偽信者の後悔や言い訳は受け入れられない。⑤偽信者は秘密を隠しとおす事は出来ない。

64 節～ 65 節：テーマ 使徒への服従は義務

本文：(64) われが使徒を遣わしたのは、唯アッラーの御許しの許に服従、帰依させるためである。もしかれらが間違った時あなたの許に来て、アッラーの御容赦を願い、使徒が、かれらのために御赦しを祈るならば、かれらはアッラーが、度々許される御方、慈悲深い御方であられることが分かるであろう。(65) だがあなたがたの主に誓（か）けてそうではないのである。かれらは信じないであろう。かれらの間の紛争に就いてあなたの裁定を仰ぎ、あなたの判決したことに、かれら自身不満を感じず、心から納得して信服するまでは。

啓示理由：(65 節) アブドッラー・ビン・ズバイルはこう伝えている。－アンサールの男がハッラ（マディーナの近くの黒石の原）にあるナツメヤシ用の水路のところでアル・ズバイルと言い争った。それで預言者は「ズバイルよ、あなたの所に水をやりなさい。それからあなたの隣人に水を流しなさい。」と言った。それでアンサールの男は（怒って）「アッラーの使徒よ、彼があなたの父方の叔母の息子だからでしょう！」と言った。すると預言者の顔色が変わりこう言った。「ズバイルよ、水をやりなさい。そして囲いの壁にあふれるまで水を溜めなさい。それからあなたの隣人に水を流しなさい。」

解釈：アッラーは人々の調停者としても預言者を遣わした。紛争に際しアッラーの使徒の下した裁定には絶対服従することが強調されている。預言者に従うことについて前章でも言われている。「あなたがたがもしアッラーを敬愛するならば、わたしに従え。そうすればアッラーもあなたがたを愛でられ、あなたがたの罪を許される。」(3 章 31 節)

また、次のようなハディースがある。「私の魂を手にするお方にかけて。愛着までもが私のもたらししたものに対応しくならない限り、本当の信仰者とはいえない。」このようにアッラーを信ずることは預言者が人々に示した判断に従

うことであるとされている。

本節から得られる教えは次の通りとなる。

- ① アッラーの命令または使徒の命令を拒む者は偽信者でありイスラームから離れた者となる。
- ② クルアーンにある規定または預言者のスンナ（慣行）を実践することはムスリムの義務である。
- ③ アッラーの判決または使徒の判決に意図的に反抗する者は偽信者でありイスラームに結びついていない。
- ④ 後悔が役に立たず、言い訳が受け入れられないことに偽信者は悔やむであろう。

第4回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第66節～87節

徳 増 公 明

日 時 平成20年10月4日
場 所 拓殖大学文京キャンパス

婦人章と今回の内容について

この章は婦人に関する啓示が多いので婦人章（マディーナ啓示176節）と名づけられた。

その大部分はオホドの戦い後の74名におよぶ戦死者の寡婦の結婚、離婚、遺産相続、孤児の保護などの問題に関する啓示である。またオホドの戦いの一因となったにせ信者に対する問題、イスラーム社会の中で反抗をするユダヤ人の問題も扱われている。

前回の啓示ではイスラームの家族関係、家庭生活、婦人の諸権利などについて取り扱われた。今回の啓示では、マディーナ時代の初期、邪神に惑わされてアッラーの道をはばむ者が多かったので、人々は信仰に忠実になり、使徒に命に従い、敵の悪い計画に対しては自衛を固め、努力奮闘して偽善と背信から正義を守ることが要求されている内容になっている。

具体的内容は次の通りである。

- 1－愛国心（土地に対する執着心）とアッラーの命と使徒の命に従う
- 2－アッラーの使徒に従うことへの報酬
- 3－戦闘の規則
- 4－戦争の義務における人々
- 5－使徒に従うことはアッラーに従うこと
- 6－正しい根拠無しに情報公開する

7－ジハードへの奨励

8－善い勧告、挨拶の返事、審判の日と唯一神の確信

66 節～ 68 節：テーマ 愛国心とアッラーの命と使徒の命に従う

本文：たとえ、われがかれらに「身命を捧げなさい。」、または「家から出て行け。」と命じても、かれらのうち少数の者の他は、そうしなかったであろう。もしかかれらが、勧められるように行なったならば、きっとかれらのためにも善いことであり、もっと信仰も強まったのだが。(66)

その時は、わが許から必ず偉大な報奨を受け、(67)

われが正しい道に、かれを導くのである。(68)

啓示の背景：サービト ビン カイス ビン シャッマースとユダヤ人の男が言い争った。ユダヤ人曰く。「アッラーに誓って言う。アッラーが我々に身命を捧げなさいと言われたので、我々は身命を捧げた。」するとサービトが言った。「アッラーに誓って言う。もしアッラーが我々に身命を捧げなさいと言われたら、我々は身命を捧げたでしょう。」その時に啓示が下った。

当時の状況：人々の間に生じた問題については使徒の仲裁によってのみ信仰が満たされる。しかしながら、人々の信仰が弱いため、この件について、人々の怠慢さについてここに記録されている。

解釈：禁止されたことを行なわないように命令されても、多くの人々がそれを守らないことをアッラーはご存知である。なぜならばかれらの資質は(正しい)ものごとと逆らいやすい面を持っているからである。

アッラーがイスラエルの民に悔悟するために身命を捧げるように命じたように、人々に身命を捧げるように命じたが、わずかな人をのぞいて身命を捧げなかった。また自分達の国を出て他の国へ移住するように命じても、わずかな人をのぞいて移住しなかった。

もし彼らが命令や禁止行為について、アッラーから訓戒されたように行なったならば、それは彼らにとって善いことであり、彼らの信仰も強まっただろうに。もし彼らがそのように実行したならば、それは大変善いことであり、アッ

ラーの命に従うことであり、アッラーから樂園という報酬をいただくことになっただろうに。

まとめ：アッラーの命に従うことは不動の山のような堅固な信仰が要求される。もし命じられたことを行い、禁じられたことを慎めば現世においても来世においても善いことがある。この啓示が下ったときムスリムのある集団はアッラーの命を実行することを表明した。アブー イスハーク アル・セバイイーが言う。「この啓示が下った時、ある男が言った。『もしアッラーが命じたら我々は実行する。』」そのことを使徒に伝えたところ使徒が言った。『『私のウンマの男たちの信仰は不動の山のように心の中に堅固なものとしてある。』』」

69 節～ 70 節：テーマ アッラーと使徒に従うことへの報酬

本文：アッラーと使徒に従う者は、アッラーが恩恵を施された預言者たち、誠実な者たち、殉教者たちと正義の人々の仲間となる。これらは何と立派な仲間であることよ。(69)

これはアッラーからの恩恵である。アッラーは凡てのことにぬかりなく通曉しておられる。(70)

啓示の背景：アル・タバラーニイとイブン マルダウィが伝えるハディースによると、「ハディージャが言った。ある男が預言者のところへ来て言った。『使徒様よ、私は自分自身よりあなた様が好きです。また父親より好きです。家にいる時もあなた様のことを思っています。あなた様の元へ来て会うまでは我慢できません。自分の死とあなた様の死を思い、あなた様が他の預言者と共に樂園に入り、もし私も樂園に入った時、あなた様に会えないのではないかと心配です。』これについて預言者はこの啓示が下るまで返事をされなかった。』

イブン アビー ハーテムが伝えるハディースによると、「マスルークが言った。『使徒の教友たちが言った。『『使徒様よ、我々があなた様と別れることになり、我々より早く召されることになり、あなた様に会えなくなった時、どうすれば良いのでしょうか』』とたずねた時、この啓示が下った。』」

イブヌ アビー ハーテムが伝えるハディースによると、「アクラマが言った。

『ある若者が預言者のもとにやって来て言った。『預言者様よ。我々は現世ではあなた様に会うことができるが、終末には会うことができないでしょう。あなた様はきっと楽園の高位のところにおられる。』』すると、この啓示が下り、使徒は言った。『『あなたは私と一緒に楽園にいますでしょう。』』』

アッラーは前の啓示でアッラーと使徒に従うように、報酬のことも含めて知らせた。その報酬は魂が切望する最も崇高な願望である。

解釈：アッラーと使徒が命じたことを行なう者、アッラーと使徒が禁じたことを放棄した者に対して、アッラーは莊嚴な家に住ませ、またランクの高い者たちの同伴者とする。彼らはアッラーが嘉みした人間たちで、次の四つのグループがある。

1－預言者たち 2－誠実な者たち（篤信者たち） 3－殉教者たち 4－正義の人々（正しい者たち）

そして、アッラーは「これらは何と立派な仲間であることよ。」とこの四グループを褒めた。彼らはアッラーへの熱い愛とアッラーに会える喜びからアッラーの仲間となった。

「アッラーからの恩恵」とはアッラーからの報酬で、アッラーと使徒に従う者に与えられる。アッラーは敬神な者を知っておられる。誰に報酬が与えられるか、アッラーのみが知っておられる。偽善者には、もし自分達の行いを正さなければ悲惨な結末があることを警告しておられる。敬虔で誠実な信者にはアッラーからの好意と恩恵があり、彼らはアッラーからの報酬で喜びに満ちる。

71 節～76 節：テーマ 戦闘の規則

本文：信仰する者よ、あなたがたは慎重に警戒しなさい。あるいは分隊で進み、あるいは全隊で出動しなさい。(71)

あなたがたの中には、確かに遅れをとる者がある。もし艱難があなたがたに下れば、「わたしたちがかれと一緒に殉教しなかったのは、まさにアッラーの御恵みだ。」と言う。(72)

だがアッラーからの恩恵があなたがたに下るとき、まるであなたがたがかれら

との間に全く友情もなかったかのように、かれらはきっと、「ああ、わたしがかれらと一緒にあったなら、わたしは大成功を成し遂げたのだが。」と言う。(73) だから来世のために現世の生活を捨てる者に、アッラーの道のために戦わせなさい。アッラーの道のために戦った者には、殺害された者でもまた勝利を得たものでも、われは必ず偉大な報奨を与えるであろう。(74)

あなたがたはどうしてアッラーの道のために戦わないのか。また弱い男や女や子供たちのためにも。かれらは祈って言う。「主よ、この不義をなす(マッカの)住民の町から、わたしたちを救い出してください。そしてわたしたちに、あなたの御許から一人の保護者を立ててください。またわたしたちに、あなたの御許から一人の援助者を立ててください。」(75)

信仰する者はアッラーの道のために戦い、信仰しない者はターゲットの道のために戦う。さあ、悪魔の味方に対して戦え。本当に悪魔の策謀は弱いものである。(76)

啓示の背景：アッラーが偽善者に警告し、アッラーと使徒に従うように命じた時、信仰する者たちに対しては、アッラーの言葉を誠実に守り、信仰を高めるために、アッラーの道に努力するように命じ、不信心者からの予期せぬことに注意し、その準備をするように命じられた。それからアッラーは、アッラーの道に努力することを妨害する不信者の様子について明らかにした。また、ここではテーマが社会的行為の方法から戦争の方法に移った。

解釈：アッラーは信仰する者に彼らの敵者に用心するように命じられた。そして、彼らのうち可能な者には武器と軍隊を用意することを要求している。アッラーは勝利と圧倒的優勢に導く次のような戦略と戦争の規定を示された。

信仰する者よ、警告を守りなさい、敵から用心しなさい、敵の攻撃に対して準備しなさい。

信仰する者は戦争に突入することを恐れてはならない。一丸となって立ち上がらなければならない。しかしながら、あなた方の中に戦地において聖戦に遅れる者がいる。かれらは聖戦の進行を妨げ、聖戦の決意を妨害しようとする者である。かれらは不信者が信仰が浅い者か臆病者である。不信者は戦闘を欲せ

ず、イスラームとムスリムを好まない。臆病者と信仰が浅い者は臆病と弱さから聖戦に参加することをためらう。彼らは結果と出来事を利用しようとする。もしあなた方が殺害されたり、敗北すれば、彼らは自分たちが助かることで大喜びをする。そして戦争に参加しなかったことをアッラーに感謝し、このことをアッラーからの恩恵と見なす。

アッラーは戦争について命じられた後、戦争に参加した者への報酬について述べられた。アッラーの道のために戦った者には敵に勝利しようが、敗北しようが、アッラーから天国と良い報酬が与えられる。このことはアッラーが彼らを高く評価しておられることである。かつて、ムスリムはマッカが解放されるまで不信仰者から大変な災難に悩まされていた。

ムスリムの聖戦の目的と多信教徒の戦争の目的について比較すると、信仰する者はアッラーの真実の言葉、唯一神、公平、民族の公平さのために戦い、今日起きているような植民地化、搾取、侵略、圧制、主権略奪、資源強奪のためではない。一方、不信仰者は根拠のない目的、悪徳な物質主義、欲望そのものために戦う。また彼らは悪魔のささやきを受入れ、偶像崇拜を高め、背信を支援する。また戦利品取得を切望し、誇りを競い合い、自己を誇り、ただ単に勝利の感情に自己満足し、人々の前で評判や名声を実現する。しかしながら、その必然的な結末として、最後には真理は虚偽を打ち負かす。真理は断固として強く、虚偽は弱くて敗北する。

まとめ：ここの節では戦争中におけるイスラーム共同体（ウンマ）の対外関係について、またウンマのとるべき立場について、明確に示している。

1－ウンマの熱心な信仰者のためにジハードの準備について説明している。不信仰者に対する熱心な信仰者への命令は敵との戦い、アッラーの道への戦い、イスラームの道とイスラームの土地を守るため、弱者を救うため、弱者の要求に応えるためである。また敵の持つ力、人数、装備を調査し、そして敵に対していかに反撃するかを思案するまで、愚かに敵に突撃してはならない。これらのことをここでは「あなたがたは慎重に警戒しなさい。」と言い、戦争に対する直接的な方法について教授している。

2－戦争の規則また戦争の政策・戦略について示している。またイマームが、人々に集団で戦いに行く呼びかけをした時の開戦について述べている。その呼びかけは、軍司令官が敵の状況、敵の準備、敵の強化、戦争発展状況の予想を調査した上で、行なわれる。

3－いつの時代でもウンマの中には怠け者の集団がいる。彼らは不信仰者であり、戦場で戦闘行為を遅らせようとする。彼らはうわべだけのウンマの一員で、他の人たちには信仰しているようにみせかけ、クルアーンには忠実に従うようなふりをする。彼らは機会を捉えて利用する集団である。もし戦争に勝てば戦利品を取得する。その一人が言う。「もし私が彼らと一緒に大勝利しただろうに。」まるで彼はウンマとは関係がなく、聖戦に参加する意志がなかったかのように。そして、ウンマが殺害、敗北で不幸な目にあえば、喜んで言った。「アッラーが私に恵みを与えてくださった。おかげで彼らと一緒に戦死することがなかった。」これらの不信仰者には用心しなければならない。彼らは今日の時代においてもウンマの弱さ、敗北、敵より劣勢であるという偏見を広めることを欲している。

4－アッラーは信仰者たちへアッラーの道のために聖戦を命じられた。これらの信仰者は来世のために現世を売った者たちである。つまり自分自身と自分の財産を来世での報酬の代わりにアッラーのために犠牲にしたのである。敵に殺されたり、敵に勝利した来世での報酬は偉大であり人間が想像することができない。

5－聖戦の会戦にあたり留意すべき次のことが明らかにされている。

1) 戦争はアッラーの道のためである。アビー ムサーのハディースのよると「戦う者はアッラーの言葉を高め、唯一神のイスラームの旗を掲げ、また公平、真理、道徳の呼びかけ、アッラーへの信仰、アッラーの偉大さを確信する。」

2) 信仰者の弱いものを敵から助ける義務がある。また、ムスリムの集団は、戦争が財産・金銭により捕虜を解放しなければならない。マーリクは言った。「人々は自分達の財産・金銭で捕虜を償わなければならない。」ま

たアハマドとブハーリーのハディースによると「捕虜を解放せよ」とある。

6－戦争が許される場合。

イスラームは人間の生命を最も尊重し、生命の危機をもたらす戦争、戦いは避けているが、自衛のためには許されている。戦争が許されるのは主に次の場合。

- 1) ムスリムの迫害、攻撃に対する抵抗である場合
- 2) 不信仰者の長による協定・契約違反への制裁である場合
- 3) イスラームの宣教を妨げる不義・攻撃への抵抗である場合
- 4) 抑圧された人たちを不義不正から救い出す場合

77 節～79 節：テーマ 戦争の義務における人々

本文：「あなたがたの手を控えなさい。そして礼拝の務めを守り、定めの手を握りなさい。」と告げられた者をあなたは見なかったのか。いざかれらに戦闘が命じられると、見よ。かれらの中の一派は丁度アッラーを恐れるように、人間を恐れ始める。いやもっとひどく恐れる。そして言う。「主よ。あなたは、何故わたしたちに戦闘を命じられますか。何故しばらくの間、わたしたちを猶予なさいませんか。」言ってやるがいい。「現世の歓楽は些細なものである。来世こそは、(アッラーを) 畏れる者にとっては最も優れている。あなたがたは少しも不当に扱われないのである。」(77)

あなたがたがどこにいても、たとえ堅固な高樓にいても、死は必ずやって来る。かれらは幸運にあえば、「これはアッラーからの御許からだ。」と言い、また災難にあえば、「これはあなた(ムハンマド)からだ。」と言う。言ってやるがいい。「一切はアッラーからの御許からである。」一体この人たちはどうしたのであろうか。(どんな)言葉もほとんど理解しないのか。(78)

あなたに訪れるどんな幸福も、アッラーからであり、あなたに起こるどんな災厄も、あなた自身からである。われはあなたを、人びとへの使徒として遣わした。本当にアッラーは証人として万全であられる。(79)

啓示の背景：イブン アッバースが伝えたニサーイとハーキムのハディースによると「イブン アブドルラハマーンが言った。アブドルラハマーン bin

アウフと教友たちが預言者のもとにやって来て、言った。『預言者よ、私たちには戦う力があります。我慢していると惨めになります。』すると預言者が言った。『私は彼らを許すように（アッラーから）命じられた。かれら（多信仰者）と戦わないように。』この時「**あなたがたの手を控えなさい。**」の一節が下された。信仰者がマディーナへ移った時、アッラーは預言者に戦争を命じられた。アッラーは戦争の準備をし、用心深くするように命じた後、戦争が遅延している状態について述べられた。そして、アッラーの道のため、弱者を救済するため戦争をするように命じられた。ここではマッカで多信教徒との戦争を欲していた教友の一集団について述べられた。またアッラーが戦争を命じた時、不信仰者と精神的弱者はそのことを忌み嫌ったので、アッラーはその矛盾した態度を叱責された。

解釈：マッカにいた信仰者たちはサラート、ザカート、貧者救済、また多信教を許すこと、を命じられていた。そして、信者たちは自分達の人数が少ないなどの理由で、敵との戦争を控えていた。

一方、アッラーは死については誰もが着実に死に向かっているが、避けられない、逃れられない問題であると述べられている。「誰でも皆死を味わうのである。」(3章185節)「地上にある万物は消滅する。」(55章26節)「われはあなた以前の誰に対しても、永久に生きる者としたことはない。」(21章34節)

アッラーはこれら不信仰者が次のように言ったことに驚いたと、述べられた。もし彼らが戦利品や裕福な生活、果実や農作物の豊作、子供たちなど良いことが入手できれば、「これはアッラーからの恵み、慈悲である。」と言い、もし彼らに敗北の惨事、日照り、旱魃、果実や農作物の不作、子供達の死去などがあれば、「ムハンマドよ、これはあなたに従い、あなたの宗教を真似ようとした結果である。」と言う。ちょうどフィルアウン（ファラオ）の民が言ったように、「だが彼らはよいことが来れば『これはわたしたちにとって当然です。』と言い、悪いことが臨めば、『ムーサーとかれと共にいる人びとがもたらす不幸だ。』とする。聞け。彼らの凶運はアッラーの定められたもの。だがかれらの多くは理解しない。」(7章131節)

表向きにイスラームに入信したユダヤ人や不信仰者はこのように言う。彼らは真実に不本意である。もし不幸が彼らに降りかかると預言者ムハンマドに従ったせいとし、預言者に悲観したと言う。これに対してアッラーは彼らに応えられた。これは彼らの虚偽の主張である。すべてのものはアッラーにあり、アッラーに委ねられている。アッラーはすべてのものを創造され、人間の努力で到達できる規則とスンナを置かれた。人間の不幸や災難が生ずるのはスンナや起因理由を彼らは知ろうとしないからである。

まとめ：

1－現世での楽しみ、享楽、欲望は限られたもので微々たるものである。来世における至福や永遠の生活はアッラーの命に不従順なことに気づいた者にとって良いものとなる。

2－死は必然的なもので寿命がきたら遅れることはない。それが地上の安全な場所であろうと、戦場であろうと。

3－国を持つ、国の建設、そこに生活するための建物を建設、財産管理、人権保持は人間に課せられたアッラーの教えである。

4－「かれらは幸運にあえば、『これはアッラーからの御許からだ。』と言い、また災難にあえば、『これはあなた（ムハンマド）からだ。』と言う。」この節はイブン アッパースたちのクルアーン解説学者が言うように、ユダヤ人と不信仰者に降った。使徒がマディーナに到着した時「この男と彼の仲間がわれわれのところに來てから、果実と農作物が減少したことを知っている。」と彼らは言った。

5－苦難、安楽、勝利、敗北はアッラーのもとからである。つまりアッラーからの定めであり、運命であり、創造である。

6－アッラーは恩恵を与えられる人たちには豊富な糧を与えられ、罪を犯した者には不足した糧を与えられる。

7－使徒はアッラーからの啓示を受けた。正直なアッラーの使徒の啓示は信用できる。

80 節～ 82 節：テーマ 使徒に従うことはアッラーに従うこと

本文：使徒に従う者はまさにアッラーに従う者である。誰でも背き去る者のために、われはあなたを見張り人として遣わしたのではない。(80)

かれらは「仰せに従います。」と言うが、一度あなたの前から立ち去ると、あなたが言ったのとは違ったことを夜もすがら策謀する。だがアッラーはかれらの終夜の策謀を記録なされる。だからあなたはかれらから遠ざかり、アッラーに御縋りしなさい。誠にアッラーは保護者として万全であられる。(81)

かれらはクルアーンをよく考えてみないのであろうか。もしそれがアッラー以外のものから出たとすれば、かれらはその中にきっと多くの矛盾を見出すであろう。(82)

啓示の背景：ある戦士が語った。「預言者が言った。『私を愛する人はアッラーを愛する。私に従う者はアッラーに従う。』。」すると不信仰者たちが言った。「皆さん、この男が言ったことを聞かなかったのですか？彼は多信仰をそそのかせたり、我々がアッラー以外を崇拝することを禁じた。そして、キリスト教徒がイエスにしたように我々が彼を神として崇拝することを欲している。』」その時、この啓示が降った。

アッラーはここでアッラーへの服従と使徒への服従について確認のため述べている。使徒への服従は最終的にはアッラーへの服従になる。また、ここで不信仰者達の巧みなごまかしが明るみになった。

解釈：アッラーは、アッラーの僕であり使徒であるムハンマドについて、ムハンマドに従う者はアッラーに従う者であり、ムハンマドに反抗する者はアッラーに反抗する者であることを知らせた。アブー フライラが伝えるムスリムとブハーリーのハディースによると、「使徒が言われた。『私に従う者はアッラーに従う者である。私に反抗する者はアッラーに反抗する者である。アミール（その土地の統率者）に従う者は私に従う者である。アミールに反抗する者は私に反抗する者である。』」

「使徒に従う者はまさにアッラーに従う者である。」の意味するところは、確かに使徒ムハンマドは実行命令をする者であり、禁止命令を出す者である。使徒

は命令と禁止を伝える者であり、しかし彼自身は崇拜されるものではない。ただ単にアッラーからのメッセージを伝える者である。

一方、使徒は蜂蜜の授粉、油・食用油の食べ方、小麦等の粉碎の時のその計量など現世の諸事について指示したりしているが、これらは使徒の意見であり、それに絶対的に従えということではない。

またアッラーは不信仰者について知らされた。彼らは表面上、同意し従い、「仰せに従います。」と偽善に、従っているように見せかけて言う。そして、あなたのところから出て行き、見えなくなり、夜になると彼らはあなたに示したとは別な意見を用意する。

また、アッラーは人々にクルアーンを熟読し、法的な意味を理解し、深遠な言葉の意味を理解するように言われた。アッラーは人々の生きる道、生きる規範を修正される保証人でもある。

そして、アッラーは人々に、クルアーンには不一致な点、相反する点はないと言われる。クルアーンは英邁で、賛美される御方、アッラーから下されたものだからである。そのことについてクルアーンの別の章では次のように述べている。「かれらはクルアーンを熟読玩味しないのか。それとも心に鍵をかけたのか。」(47章24節)「かれらはクルアーンをよく考えてみないのであろうか。もしそれがアッラー以外のものから出たとすれば、かれらはきっと多くの矛盾を見出すであろう。」(4章82節)

多信教徒や不信仰者の愚か者が言うように、もし人間がクルアーンを作ったものと言うならば多数の相違点、対立点、矛盾点を見出すだろう。しかしながら、アッラーから下されたクルアーンは、こうしたものは存在しない、虚偽のないアッラーの言葉である。またクルアーンの卓越した修辞やアラビア語は真似をすることはできない。クルアーンは相違なく、不足なく真実を描写している。事実に即した真実の古代からのことを述べている。また現在についても未来のことも述べている。クルアーンで知らされたことが、後世になって起きている。またクルアーンには、かつてなかった信仰の基本、公的私的問題に対する立法、国家間政策、法則が記述されている。そして、これらは長年、努力、

苦労した結果、人類が到達した最も新しく、最も正しい理論、哲学分野においても適合するものである。

アッラーは目に見えない世界や復活の場面を視覚、感覚で分かるように描かれた。それはまるで私達がそれらを見ているかのように、またそれらに誘引されるように、そして、それらが私達の頭脳に写されるように描かれた。

クルアーン「アッラーはこの上ない素晴らしい言葉を互いに似た（語句をもって）繰り返し啓典で啓示なされた。主を畏れる者はそれによって肌は戦き震える。その時アッラーを讃え、唱念すれば肌も心も和らぐ。」(39章23節)

預言者たちはいろいろな奇跡をもたらした。モーゼは人々を連れて紅海の海を渡った。キリストは処女の聖母マリヤから生まれた。預言者ムハンマドの唯一の奇跡はクルアーンであると言われている。クルアーンは610年から632年の22年間、天使ジブリールを通して預言者ムハンマドに下った啓示を集大成したもの。預言者の死後、初代カリフ・アブーバクル〔632－634〕からクルアーンの結集が始まり、3代カリフ・オスマーン〔644－656〕が編纂した。内容は114章でアラビア語の韻を踏む散文になっている。最初の方は長文で物語、律法問題、過去の預言者たち、戦争などについてマディーナで降った約20章。後半部分にはマッカで降った約90章が記載され、アッラーの唯一性、最期の審判の日などについて熱烈な散文となっている。文盲である預言者ムハンマドが誰にも真似のできない完璧なアラビア語で述べたわけで、それ自体奇跡といわざるをえない。最近ある学者がクルアーンの単語について綿密に調査した。約600ページのクルアーンの中にある多数の単語の中に同じ数の単語がいくつかが分かった。例えばラジュル（男）とイムラア（女）の単語は共に24個ずつある。

まとめ：

1－使徒に従わなければならない。使徒に従うことはアッラーに従うことである。

2－使徒に従うことを見せかけ、自分の欲望を追求したり、自分の利益ために道楽する者は現世で奈落へ導かれ、来世で地獄の火に導かれる。

3－不信仰者のごまかしは明らかである。かれらは預言者の許ではあなた様に従うと言うが、後ですぐに自分達の言ったことと反対のことを言う。

4－クルアーンの意味を知るため熟慮する必要がある。これは全てのムスリムにとって義務的行為である。またクルアーンの意味と目的を考察・考慮せず読誦することは不十分である。

5－クルアーンは預言者ムハンマドの唯一の奇跡である。

83 節：テーマ 正しい根拠無しに情報を公表する

本文：かれらは(戦時に)優勢、劣勢の情報を得る度にそれを言いふらす。もしそれを使徒、また権威を委ねられた者たちにただしたなら、(正しい)判断を求めた者はそれを知り得ただろうに。誠にアッラーの恩恵と慈悲があなたがたの上になかったならば、僅かの者の外、あなたがたはきつと悪魔に従ったであろう。(83)

啓示の背景：オマル・ビン・ハッターブが伝えたムスリムのハディースによると、オマルは言った。「預言者様が彼の妻から遠ざかっていた時、私がモスクに入った。すると人々がひそかに嘲って、『使徒は彼の妻を離婚した。』と言っていた。そこで私はモスクの入り口に立ち、大きな声で『使徒は妻を離婚しなかった。』と叫んだ。その時、この啓示が降った。そして、この問題が解明することができた。」

イブヌ・ジャリール・アル・タバリーが述べた。「この啓示はある集団に降った。かれらは使徒がかれらに言ったことと違うことを企んだり、かれらが使徒に言ったことと違うことで企んだりした。」

アル・スューティが述べた。「この啓示はこのようにして、信仰者の心を弱め、預言者に被害を与える不信仰者の集団または信仰の弱い者たちに対して降りた。」

アル・ザマクシャリーが述べた。「かれらは諸事に経験がなく、物事を見抜くことができない弱いムスリムたちであった。安全、平和または戦争の恐れ、混乱についての使徒の秘密の情報がかれらに届くと、かれらはそれを公表した。」

その公表はふしだらで不適切な行為であった。」

この啓示の背景はこの前の啓示で明らかである。アッラーはクルアーンを熟読し、その意味を理解し、確認するように命じた。これは情報の伝達など生活の諸事について確認する大切さを教えたものである。

解釈：アブー フライラが伝えたムスリムのハディースによると「預言者は言われた。『聞いたことを全て話すその男は嘘をつくこともある。』」。アル・ムギーラ ビン シャアバが伝えるムスリムとブハーリーのハディースによると「使徒は言われたり、言ったりすることを禁じた。」すなわち人々が言うことを確認せず、考えず、明瞭にせず何でも話すことである。

この節の意味は：安全（平和）と恐れ（戦争）についての情報がその出所を確認もせず愚か者や不信仰者や諸事に経験のない信仰の弱いムスリムに伝えられた。彼らはその公表、流布を急がせた。これは社会の利益を損なう否認行為である。公共問題に関する話はムスリムの指導者である使徒やウンマの見識者や諮問メンバーに任せなければならない。彼らは最も優れた人たちで人々に言葉でそれについて知らせることができる。また彼らは正しい情報を引き出すことができ、また彼らは戦争の諸事、計略についての自分達の賢明さ、経験、知識でもって立案や発言をすることができる。

一方、聞いたことをすべて話したり、確かめない情報の伝達はその国の明らかな損失となる。それゆえ、今日、全ての国は、平和であろうと、戦争であろうとその状況判断を間違えないよう、人間の悪用した頭脳を警戒しながら、新聞、放送等の情報を監視している。

まとめ：

1－情報を語ったり、伝えたりする前にその情報を確認しなければならない。またウンマの秘密と統一を守るため、ウンマ存続を確固たるものにするため、公になった情報を監視しなければならない。偽りの宣伝や偏見あるうわさに影響されてはならない。

2－知識と経験がある人たちや指導者は公の問題について話す最適の人たちである。彼らはまた宗教においても（法を導き出す）努力する人たちである。

3－もしアッラーの恩恵と慈悲がなければ、悪魔の囁きが沢山人々の間に広まっている。

4－アル・ジャサース アル・ラーズイが言う。「この啓示は問題の解決にキヤースと法を導き出す努力で意見を出すことを意味している。なぜならば使徒が生存中はかれに、使徒の死後は法学者に問題の返答を求めたからである。」

84 節：テーマ ジハードへの激励

本文：だからアッラーの道のために戦え。あなた（ムハンマド）は自分に対してだけ、責めを負わされているのだ。信者たちを激励しなさい。おそらくアッラーは信仰しない者たちの戦意を抑止されよう。アッラーの武勇はなにものより優れ、その罰もはるかに厳しいのである。（84）

啓示の背景：

アッラーはこの前の啓示で人々の戦争への逃避、見せかけの服従、心では服従に反していることを述べられた。そして、「だからアッラーの道のために戦え。」の啓示が降った。

解釈：アッラーは使徒ムハンマドに自分自身で戦争を始めるように、また使徒から遠ざかるものは放置するように命じた。ムハンマドよ、敵に勝利したければ、一人になっても、アッラーの道のために戦え、ジハードは他の人に任せてはならない、アッラーはあなたを支援する、もしアッラーがあなたに勝利をもたらせば、あなたの周りの多くの人たちにも勝利をもたらし、とアッラーは述べられている。一方、ムハンマドの前では見せかけの服従を表明する者は放置するように、また戦争は自分たちには課せられていないと言う者に対して懲罰を与える、ともアッラーは述べられている。

まとめ：この啓示の意図は戦争への激励、戦闘への突入であり、もしジハード（戦争）への参加をムスリム達が拒んだ場合、戦争は預言者のみに課せられるとのことである。アル・ジャジャージュが言った。「アッラーは使徒にたとえ一人で戦争しようともジハードするように命じた。そしてアッラーは使徒に勝利を保証した。またこの啓示はムハンマドが人々に布教する時、たとえムハンマド

一人でもそれを妨害する多信教徒たちと戦うように命じられたことをも意味する。またこの啓示は預言者の比類なき勇気をも示している。当時の英雄たちは預言者を守った。その一人アリーが言った。「我々は熾烈な戦いの時、包囲されて困難な時、使徒を守った。そして、誰かひとりとは常に使徒に近づく敵の前にいた。」

また、この啓示は信仰者にジハードと戦争への激励について述べている。そして、アッラーが預言者の勝利を約束され、この約束を果たされたことも示している。

アッラーはハンダクの戦いの時、ある集団の人たち（連合軍）に恐怖心を与えた。すると彼らは戦うこと無しに去って行った。『アッラーは不信心な者たちを怒りのうちに（アル・マディーナから）何ら益することなく撤退なされた。』（33章25節）

あるユダヤ人たちはムスリムと戦うことなしに自分達の地区から出て行った。多数のユダヤ人、キリスト教徒たちはイスラーム地区に受け入れられ、ジズヤ（人頭税）を支払うことになった。彼らのうち自分たちの地区に残る者には戦わず放置した。そして、アッラーは信仰者の彼らへの攻め立てを止めた。

85 節～ 87 節：テーマ 善い勧告、挨拶の返事、審判の日と唯一神の確認

本文：善い勧告で執り成す者には、それに相応じる分け前があろう。また悪い勧告で執り成す者には、それに相応する重荷を負うであろう。アッラーは凡てのことに御力を御持ちになられる。(85)

あなたがたが挨拶された時には、更に丁重な挨拶をするか、または同等な挨拶を返せ。誠にアッラーは凡てのことを清算なされる。(86)

アッラー、かれの外に神はないのである。かれは審判の日にあなたがたを集められる。それには、疑いの余地はない。誰の言葉がアッラーよりも真実であろうか。(87)

啓示の背景：アッラーが預言者に信仰者たちへ戦いへの激励を命じた時、彼らが預言者に従うことにより沢山の善い事が彼らにもたらされた。また、預言者

が彼らをジハードに導いた努力したことに対して、預言者にもこの善い事が与えられた。

ムジャーヒドが言った。「この啓示は人々の間の仲裁のために下された。」

解釈：アッラーの命に進んで行なう者には善い事がもたらされ、虚偽に対抗して真理の勝利を得た者として、その分け前がある。現世では名誉と戦利品を得て、来世では報酬がある。一方、悪行を求める者には重荷（罪）が用意される。仲裁には良い仲裁と悪い仲裁の二つがある。良い仲裁はムスリムの権利を守り、悪事からムスリムを守る。また、合法的なものであり、それはアッラーの罰に当たらない。また、ムスリムへの祈りとも言われる。ハディース「預言者は言われた。『ムスリムである兄弟のためにこっそりと祈った時、その祈りがアッラーに聞き入れられる。』」悪い仲裁とは贈与や賄賂を伴った悪い調停や仲裁であり、権利を無視し、他人の財産を取ることである。

それから、アッラーは人々に挨拶と礼儀について教えられた。これらは人々の間のつながりや接近（親密化）の原因となる良き仲裁のようなものである。挨拶の根本は生命への祈願であり、アッラーへの挨拶である。ここでの挨拶は「アッサラーム『平安』」である。もしムスリムが挨拶したら、それと同じ挨拶か、それより丁寧な挨拶をしなければならない。同じ挨拶は義務行為で、それより丁寧な挨拶は奨励行為である。もし、ある者が「アッサラーム アライクム」と言ったら、あなたは「ワ アライクム アッサラーム」または丁寧に「ワ アライクム アッサラーム ワ ラハマトッラー」またはもっと丁寧に「ワ アライクム アッサラーム ワ ラハマトッラーヒ ワ バラカートフ」と返事する。すべての言葉に10の善い事があるとわれ、返事は笑顔で、喜んで、良い対応ですることがより良いとされている。

「誠にアッラーは凡てのことを清算なされる。」この節はアッラーは挨拶も含めたすべてのこと（行為）を精算されることを示し、ここでは平安（平和）を広めること、挨拶されたら返事しなければならないを確認している。

それから、アッラーは挨拶、ジハード、良い行い、仲裁をする人に報酬を与えることを明らかにした。またアッラーはすべてのものが行き着く先は唯一神の

アッラーであり、裁判の日、来世での報酬が確固たるものであることを示された。

「アッラー、かれの外に神はないのである。」この啓示でイスラームの二つの基本的なことについて述べている。それはすべての被造物にとってのアッラーの存在とその唯一性である。

「誰の言葉がアッラーよりも真実であろうか。」この節は、アッラーの伝えたもの、約束の言葉はこれ以上の真実なものはないこと、アッラー以外に神はいないこと、アッラーはすべてのことに通曉されていることを示している。

まとめ：

1－良い仲裁の許可。良い仲裁は真実に結合し、賄賂には関係ない。

悪い仲裁の禁止。悪い仲裁は虚偽、罪、敵との協力関係にあるもの。またアッラーの罰を受けるもの、権利を無視するもの、賄賂に絡んでいるものである。

2－「アッサラーム」の挨拶は自分が知っている人にも、知らない人にもすることを奨励している。アル・ナハイーによると、「アッサラームはスンナで、その返事は義務である。」オムラーン ビン フサイニが伝えるアル・ニサーイイのハディースによると、「返事がより良ければ報酬はより多くなる。アッサラームだけで挨拶した人もそれに応えた人も10の報酬がある。もし、それに「ワ ラハマトッラーヒ」と続ければ20の報酬がある。それに「ワ バラカート」と続ければ30の報酬がある。」

3－アッラーはすべてにおいて証人であり、実行可能者であり、人間の行為を注意深く監視し、精算することができる。アッラーの伝えられたもの、約束などの言葉は誰よりも真実である。

4－すべての被造物の神、アッラーの唯一性を確信し、最後の審判と来世での報酬を確信する。

5－クルアーンはアッラーの言葉である。それはアッラーからの啓示である。アッラーと預言者以外の言葉には意図的、軽率、無知が原因で真実と嘘が混じっている可能性がある。

●参考文献

- 1 - タフスィール アル・ムニール (ワハバ アルズハイリー著)
ダマスカス、ダール アル・フィクル発行 (第2版)、1991年
- 2 - 日亜対訳注解聖クルアーン
日本ムスリム協会発行 (第9版)、2007年

第5回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第88節～113節

有 見 次 郎

日 時 平成20年11月22日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

1 ムナーフィク（背信、棄教）の諸様相とその処遇について 本文

(88) あなたがたは、偽信者たちのことで、どうして2派に分かれたのか。

アッラーはかれらの行いのために、かれらを（不信心に）転落させられたではないか。

あなたがたは、アッラーが迷わされた者を導こうと望むのか。

本当にアッラーが迷わせられた者には、決して道を見出せないであろう。

解釈

1 ムナーフィクについてイスラームの立場は明確である。クルアーンの規範は彼らが不信心であることから殺害が可能となっている。啓示の背景は、ウフドの戦いの時のアブドッラー・ビン・ウバイイとその仲間のことであり、戦列を離れ預言者を見捨てかれらの陣営に戻ってしまった。そんなことからムスリムたちはかれらを是認する人々と否認する人々の2派に分かれたのである。彼らの不信心さが目に見て明らかな限り、かれらに対し規範を2つの異なる分派に分けることはない。そこでアッラーが「あなたがたは、偽信者たちのことで、どうして2派に分かれたのか。」と啓示したのである。

2 「かれらが移住するまで、あなたがたは保護する義務はない。」との免除規定をアッラーはかれらに与えている。ムスリムの共同体にかれらが共生

することは、困難であることが告げられた。ここでは2つ目のヒジュラについて説かれている。1つ目は「マッカ開放後にヒジュラなし。」と、伝承にあるようにイスラームで最初の義務となったマディーナへのヒジュラ。

2つ目は背信者たちが預言者と共に戦場に赴いた結果信徒たちとの共生がもはや不可能であるためのヒジュラのこと。

本文

- (89) かれらは自分が無信仰なように、あなたがたも無信仰になり、(かれらの)同類になることを望む。

だがかれらがアッラーの道に移って来るまでは、かれらの中から（親しい）友を得てはならない。もしかれらが背をむけるならば、ところかまわずかれらを捕らえ、見付け次第かれらを殺せ。

かれらの中から決して友や援助者を得てはならない。

解釈

1－背信者の捕縛、殺害

不信心者とは、タウヒード精神を失うことであり、災いを逃れるためのヒジュラを放棄すればそれが及ぶことが考えられる。

本文

- (90) 外のある者は、あなたがたから安全を望み、また、自分の人びとからも安全であり

たいと望むのを、あなたがたは見るであろう。かれらは試みに会う度に、それら（の誘惑）に陥り転落する。それでかれらがもし退かず、あなたがたに和平も求めず、また手を納めないなら、ところかまわずかれらを捕え、見付け次第かれらを殺せ。これらの者に対しては、われはあなたがたに、明白な権能を授ける。

- (91) だが、あなたがたと盟約した民に仲間入りした者、またはあなたがたとも自分の人びとも戦わないと、心に決めて、あなたのところへやって来

る者は別である。

もしアッラーの御心ならば、かれは、あなたがたよりもかれらを優勢になされ、あなたがたと戦うであろう。それで、もしかれらが身を引いて、あなたがたと戦わないで和平を申し出るならば、アッラーはかれらに対して（戦う）道を、あなたがたに与えられない。

解釈

- 1－ムスリムと協定を締結した仲間の殺害の禁止が説かれる。また中立の立場にある者も同様、彼らは、ムスリムや彼らの民を殺害しないため
- 2－「仲間入りした者」とは、イスラーム圏と非イスラーム圏の人々が、停戦協定を結んだ者のこと。
- 3－「もしアッラーの御心ならば、あなたがたよりもかれらを優勢になさる。」とは、

他の明文にも次のようにある。

「われはあなたがたの中、努力し耐え忍ぶ者たちを区別するために、あなたがたを試みる。またあなたがたの言行をも試みる。」（47章31節）

「アッラーはこのようにして信仰する者たちを清め、信仰を拒否する者を没落させられる。」（3章141節）

2－過失と故意の殺人の保障

本文

- (92) 信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。過失で信者を殺した者は、1名の信者の奴隷を解放し、且つ（被害者の）家族に対し血の代償を払え、だがかれらが見逃す場合は別である。もし被害者があなたがたと敵対関係にある民に属し、信者である場合は、1名の信者の奴隷を解放すればよい。またもしかれが、あなたと同盟している民に属する場合は、その家族に血の代償を払ったうえ、1名の信者の奴隷を解放しなければならない。資力のない者は、アッラーからの罪

の償いに続けて2ヶ月間の齋戒をしなさい。アッラーは全知にして英明であられる。

- (93) だが信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう。アッラーは怒ってかれを見はなされ、厳しい懲罰を備えられる。

解釈

- 1－殺人については故意、過失のいずれにしろ、創造主の創造に反する大罪、卑劣な忌むべき敵対行為である事柄となっている。
- 2－信者は信者を殺害してはならない。過失の場合は別であるにしても。について、法学者の見解で一致を見ている過失致死の場合は、奴隷の解放である。
- 3－罪を贖うためには血の代償（ディヤ）として1名の奴隷の解放が義務となっているが現代においては奴隷についての定義など、その解放については様々な意見の相違がある。
- 4－故意による殺人の場合、被害者側が血の代償（ディヤ）を辞退する場合、同態復習権が選択されるが、ここでは永遠に地獄に住むとされている。
- 5－不信心者の国で信徒が殺害された場合。つまり不信心者の一人として殺害された場合については、イブン・マーリクやアブー・ハニーファの説くところでは、この殺された者が、かつて信仰し、不信心者の国にいた男性信者であったなら、かれに血の代償はなく奴隷1名の解放である。なぜなら不信心者の仲間の一人として殺されたからである。とされ、過失が認められているのである。また信者でありながら信者として生活できなければ、ヒジュラが求められているのにそれに従わなかったため、血の代償は無いとされているのである。次の明文にその根拠があるとされているのである。
「また信仰した者でも、移住しなかった者については、かれらが移住するまであなたがたは保護する義務はない。」（8章72節）
ただし、ムスリムの国における戦闘で信者が殺された場合は、国庫や同等のところから血の代償が保障される。

6－そのほかの学派の意見としてシャーフィイー、アウザーイー、サウリー、アブーサウルらは、血の代償が欠落するのは、不信心者の仲間の場合のみであり非ムスリム圏であれ、またはムスリム圏であれ、殺害された場合義務とはならない。もし支払いが必要であれば、国庫に対し義務となる。

7－ムスリム以外の一神教徒である啓典の民、庇護民（ズインミー）や盟約を結んでいる者の殺害には、血の代償（ディヤ）が義務となること。

8－しかし啓典の民に対するディヤは意見が異なっている。マーリク学派とハンバル学派は、ムスリムの半額、マジ教徒には800ディルハム、またその女性は半額。

ハナフィー学派は、ムスリム、キリスト教徒、ユダヤ教徒、マジ教徒、同盟者、庇護民（ズインミー）には同額と述べている。なぜならイブン・アッバースが伝えるところでは、アッラーの使徒が、ユダヤ人のクライザ部族とナディール部族に、ディヤを等しく全額としたとするハディースを支持しているからであるが、このハディースは信憑性に欠けているのである。シャーフィイー学派は、ユダヤ教徒、キリスト教徒のディヤは、ムスリムの3分の1であるとしている。

ちなみにマジ教徒は、800ディルハムとされている。

9－女性の血の代償（ディヤ）に関しては、男性の半分となることについては、相続分や証言能力が半分であることから同様に考えられ、法学者たちの意見は一致している。これはクルアーンではなくスンナで確定している。

また故意殺人については、男女とも斬首刑である。「生命に生命」「自由人に自由人」と第2章にある通りである。

衝突に関しては、シャーフィイー学派は「衝突された側に加害者からディヤが支払われる。」と述べている。ファーリシイーよれば衝突により両者が死んだ場合は、ディヤはそれぞれが半額になるとされている。一方、マーリク学派とアブーハニーファはそれぞれがディヤを必要とすると述べている。衝突といえば、船舶、自動車などの場合は、現在同様の扱いとなっている。

10 - 加害者が2ヶ月間の断食斎戒や、解放させる奴隷を見出し得ない場合については、それを金で換えることはできない。たとえ1日たりとも申し開きを訴えることはできない。これは法学者の意見の一致を見ている。もし女性が月経期にある場合や男女とも病気の場合、マーリク学派によると、訴えられない。アブーハニーファやシャーフイー学派の一部には、病気の場合訴えられるとされている。

11 - アッラーはクルアーンで故意と過失については述べているが、故意に準ずることについては述べていない。マーリク学派は、アッラーの書では故意と過失以外になく、故意に準ずることに付いては知らないと述べている。故意に準ずることについての3つの意見、

その1。アブーハニーファの意見、故意とは凶器によるものを言い、凶器でない杖、火やそれに準ずるものの場合は、故意に準ずることになる。

その2。アブーユースフの意見、殺害ではない場合それにあたる。

その3。シャーフイーの意見、殺害を意図せずに、殴ることを意図して死に至らしめた場合、結果として殺人を犯してしまった場合。

法学者たちは、殺人を犯した道具に対し故意、故意に準ずる、過失の証拠の根拠としている。なぜなら殺人者の意図は、道具による以外にはわれわれに伝わらないため、道具が意図の位置をもたらすのである。まず、殺人の状況、故意なのか過失なのか殺人者の意図を把握するための調査が必要である。

故意に準ずる殺人のディヤについては、意見が分かれている。

シャーフイー学派やマーリク学派は、故意に準ずる場合について、父親が子供を殺害した場合4歳の雌駱駝30頭、5歳の雌駱駝30頭、子を孕んだ雌駱駝40頭である。

アブーハニーファは、駱駝の種類を4つに分けて2歳の雌駱駝、4歳雌駱駝、5歳雌駱駝、1歳未満の雌駱駝をディヤ100頭分の内、それぞれを4分の1ずつとしている。

そのほかハナフィー、シャーフイー、ハンバル学派は、故意に準ずるディ

ヤは、父系の血縁者に課される。だが故意の場合は、課されない。それは犯罪者に課される。

故意殺人に贖罪は義務となるか。この問いに関しては、過失致死の場合贖罪は義務となる見解で一致している。しかし故意殺人の場合は見解が分かれている。なぜなら贖罪に類推はないためである。

クルアーンには、過失致死の贖罪について、意図なく罪を犯したための義務として明文がある。したがって過失については4大法学派すべてが贖罪を義務とすることで一致している。シャーフィイー学派は、故意、故意に準ずること、過失のすべてに義務としている。なぜなら故意殺人は過失致死よりも重いため、まず贖罪が義務とされていると説いている。

3－平和を求め、常に規範を確認すること

本文

(94) 信仰する者よ、あなたがたがアッラーの道のために、出勤するときは、(慎重に) 事態をみきわめ、あなたがたに挨拶する者に向かって、「あなたがたは信者ではない。」と言ってはならない。あなたがたは現世の生活上の消えやすい財貨を求めるが、アッラーの御許には、夥しい戦利品がある。以前あなたがたもそうであったが、アッラーは御恵みを与えられる。だから(慎重に) 行動しなさい。誠にアッラーは、あなたがたの行うことを熟知なされる。

解釈

- 1－急いて殺人に走ることをないように、規範を確認しなければならない。信仰告白する者の心や本心を明らかにする必要はない。それは人間のすることではない。
- 2－ウサーマ・ビン・ザイドは伝えている。「アッラーの使徒はわれわれを襲撃隊として派遣なさった。われわれが朝ジュハイナのフラカートに急襲したとき、わたしは1人の男を捕らえ、その男が『アッラー以外に神はない』と唱えたのも構わず槍で刺し殺した。そのことを思い出したのでわたしは

預言者に正直に報告した。すると預言者は『アッラー以外に神はないと彼は唱えたのか、それにも拘らずあなたは彼を殺したのか。』わたしはこれに対し『アッラーの使徒よ、彼は殺されるのを恐れてその信仰告白をしたのです。』と言った。しかし使徒は『あなたは心のそこからその告白がなされたのかどうかを知るために、彼の胸を切り裂いたのか』と言われ、何度もそのことばを繰り返された。」

またウサーマの伝えるところでは、「アッラーの使徒は、わたしのために三度アッラーに赦しを願った。そして言った。『奴隷を1人解放しなさい。』と。」信仰告白をした者には慎重に対処することがいわれている。

3—不信者に対する戦闘命令について、預言者は次のように言っている。

「私は、人々がアッラー以外に神はないと証言するまで戦うことをアッラーから命じられた。人々がそう証言した時、かれらの血と財産は私によって守られる。ただし法を侵した者は、その処置はアッラーにまかせられる。」

4—サラームを交わす挨拶、アッラーの外に神はなし。

イスラームの挨拶サラームを交わす者であれば、殺害を望んではならない。マリークの言うように、「わたしはムスリムである。」「わたしは信者である。」「礼拝をしている。」ということばで身を守るのは十分ではない。「アッラー以外に神はない」という言葉が重要なのである。

4—ジハードに奮闘する者と家に座っている者との比較

本文

(95) 信者の中、これと言った支障もないのに（家に）座っている者と、財産と生命を捧げて、アッラーの道のために奮闘する者に、座っている者より高い位階を授けられる。アッラーは、（信者の）それぞれに、良い報償を約束なされる。だがアッラーは奮闘する者には座っている者よりも偉大な報償を授けられる。

(96) 位階もお赦しも慈悲も。誠にアッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

解釈

- 1－富者は貧者に優っているという者に対し、正しい行いこそが重要であることを示している。
- 2－位階については、これを誇張、雄弁、強調表現と解釈する者や、アッラーがジハードに奮闘する者を優位にしていると解釈する者などさまざまであるが、数々の位階は来世の天国、地獄に用意されているのである。

5－弱き者たちのヒジュラ（移住、遷行）

本文

- (97) 自分自身を損なっているところを天使に召された人々に（天使は）言う。
「あなたがたはどうしていたのか。」かれらは（答えて）言う。「わたしたちは地上で弱く、痛めつけられていました。」その時から（天使）は言う。「アッラーの国土は広大ではなかったのか。あなたがたはそこに移り住めたではないか。」これらの者の住まいは地獄であろう。なんと悪い帰りどころであることよ。
- (98) 只（本当に）弱かった男女と子供たちは別である。かれらは（自ら避難する）手段を見出すことも出来ず、また道へも導かれなかった。
- (99) これらの者には、あるいはアッラーのお許しがあろう。アッラーは、罪障を消滅なされる御方、度々御赦しなされる御方である。
- (100) アッラーの道のために移住する者は、地上に広い避難所と、豊かさ（居住地）のあることを知るであろう。凡そアッラーとその使徒の許に、家郷から移り住み、その後（例え）死に捕らえられても、そのものの報償に就いて必ずアッラーが請け合われる。
- アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

解釈

この章句ではでイスラームに入信し、預言者に信仰を表明していたマッカの人々のことである。預言者がヒジュラした時、かれらは人々と共にマッカに留まった。そしてバドルの戦いの時になると、不信者と共に出征した。そこで啓

示が下った。

アッラーはヒジュラに尻込みする者たちを叱責している。なぜなら弱者の立場から脱却できるようヒジュラするよう導いたのである。しかしかれらは弱き存在であると言いつけたため、その言いつけは受けいれられなかったのである。

ヒジュラでマディーナへの途上、死んだ者の報償は、意思決定の純粋性と、アッラーへの信頼度の大きさゆえにアッラーの許で確かなものとなる。

初期イスラームにおけるマディーナへのヒジュラの重要性は、多岐にわたる。

1－宗教的迫害から逃れ自身の宗教を確立できる。つまり大罪に関わることなくあらゆる迫害から逃れ安全の地を捜し求めることができる。

2－宗教事項と諸規範のシャリーアを学べる。法学者のいない国に留まるムスリムに対し、ヒジュラすることで宗教諸学に出会える。

3－ムスリム国家の樹立、布教伝播、アッラーへの導きを守ることができる。
イブン・アラビーによれば、ヒジュラを以下のように述べている。

1－非イスラーム圏からイスラーム圏への脱出。預言者時代は義務であったが、同様のヒジュラは非イスラーム圏で迫害があるならば、復活の日まで義務として存続する。

2－ビドア（新説）の土地からの脱出。「わが啓示に就いて無駄なことに耽る者を見たならば、かれらが外の問題に変えるまで遠ざかれ。仮令悪魔があなたに忘れさせても、気付いた後は不義の民と同席してはならない。」（6章68節）

3－ハラールを望む者はハラームな土地からの脱出が義務となる。

4－体に危害が及ぶ場合からの解放。

5－不衛生な国における病気の恐怖がある場合、そこから遠ざかること。かつて預言者はマディーナが非衛生的になった時避難することを許した。人々は町が衛生的な状態になるまでそのようにした。と伝えられている。

6－財産に害が及ぶ場合。生命の神聖さと同様にムスリムの財産は神聖であ

るためのヒジュラ。など

6－旅先での礼拝の短縮と戦時の礼拝

本文

(101) あなたがたが地上を旅する時、もし信仰のない者たちに、害を加えられる恐れのある時は、礼拝を短縮しても罪はない。誠に不信者は、あなたがたの公然の敵である。

(102) あなたがかれら（信者）の中にあつて、かれらと礼拝に立つ時は、（まず）かれらの一部をあなたと共に（礼拝に）立たせそしてかれらに武器を持たせなさい。

かれらがサジダ（して第一のラカート「礼拝の単位」）を終えたならば、あなたがたの後ろに行かせ、それからまだ礼拝しない他の一団に、あなたと共に礼拝（の第二ラカート）をさせて（礼拝を終わり）、かれらに武器を持たせ警戒させなさい。

不信者たちは、あなたがたが武器や行李をゆるがせにする隙に乗り、一挙に飛びかかって襲おうと望んでいる。ただし雨にあい、またはあなたがたが病気の時、自分の武器をおいても罪はない。だが用心の上に用心しなさい。アッラーは不信者のために恥ずべき懲罰を備えられる。

(103) あなたがたは礼拝を終えたならば、立ったまま、また座ったまま、または横になったまま、アッラーを唱念〔ズィクル〕し、安全になった時は、（正しく）礼拝の勤めを守れ。

本当に礼拝には、信者に対し定められた時刻の掟がある。

解釈

ここでは「地上を旅する時」とあるように、旅先での礼拝の短縮と戦時の礼拝について説かれている。法学派によっては、意見の相違があり、短縮について意見が分かれている。ハナフィー学派のある者はアーイシャの伝えた伝承に従い、2ラクアずつ行うことを義務としている。クルトビーは、これは旅を終

えた場合のこととしている。他の者たちは、平時4ラクアが旅に出れば、その半分の2ラクア。戦時は1ラクアであるとしている。マーリク学派は、短縮の礼拝はスンナとしている。シャーフイー学派とハンバル学派は、短縮か否かは選択権があるとしている。「礼拝を短縮しても罪はない」とあるが、いずれが好ましいのか？

マーリク学派は選択権を認めているもののマーリク自身は、短縮が相応しいとしている。ハンバル学派は短縮が好ましいとしている。なぜなら預言者がそれを固執していたためとしている。

ハナフィー学派は96km3日間の行程が短縮となる。

その他は夜の行程ではなく日中の2日行程、89kmとなっている。

巡礼、ウムラ、ジハード以外に短縮はないとしたイブン・マスウードらがいたが、商用などによる場合も短縮されることは合法である。

旅に出て何時が短縮となるのか。大方の法学者は、住処を出なければ短縮はないとしている。「地上を旅する時」とあるにも拘らず、在宅で2ラクアしかしない者がいたようである。

さて具体的には礼拝の準備（イフラームの状態）が整ったならば、短縮の礼拝のニーヤ（意思決定）をして礼拝をはじめるのである。

滞在（旅の）期間について、意見が異なる。マーリク、シャーフイー、ハンバルそれぞれの学派は4日。さらにハンバル学派は、短縮を21回まで。ハナフィーは15日とされている。

戦時の礼拝のキブラが敵になることもある。イブン・アラビーは、預言者は24回行ったとしているが、イマームハンバルは回数 of 伝承を知らないとしている。

ウスファーンでの戦時礼拝を例に。イマームだけが2ラクアを行い、マアムーンたちはそれぞれ1ラクアで入れ替わり、礼拝者と背中合わせに立ち敵と向かい合った。とのことである。

特殊な礼拝で言えば騎乗のままでの礼拝などがあるが、これは、任意の礼拝とされている。

7—事態にひるまず戦うことへの喚起

本文

- (104) あなたがたは、敵を追うことに弱音を吐いてはならない。あなたがたが苦難に陥った時は、かれらもまた同じように苦しんでいる。しかもあなたがたは、アッラーからの希望が持てるが、かれらにはない。アッラーは全知にして英明であられる。

解釈

「あなたがたがもし損傷を被っても、相手方もまた同様の打撃を受けている。われは人間の間に（種々の運命の）こんな日を交互に授ける。」（3章140節）

上記とこの明文の二つの節は、戦いにおける特別の節である。戦場における忍耐、敵に挑むこと、弱気と弛み、熱意決心の物憂いを避けることが説かれる。

ムスリムにはアッラーからの勝利と報償が与えられる特権がある。敵にはそれがない。なぜならアッラーを信じないし、何もアッラーに望まないためである。したがってムスリムは、彼らと戦うことが望まれる。アッラーは信者たちのあらゆる物事状況を熟知される。

8—真理と揺るぎなき公正に基づく裁き

本文

- (105) 誠にわれは、真理をもってあなたに啓典を下した。これはアッラーが示されたところによって、あなたが人びとの間を裁くためである。あなたは背信者を弁護してはならない。
- (106) アッラーの御赦しを請いなさい。アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。
- (107) 自らの魂を欺く者を弁護してはならない。アッラーは背信して罪を犯す者を御好みになられない。
- (108) かれらは人に（その罪を）隠せるが、アッラーに隠し立てすることは

出来ない。夜中にかれの御喜びになられないことを、策謀する時でも、かれはかれらと共においでになられる。誠にアッラーは、かれらの行う一切のことを御存知であられる。

- (109) これ、あなたがたは現世の生活の上でかれらのために弁護している。だが誰が、復活の日に、かれらのためアッラーに弁護出来よう。また誰が、かれらの事の保護者となろうか。
- (110) 悪事を行い、また自分の魂を損なっても、直ぐにアッラーの御赦しを請うならば、アッラーが寛容で慈悲深くあられることが分かるであろう。
- (111) 罪を稼ぐ者は、自分の身にそれを稼ぐだけ。アッラーは全知にして英明な御方であられる。
- (112) 過失または罪を犯して、これを潔白な者のせいにする者は、虚偽と明白な罪を負う者である。
- (113) もしあなたに対する、アッラーの恩恵と慈悲がなかったならば、かれらの一派は、あなたを迷わそうと企んだであろう。だがかれらは只自分自身を迷わせただけ、少しもあなたを損なうことは出来ない。アッラーは啓典と英知とを、あなたに下し、あなたが全く知らなかったことを教えられた。あなたに対するアッラーの恩恵こそ偉大である。

解釈

- 1 アッラーが教え啓示した真理と公正に従い人々を裁く預言者の裁決権について説かれる。啓示の背景には次のような出来事があった。
- 2 アッラーはトゥウマ・イブン・ウバイリクとその協力者を叱責している。彼にはビシュル、バシール、ムバッシルという3人の兄弟がいて、甥のウサイル・イブン・ウルワが仲間となり一緒に盗みを働いたのである。彼は夜、リファーア・イブン・ザイドから鎧と食料を盗みザイド・イブン・アッサミーンというユダヤ人の家に隠した。出来事のこと。
- 3 アッラーが示されたところとは、預言者がその法（シャリーア）にもとづき裁く法のことで、明文で示されるが、ここでは預言者に適法が任されている類推に当たるとされている。

4－反逆や罪に対する悔悟について110節を参照。

5－112節は、29章13節にも「だがかれらは自分の重荷を負い、その上（外の）重荷をも負うであろう。」とあるように、罪が倍加されると説かれる。

第6回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第110節～131節

四 戸 潤 弥

日 時 平成20年12月20日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

内容目次

正義と公正に基づく裁き：110～113節

謀議と、神の使徒に対する敵対行為を行う者たちや、篤信者たちの道を歩まない者たちの結末：114～115節

唯一神アッラーと他の神々に対する崇拜、悪魔と悪、篤信の善行の報償：116～122節

天国の報奨は願いだけでは得られないこと、悪行と善行の報奨：123[^]126節
女の遺児、妻の権利放棄、夫婦関係悪化の修復、妻たちに対する夫の公正：127～130節

宇宙における王権の真実・力の完璧さ、現世の正義、そしてムジャーヒド（イスラームの求道者）の来世：131節

110～113節： テーマ 正義と公正な裁き

本文：(110) 悪事を行い、また自分の魂が朽ちても、直ぐにアッラーの御赦しを請うならば、アッラーが寛容で慈悲深くあられることが分るであろう。(111) 罪を稼ぐ者は、自分の身にそれを稼ぐだけ。アッラーは全知にして英明な御方であられる。(112) 過失または罪を犯して、これを潔白な者のせいにする者は、虚偽と明白な罪を負う者である。(113) もしあなたに対する、アッラーの恩恵と慈悲がなかったならば、かれらの一派は、あなたを迷わそうと企んだであろう。だがかれらは只自分自身を迷わせただけで、少しもあなたを損

うことは出来ない。アッラーは啓典と英知とを、あなたに下し、あなたが全く知らなかったことを教えられた。あなたに対するアッラーの恩恵こそ偉大である。

啓示理由

トゥアマ・ビン・ウブリクの鎧窃盗事件裁判が啓示の理由となった。

アンサーリー（メディナ住民でイスラームに入信したムスリムで語義は「支援者」）の一人トゥアマ・ビン・ウブリクが叔父の鎧を盗んだ。盗難に遭う前、叔父は鎧を製粉櫃に隠していたために鎧には製粉が塗（まぶ）すように付着していた。トゥアマは盗んだ鎧をユダヤ人ザイド・ビン・サミーンの許に隠した。トゥアマ宅が搜索されたが盗まれた鎧は発見できなかった。トゥアマは神に誓い、「盗っていない、何も知らない」と嫌疑を否定し、白を切った。鎧から零（こぼれ）落ちた粉が道筋を示すように続いており、ユダヤ人の家で切れていた。搜索人たちはトゥアマにその粉を見せ、ユダヤ人の目撃証言を示したが、トゥラマは盗みを否定した。トゥアマの一族は謀議して彼を弁護することに決めた。事件の審理を預言者ムハンマドに託すように言った。預言者ムハンマドは、トゥラマを弁護する一族の言を受け入れ、ユダヤ人の手を切断するように裁決を下した。事態がこのように進展を見せた時に啓示が下り、トゥラマの犯行が発覚した。トゥアマはメッカへと逃亡を図り、預言者ムハンマドとムスリムたちに反逆、イスラームから離脱した。逃亡先の家で壁が崩れ落ち、下敷きになってトゥアマは死亡した。

解釈

1. 偽善者のムスリムたちの警告：ジハード（聖戦）への準備を怠ってはいけ
ないが、裁きが宗教の違いによって行われるようなことがあってはなら
ない。信仰篤いムスリムは正義、衡平を持って裁判を行い、特定の者とたち
と謀議して、正義を曲げることに加担して判断してはならない。
2. 事件審理について：偽証によって事件を審理してはいけない。ムスリム、
非ムスリムに対して不正義を行ってはいけない。
3. 預言者ムハンマドへの啓示：唯一神アッラーは預言者ムハンマドに対し、

人々を裁くにあたっては、正義、衡平（公平）を持って行い、特定グループに肩入れしていけないことは勿論だが、裁判は証拠によって判断するので誤審が生じることはあるので、謀議して正義を捻じ曲げるような者たちには警戒しなければならない。

4. 非ムスリムに対して不正義（間違った裁き）を行ってはいけない。
5. 謀議によって預言者ムハンマドが騙される事態に至ったので、唯一神アッラーは預言者ムハンマド対し、啓示された御言葉によって裁くことを命じ、また裁きの法を教えた。その方法とは、御言葉が見出せない場合、あるいは明言で示された御言葉がない場合には、法に基づいて審理を尽くし（イジュティハード）、唯一神アッラーの法（シャリーア）によって裁くよう命じている。訴訟人も被訴訟人であれ、偽証者を利することがあってはならない、権利のある人の権利を十分に回復しなければいけない。訴訟においては、係争当事者の主張の力を十分検討して、審理を尽くすことが大事であり、思慮を欠いて裁定してはいけない。
6. イジュティハード（イスラーム法に十分に精通した者が、法解釈法を駆使して法判断を導きだすために努力すること）：イスラーム基礎法学者たちは、預言者ムハンマド自身がイジュティハードを行っていたことを、この啓示を根拠として主張している。預言者の言葉として、「私は普通の人間でしかない。私は（唯一神アッラー）から聞いた（御言葉）ことによって裁く。あなた方の中で、誰かの主張に加勢し、私とその者に与して裁くこともあるだろう。しかし私がムスリムに与して裁きを行ったなら、それは煉獄の火に等しい。」
7. 預言者ムハンマドのイジュティハードについて
 預言者の裁きにも誤審は起こりうるが、その誤審は誤審のままであり続けることはがないことが、ここでの啓示で明らかにされている。預言者ムハンマドが誤審を行った時には、御言葉が下り、真実が必ず明らかにされたことを伝えている。

また裁きでないが、バドルの戦いの捕虜の扱いで、預言者ムハンマドは身

代金受領の判断を行ったが、それに対して啓示（御言葉）が下り、それが間違いであったことが明らかにされた。

8. 誤審に関して

預言者ムハンマドは誤審に関して、偽証に騙されて判断し、ユダヤ人の無実を確定できなかったと唯一神アッラーに許し乞うた。

114～115節：謀議と、神の使徒に対する敵対行為を行う者たちや、篤信者たちの道を歩まない者たちへ懲罰

本文：(114) かれらの秘密の会議の多くは、無益なことである。ただし施しや善行を勧め、あるいは人びとの間を執り成すのは別である。アッラーの御喜びを求めてこれを行う者には、われはやがて、偉大な報奨を与えるであろう。(115) 導きが明らかにされたにも拘らず、使徒に背き、信者の道ではない道に従う者には、かれが転向したいままに任せ、結局かれは地獄に入るであろう。何と悪い帰り所であることよ。

解釈

1. トゥアマ事件で偽証し、正義を隠す者たち

謀議をして真実を隠そうとしても、唯一神アッラーに対しトゥアマ事件の真相を隠すことはできない。人々が協力すべきことは、積善と施しであって、預言者ムハンマドの誤審と、信仰篤きムスリムの道を邁進しないことは、罪であって、その来世での報いは煉獄の業火であることを述べている。

2. 偽証者たちの主張

トゥアマの加勢して偽証を行う者たちが口数多く主張しても何一つ良いことなどない。

3. 善行と積善の例

- 1) イスラームの道を邁進し、助けを必要とする人たち、貧者、困窮者を助けること
- 2) イスラーム法の根幹である健全な常識と公共の利益が見出せる形で、人々と付き合うこと

3) 諍（いさか）いや、紛争当事者たちの和解を目指しての仲裁行為

4. 根拠なき仲間内での談義

人々は農業、商業、工業などの分野で生計を立て、社会生活を営んでいるが、それを円滑に行うためにコミュニケーション（会話）は必要である。この啓示で非難されている会話は、そのような会話ではなく、根拠のない悪意の会話や謀議である。それらは罪である。

預言者は謀議のついては定義し、「罪、それは人の心に囁（ささや）かれるもの、胸のなかで繰り返し眩（眩）かれ、それを他人が覗き知ろうとすることを嫌うものである。」がある。これが謀議の性質であるとしている。

5. 陰徳は推奨行為

「陰徳は善行である。お前たちが陰徳をなさそうとするなら、仲間内で秘密裏に事を図り、貧しい者たち施しを行うのであれば、それはお前たちにとって良いことである。それによって、お前たちが犯した罪を幾分かは許されるだろう。真実、唯一神アッラーは、お前たちの行うことを知り尽くしておられる。」（聖典クルアーン 2章 271 節）

この啓示は秘密裏に相談しあうことの是非は内容によるものであることを示している。陰徳行為は推奨される行為である。

6. 唯一神アッラーの御許で報償を願うこと

唯一神アッラーが良しとされることを願い、その御命に服従し、誠心誠意であれば、報奨は大きいとされる。

- * 発表者：しかしながらこうした行為は唯一神アッラーの御許では報奨があるということは、その行為を行ったムスリム自身のためであり、唯一神アッラーのためでもなく、ましてや他人のためでもないことの自覚は必要であろう。

「ジハード（聖戦、あるいは神の道）を邁進する者は自分のために邁進するのである。なぜなら唯一神アッラーはすべての非創造物の一切の助けを必要としないほど豊かであるからである。」（蜘蛛の巣の章6 節）

「善行を行う者は自分のために行うのである。」（聖典クルアーン ファッスラトの章 46 節）

善行を行った者は、それら報奨となって善行者に戻ってくるのであり、唯一神アッラーは僕（しもべ）たちのあらゆる行為の助けを必要としないほど豊かである。

116 ～ 22 節 : 唯一神アッラーと他の神々に対する崇拜、悪魔と悪、篤信の善行の報償

本文：(116) 誠にアッラーは、(何ものをも) かれに配することを御赦しにならない。だがその外のことは、御心に適えば御赦し下される。凡そアッラーに同位の者をあげる者は、確かに遠く（正道から）迷い去った者である。(117) かれらはかれを差し置いて、女の像に祈っている。それは反逆した悪魔に祈っているにすぎない。(118) アッラーはかれ(悪魔)を見限られた。だがかれは言った。「わたしはあなたのしもべの中、相当の部分の者をきっと連れさるでしょう。(119) またわたしはきっとかれらを迷わせて、その虚しい欲望に耽らせ、またかれらに命じて家畜の耳を切り、アッラーの創造を変形させます。」誰でもアッラーの外に悪魔を友とする者は、必ず明らかな損失を被るのである。(120) (悪魔は) かれらと約束を結び、虚しい欲望に耽らせるであろう。だが悪魔の約束は、欺瞞に過ぎない。(121) かれらの住まいは地獄である。かれらはそれから逃れる道を、見いだせない。(122) だが信仰して善い行いに励む者は、われはやがて、川が下を流れる楽園に入らせ、永遠にその中に住ませよう。アッラーの約束は真実である。誰の言葉がアッラーのそれよりも真実であろうか。

解釈

1. 多神崇拜の罪：唯一神アッラーは、同位の別の神（実在、不実在の観点ではなく）を崇拜することをお許しにはならない。例え、それが一つで、二神崇拜であってもお許しにはならない。

2. 多神崇拝の罪とそれ以外の罪：多神の罪以外の罪についてはお許しになり、懲罰を与えないこともありうる。多神崇拝の罪を犯した者は正しい、導きの道を外れて、迷路に深く入り込んでしまい、遠くへと行ってしまった。正道を外れてしまった。一度は正道を歩んでいたこともあったのに、今では自分自身を滅ぼし、現世と来世において喜びの報奨を何一つ受けることができなくなってしまった。現世と来世の幸福を得る機会を逸してしまった。なぜなら多神の罪を犯した者は正常な知性を失い、純粹無垢な心を穢し、唯一神アッラーに対し、実在しないものを同列に置いて崇拝しているからである。
3. 多神教の罪以外の罪：多神教の罪以外の罪に関して言えば、唯一神アッラーはお許しになることがあるというのは、なにがしかの信仰の光が消えずに残っており、悔悛の可能性があるからだ。
4. 多神教徒たちに対する立場：イスラームが到来した当時、アラブの部族たちは多神教徒であって、各部族の夫々の偶像を崇拝していた。その偶像にはラート、あるいはイッザといった名称の女神もいた。また天使たちを唯一神アッラーの娘たちと呼んでいた多神教徒たちもいた。実際、彼らが崇拝したいのは、彼らの胸に悪行を誘う悪魔に屈してしまったからに他ならない。
5. 多神教徒たちへ降りかかるアッラーの呪い：唯一神アッラーは多神教徒を呪う
唯一神アッラーの呪いが多神教徒に降りかかるとの意味は、多神教徒たちは唯一神アッラーの御許から追放され、慈悲や恩恵もないほど遠くへ遠くへと追いやられるということ。多神教徒は悪魔の囁きにより正道を踏み外し、悪行、腐敗、不正行為を自ら行い、他の人々をも惑わし、相手を巻き込んで低俗で下品で、卑猥な人種に成り下がる。
6. 被創造物を変形させることは悪魔の命令：唯一神アッラーは全ての創造し、同時に夫々に本能を植え付けた。家畜の耳を切って偶像に供することなどは被創造物の外見を変形させことである。また本能として植え付けられた

唯一神信仰を変形させることである。それらは悪魔が命じたことである。

7. 多神教徒たちの末路：多神教徒たちは悪魔に惑わされた者たちであり、来世で末路は地獄である。

123～126節：天国の報奨は願いだけでは得られないこと、悪行と善行の報奨

本文：(123) これはあなたがたの妄想によるものではなく、また啓典の民の妄想でもない。誰でも悪事を行う者は、その報いを受けよう。アッラーの外には、愛護し援助する者も見いだせない。(124) 誰でも、正しい行いに励む者は、男でも女でも信仰に堅固な者。これらは楽園に入り、少しも不当に扱われない。(125) アッラーに真心こめて服従、帰依し、善い行いに励み、イブラーヒームの純正な信仰に従う者以上に優れた者があろうか。アッラーは、イブラーヒームを親しい友にされたのである。(126) 凡そ天にあり、地にある凡てのものは、アッラーの有であり、アッラーは凡ての事を、包含なされる。

解釈

1. 実践が伴わない信仰心や願望には良き報奨はない

唯一神アッラーが命じたことは、願ひ縋りつくことでない。また単に啓典の民に属することでもない。良き報奨は行いによってのみ得ることができるのだ。ムスリムにとっても、非ムスリムにとっても、単なる願望や縋りついでただでは何一つ良い結果が生まれない。教訓として心に刻むことは、唯一神アッラーに服従し、預言者が歩んだ正しい道を歩み、イスラームの法に従って生きることである。

2. イブラーヒーム（アブラハム：（ ）は旧約聖書表記）について

唯一神アッラーはイブラーヒームを選び、彼の生来の性格、信仰心、知性、清心、唯一神についての完璧な知識、偶像崇拜者たちや多神教徒たちとの戦いにおける決意と決断力の強さ、それは完璧な信仰心を貫き通すことを第一とする心を評価した。彼は悪魔の最大の敵であり、比喩として唯一神アッラーの友人と言われた。

127～130節：女の遺児、妻の権利放棄、夫婦関係悪化の修復、妻たちに対する夫の公正

本文：(127) かれらは女のことで、あなたに訓示を求める。言ってやるがいい。「アッラーは、かの女らに関しあなたがたに告げられる。また啓典の中でも、あなたがたが、所定のものを与えず、娶ろうと欲する女の孤児に関し、また哀れな子供らに関し、更にあなたがたが孤児を公正に待遇しなければならないことに関し、あなたに読誦されたこと（を思え）。あなたがたが行うどんな善いことも、アッラーは深くそれを知っておられる。」(128) もし女が、その夫から虐待され、忌避される心配があるとき、兩人の間を、和解させるのは罪ではない。和解は最もよいことである。だが人間の魂は、貪欲になりがちである。もしあなたがたが善行をし、主を畏れるならば、誠にアッラーは、あなたがたの行うことを熟知なされる。(129) あなたがたは妻たちに対して公平にしようとしても、到底出来ないであろう。あなたがたは（そう）望んでも。偏愛に傾き、妻の一人をあいまいに放って置いてはならない。あなたがたが融和し、主を畏れるのならば。誠にアッラーは、度々赦される御方、慈悲深い御方であられる。(130) 仮令かれらが離別しても、アッラーは恩沢を与えられ、兩人を仕合わせになされる。アッラーは厚施にして英明な御方であられる。

解釈

1. 啓示の扱う問題：1. 遺児女子に関する規定：婚姻、親戚、相続、婚戚についての規定、2. 妻の権利、夫の権利、両者間の紛争仲裁、3. 妻たちの間の平等：愛情の平等は人間の本性から不可能で、物質的、財政的な平等、4. 離別、離婚された元妻と元夫に対する唯一神アッラーの恩寵、5. 女性の権利（相続、夫に対する権利（扶養請求権（扶養は夫に対する債権））、夫婦間の身分をめぐる権利関係、遺児の権利など。
2. 女性の権利の規定。それらには相続権、婚姻契約関係から生じる財に関する権利、身分に関する権利などである。また妻の扱いには公正を旨とすること、仲良いこと、夫婦間の諍いの解決法などの正道を伝える。

3. 後見人と被後見人の遺児女子の規定：アラブ人たちの慣習的に行われていたことの一つに、孤児となった女子の後見人は、彼女が美しく、財産があると、自分がその女子と結婚して、彼女の美しさと財産を貪り、遺児の女子が醜く、相続財産もないことが分かると他人と結婚させるか、結婚させないまま生涯を送らせた。
4. イスラーム以前の婦女子相続権：イスラームは婦女子の相続権を明確にし、それを十分にするように命じた。
5. 夫婦関係：夫は強い立場にあり、妻が離縁を恐れ、夫婦関係が冷え切ること恐れると、妻は自分の権利を一部放棄したり、自分の財産を夫に与えたりした。また夫の暴力も恐れた。
6. 妻の離婚権買い取り：妻は夫が離婚してくれる代償に婚資（マハル）の額の金銭を支払うことで法廷離婚が認められている。妻への助言：夫婦関係修復のため、妻が権利を一部放棄し、夫に与えることは許されている。しかしそれも不可能であったなら離婚の選択も認められている。唯一神アッラーは離婚した男女にも恩寵を与えることを約束する。

131 節： 宇宙における王権の真実・力の完璧さ、現世の正義、そしてムジャーヒド（イスラームの求道者）の来世

本文：(131) 天にあり、また地にある凡てのものは、アッラーの有である。われはあなたがた以前に啓典を与えられた者、またあなたがた（ムスリム）にも、「アッラーを畏れよ。」と命じた。仮令あなたがたが信じなくても、天にあり地にあり凡てのものは、アッラーの有である。アッラーは、満ち足りておられる方、讃美すべき方であられる。

解釈

1. 唯一神アッラーと、天にあるもの、地にあるもの：唯一神アッラーは被創造物で、僕（しもへ）である人間に対し、自らを称賛し、天と地、そしてその中にあるものと全てを支配していること告げている。何ら制約もなしに、絶対的に、所有、創造、運用、僕（しもへ）である人間の前に聳（そび）

え立っている。

2. 一神教徒たちへの啓示：唯一神アッラーは、ユダヤ教徒たちや、キリスト教徒や、その他の者たちに、これまで命を発してきたが、この啓示の降りた当時のムスリムたちに向かって、その内容はおまえ達に命じているように、神を恐懼し、敬虔な僕（しもべ）であり続け、多神教のように唯一神アッラーの同列のものを配して崇拝しようようにと伝えてきたことを明らかにしている。
3. 唯一神アッラーは聳（そび）え立つ存在：唯一神アッラーの恩寵に背を向け、何も感じないで、その有り難さをも知らないからといって、そのような行為が唯一神アッラーに対し、何の影響を与えることがあるだろう、何か害を与えることができるかともいうのだろうか、それと反対に人間が唯一神アッラーに感謝し、恩寵を感じ取り、敬虔な僕（しもべ）になったとして、そのようなことが唯一神アッラーに何か益をもたらすことがあるかともいうのだろうか。唯一神アッラーは天地、そしてその中にあるもの全ての創造者であり、それら全ての中に聳（そび）え立つ存在であり、恩寵を与えるものであり、僕（しもべ）たちが平伏し、誠心誠意、恐懼し服従するのは当然であり、被創造物が何かを行う場合には、それが唯一神アッラーの御意に叶うことができるようにと希求するのが当然である。創造主である唯一神アッラーは被創造物が手を下すことも、助けることもできない。また感謝しても、それが何ら有益なことになることもないほど、豊かである。そのように聳（そび）え立つ唯一神アッラーが、この啓示が下りている民たちに先立ち、過去の諸国の民たちに命じたことを、同じように命じている。預言者ムハンマドが伝えている御命令も新しいものではない。昔から変わらない御命を伝えているのである。預言者ムハンマドと、彼が福音と警告を伝えようとしている民たちに限定して伝えているのではない。僕（しもべ）は唯一神アッラーを恐懼し、敬虔に仕え、御許で喜びを感じ、来世の懲罰を回避しなければならない。人間が唯一神アッラーに不信仰であったとしても、思ってみるがいい、天地、その中にあるものと全てのものが

唯一神アッラーのものであるのだから、そのような人間の不信があったとして、それが何だと言うのか。

4. 唯一神アッラーの怒り

唯一神アッラーの存在の真実を知ることもなく、預言者ムハンマドがその真実と御命を伝えているのに、預言者を傷つけ、苦痛を感じさせ、頑なに受け入れを拒否し、道を踏み外し外道に落ちた者たちに、与えられる懲罰は苛酷なものである。

第7回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第131節～152節

武藤英臣

日 時 平成21年1月24日

会 場 拓殖大学文京キャンパス

(1) 内容項目

1. 世界の大権はアッラーに属し、全能なアッラーは現世と来世での報酬を与える。【131～134節】
2. 裁きにおける公正性、アッラー、預言者、諸啓典を信じ証言を公正に【135～136節】
3. 偽信者の属性、その報い、信仰者との違い【137～141節】
4. 偽信者の別な状態、その刑罰、偽信者を保護者とするものの禁止【142～147節】
5. 悪い言葉を大声で叫ぶこと、その特例、善行を公然と、または密かに行う者：【148～149節】
6. 不信仰者と信仰者、それぞれの報い【150～152節】

(2) 解説と検討

1. 世界の大権はアッラーに属し、全能なアッラーは現世と来世での報酬を与える。

131節：天にあり、また地にある凡てのものは、アッラーの有である。われはあなたがた以前に啓典を与えられた者、またあなたがた（ムスリム）にも、「アッラーを畏れよ。」と命じた。仮令あなたがたが信じなくても、天にあり地にある凡てのものは、アッラーの有である。アッラーは、満ち足りておられる方、

讃美すべき方であられる。

132 節：天にあり、地にある凡てのものは、アッラーの有である。アッラーは凡ての事をぬかりなく管理される方であられる。

133 節：もしかれが御望みになれば、あなたがたを滅ぼし、外の民を招いてこられよう。誠にアッラーは、それをする御力を持っておられる。

134 節：現世の報奨を欲する者もあろうが、アッラーの御許には、現世と来世の報奨がある。アッラーは全聴にして凡てに通曉なされる。

解説：

1) アッラーは天と地にある全てのものを所有し、創造し、支配する。そのアッラーはあなた方以前の啓典の民（ユダヤ、キリスト教徒）にもあなた方に命じた事を命じた。それはアッラーの懲罰を畏れることである。

2) またあなた方と彼ら啓典の民に言った。「たとえあなた方がその命令に従わなくてもアッラーには天にあるものも地にあるものも全てアッラーに属するのである（ゆえにあなたがたの不信仰はアッラーに何の害も及ぼさない）」

3) アッラーはその本質において人々の信仰も助けも必要としない。また人が称賛しなくても讃えられるべきお方である。

4) 132 節は前節の繰り返しで始まり、アッラーの天と地における絶対的な権力を確認すると共にアッラーに対する畏れを求める。

5) アッラーは最高の保護者である。

6) 133 節は人々に対する警告であると同時に、当時の預言者に抵抗し迫害していた多神教徒への怒りでもある。もしアッラーが望めばあなた方を滅ぼし他の民族を持ってくることは天地を支配する者にとっては容易なことである。「もしもあなたがたが背き去るならば、かれはあなたがた以外の民を代りに立てられよう。それらはあなたがたと同様ではないであろう。」（47 章 38 節）

7) 現世での報酬のみを望むものは来世でのそれを受けられない。しかしアッラーは現世でも来世でも報酬を与える。例えばイスラームのために戦うものは戦争で得られる戦利品だけでなく来世での天国も望めば与えられる。これはイスラームが現世だけでなく来世での幸福へも導くものである事を示す。

「人びとの中には（祈って）、「主よ、現世でわたしたちに、幸いを賜わりますように。」と言う者がある。だがかれらは来世における分けまえを得られないであろう。

201. また人びとの中には（祈って）、「主よ、現世でわたしたちに幸いを賜い、また来世でも幸いを賜え。業火の懲罰から、わたしたちを守ってください。」と言う者がある。

202. これらの者には、その行ったことに対して分けまえがあろう。」（2章200-202節）

2. 裁きにおける公正性、アッラー、預言者、諸啓典を信じ、証言を公正に

135 節：あなたがた信仰する者よ、証言にあたってアッラーのため公正を堅持しなさい。たとえあなたがた自身のため、または両親や近親のため（に不利な場合）でも、また富者でも、貧者であっても（公正であれ）。アッラーは（あなたがたよりも）双方にもっと近いのである。だから私欲に従って、（公正から）免れてはならない。あなたがたがたとえ（証言を）曲げ、または背いても、アッラーはあなたがたの行うことを熟知なされる。

136. 節：あなたがた信仰する者よ、アッラーとかれの使徒を信じなさい。また使徒に下された啓典と、以前に下された啓典を信じなさい。およそアッラーを信じないで、天使たちと諸啓典とかれの使徒たち、そして終末の日を信じない者は、確かに遠く迷い去った者である。

解説：

135 節啓示理由：

イブン・アビー・ハーティムがアッサッデーの話しとして「ある時、一人の金持と一人の貧しい男が諍いをし、両人は預言者の裁定を求めにきた。貧しい男が金持ちへ悪事を働くことは無いと預言者は判断し、貧しい男の側に立った。すると『富者でも、貧者であっても公正であれ』とアッラーからこの啓示が下された」と伝えている。

1) 127～129節で孤児や寡婦を公正かつ正当に取扱う様命じている。ここでは対人関係の大原則を述べている。対人関係の公正性が欠如すれば社会は成立しない。社会の秩序を維持し個人の所有権を守るためには、公正で正当な取扱いが無ければ成り立たない。公正性は普遍的私権の根幹である。

2) 人びとに「公正に対処せよ」と神は命じている。「公正」はすべての人々のいかなる分野においても適用されなければならない。家族においては、使用者は被使用人に対し、為政者はその国民に対し、保護者は被保護者に対し、職員は仲間に対し、司法関係者はその職務においての対象者に対し、家の主は家族に対し、夫は妻や子供たちに対し対応や贈り物において公正に対処しなければならない。

3) 証言する際には、公正に正当に神の面前で恥ずかしくないよう、たとえ、その証言で自分の一番気に入りで可愛がり大事にしている人が不利になろうとも、公正に証言しなければならない。証言は事実究明にかかわる重要な事柄であるから。また、証言に際して、富者が富裕であることに気遣いを見せたり、貧者が貧困であることで特別な慈悲をかけるなどしてはならない。金持ちであることや、貧しいこと、それは神の手に任せ、証言者はその証言において、臆畏と寵愛、好き嫌いに関りなく、真実、公正、公平に証言しなければならない。

4) 「あなたがた信仰する者よ、アッラーのために堅固に立つ者として、正義に基づいた証人であれ。人びとを憎悪するあまり、あなたがたは（仲間にも敵にも）正義に反してはならない。正義を行いなさい。それは最も篤信に近いのである。アッラーを畏れなさい。」(5章:8節)と神が人々に命じているように、人は如何なる場合にあってても正義を悪に置き換えてはならない。

5) 「かれらのうちには、自分の舌で啓典をゆがめ、啓典にないことを啓典の一部であるかのように、あなたがたに思わせようとする一派がある。…」(3章78節)、「証言を隠してはならない。それを隠す者は、心を罪で汚すものである。」(2章283節)と神は述べている。

6) もしこれら命令が啓典の民に向けられたものとするなら、預言者ムハンマドに下されたクルアーンを以前の預言者たちが伝えた諸啓典と同様に信じな

さいという命令となる。これらの命令は「ユダヤ人に啓示された」という意見があり、その根拠は、イブン・アッバースやアル＝クルビーらが伝えるハディース「この節はアブドッラー・ビン・サラーム、アサド、ウサイド・イブン・アル＝カアブ、サアラバ・ビン・カイス、アブドッラー・ビン・サラームの妹の子サラーム、ヤミン・ビン・ヤミン等が預言者を訪ね『われわれは、貴方、貴方の書（啓典）、モーゼ、タウラートとウザイルを信じます。そしてこれ以外の預言者や諸啓典を我々は信じません』と伝えたとき、預言者は『否、アッラー、アヅラーの遣わした諸預言者、アッラーの啓典クルアーン、またアッラーがクルアーンの前に下した諸啓典をあなたがたは信じなければなりません』と答えた、すると彼等は『いいえ、私共は、それを行いません』と言った。そのとき、この節の啓示があった。預言者は『あなたがたはすべてを信じなければなりません』と語った。」

（訳者注）『ユダヤ人はウザイルを、アッラーの子であるといい、キリスト教徒はマシーフを、アッラーの子であるという。これはかれらが口先で言うところで、昔の不信心な者の言葉を真似たものである。かれらにアッラーの崇りあれ。かれらは（真理から）何と迷い去ったことよ。』（9章30節）

7）本節の表現で、「使徒に下された啓示」の「下された」という表現のアラビア語が「Nazzala」とあるのは、しもべ達のその時々我的生活状態や必要性に応じて預言者ムハンマドに少しづつ啓示されたという意味で、一度に全てのクノレアーンが下されたわけではないことを表す。一方、「以前に下された啓典を信じなさい」の「下された」は一度にすべての啓典が下したという表現の「Anzala」という言葉遣いで区別されている。これは啓示の下され方が二段階によっているからで、クルアーンの場合も一度に下されたという時は「Anzala」と表現している。「本当にわれは、みいつの夜に、この（クルアーン）を下した。」（97章1節）

8）神は信仰を命じたのち、不信仰者には次のように警告している：
神（アッラー）、その天使たち、あるいは一部の啓典、または一部の預言者たちを信じない者たち、或いは、来世を信じない者たちは、まさに導きの教えや

正しい道から逸れてしまった者たちである。

ユダヤ教徒やキリスト教徒のように、神の書、神の預言者達を区別し、一部の書と一部の預言者達を信じ、他を信じない、また認めない。一部を信じ、一部を信じないことは、全てを信じないこととなる。もし、神の預言者、その諸啓典を信じ、真実の信仰にあるならば、神の言葉を伝えるムハンマドを拒否することは出来ない筈である。

9) 本節は、人びとに関する統治や司法・裁きの根本は、公正を礎とすること、また証言に際し公正厳格を堅持することを表している。宗教の基本と正しい信仰は、神の全ての預言者たちと伝道者たちを信じ、神からの使徒たちを差別してはならないことを教えている。

10) 135 節は次の二つを明瞭に命じている；

(イ) 裁きにおいて恐怖・逸脱・逡巡・誤魔化し無しに公正を堅持し、公正に協力し合うこと。

(ロ) 証言に際し、真実かつ公正に証言すること。自身、両親、或いは近親者に関しての証言であっても真実かつ公正でなければならない。

3. 偽信者の属性、その報い、信仰者との遣い【137～141 節】

137 節：一度信仰した者が、やがて不信心になり、それから（再度）信仰してまた背信し、その不信心を増長させる者があるが、アツラーはかれらを決して赦されないし、かれらを（正しい）道に導かれることはない。

138 節：偽信者に告げなさい、かれらに痛烈な懲罰があることを。

139 節：信者たちを差し置いて、不信心の者を（親密な）友とする者がある。これらの者は、かれらの間で栄誉を求めるのか。いや、凡ての権勢はアツラーに属する。

140 節：啓典の中で、あなたがたに確かに訓戒した。もしアツラーの印が拒否され、または嘲笑されるのをあなたがたが耳にするならば、かれらが外の話に移るまでかれらと同席してはならない。あなたがたが（同席）したならば、かれらと同類になる。本当にアツラーは偽信者と不信心の者を、凡て地獄の中に

集められる。

141 節：（かれらは）あなたがた（の戦果）を待っていた者たちである。アッラー（の助け）によってあなたがたが勝利を得た時は、（あなたがたに向って）「わたしたちも、あなたがたと一緒だったではないか。」と言う。もしまた不信心者に有利な時は、（彼らに向って）「わたしたちは、あなたがたを優勢にしてやったではないか。わたしたちは信者（ムスリム）からあなたがたを守ってやったではないか。」と言う。アッラーは審判の日に、あなたがたを裁かれる。アッラーは信者たちに対して、不信心者たちの（成功する）道を、決して与えられない。

解説：

1)「わたしたちも、あなたがたと一緒だったではないか。」と言う。：これは「だから戦利品をわれわれにも分前を与えてください」の意味を含む。

2) 偽信者の二種類：

（イ）第一のグループ：

真実は偽信者であって表面的に信仰者を装い、そして不信心者に戻り、信仰者にならず

逝った者；この種の人間は、彼等の悔悟はなく、神は彼等を許さない。

（ロ）第二のグループ：

表面的に信者を装いながら不信心者と緊密に交流し続ける人種：この種の人間には痛

烈な懲罰があり、その罰は火獄である。

3) 信仰に入ること公言、入信し、それから不信心者に戻り、また信仰に入り、その後不信心者に戻り、不信心を声高に主張し、そして死んで逝く者。この種の人間に神の赦しは無く、報奨を得る導きへ行けない。

即ち、入信、背信の繰り返しで、不信心をより強くし、真実の信仰を理解する能力を失ってしまった。

4) 預言者ムハンマドよ！偽信者に警告しなさい。不信心者たちと仲良くしそれらと盟友関係を結ぶ偽信者たち、彼等の懲罰は痛烈なものであり、火獄が

待受けているのだと。

5) これら偽信者の特徴は、不信心者を後見人、支援者、協力者とすることである。信仰者を後見人とせず、あるいは信仰者の後見人を取止めて、(イスラームと非イスラームの戦いにおける)勝利が不信心者側に来ると考えたもの。アッラーが信仰者側に常にあり、最後の勝利は信仰者側にある、と偽信者たちは心にも思いつかなかった。

6) 次いで神は、真の信仰者と表面的な信者（偽信者）の全てに、アッラーの印（クルアーンの聖句）をあげつらって嘲笑する不信心者たちのマジユリス（会合の場）への参加を禁じた。これら不信心者達が別な話題に変える迄、彼等と同席することを禁じた。彼等とそのような席に同席することは、彼等の話を受容れることとなり不信心者の仲間や同類となるから。

このことはクルアーンの「わが啓示に就いて無駄なことに耽る者を見たならば、かれらが外の話題に変えるまで遠ざかれ。仮令悪魔があなたに忘れさせても、気付いた後は不義の民と同席してはならない。」(6章：68節)とある。

禁止の理由は、多神教徒達は彼等のマジユリスでクルアーンについて常に嘲笑、無駄話しをすることが多かったから。

マディーナ在住ユダヤ教の宗教学者達は、あたかも多神教徒のような振舞をしていた。

マディーナへ移住する以前から、イスラーム教徒は、マッカの多神教徒達のマジユリス（会合の場）への参加は禁じられていた。従って、ユダヤ教の宗教学者達のクルアーンに対する無駄話や嘲笑の場に参加していたムスリム者達は偽信者でしかない。出席していたムスリムは不信者の宗教学者と同じ類になっているから。

7) 悪事を目にして黙して語らないのは、犯罪者の仲間となったも同様である。

8) 神は、アッラーの印（クルアーンの聖句）を嘲笑する者達、偽信者と不信心者たち全ての懲罰は火獄であると述べている。物事に同意した者は誰でも、その罪を犯した者と同様な裁定となる。

9) 信仰者と偽信者との違い：アッラーは真の信仰者と嘘吐きの偽信者の裁定を最後の審判の日に下す。両者はそれぞれの行為に対し裁定され、真の信者は天国へ、偽信者は火（火獄）に入る。

10) もし、不信心者が信仰に入り、自身の赦しを請えば、以前の不信心時代は赦される。

その後、不信心に戻れば、最初に赦された不信心時代は許されない。

アブドッラー・ビン・マスウードの話としてムスリムが伝えている「人々が預言者に『預言者よ！我々が行った無明時代（イスラーム以前）の行為について罪に問われるか？』、預言者は『イスラームで善行を重ねていれば罪に問われない。だが、また不信心者に戻れば、

無明時代とイスラーム時代の両者を罪に問われる。』、別な経由で預言者は『イスラーム

となった後、不信心に戻る誰でも、最初と次も罪に問われる。』と。

11) 「一度信仰した者が、やがて不信心になり、それから（再度）信仰してまた背信し、その不信心を増長させる者がある」（4:137）これば“棄教”、“背信”を指し、かれのイスラーム時代に善行として積重ねた報奨の対象行為は全て無に帰す。

4. 偽信者の別な状態、その刑罰、偽信者を保護者とすることの禁止

142 節：誠に偽信者は、アッラーを欺こうとするが、かれはかえってかれらを欺かれる。かれらが礼拝に立つ時は、物憂げに立ち、人に見せるためで、ほとんどアッラーを念じない。

143 節：あれやこれやと心が動いて、こちらへでもなくまたあちらへでもない。本当にアッラーが迷うに任せられる者には、あなたはかれのために決して道を見いだしてやれない。

144 節：あなたがた信仰する者よ、信者の外に不信心な者を（親しい）友とし

てはならない。あなたがた自ら（不利な）、はっきりした証拠を、アッラーに差し出すことを望むのか。

145 節：本当に偽信者たちは、火獄の最下の奈落に（陥ろう）。あなたはかれらのために、援助する者を見いだせない。

146 節：だが悔悟して（その身を）修め、アッラーにしっかりと縋りきって、アッラーに信心の誠を尽くす者は別である。これらは信者たちと共にいる者である。アッラーは、やがて信者に偉大な報奨を与えるであろう。

147 節：もしあなたがたが感謝して信仰するならば、アッラーはどうしてあなたがたを処罰されようか。アッラーは嘉し深く知っておられる方である。

解説：

1）偽信者は愚鈍、無知、愚か、低俗な知能、精神異常、ベテン師ともいえるものである。彼等は信仰を詐欺師と同様に口で言い、腹の中は不信仰で満ち溢れている。

「かれらはアッラーと信仰する者たちを、欺こうとしている。（実際は）自分を欺いているのに過ぎないのだが、かれらは（それに）気付かない。…」（2章9～10節）とあるように、アッラーは決して偽信者たちに欺かれたり騙されたりしない。最後の審判の日にこれらの人間達は何と自分達が無知で愚かで愚鈍であったか思い知らされる。

2）「アッラーが一斉にかれらを復活させる日、かれらは（現世で）あなたがた（ムスリム）に誓ったようにかれに（ぬけぬけと信者であると）誓い、かれらは（これによって）来世でも何とかなると思っている。いやとんでもない。かれらは本当に虚言の徒である。」（58章18節）とあるように、まさしく何にも解ってない徒である。

3）来世において、人々の前にかれらは置き去りにされよう。信仰者に与えられると同様に、彼らにも光明が灯った道が示される。すると、直ちにその光明は消されてしまい、クルアーンの57章13～15節のようになる。「その日、偽信者の男女は、信者に言うであろう。『わたしたちを待ってくれ、あなたがたから光を借りたい。』（だがかれらには）言われよう。『後ろに引き返せ、そ

して光を求めなさい。』そこでかれらの間に壁が設けられる。そこに一つの門があるが、その内側には慈悲が、その外側には懲罰がある。(57:13) かれら（偽信者）は、『わたしたちは、あなたがたと一緒ではないか。』と叫ぶであろう。かれら（信者）は言うであろう。『そうだ、だがあなたがたは自分の誘惑に任せ、（わたしたちの没落を）待ち望み、（主の約束に）疑いを抱き、虚しい望みに欺かれているうちに、アッラーの命令がやって来るに至った。欺瞞者が、アッラーに就いてあなたがたを欺いたのである。(57:14) 今日となつては、あなたがたの身代金は受け入れられないであろう。また（明らさまな）不信者たちはなおのこと。あなたがたの住まいは地獄の業火である。それはあなたがたの友だ。何と悪い帰り所であることよ。』(57章：13～15節)

4) イブン・アッバースについて、ムスリムとアハマドが伝えるハディースは「アッラーが彼等を裁く最後の審判の日にムスリム達と一緒に歩めるようアッラーは光明を与えるが、彼等がその道にたどりついたときにはその光明は消えている。そして、真の暗闇の中に取り残される。これは次のクルアーンの節で説明されている：

「かれらを誓えれば火を灯す者のようで、折角火が辺りを照らしたのに、アッラーはかれらの光を取り上げられ、暗闇の中に取り残されたので、何一つ見ることが出来ないであろう。」(2章：17節)

5) 「かれらが礼拝に立つ時は、物憂げに立ち、・・・」即ち、礼拝に際し、のろのろと物憂げに、またその意図もなく、礼拝の真意を理解しない。これらは、偽信者たちの表面に現れる状態である。

6) 次いで、偽信者たちの腐敗した内面には“人に見せるためで、・・・”と真剣さに欠け、アッラーとの関係や敬虔な気持ちが一つもない。人に見せるため、礼拝は偽善的行為にすぎない。従って、人が見てない日の出前の礼拝、夜の礼拝は殆ど行わない。ムスリムとブハーリーの両ハディース集に：「預言者は『偽信者たちにとって非常に重く面倒な礼拝は、夜の礼拝と、日の出前の礼拝である。・・・』と言っている」。

7) 「ほとんどアッラーを念じない。」偽信者たちの礼拝とは、その実態は、

少しの礼拝のみで、誰一人見る者が居なければ殆ど礼拝しないのである。

8) 彼等、偽信者は、信心と不信心の間に揺れ動き、真の信者では無く、また実際の不信心でも無い。表面は信者で、内面が不信心で、信者に近付いたかと思えば、不信心者と仲良くなる。「閃く度にその中で歩みを進めるが、暗闇になれば立ち止まる。…」(2章2

0節)そして、信者たちに勝利があれば、我々は“協力した、我々に分け前を”と要求する。

9)「信者たちは、信者を差し置いて不信心な者を親密な友としてはならない。これをあえてする者は、アッラーから(の助け)は全くないであろう。だがかれらが(不信者)から(の危害を)恐れて、その身を守る場合は別である。アッラーは御自身を(のみ念じるよう)あなたがたに諭される。本当にアッラーの御許に、(最後の) 帰り所はある。」(3章28節)、「あなたがた信仰する者よ、ユダヤ人やキリスト教徒を、仲間としてはならない。かれらは互いに友である。あなたがたの中誰でも、かれらを仲間とする者は、彼等の同類である。アッラーは決して不義の民を御導きになられない。」(5章:51節)

10) イスラーム国において、一般戦に非ムスリム(ジンミー:保護民)が就任することは禁じられていない。預言者の教友達の時代サービア教徒アブー・イスハークがアッバース朝で大臣を務めていた。

11) 偽信者の罰としてクルアーンに現れる火獄は七層

- (1) ジャハンナム (ja h annam) 77 箇所
- (2) ラザン (lazan) 1 箇所 (70:15)
- (3) アル＝フタマ (al = hutamah) 2 箇所 (104:4), (104:5)
- (4) アッサイル (assa' ir) 16 箇所 (不定形8、定形8)
- (5) サカル (saqarun) 4 箇所 (54:48), (74:26), (74:27) (74:42)
- (6) アル＝ジャヒーム (al = jahiem) 25 箇所
- (7) アル＝バーウイヤ (al = haawiyah) 1 箇所 (101:9)

12) 偽信者の罰が不信者のそれよりも強烈な理由；

イスラームとムスリムへの嘲笑が加重されているため。この懲罰軽減の執り成しと救済者が居ない。

13) 偽信者の悔悟（過ちを悔いる）が受け入れられる4条件：

- (1) 以前の行為を後悔すること。
- (2) 偽信仰の汚れを落とす善行に努力すること
- (3) アッラーに楯り付き彼の啓典を勤厳に遵守し、その使徒を敬愛すること
- (4) アッラーに忠実忠誠を尽くし他の者を尊崇しないこと

14) 不信者の場合

唯一悔悟しイスラームに帰依すること

5. 悪い言葉を大声で叫ぶこと、その特例、善行を公然とまたは密かに行う者

148 節：アッラーは悪い言葉を、大声で呼ぶのを喜ばれない。だが不当な目にあった者は別である。アッラーは全聴にして全知であられる。

149 節：あなたがたが善い行いを公然としても、そっと隠れてしても、または被った害を許してやっても、本当にアッラーは寛容にして全能な方であられる。

解説：

1) 「本当にアッラーは・・・全能な方であられる。」：み力〔カディール〕は、語根〔qadara〕で、力、能力、勢力の意をもつ。人物の真価を評定する行為や力、また物事がある目的のもとに導き入れ、秩序だてる行為や力の意も含む。

2) 悪い言葉を大声で叫ぶことは、共同体の中に悪行や障害や亀裂を広め共同体の害毒と

なる。さらに、恨みや敵意を共同体内部に引き起こすこととなる。

3) 悪い言葉を聞かせることは悪行を行うに等しいこともある。

4) 悪い言葉を密かに喋ることは禁じられる。

5) 「信仰する者の間にこの醜聞が広まることを喜ぶ者は、現世でも来世でも、痛ましい懲罰を受けよう。あなたがたは知らないがアッラーは知っておら

れる。」(24章19節)

6) 例外的に、大声で叫ぶ者が被害者の場合は、その問題(被害⇔加害者)を為政者、裁判所、その他必要な官憲へ訴えることをしなければならない。被害者は自分の被害を黙って見過ごし諦めてはならない。

7) 自分の受けた害悪を加害者へ非難や悪口等で応酬してはならない。関係官庁へ必要な手続きを踏んで訴え、救済処置を講じてもらう。

6. 不信仰者と信仰者、それぞれの報い

150節：アッラーとかれの使徒たちを信じないで、アッラーとかれの使徒たちの間を、分けようと欲して、「わたしたちはあるものを信じるが、あるものは信じない。」と言い、その中間に、一つの路を得ようと欲する者がある。

151節：これらの者こそは、本当に不信者である。われは不信者のために恥ずべき懲罰を備えている。

152節：だがアッラーとその使徒たちを信じ、かれらの間に誰にも差別しない者には、われはやがて報奨を与えよう。アッラーは寛容にして慈悲深くあられる。

解説：

1) ユダヤ教徒はイエスとムハンマドを信じない、またそれぞれがもたらした啓典も信じない。

2) 不信者の中で使徒を信じない者に二つのグループがある。

(1) 全ての使徒を信じないグループ、(2) 一部の使徒を信じ、他を信じないグループ。

(1) は誰一人として使徒を信じないグループでこの人間は、預言者が神から与えられた使徒としての使命(nubuuwah)を信じない。これは、神の持つ神聖(holy または divine)とは異なる。

(2) は一部の使徒や預言者を信じ、他の預言者や使徒を信じない人達で、例えば、ユダヤ人はモーゼを使徒・預言者として信じる。キリスト教徒はモーゼ、イーサー(イエス)を信じるが最後の預言者、使徒ムハンマドを

信じない。

3) 上記2グループの罰は同様である。アッラーと預言者・使徒を信じることを分離／分割して行うことは出来ない。唯一神アッラーを信じる者は、アッラーからその時々共同体に遣わされた全ての預言者・使徒を信じなければならない。

●参考文献

1. 「日亜対訳・注解聖クルアーン」(宗) 日本ムスリム協会第8刷平成16年3月1日
2. 「アッタフスィール・アル＝ムニール」ワハハ・アッズヘイリイ著第9刷2007年版(ダマスカス)
3. 「アル＝ジャーミウ・リ・アハカーミ・／レクルアーン」アブー・アブドッラー・ムハンマド・ビン・アハマド・アンサーリイー・ア／レクルトビーイー ダール・ル＝キターブアラビー 1967年版(カイロ)

第8回タフスィール研究会報告 クルアーン第4章婦人章 第153節～176節

柏原良英

日 時 平成20年2月21日
会 場 拓殖大学文京キャンパス

(1) 内容紹介

- 1) 153節～159節：ユダヤ教徒の挑発
- 2) 160節～162節：ユダヤ人の不当さに対する結末
- 3) 163節～166節：使徒たちへの啓示の共通性とその意味
- 4) 167節～170節：不信者達の迷いとその結果
- 5) 171節～173節：クルアーンのイエス・キリスト
- 6) 174節～175節：クルアーン信仰への人々に対する呼びかけ
- 7) 176節：両親も子供もない者の相続

(2) 内容解説

1) ユダヤ教徒の挑発：153節～159節

153. 啓典の民はあなたが天からかれらに啓典をもたらすことを求める。かれらは以前に、ムーサーに対しそれよりも大きいことを求めて、「わたしたちに、アッラーを目の当たり見せてくれ。」と言った。そのような不正のために、かれらは落雷にうたれて死んだ。それから、明白な種々の印がかれらに下った後、かれらは牛牛を崇拝した。それでもわれはこれを許して明確な権威をムーサーに授けた。

啓示の背景：これはユダヤ人たちがムハンマドが真の預言者としての証明として、かつて彼らの預言者であるムーサーがアッラーから文字に書かれた啓典を

持って来たように、ムハンマドにも彼らの目の前で天に昇り彼の言葉が正しいことを証明する文字にされた啓典をもたらすことを要求したことによって啓示された。

啓典の民：ユダヤ教徒たちはムーサー（モーゼ）がシナイ山から啓典を彼らのところへ持って来たように、ムハンマドが彼らに啓典を下すよう要求する。これは彼らのアッラーと預言者の関係に対する無知の現れを示す。何故なら啓典を下すのはアッラーであって預言者ではない。 **かれらは以前に：**彼らの祖先は要求した。前文での『彼ら』とここでの『彼ら』は主語の内容が変わっている。これによりユダヤ人は今も昔も変わらないことを表す。彼らの要求はあなたに対するものよりもっと法外なものであった。それはアッラーを彼らの目で実際に見せろと言うものであった。だから彼らの要求は驚くことは無い。これは不信者達と同じ質問で、彼らはこのアッラーを目で見るという要求によりアッラーに限定された身体を想定するという不信仰に繋がるような無知を示している。 **そのような不正：**このような挑発や背信に対し彼らを罰した。「それからわれは戒めとして落雷によりかれらに死を与え、感謝させるために復活させた。」（2章56節）それでも彼らの預言者ムーサーに対する態度は変わらず、彼は様々な**印（奇跡）**を見せてもかつてエジプトにいた時代に慣れ親しんでいた子牛の偶像を担ぎ出す。「その時ムーサーはその民に告げて言った。「わたしの民よ、本当にあなたがたは、仔牛を選んで、自らを罪に陥れた。だからあなたがたの創造の主の御許に悔悟して帰り、あなたがた自身を殺しなさい。そうしたら、創造の主の御目にも叶い、あなたがたのためにもよいだろう。」こうして**かれは**、あなたがたの悔悟を受け入れられた。本当に**かれは**、度々許される御方、慈悲深い御方であられる。」（2章54節） **あなたがた自身を殺せ：**子牛を崇拜しなたった者達が崇拜した者を殺す。それから彼らを生き返らせ、彼らの改悛を受け入れ許した。 **明確な権威：**ムーサーに与えた奇跡。それはそれを持った者が明らかに人間では出来ない力を持つことを示すから。

ユダヤ人の契約違反

154. それからかれらと約束するに当たり、(シナイ) 山をかれらの頭上に持ち上げ、「謙虚にこの門に入れ。」とかれらに告げ、また「安息日の戒めに背いてはならない。」と言って、われはかたい約束をかれらからとった。

それから彼らがワジ（涸れ谷）にいる時で、ムーサーの持って来たタウラートの規則を守らないためアッラーは、彼らの上にシナイ山を動かし、それは天蓋のように今にも彼らの上に落ちてきそうなほどにしてそれに従うことを約束させた。「**われ**がかれらの上で天蓋のように山を揺り動かし、かれらがそれが自分たちの上に落ちてくると考えた時を思え。（その時**われ**は言った。）」「**われ**があなたがたに授けたもの（啓典）を堅く守り、その中にあることを銘記せよ。」（7章171節） **この門**：エルサレムの門。アッラーはムーサーと一緒にエジプトからやって来たユダヤ人にエルサレムにいる人を追い出してそこに入るよう命じた。しかしユダヤ人たちは、そこの住人が巨人で強大なのを知ると戦うことを恐れ、入ることを拒否した。そこで彼らは、40年間荒野をさまようよう命じられる。その間ムーサーは亡くなり、40年経った時改めてアッラーからエルサレムへ **謙虚に**：頭を垂れて従順な態度で、ヘッタ（主よ、戦わなかった罪を減らしてください。）と言いながら入るように命じられた。しかし彼らはこの命令に逆らって、髪の毛にヘンタ（小麦）と言いながら尻をむけて入った。クルアーン：「かれらに向ってこう仰せられた時を思え。「あなたがたはこの町に住み、勝手に自分の好むものを食べなさい。だが、『御許し下さい』と言い、頭を低くして門を入れ。**われ**はあなたがたの罪過を赦す。善いことをする者には、（報奨を）加えるであろう。しかしかれらの中で不義を行う者は、かれらに説明されたものを外の語に言い替え、不義を繰り返したので、**われ**は天から懲罰を下した。」（7章161、162節）「**安息日の戒めに背いてはならない**。」：土曜日は安息日として日常の労働が禁止された。これはダーウッド（ダビデ）によって言われた言葉。しかし彼らはそれを破りその日に漁をしてしまった。クルアーン：「海岸の町（の人びと）に就いて、かれらに問え。かれらが安息日（の

禁)を破った時のことを、魚群はかれらの安息日に水面に現われやって来ていた。だがかれらが安息日の禁を守らなかった時は、それらはやって来なくなったではないか。このようにわれはかれらを試みた。かれらが主の掟に背いていたためである。」(7章163節)

「またあなたがたは、自分たちの中で安息日の掟を破った者に就いて知っている、われはかれらに言い渡した。「あなたがたは猿になれ、卑められ排斥されよ。」(2章65節)

われはかたい約束をかれらからとった。：彼らが彼らの啓典をしっかりと守っていくこととイエスやムハンマドがやってくることを隠さない事の約束。

155. それなのに(主の不興を被って)かれらはその約束を破り、アッラーの印を信じないで、無法にも預言者を殺害し、「わたしたちの心は、覆われている。」と言った。そうではない。かれらが不信心なために、アッラーはその心を封じられた。だからかれらは、ほとんど信じない。

これは彼らがアッラーの怒りを被った大きな理由を上げる。それはアッラーとの約束を破ったこと、預言者たちの正当性を証明するアッラーの与えた奇跡を信じなかったこと、さらにザカリヤやヤヒヤーといった預言者を殺害したこと、そして自分達の心は覆われていて信仰が届かないと言ってうそぶいた事などである。それに対するアッラーの反論は、彼らがイーサーやムハンマドを受け入れなかったために彼の心をアッラーが封をして導きの光が僅かな者(アブドッサラームなどイスラームに入信した人)を除いて届かなくしてしまったのだ。

156. かれらは不信心のため、またマルヤムに対する激しい中傷の言葉のために、

この節も前節と同じユダヤ人がアッラーの怒りを買った原因を上げる。ここの

不信仰はイーサーと彼の啓典インジールに対するもので、またマルヤム対する彼らの言葉はひどい中傷で捏造である。

イーサー(イエス)の昇天

157. 「わたしたちはアッラーの使徒、マルヤムの子イーサー、マスィーフ（メシア）、を殺したぞ」という言葉のために（心を封じられた）。だがかれらがかれ（イーサー）を殺したのでもなく、またかれを十字架にかけたのでもない。只かれらにそう見えたまでである。本当にこのことに就いて議論する者は、それに疑問を抱いている。かれらはそれに就いて（確かな）知識はなく、只臆測するだけである。だが実際にはかれを殺さなかった。

前節に続く彼らの罪について、彼らはイーサーを殺したと主張する。**アッラーの使徒**：これは彼らがイーサーを馬鹿にして皮肉を込めて呼んでいる。**マルヤムの子**：クルアーンではイーサーは常にこう呼ばれるのは、彼を神の子と言うキリスト教徒に対する反論。しかし、真実は彼らが十字架にかけて殺したのはアッラーによって似せられた別人だった。**議論する者**：イーサーが十字架に掛けられたかどうかについて。確かな知識が無いために、憶測し疑っている。しかし真実は彼らは彼を殺さなかった。クルアーン：「**アッラー**がこう仰せられた時を思い起せ。「イーサーよ、**われ**はあなたを召し、**われ**のもとにあげて、不信心者（の虚偽）から清めるであろう。（3章55節）ここで言うあなたを召すとは、亡くさせるというアラビア語だが、ここでは眠りを意味する。同じ使い方として、クルアーン：「**かれ**こそは、夜間あなたがたの魂を召される方」（3章55節）つまり眠らせること。**実際には**：アラビア語は確信してとあり、文法的には3つの意味に解釈される。1. 彼らは確信をもってイーサーを殺さなかった。2. 彼（アッラー）がイーサーに対して確信して殺さなかった3. 確かな殺しかたで殺さなかった。

158. いや、アッラーはかれ（イーサー）を、御側に召されたのである。アッラーは偉力ならびなく英明であられる。

召された：上げた。肉体を持ったまま。ハディース：預言者はユダヤ人に「イーサーは死ななかった。彼は終末の日の前にあなたたちの所へ戻ってくる」と語った。キリストが十字架に架けられて死んだのは原罪の贖罪のためであると言う考えをイスラームはとらない。アードムは改悛しアッラーはそれを赦しているからである。クルアーン：「その後、アードムは、主から御言葉を授かり、主はかれの悔悟を許された。本当に**かれは**、寛大に許される慈悲深い御方であられる。」(2章37節)

159. 啓典の民の中、かれの死ぬ前にしっかりかれを信じる者は一人もいなかった。審判の日において、かれはかれらにとって（不利な）証人となろう。

かれの死ぬ前に：彼が誰を指すかで2つの解釈。1. 不信者。彼が死ぬ前までに真実が明らかにならないために信じられない。2. イーサー。彼は終末に再び地上に降りてくるから、彼を信じる者は嘘つきと言うことになるからこの解釈は無理がある。つまり彼（不信者）は自分が亡くなって初めて彼（イーサー）が預言者であることに気がついた。しかしその時はもう遅く、このことは審判の日、イーサーが彼らの不信仰を証言する。つまりユダヤ教徒に対しては彼を嘘つき呼ばわりしたこと、キリスト教徒に対しては彼を神の子としたこと。クルアーン：「わたしは**あなた**に命じられたこと以外は、決してかれらに告げません。『わたしの主であり、あなたがたの主であられる**アッラー**に仕えなさい。』（と言う以外には）わたしがかれらの中にいた間は、わたしはかれらの証人でありました。」(5章117節)

2) ユダヤ人の不当さに対する結末：160節～162節

160. あるユダヤ人の不義な行いのために、（もともと）合法であったよい（食べ）ものを、われはかれらに禁じた。（これは）かれらが多くの者を、アッラー

の道を妨げたためであり、

あるユダヤ人：子牛を崇拜した後で改悛したユダヤ人。 **不義な行い：**様々な契約違反や背信行為。この具体的な例は**アッラーの道を妨げたこと** **禁じた：**現世での罰として禁じられた。クルアーン：「律法（タウラート）が下される以前は、イスラエルの子孫が自ら禁じていたものの外、一切の食物はイスラエルの子孫に合法であった。」（3章93節）ムーサーに啓典が下されるまでは、イスラエルの民は自らが雌ラクダの肉と乳を禁じた以外すべての食べ物は許されていた。その後、多くのものが禁じられることになった。「ユダヤの（法に従う）者には、**われ**は凡ての爪のある動物を禁じた。また牛と羊は、その脂を禁じた。只背と内臓に付着し、または骨に連なった脂は、別である。これは、かれらの不正行為に対する応報で、われは本当に真実である。」（6章146節）**多くの者：**解釈書では多くの障害で。 **アッラーの道：**アッラーの教え

161. 禁じられていた利息（高利）をとり、不正に、人の財産を貪ったためである。われはかれらの中の不信心な者のために、痛ましい懲罰を準備している。

前節のユダヤ人の罪の具体例の続きで、**利息（高利）**をとること、**不正に、人の財産を貪る**ことを上げる。他の節ではクルアーン：「かれらは虚偽ばかりを聞き、禁じられた方法で貪る。」（5章42節）と表現されるくらい罪深い。これらの罪により、現世では許されていたものが禁じられ、来世においては**痛ましい懲罰（地獄）**が待ち受ける。 **不正に：**賄賂や詐欺などの方法で、

162. ただしかれらの中、確実な根拠のある知識を持つ者と信者たちは、あなた（ムハンマド）に下されたものと、あなた以前に下されたものを信じる者たち、礼拝の務めを守る者たち、定めの手を捨て、アッラーと終末の日を信じる者たち。これらの者には、われはやがて偉大な報奨を与えるであろう。

確実な根拠のある知識を持つ者：ユダヤ教徒からイスラームに改宗したアブドッラー・ビン・サラーム。ウサイド・ビン・サアヤ、サアラバト・ビン・サアヤ、アサド・ビン・ウバイドなど。**礼拝の務めを守る者たち：**文法的につながりが3つの可能性がある。1) あなたに下されたものを信じ、礼拝の務めを守る預言者たちを信じる。2) あなたに下され、礼拝を守る者たちに下されたもの。3) あなたと礼拝の務めを守る者たち以前に下されたものを、**偉大な報奨：**天国

3) 使徒たちへの啓示の共通性とその意味：163節～166節

163. 本当にわれは、ヌーフやかれ以後の預言者たちに啓示したように、あなたに啓示した。われはまたイブラーヒーム、イスマーイール、イスハーク、ヤアコーブおよび諸支族に（啓示し）、またイーサー、アイユーブ、ユヌス、ハールーンならびにスライマーンにも（啓示した）。またわれはダーウードにザブール（詩篇）を授けた。

この節の啓示された背景：ユダヤ人のアディーユ・ビン・ザイドが『我々はアッラーがムーサーの後人類に何かを啓示したということを知らない』と言った時に、この節が啓示された。**啓示(ワフユ)の種類：**1. イシャーラ(手まね)。「朝な夕な(主を)讃えなさい。」と手まねで伝えた。(19章11節) 2. イルハーム(靈感)「そこでわれは、ムーサーの母に啓示して言った。「かれに乳を飲ませなさい。(28章7節) 3. イルハーム・ガリーザ(本能的靈感)「またあなたの主は、蜜蜂に啓示した。「丘や樹木の上に作った屋根の中に巣を営みなさい。」(16章68節) 4. 秘密に知らせる。「それは、人間とジンの中の悪魔であって、そのある者が他を感激させ、はなやかな言葉で、唆し騙している。」(6章112節)

預言者たちに啓示したように、あなたに啓示した：預言者たちに対する啓示は本質は同じであるから、他の預言者を信じるならムハンマドも区別せずに信じるべきである。**ヌーフ：**預言者たちの先人で、人類の第二の父 **イブラー**

ヒーム：預言者たちの父、アッラーの友。**イスマーイール**：イブラーヒームの長男、アラブの祖先。**イスマーク**：イブラーヒームの息子、ヤアーコーブの父。**ヤアコーブ**：イスラエールとよばれユダヤ人の祖先。**諸支族**：ヤアコーブの子孫10氏族と息子のユースフの2氏族を加えて12氏族、それからムーサーと彼の兄ハールーン、そしてアイユブ、ダーウードと息子のスライマーン、そしてユヌスそれからイーサーの順に預言者がやってくる。イーサーが先に書かれているのはユダヤ教徒は彼を認めなかったから。

164. ある使徒たちに就いては、先にわれはあなたに告げたが、未だあなたに告げていない使徒たちもいる。そしてムーサーには、確かにアッラーは語りかけられた。

アッラーは8千人の預言者を各民族に遣わし、そのうち4千人はユダヤ人に送られた。**先にわれはあなたに告げた**：以前のマッカ啓示（6章84節～86節）

クルアーンに出てくる預言者の名前は25人。それ以外の言及されていない預言者たちはその遣わされた集団がはっきりしないから。クルアーンには全ての民族に使徒が遣わされたとする。「本当に**われ**は、各々の民に一人の使徒を遣わして「**アッラー**に仕え、邪神を避けなさい。」と（命じた）。」（16章36節）

その意義については「**われ**が、使徒たちの消息に就いてあなたに語ったことは凡て、あなたの心をそれで堅固にするためのものである。その中には真理と勧告、と信仰する者への訓戒がある。」（11章120節）とある。**確かにアッラーは語りかけられた**：ムーサーに対する優越性。確かにには仲介者なしに直接。しかしそれが人間に話すように口によって語られたのかどうかは分からない。これはクルアーンのほかの記述では啓示（ワフユ）と呼ばれる。「**アッラー**が、人間に（直接）語りかけられることはない。啓示によるか、帳の陰から、または使徒（天使）を遣わし、**かれ**の命令によって、その御望みを明かす（啓示する）。」（42章51節）

165. 使徒たちに吉報と警告をもたらせたのは、かれらの（遣わされた）後、人々に、アッラーに対する論争がないようにするためである。アッラーは偉力ならばなく英明であられる。

アッラーが使徒を送った理由は、**吉報**：天国と**警告**：地獄を伝えるためであり、人々に対する証明、権威となるため。もし預言者が遣わされなければ人は正邪の基準が決められないから。また言訳の出来ないように。「われがもしこれ以前にかれらを処罰して、滅ぼしていたならば、かれらは必ず、「主よ、何故あなたは、わたしたちに使徒を遣わされなかったのですか。そうすればわたしたちは、卑しまれ屈辱を被る前に、あなたの印に従ったでしょうに。」と言ったであろう。」（20章134節）

166. だがアッラーは、かれの御知識で、あなたに下されたもの（クルアーン）よって立証なされる。天使たちもまた立証する。本当にアッラーは、抜かりない立証者であられる。

この節の啓示された背景：ユダヤ人の集団が預言者のところにやって来た。そこで預言者は『私はアッラーに誓ってあなた方は私がアッラーの使徒であることを知っている』と言うと、彼らは「それは分からない」と答えた時に、この節が啓示された。**かれの御知識**：あらゆる現象でアッラーの知らないものは存在しない。そこにはアッラーの信者への望む知識がある。 **立証なされる**：ムハンマドの預言者性を明らかにする。**天使たちもまた立証する**：天使達もムハンマドに下された啓示の正しさや、確かにアッラーが啓示したことを証言する。**抜かりない立証者**：証言する者はアッラーだけで十分でそれ以上必要ではない。

4) 不信者達の迷いとその結果。：167 節～170 節

167. 信仰を拒否して、（人びとを）アッラーの道から遠ざける者たちは、確か

に遠く迷い去った者である。

前節まではムハンマドの預言者としての正当性をアッラーの証言やその下した啓示によって証明、確定した。ここではその預言者を受け入れないものたちへの警告が述べられる。**信仰を拒否して**：アッラーとその使徒とクルアーンを受け入れない。不信者全般と特に前節からの内容からユダヤ人たち。**アッラーの道から遠ざける者たち**：イスラームにそのものから人々を遠ざけることやムハンマドに従うことを邪魔をする。ユダヤ人のように預言者ムハンマドの出現を知らながらそれを隠すこと。その方法が人々に疑念を抱かせるようなことを言う。例えば『本当の預言者だったら、ムーサーのように一度に書かれた啓示を持って来るはずだ』とか『タウラートはもう確定したもので他の啓示によって変えられることはない』など。**迷い去った者**：真理に導かれない者。

168. アッラーは信仰を拒否して不義を行う者たちを決して赦されず、また（正しい）道に導かれることもない

この節で、不信者に対する判決を明らかにする。**不義を行う者**：信仰を拒否し前節のような信仰の邪魔をし、悪事を行い自らに対し罪を犯す者。**（正しい）道に**：良いものへ向う道。天国への道。

169. 地獄への道を行く外になく、永遠にその中に住むであろう。これはアッラーには、非常に容易なことである。

これは：この報い。**容易なこと**：アッラーはあらゆることが出来るお方だから。それは彼らの不信仰な行いがアッラーにとって取るに足らないことを示す。

170. 人びとよ、使徒は確かに主からの真理をもってあなたがたの許に来た。だからあなたがたは信じなさい。それがあなたがたのために最も良い。例えばあなたがたが信じなくても、本当に天と地の凡てのものは、アッラーの有である。

アッラーは全知にして英明であられる。

不信者に対する結果を明らかにした後、再び全ての人々にムハンマドの呼びかけに応えるように呼びかける。 **使徒：ムハンマド 真理：クルアーン 信じなさい：クルアーンを信じそれに従いなさい。**その信仰はあなたがたにとって良いものとなる。何故ならそれはあなた方を清め、現世と来世における幸福へ導くものであるから。 **信じなくても：**これは警告の条件文、応えは省略されているが、アッラーはあなた方の信仰を必要としないしあなた方の不信仰で害を受けることもない。害を受けるのはあなた方の方であるということが省略されている。何故なら**天と地の凡てのものは、アッラーの有であるから。**

5) クルアーンのイエス・キリスト：171 節～ 173 節

171. 啓典の民よ、宗教のことに就いて法を越えてはならない。またアッラーに就いて真実以外を語ってはならない。マルヤムの子イーサー・マスィーフは、只アッラーの使徒である。マルヤムに授けられたかれ（アッラー）の御言葉であり、かれからの霊である。だからアッラーとその使徒たちを信じなさい。「三（位）」などと言ってはならない。止めなさい。それがあなたがたのためになる。誠にアッラーは唯一の神であられる。かれに讃えあれ。かれに、何で子があろう。天にあり、地にある凡てのものは、アッラーの有である。管理者としてアッラーは万全であられる。

前節でアッラーはユダヤ教徒たちの誤りについて述べたが、ここではキリスト教徒たちの誤りについて述べる。**經典の民：**ここで呼びかけられている經典はインジール（福音書）で、特にキリスト教徒たち。 **宗教のこと：**あなたがたの宗教（キリスト教） **法を超える：**キリスト教がイーサーを預言者の立場から神の子と言う位置に持ち上げたこと。 **アッラーに就いての真実：**アッラーの唯一性。 **かれの言葉：**アッラーが創造を行う時に発する言葉（クン：有れ）イエスの存在も他の人と同様に神の言葉によって創造された。「かの女は

言った。「主よ、誰もわたしに触れたことはありません。どうしてわたしに子が出来ましようか。」かれ（天使）は言った。「このように、**アッラー**は御望みのものを御創りになられる。かれが一事を決められ、『有れ。』と仰せになれば即ち有るのである。」（3章47節）「**イーサー**は**アッラー**の御許では、丁度アードムと同じである。**かれ**が泥でかれ（アードム）を創られ、それに「有れ。」と仰せになるとかれは（人間として）存在した。」（3章59節） **かれからの霊（ルーフ）**：天使ジブリエルによって生命を吹き込まれた。クルアーン：「また**われ**はマルヤムの子**イーサー**に、明証を授け、更に聖霊でかれを強めた。」（2章87節）聖霊は天使ジブリエルのこと。キリスト教で言う三位一体（父と子と聖霊）を否定する。「**三（位）**」などと言ってはならない。：クルアーン：「**アッラー**は三（位）の一つである。」と言う者は、本当に不信心者である。唯一の神の外に神はないのである。」（5章73節）「また**アッラー**がこのように仰せられた時を思え。「マルヤムの子**イーサー**よ、あなたは『**アッラー**の外に、わたしとわたしの母とを2柱の神とせよ。』と人びとに告げたか。」かれは申し上げた。」（同章116節） **あなたがたのためになる。**：あなた方にとってより良いことになる言葉を言いなさい。『**アッラー**は唯一の神である』と。 **かれに讃えあれ。**：アラビア語でスプハーナッラーとは意味は**アッラー**はあらゆるものから離れているということで、ここでは**アッラー**に子供がいるというキリスト教徒の言う言葉。何故なら「**天にあり、地にある凡てのものは、アッラーの有である。**」からで、全てのものは**アッラー**の創造物であってその一部ではない。

管理者としてアッラーは万全であられる。：そのことを証言する他の神の言葉を必要としない。**マルヤムの子イーサー・マスィーフ**：イーサーがマルヤムの子と常に言われるのは、イーサーに父がいないことの確認とマルヤムが姦通したとのユダヤ人の中傷を封じるため。クルアーンでは女性の名前が明らかになることはマルヤム以外に無い。アラブの習慣では女性が名前を現すのは女奴隷で自由人の女性は名前を明かさない。これはマルヤムの**アッラー**に対する信仰を表すため。

172. マスィーフはアッラーのしもべであることを決して軽んじたりはしない。また（アッラーの）そばにいる天使たちもしない。かれに仕えることを軽んじ、高慢である者、これらすべての者をかれの御許に集められる。

軽んじたりはしない。：傲慢にならない、恥ずかしいことと思わない。 集められる：アッラーの審判を受けるために復活させられる。

173. だが信仰して善い行いに励む者には、かれは十分の報奨を与え、なおその恩恵を増して下される。だが軽んじて高慢な者には、かれは懲罰を科され、アッラーの外にはどんな守護も援助も見いだすことは出来ない。

十分の報奨：行った善行に対する過不足の無い同じだけの報奨。 懲罰を科され：自分達が犯した罪に合った以上のものは無い。 守護も援助：彼らの状況を改善する者も、彼らの懲罰を取り除く者もない。

6) クルアーン信仰への人々に対する呼びかけ：174 節～175 節

174. 人びとよ、あなた方の主から確証が既にあなたがたにもたらされたのである。われは明らかな光明をあなたがたに下したのである。

この節と次の節はこれまで述べてきたムナーフィク（偽信者）や多神教徒やユダヤ教徒やキリスト教徒などに対する結論として全ての人に対する呼びかけになる。 確証：ムハンマド。 もたらされた：原文ではやって来た。 明らかな光明：真理を明らかにする光。クルアーン。 下した：原文では前文と次の文の間に「ワ」という接続詞があり、これはその時の状況を説明する。ムハンマドが預言者としてやって来た時に一緒にアッラーはクルアーンを彼に下したということになる。またあなた方という表現により当時のクライシュ族の人々への呼びかけであると同時に読者への呼びかけにもなる。またムハンマド

があなた方の中から現れたことを示す。

175. だからアッラーを信仰し、しっかりそれ（クルアーン）に縋る者は、やがてかれからの慈悲と恩恵に浴させていただき、正しい道で、御許に導いていただろう。

信仰の順番はまずアッラーへの信仰がありクルアーンで自らを守ることによってアッラーは信者を天国へ導く。ハディース「クルアーンはアッラーの正しい道であり、太い綱である」慈悲と恩恵に浴させていただき：慈悲（天国）へ入れ、報酬とその地位を増すこと。正しい道で：1. 正しい道を彼らにお教えることで導く。2. 天国に届ける正しい道へかれらを導いた。導いていただろう：クルアーンの中での導きは2種類ある。一つは一般的な導きクルアーン「二つの道に導いた」幸福と不幸、善と悪のようにそれを示すこと。もう一つは『私達をお導いてください』と言うような場合の導き。これは導きの強化や援助で、様々な迷いや危険に晒されていることからの導き、助けとなる。

7) 両親も子供もない者の相続：176 節

176. かれらは合法的な判定につき、あなたに問うであろう。言ってやるがいい。「アッラーは、あなたがたに父母も子供もない場合、こう判定なされる。男が死んでもし子がなく、唯1人の姉か妹がある場合は、かの女は遺産の半分を継ぐ。また女が死んでもし子のない場合は、かれ（兄弟）がかの女（の遺産）を相続する。もし2人の姉妹があれば、遺産の3分の2を2人で相続する。もしまた、兄弟と姉妹があれば、男は女の2人分の分け前を得る。アッラーは誤りがないよう、あなたがたに解明なされる。アッラーは凡てのことを知り尽くされる。」

この節は11節で述べられた遺産についての規程の補足になる。ジャービルの

伝えるハディース「アッラーの使徒が私の所にやってこられた時、私は私の姉妹達（7人）に3分の1を遺言しようと思いますが？といったところ預言者はよろしい。と言われた。また私が半分では？と言いますと、またよろしいと言われた。それから出て行かれ、しばらくして戻ってこられて、『あなたがこの病で亡くなるとは思わないが、アッラーはあなたの姉妹達の相続について3分の2とすると啓示されました。』と語った。ジャービルはこの節は私のことで下されたと語った。彼には7人の姉妹がいた。また別のハディースではこの章の最初の方の節は冬に下りたので冬の節と呼ばれ後の節は夏に下りたことから夏の節と呼ばれている。

「アッラーはあなたがたの子女に就いてこう命じられる。男児には、女児の2人分と同額。もし女児のみ2人以上のときは遺産の3分の2を受ける。もし女児一人の時は、2分の1を受ける。またその両親は、かれに遺児のある場合、それぞれ遺産の6分の1を受ける。もし遺児がなく、両親がその相続者である場合は、母親はその3分の1を受ける。またもしかれに兄弟がある場合は、母親は6分の1を受ける。』（4章11節）

姉か妹がある場合：血を分けた姉妹か父方の姉妹。もし一人の娘がいる場合は、一人の姉妹なら半分。もし遺児が男なら、姉妹には相続はない。また父親がいない時も姉妹は半分。しかし父親がいれば相続はない。

かれ（兄弟）がかの女（の遺産）を相続する。：姉妹に子供も親もない場合は兄弟が相続する。この兄弟は血を分けた兄弟または父方の兄弟。母方の兄弟は6分の一。

この節から両親と子供がない者を相続するケースは4つに分けられる。

1. 姉妹が一人だけの場合：彼女は半分を受け取る。残りは親類に。いなければ彼女に戻される。2. 女性が無くなって兄弟一人の場合：かれは全てを相続する。同様に兄弟の相続も同じ。3. 2人かそれ以上の姉妹が相続する場合は3分の2まで相続する。4. 兄弟や姉妹が複数で相続する時は、男は女の2人分。

血のつながった兄弟と父方の兄弟がいる場合は血の繋がった兄弟が優先する。

2009 年 9 月 25 日発行 第 6 号

発 行 所 拓殖大学イスラーム研究所
〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14
電話 03 (3947) 9414 (代)

編集委員 柏原良英

発 行 者 藤渡辰信

印 刷 所 共信印刷(株)